

議会運営委員会の概要

1 事務局職員、執行部職員及び議会事務連絡員の紹介について

- ・ 事務局長が本委員会に出席する議会事務局職員を紹介した。
- ・ 総務部長が本委員会に出席する執行部職員を紹介した。
- ・ 議事調査課長が本委員会に出席する議会事務連絡員を、別紙「議会事務連絡員名簿」により紹介した。

2 委員会担当書記について

- ・ 議事調査課長から、資料「委員会担当者一覧」により報告があった。

3 令和 7 年度組織機構の改正について

- ・ 総務部長から、資料「令和 7 年度組織機構の改正ポイント」により報告があった。

4 本会議及び各委員会の出席要求対象者について

- ・ 議事調査課長から、資料「本会議及び各委員会出席要求対象一覧（案）」及び「特別委員会出席要求対象一覧（案）」により説明があり、そのとおり決定された。

5 その他

（１）執行部からの報告事項について

①「令和 8 年度政府の施策等に対する提案」について

- ・ みらい企画創造部長から、資料「『令和 8 年度政府の施策等に対する提案』について」により説明があった。

②水産研究所職員の公務中の死亡について

- ・ 農林水産部長から、資料「水産研究所職員の公務中における死亡事故の概要」により説明があった。

【発言概要、質疑等】

（森谷委員）県職員が亡くなった極めて重大な事案であり、お悔やみ申し上げる。このようなことは二度と起きてはならないという観点から質問する。令和 6 年度は全 21 回の潜水作業中 8 回が内規に反し一人で作業したとのことだが、4～5 年度はどうであったか。
⇒（農林水産部長）令和 4 年度は全 20 回の潜水作業中、一人作業は 1 回、5 年度は同 12 回中 1 回であった。

（森谷委員）水産研究所長及び副所長について、令和 4～6 年度の間に人事異動はあったか。

⇒（農林水産部長）当該 3 ヶ年度の間は、いずれも同じ職員が務めていた。

（森谷委員）本件で非があるとすれば、本人ではなく所長や副所長、また本庁の所管課である。本庁の所管課では、現場における状況を把握していたのか。

⇒（農林水産部長）所管課である水産振興課においては把握できていなかった。

（森谷委員）監査委員の経験などから、県では出先機関への監理が徹底されていないと感じており、その徹底を求めたいが、職員の安全管理を所管する総務部長の考えはどうか。

⇒（総務部長）こうした事故が二度と起こらぬよう、職員の身体等に危険が生じうる作業に従事する際の事故防止・安全管理体制の確保に向け、身体等に危険を伴う業務がある所属に対し、①業務の態様、②事故防止対策マニュアルの有無、③マニュアルありの場合は職員への周知状況や見直しの必要性の有無、④マニュアルなしの場合は事故発生防止に係る具体的な対策の有無について、4月8日付けで通知し、自己点検を求め、その結果の報告を取りまとめることとしている。

（森谷委員）今後、潜水業務は継続するのか否か。継続する場合はどのように進めていくのか。また、そのための人員は足りているのか。

⇒（農林水産部長）現在、海上保安庁の調査が続いており、原因究明は調査の結果を待つ必要がある。このため、当面は潜水業務の安全が確保できるまで潜水業務を中止している。その上で、潜水業務に係る規程の点検・見直しや周知徹底、緊急時の対応マニュアルの整備、場合によっては潜水業務の外部委託等により、2名1組の作業体制を確保する対応が必要になってくる。なお、水産業の振興上、水産資源の維持・増加が重要な課題となっており、海中の状況を知り、資源増加に向け研究を進める上で潜水業務は必要と考えている。安全の確保に向け、体制構築や環境づくりに努めていく。

（森谷委員）水産業が厳しい状況にある中、水産研究所は重要な機関であると承知しており、今後も期待に込めてほしい。そのためにも、人員の不足があるのであればその対応も検討しながら、後日、講じた改善策の報告をお願いする。

（吉村委員）亡くなられた職員の死因はどうか。

⇒（農林水産部長）海上保安部の発表によれば、溺死、窒息死である。

（吉村委員）窒息の原因が解明されない限り、何が問題だったのかはわからない。酸素ボンベ等の機器の不具合なのか、低体温症や心筋梗塞等によるのかなど、一人で潜水させたことが問題と言われても、ご遺族も釈然としないと思われ、原因究明が必要である。

（吉村委員）警察に通報したとのことだが、警察における対応状況はどうであったか。

⇒（農林水産部長）通報は海上保安部と警察の双方に行ったが、所管は海上保安部であることから、海上保安部が調査を行っているところである。

（吉村委員）検死は行われたのか。

⇒（農林水産部長）海上保安部において、検死を含めた調査が行われている。

（吉村委員）死因をはじめ、調査を行い、報告をお願いする。

⇒（農林水産部長）海中の事故ということで、県の調査には限界がある。海上保安部による調査結果が明らかになり次第、しっかりと対応策を検討し、実行していきたい。

（五十嵐委員）水産研究所長及び副所長は、この度の1名での潜水作業を把握していたのか。

⇒（農林水産部長）所長は承知していなかった。副所長は亡くなった職員と地上監視役との事務所内での会話を耳にしていることから、承知していたものと考えている。

（五十嵐委員）副所長は、潜水後1時間30分で連絡してきた地上監視役に対して、なぜ2時間経過時に改めて連絡するよう指示をしたのか。

⇒（農林水産部長）副所長は亡くなった職員の潜水スキルが高いことを承知していたこと、また事前に耳にした会話で、当該職員が1.5～2時間の業務と話していたことから、危機的な状況であると判断できず、2時間経過時の電話を指示したようである。

(五十嵐委員) 所長は当時挨拶回り中と聞いたが、副所長はどのような業務を行っていたのか。

⇒(農林水産部長) 研究所内で、内部業務に従事していたと聞いている。

(五十嵐委員) 会計年度任用職員の業務は補助的なものと理解しているが、今回は命に関わる重要な業務に従事していた。以前から、このような地上監視業務に従事していたのか。

⇒(農林水産部長) 当該会計年度任用職員は、令和4年度に一度、2名1組での潜水作業の補助的な作業の経験はあるが、一人での潜水の監視役的な業務は今回が初めてであったとのことである。

(五十嵐委員) 当該会計年度任用職員は相当のショックを受けたはずであり、心のケアが必要だと考えるがどうか。

⇒(農林水産部長) 4月9日及び17日に、当該会計年度任用職員を含む水産研究所の全職員にメンタルヘルスコーディネーターとの面談を行ったところであり、その結果、必要な職員に対しては、再度メンタルヘルスカケアを実施していく予定である。

(今野副委員長) 残されたご家族に対し、県としてどのような対応を考えているのか。

⇒(農林水産部長) 事故発生後の4月4日に、農林水産部長、水産振興課長及び水産研究所長がご自宅へ弔問に伺った。同7日には知事と同課長で弔問に伺い、同11日の葬儀には知事、同部長、同課長及び同所長が参列させていただき、ご両親はもとより親族の方々にとって大切な家族を奪われた言葉に尽くせない悲しみと怒りを受け止めさせていただいた。今後も、ご遺族には丁寧に説明し、誠意をもって対応していく。

<休憩 10:38～10:40>

6 次回議運開催日時

5月9日(金) 午前10時

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和 7 年 4 月 22 日（火）

午 前 10 時

1 事務局職員、執行部職員及び議会事務連絡員の紹介について

2 委員会担当書記について

3 令和 7 年度組織機構の改正について

4 本会議及び各委員会の出席要求対象者について

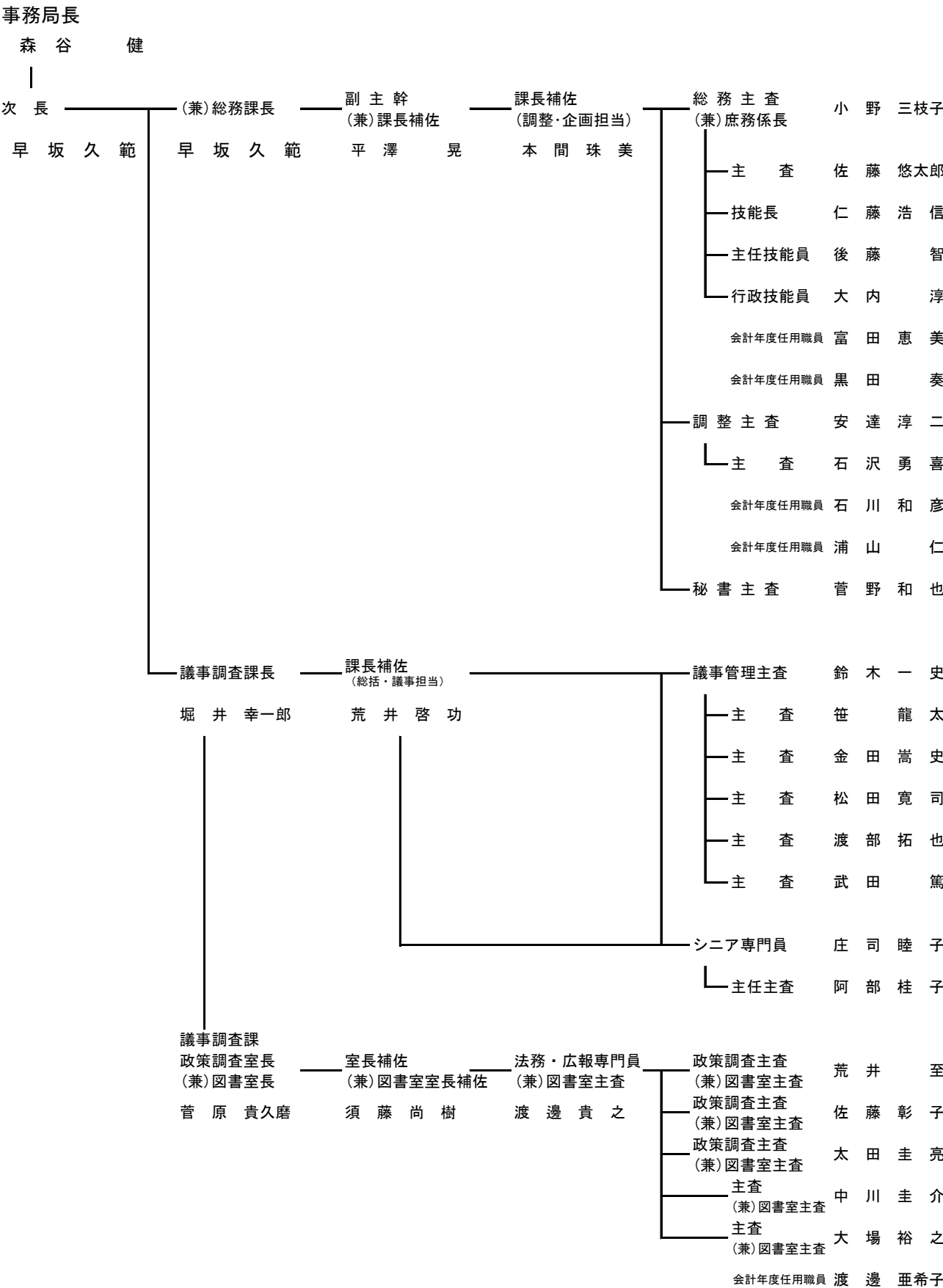
5 その他

6 次回議運開催日時

5 月 9 日（金）午前 10 時

令和 7 年度山形県議会事務局組織及び体制

(令和 7 年 4 月 1 日現在)



総務課〈事務局長含む〉	12名	(一般事務：9名、技能労務：3名)
議事調査課	18名	(一般事務：18名)
会計年度任用職員	5名	
計	35名	

議会事務連絡員名簿

(令和7年4月1日現在)

委員会名	部 局 名	課 ・ 職 名	氏 名	電話番号
	総 務 部	財 政 課 副 主 幹	秋 葉 康 樹	2048
	総 務 部	財 政 課 課 長 補 佐	林 圭 一	2047
	総 務 部	財 政 課 財 政 主 査	高 橋 圭	2147
	総 務 部	財 政 課 財 政 主 査	國 井 丈 寿	2140
	総 務 部	財 政 課 財 政 主 査	遠 藤 雄 太	2140
総 務	総 務 部	人 事 課 副 主 幹	青 山 均	2022
	みらい企画創造部	企 画 調 整 課 副 主 幹	長 澤 好 巳	3310
	防災くらし安心部	防災危機管理課 副 主 幹	白 幡 佐 敏	2195
	会 計 局	会 計 課 副 主 幹	柏 倉 麻 里	2722
	監 査 委 員 事 務 局	監 査 課 副 主 幹	安 達 清 美	2659
	人事委員会事務局	職 員 課 副 主 幹	北 浦 裕 子	2779
文教公安	教 育 局	教 育 政 策 課 副 主 幹	土 屋 大	2910
	警 察 本 部	総 務 課 総 務 調 査 官	高 橋 正 範	2926
厚生環境	環境エネルギー部	環 境 企 画 課 副 主 幹	菅 野 修 一	3365
	しあわせ子育て応援部	しあわせ子育て政策課 副 主 幹	茅 原 秀 弘	2265
	健 康 福 祉 部	健康福祉企画課 副 主 幹	増 子 竜 寛	2246
	病 院 事 業 局	県 立 病 院 課 副 主 幹	川 瀬 誠	2328
農林水産	農 林 水 産 部	農 政 企 画 課 副 主 幹	鈴 木 康 弘	2421
商工労働 観 光	産 業 労 働 部	産業創造振興課 副 主 幹	大 場 智 美	2357
	観光文化スポーツ部	観光交流拡大課 副 主 幹	木 島 一 彦	2374
	労働委員会事務局	審 査 調 整 課 副 主 幹	遠 藤 正 和	666-7763
建 設	県 土 整 備 部	管 理 課 副 主 幹	佐 藤 有 美 子	2577
	企 業 局	総 務 企 画 課 副 主 幹	遠 藤 吉 寛	2731

※ 委員会条例順 > 建制順

委員会担当者一覧

令和7年4月1日現在

常任委員会

委員会名	議事調査課		政策調査室	
総務	主査	笹 龍 太	政策調査主査	佐 藤 彰 子
文教公安	議事管理主査	鈴 木 一 史	政策調査主査	荒 井 至
厚生環境	主査	渡 部 拓 也	主査	大 場 裕 之
農林水産	主査	武 田 篤	政策調査主査	太 田 圭 亮
商工労働観光	主査	松 田 寛 司	主査	中 川 圭 介
建設	主査	金 田 嵩 史	法務・広報 専門員	渡 邊 貴 之

議会運営委員会

委員会名	議事調査課		政策調査室	
議会運営	議事調査課長	堀 井 幸一郎	政策調査室長	菅 原 貴久磨

特別委員会

委員会名	議事調査課		政策調査室	
予算 (決算)	議事調査課長	堀 井 幸一郎	政策調査室長	菅 原 貴久磨
防災減災・災害に強い 県土づくり対策	主査	渡 部 拓 也	主査	中 川 圭 介
こども支援・ 若者定着対策	主査	松 田 寛 司	政策調査主査	佐 藤 彰 子
再生可能エネルギー活用・ 地域経済活性化対策	主査	金 田 嵩 史	政策調査主査	太 田 圭 亮

世界に誇れる山形ならではの「幸せな育ち、幸せな暮らし」の実現を目指し、簡素で効率的な組織運営に向けて不断の見直しを行いながら、これまでの取組みを着実かつ継続的に推進するとともに、直面する新たな課題にも積極果敢にチャレンジするための体制を整備する。

① 持続可能な山形の創出

- 県民のウェルビーイング実現に向け、県民や市町村、各業界の声を聞きながら、移住・定住の促進や関係人口の創出拡大、若者・女性の県内定着といった各種施策をさらに実効性の高い取組みへと進化させ、県民とともに持続可能な山形を創出するため、みらい企画創造部に『いきいき山形未来企画室』を新設するとともに、『いきいき山形未来企画監(兼)次長』を配置

② 交通網の機能強化

- 米沢トンネル(仮称)の整備や米坂線の復旧、山形・庄内空港の更なる利用拡大など、本県交通網の機能強化に向けた重要施策を強力に前に進めるため、『交通機能強化・D X推進監(兼)次長』を配置（「総合発展計画・D X推進監(兼)次長」を廃止）

③ 多文化共生社会の推進

- 県民も外国人も、ともに活躍できる多文化共生社会を目指し、各部局が連携して取り組む多文化共生施策の推進役として、『多文化共生・国際交流推進課』を新設

④ ハード・ソフト両面からの防災・減災対策の強化

- 能登半島地震や昨年7月の豪雨災害等の教訓・課題を踏まえ、地域防災力の更なる充実・強化を図るため、防災危機管理課に『防災学習・防災D X推進室』を新設
- 県内で発生した自然災害により被災された県民等に対し、総合支庁と連携しながら相談対応・支援を行うための窓口として、防災危機管理課に『被災者・避難者支援室』を新設
- 豪雨災害からの早期復旧に向け、災害復旧事業を迅速かつ円滑に推進するため、最上総合支庁河川砂防課に『最上地域豪雨災害復旧対策室』、庄内総合支庁河川砂防課に『庄内地域豪雨災害復旧対策室』をそれぞれ新設

⑤ 観光を起点とした交流人口の拡大

- 旺盛なインバウンド需要を広く取り込むとともに、アウトバウンドもあわせた双方向の観光施策の推進により、観光を起点とした交流人口の拡大につなげ、地域経済の持続的な発展・活性化を図るため、『イン・アウトバウンド推進課』を新設
- 宿泊・滞在型観光につながる広域周遊を推進し、経済効果を県内各地に波及させるとともに、観光客の分散を図り、オーバーツーリズムに対応した持続可能な観光地域づくりを進めるため、イン・アウトバウンド推進課に『広域周遊推進室』を新設

⑥ 新たな農林水産業元気創造戦略の着実な推進

- やまがたフルーツ150周年を契機とし、さくらんぼを核とした県産フルーツのプロモーションを集中的に展開するため、園芸大国推進課に『やまがたフルーツ150周年推進室』を新設
- 水田を取り巻く状況の変化に的確に対応し、米の生産量の維持と全国シェアの拡大に向けた取組みを推進するため、『県産米戦略推進課』を新設

⑦ 酒田港を中心とした庄内地域の新エネルギー産業振興

- 遊佐町沖での洋上風力発電事業者の選定等を契機とし、洋上風力発電関連産業をはじめとした新たなエネルギー関連産業を振興し、酒田・庄内地域をさらに発展させるため、庄内総合支庁地域産業経済課に『庄内北部新エネ産業振興室』を新設

⑧ 新たな行革プランを踏まえた持続的な行政経営

- 新たな行財政改革推進プランの策定を踏まえ、簡素で効率的な組織機構を構築しながら、持続的な行政経営につながる人材の育成・確保に資する取組みを推進し、人口減少時代にも対応できる行政の仕組みを確立するため、『行政経営企画課』を新設

【参考：教育委員会】第7次山形県教育振興計画の着実な推進

- 局内複数課にまたがる「教育D X」及び「学力の向上」の統括役として、教育局に『教育D X推進監(兼)教育次長』及び『学力向上推進監(兼)教育次長』を新設
- デジタル技術を用いて学びのあり方を革新し、教育の質の向上を図るため、高校教育課に『教育D X推進室』を新設
- 複雑化・多様化する不登校対策の要因に対応したきめ細かな支援策を一体的に展開するため、義務教育課に『多様な学び推進室』を新設

令和 7 年度 組織機構の改正に伴う主な見直しの内容

(新設・強化 / 改称)

	令和 7 年度	令和 6 年度
総 務 部	●行政経営企画課	○働き方改革実現課
み ら い 企 画 創 造 部	◇重要プロジェクト等推進監 [次長級] ◆いきいき山形未来企画監 [次長級] ◆交通機能強化・DX推進監 [次長級]	◇重要プロジェクト等推進監 ◇総合発展計画・DX推進監
	●いきいき山形未来企画室 ●移住定住・地域活力拡大課 ●多文化共生・国際交流推進課	○移住定住・地域活力創生課 ○国際人材活躍・コンベンション誘致推進課
防 災 く ら し 安 心 部	●防災危機管理課 (防災学習・防災DX推進室) (被災者・避難者支援室)	○防災危機管理課 (復興・避難者支援室)
し あ わ せ 子 育 て 応 援 部	●こども安心保育支援課 ●こども家庭福祉課	○子ども成育支援課 ○子ども家庭福祉課
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部	○観光交流拡大課 ●イン・アウトバウンド推進課 (広域周遊推進室)	○観光交流拡大課 (観光魅力創造室) (国際観光推進室)
農 林 水 産 部	●県産米戦略推進課 ●園芸大国推進課 (やまがたフルーツ 150 周年推進室)	○園芸大国推進課
最上総合支庁	●建設部河川砂防課 (最上地域豪雨災害復旧対策室)	○建設部河川砂防課
置賜総合支庁	○総務企画部西置賜総務課	○総務企画部西置賜総務課 (県南豪雨災害復旧対策室)
庄内総合支庁	●産業経済部地域産業経済課 (庄内北部新エネ産業振興室) ●建設部河川砂防課 (庄内地域豪雨災害復旧対策室)	○産業経済部地域産業経済課 ○建設部河川砂防課
各 総 合 支 庁	●こども家庭支援課	○子ども家庭支援課
知 事 部 局 計	10 部＋会計局 ／ 68 課 1 室(21 課内室)／ 52 出先機関	10 部＋会計局 ／ 66 課(20 課内室)／ 52 出先機関

教 育 委 員 会	◆教育DX推進監 [次長級] ◆学力向上推進監 [次長級]	
	●義務教育課 (多様な学び推進室) ●高校教育課 (教育DX推進室) (高校未来創造室)	○義務教育課 ○高校教育課 (教育デジタル化推進室) (高校未来創造室)

本会議及び各委員会出席要求対象一覧（案）

令和7年4月

※ は新設、 は廃止

会 議 名	関 係 部 局	出 席 要 求 職 名
本 会 議	知 事 部 局 企 業 局 病 院 事 業 局 教 育 委 員 会 公 安 委 員 会 監 査 委 員 人 事 委 員 会 労 働 委 員 会	知事、副知事、各部長、会計管理者、財政課長 企業管理者 病院事業管理者 教育長 委員長、警察本部長 代表監査委員 委員長、事務局長 事務局長
総 務 常 任 委 員 会	総 務 部 みらい企画創造部 防災くらし安心部 会 計 局 議 会 事 務 局 監 査 委 員 人 事 委 員 会	総務部長、次長、関係課長、関係室長、関係主幹 みらい企画創造部長、重要プロジェクト等推進監、 いきいき山形未来企画監 、 交通機能強化・DX推進監 、 総合発展計画・DX推進監 、関係課長、 関係室長 、関係主幹 防災くらし安心部長、次長、関係課長、 関係室長 、関係主幹 会計管理者、次長、関係課長、関係主幹 次長 事務局長、関係課長 事務局長、関係課長
文 教 公 安 常 任 委 員 会	教 育 委 員 会 公 安 委 員 会	教育長、教育局長、 教育DX推進監 、 学力向上推進監 、 教育次長 、関係課長、関係室長、関係主幹 警察本部長、各部長、関係理事官、関係参事官、関係参事、 関係課長
厚 生 環 境 常 任 委 員 会	環境エネルギー部 しあわせ子育て応援部 健 康 福 祉 部 病 院 事 業 局	環境エネルギー部長、次長、関係課長、関係主幹 しあわせ子育て応援部長、次長、関係課長 健康福祉部長、医療統括監、次長、関係課長、関係室長、 関係主幹 病院事業管理者、病院事業局長、関係課長、関係主幹
農 林 水 産 常 任 委 員 会	農 林 水 産 部	農林水産部長、次長、技術戦略監、関係課長、関係室長、 関係主幹
商 工 労 働 観 光 常 任 委 員 会	産 業 労 働 部 観 光 文 化 ス ポー ツ 部 労 働 委 員 会	産業労働部長、次長、関係課長、関係室長、関係主幹 観光文化スポーツ部長、次長、関係課長、関係室長 事務局長、関係課長
建 設 常 任 委 員 会	県 土 整 備 部 企 業 局	県土整備部長、技術統括監、次長、関係課長、関係室長、 関係主幹 企業管理者、企業局長、 関係参事 、関係課長、関係主幹

会 議 名	関 係 部 局	出 席 要 求 職 名
議 会 運 営 委 員 会	知 事 部 局	総務部長、総務部次長、財政課長
予 算 特 別 委 員 会	知 事 部 局 企 業 局 病 院 事 業 局 教 育 委 員 会 公 安 委 員 会 監 査 委 員 人 事 委 員 会 労 働 委 員 会	知事、副知事、各部長、会計管理者、財政課長 企業管理者 病院事業管理者 教育長 警察本部長 代表監査委員 事務局長 事務局長
決 算 特 別 委 員 会	知 事 部 局 企 業 局 病 院 事 業 局 教 育 委 員 会 公 安 委 員 会 監 査 委 員 人 事 委 員 会 労 働 委 員 会	知事、副知事、各部長、会計管理者、財政課長 企業管理者 病院事業管理者 教育長 警察本部長 監査委員 事務局長 事務局長
決算特別委員会分科会		各常任委員会に同じ

特別委員会出席要求対象一覧（案）

令和7年4月

委員会名	関係部局	出席要求職名	第1委員会室
防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会 計42名	みらい企画創造部	移住定住・地域活力拡大課長 多文化共生・国際交流推進課長 総合交通政策課長 （兼）米沢トンネル(仮称)事業化・整備等推進室長 総合交通政策課 地域交通・物流対策主幹	
	防災くらし安心部	防災くらし安心部長（兼）危機管理監 防災危機管理課長（兼）被災者・避難者支援室長 防災危機管理課 防災学習・防災DX推進室長 消防救急課長 消費生活・地域安全課長 （兼）県民活動・防災ボランティア支援室長 （兼）消費生活センター所長 食品安全衛生課長 食品安全衛生課 食品・営業衛生主幹	
	環境エネルギー部	循環型社会推進課 廃棄物対策主幹	
	しあわせ子育て応援部	しあわせ子育て応援部次長	
	健康福祉部	健康福祉部医療統括監 健康福祉企画課 薬務・感染症対策主幹 医療政策課長 がん対策・健康長寿日本一推進課長 高齢者支援課長 障がい福祉課長	
	農林水産部	農林水産部長（兼）洋上風力推進監（漁業振興担当） 水産振興課長 （兼）環境エネルギー部エネルギー政策推進課 洋上風力推進主幹（漁業振興担当） 農村整備課 農村防災・災害対策主幹 森林ノミクス推進課 森林保全主幹	
	県土整備部	県土整備部長（兼）洋上風力推進監（港湾整備担当） 管理課 企画主幹 建設企画課 建設技術・DX推進主幹 都市計画課長 下水道課長 道路整備課長 道路整備課 高速道路整備推進室長 道路保全課長 河川課長 河川課 流域治水推進室長 砂防・災害対策課長 建築住宅課 建築物安全対策主幹	
	企業局	総務企画課長（兼）経営戦略推進室長 水道事業課長	

	教 育 局	教育D X推進監（兼）教育次長 学校体育保健課長
	公 安 委 員 会	参事官（兼）生活安全企画課長 交通規制課長 警備第二課長

特別委員会出席要求対象一覧（案）

令和7年4月

委員会名	関係部局	出席要求職名	第6委員会室
こども支援・ 若者定着対策 特別委員会 計 22 名	総務部	高等教育政策・学事文書課長 高等教育政策・学事文書課 東北公益文科大学公立化準備室長	
	しあわせ 子育て応援部	しあわせ子育て応援部長 しあわせ子育て政策課長 こども安心保育支援課長 こども家庭福祉課長 多様性・女性若者活躍課長	
	健康福祉部	健康福祉部次長 健康福祉企画課長 地域福祉推進課長	
	産業労働部	産業労働部次長 雇用・産業人材育成課長 雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室長	
	観光文化スポーツ部	スポーツ振興課長	
	農林水産部	農政企画課長	
	教育局	学力向上推進監（兼）教育次長 生涯教育・学習振興課長（兼）郷土愛育成室長 義務教育課長 （兼）高校教育課教育DX推進室教育DX推進主幹 義務教育課 多様な学び推進室長 特別支援教育課長 （兼）高校教育課教育DX推進室教育DX推進主幹 高校教育課長（兼）教育DX推進室長	
	公安委員会	人身安全少年課長（兼）少年サポートセンター所長	

特別委員会出席要求対象一覧（案）

令和7年4月

委員会名	関係部局	出席要求職名	
再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会 計 28 名	環境エネルギー部	環境エネルギー部長 （兼）洋上風力推進監（再エネ政策担当） 環境企画課長 （兼）カーボンニュートラル・GX戦略室長 エネルギー政策推進課長 （兼）洋上風力推進主幹（再エネ政策担当） みどり自然課長	第2委員会室
	産業労働部	産業労働部長（兼）洋上風力推進監（産業振興担当） 産業創造振興課長 （兼）スタートアップ推進室長 （兼）環境エネルギー部エネルギー政策推進課 洋上風力推進主幹（産業振興担当） 産業創造振興課 産業立地室長 産業技術イノベーション課長 （兼）次世代産業振興室長 （兼）環境エネルギー部エネルギー政策推進課 洋上風力推進主幹（産業振興担当） 産業技術イノベーション課 産業科学技術政策主幹 商業振興・経営支援課長 県産品・貿易振興課長	
	観光文化スポーツ部	観光文化スポーツ部長 観光交流拡大課長 イン・アウトバウンド推進課長 （兼）広域周遊推進室長	
	農林水産部	農林水産部次長 農業経営・所得向上推進課長 農産物販路開拓・輸出推進課長 農業技術環境課 スマート農業・技術普及推進主幹 園芸大国推進課長 （兼）やまがたフルーツ 150 周年推進室長 畜産振興課 畜産ブランド推進主幹 水産振興課 水産経営基盤強化主幹 森林ノミクス推進課長	
	県土整備部	県土整備部技術統括監（兼）次長 建設企画課長 空港港湾課長 （兼）環境エネルギー部エネルギー政策推進課 洋上風力推進主幹（港湾整備担当） 建築住宅課 住宅対策主幹	
	企業局	企業局長 電気事業課長	

「令和8年度 政府の施策等に対する提案」について

1 概要

第4次山形県総合発展計画に基づく本県の施策推進にあたり、政府の令和8年度における予算編成での対応や制度の創設・改正等が必要となる事項を各府省に提案するもの。

2 実施主体

山形県開発推進協議会

(山形県、県議会、市町村、市町村議会、産業経済団体等で構成)

3 日 程

- ・ 県議会への意見照会 4月22日(火)〔回答期限：5月9日(金)〕
- ・ 各府省に対する提案活動 6月上旬

4 提案書(案)の構成等

(1) 構成

第4次山形県総合発展計画長期構想の「政策の柱」に沿った構成とする。

(2) 提案項目数

項 目 数	令和8年度提案	令和7年度提案
新たな提案内容を含むもの	31	37
前年度から引き続き提案するもの	33	25
合 計	64	62

「令和8年度 政府の施策等に対する提案」(案) 重要項目一覧(35項目)

提案項目総数: 64 (新たな提案内容を含むもの 31 前年度から引き続き提案するもの 33)

「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を目指して

I 次代を担い地域を支える人材の育成・確保	
1 学校教育の充実	
○ 地方創生の核となる公立高等学校の存続に向けた支援制度の創設 ・自治体・学校・産業界等で丸となって存続と教育条件の改善に向けて取り組む地域に対して支援する特区的な制度の創設	文科省
2 若者の定着・回帰の促進	
○ 伝統的工芸品等産業の存続・発展のための支援強化【一部新規】 ・新規従事者が伝統的工芸品等産業を生業として自立するまでの生活の保障等、従事希望者が就業し、定着するまでの支援の創設 ・地方自治体が行う地域の実情に応じた独自の取組みに対する柔軟に活用できる財政支援の創設(新規)	経産省
○ 中小企業・小規模事業者の人手不足解消に向けた賃金向上に係る総合的な取組みの推進 ・最低賃金ランク制度の廃止及び全国一律の適用 ・最低賃金の引上げによって大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援の充実 ・中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた価格転嫁促進のため、価格交渉・転嫁が適切に行われる機運の醸成と価格転嫁を取引慣行として定着させる施策の拡充	厚労省 経産省
○ 建設産業の持続可能な発展に向けた対策の推進 ～担い手の確保と生産性の向上～ ・公共工事設計労務単価の隣接県との著しい地域差の緩和と全国統一 ・完全週休2日制に対応した公共工事設計労務単価への改善 ・除雪における業務環境や高度な技能を反映した新たな労務単価の設定 ・比較的小規模なICT工事の実態に合う積算基準への改善	農水省 国交省
3 国内外の様々な人材の呼び込み	
○ 本社機能の移転等や魅力ある雇用の場の創出に対する支援 ・首都圏等にある企業の本社機能の地方移転等に向けた、企業に対する社員寮建設費用への補助及び従業員に対する移住支援などの制度創設や地方拠点強化税制のさらなる拡充 ・若者・女性が就職先として志向する企業等の地方への集積のための設備投資等への支援や産業団地造成への財政支援	内閣府 経産省
II 競争力のある力強い農林水産業の振興・活性化	
1 やまがたの農業を支える人材の育成と基盤形成	
○ 地域農業の持続的な発展を支える新規就農者等への支援及び担い手への農地の集積・集約化の促進【一部新規】 ・新規就農者育成総合対策の支援対象の半農半X等の多様な担い手への拡充や経営発展支援事業の予算の増額(新規) ・担い手確保・経営強化支援事業における果樹や野菜の経営体の申請・採択に配慮した優先枠の新設、農地利用効率化等支援交付金も含めた予算の増額 ・農地中間管理事業の取扱件数増加に対応した予算の増額や未払金の増加に備えたリスク対策の整備	農水省

2 収益性の高い農業の展開		
○ 食料安全保障の確保と地域農業の持続的な発展に向けた水田政策の推進【新規】	農水省	- 生産現場の実態を踏まえ、先に水張りや畑地化に取り組んだ農業者との公平性を考慮した支援制度への見直し - 現行の「水田活用の直接支払交付金」の交付水準や生産資材の高騰などを踏まえた支援制度への見直し - 条件不利地域において、産地づくりを進めてきたそば等の作物の持続的な生産が可能となる支援制度への見直し 「飼料用米中心の生産体系の見直し」において、地域の取組みに与える影響を踏まえた支援制度への見直し
○ 園芸農業の持続的な発展に向けた支援		
- 物価高騰への対応として、営農継続に向けた園芸用施設・機械の再整備・改修を支援する制度の創設 - 円滑な経営継承に向けた産地生産基盤パワーアップ事業（生産基盤強化対策）における産地パワーアップ計画の産地規模の要件緩和	農水省	
Ⅲ 高い付加価値を創出する産業経済の振興・活性化		
1 IoTなどの先端技術の活用等による産業イノベーションの創出		
○ 地方における新産業や研究開発型企業を創出するための支援の強化【一部新規】	内閣官房 内閣府 経産省	- 中小企業が「受託型」から「研究開発型」へ転換するための支援を行う自治体に対する財政支援の拡充、産業技術総合研究所と公設試験研究機関等が連携した支援体制の強化と予算の拡充（新規） - 慶應義塾大学先端生命科学研究所の研究教育活動支援など地域のイノベーションに資する取組みについて支援を行う自治体等に対する財政支援 - 移転した政府関係機関が地方活性化に寄与する取組みを推進するため、安定した運営ができる制度の創設
2 地域産業の振興・活性化と中小企業等の成長・発展		
○ 中小企業・小規模事業者の事業継続と持続的発展の取組推進【一部新規】	内閣府 総務省 経産省	- 県が実施するプロフェッショナル人材事業への財政支援の継続（新規） - 政府の「地方公共団体による小規模事業者等支援推進事業費補助金」の災害救助法適用災害に係る支援の拡充 - コロナ禍で自治体が独自に実施した中小企業・小規模事業者への資金繰り支援策により生じる後年度負担に対する財政支援 - 自治体が行う「商工団体の体制維持・拡充」への地方交付税措置の強化
3 国内外からの観光・交流の拡大による地域経済の活性化		
○ 観光産業の持続的発展及びイン・アウトバウンドによる交流人口の拡大に向けた地方への支援の充実・強化【一部新規】	国交省	- インバウンドを地方に誘導するための地方観光地の魅力発信等の施策及びアウトバウンド促進に向けた海外教育旅行への支援等に係る施策のより強力な展開 - 観光業における人手不足の解消に向け、住環境整備に対する支援制度の創設やスキルアップに向けた研修など、外国人を含めた人材確保・育成のための施策の拡充 - 国際定期便が就航する空港と地方を結ぶ交通の充実及び主要観光地から県内各地を周遊する交通手段の確保など、二次交通の充実に向けた取組みへの支援の拡充（新規）
Ⅳ 県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり		
1 大規模災害への対応など危機管理機能の充実強化		
○ 被災者生活再建支援制度の充実【一部新規】	内閣府 総務省	- 被災者生活再建支援法の適用要件の見直しによる、同一災害により被害を受けた全ての市町村を一体とした支援の実施 - 近年の物価高も踏まえた支給額の増額、また豪雪地帯等の地域特性に応じた被害認定基準の見直しや国補助の拡充などの更なる支援（新規） - 県と市町村が共同で行う独自の被災者生活再建支援制度に係る特別交付税措置の市町村への対象拡大 - 高齢化の進展などを踏まえた生活再建支援に向け、災害救助法の対象外である家財や自動車の購入等に対する支援制度の創設（新規）

○ 農山漁村地域の防災・減災、強靱化に向けた支援の強化【一部新規】 ・ 防災重点農業用ため池の強靱化や農業水利施設の長寿命化・耐震化などの防災・減災対策に要する十分な予算の確保 ・ 災害時の早期復旧のため、ドローンで撮影した画像を基に作成した3次元データによる被害報告、査定設計書を効率的に作成する測量設計技術等の早期の開発・普及（新規） ・ 計画的な治山施設の設置や長寿命化対策、激甚化している松くい虫被害対策等の森林整備に要する十分な予算の確保 ・ 安全対策向上・強靱化に資する浚渫や設備の更新など、漁港機能の保全・増進対策に必要な予算の確実な措置	農水省
○ 災害からの復旧・復興に向けた支援制度の強化【新規】 ・ 県単位で甚大な被害が生じた場合における被災農業者に対する政府の支援パッケージの柔軟な発動 ・ 被災農地・農業用施設の復旧が翌年産の作付けに間に合わない場合でも収入減少を補填できる農業保険の補償内容の拡充	農水省
○ 最上川における気候変動を踏まえた治水対策の推進【一部新規】 ・ 「緊急治水対策プロジェクト」に基づく、最上川本川の河道掘削、堤防整備等の着実な推進と戸沢村蔵岡地区における集団移転への支援 ・ 気候変動による降雨量増大を踏まえた「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」への見直しと、対策の推進（新規）	国交省
○ 防災・減災、国土強靱化のさらなる推進【一部新規】 ・ 国土強靱化対策における「5か年加速化対策」を上回る事業規模の確保、雪国特有の課題や公営住宅の老朽化等に対応するための施策に対する支援の充実 ・ 令和7年度で終了が予定されている「緊急自然災害防止対策事業債」の令和8年度以降の継続 ・ 災害時における道路被災箇所等の情報を、同時に国土交通省などの関係者と共有できるシステム構築の推進（新規）	内閣官房 総務省 国交省
○ 水害・土砂災害から暮らしを守る「流域治水」の加速化・深化に向けた支援の拡充【一部新規】 ・ 河川整備と土砂災害対策等の事前防災対策の加速化に向けた、国土強靱化対策における十分な事業規模の確保 ・ 土砂災害警戒区域等の指定に対する財政支援の拡充（新規） ・ 洪水、内水等の各施設管理者が別々に所管している水害リスク情報を政府が一元化し整備・公表（新規） ・ 流域全体で発生した土砂の有効活用として、所管を超えた土砂融通の連携強化の取組みの推進（新規）	国交省
○ 雪国における強靱化の効果をさらに高める対策の拡充 ・ 道路の除排雪や除雪機械の更新等の雪対策経費に対する財政支援の拡充 ・ 冬期における安全な空港運営を行うための空港除雪機械の更新等に対する補助制度の創設 ・ 雪国特有の課題に対応する施策の国土強靱化対策への位置付けや十分な事業規模の確保 ・ 積雪寒冷地における舗装劣化のメカニズムを踏まえた、道路舗装損傷に係る災害復旧事業の採択要件の拡充	国交省
○ 事前復興に資する住宅対策の強化【新規】 ・ 公営住宅の長寿命化対策を「防災・安全交付金」の対象とし、さらには国土強靱化対策に位置づけるなどの支援の充実 ・ 空き家の除却や応急措置に対する国土強靱化としての支援や、緊急自然災害防止対策事業の対象とするなどの新たな財源の創設 ・ 旧耐震住宅の建替えや住み替えを促進するため、既存住宅の除却費を「総合支援事業」の対象とするなどの支援の拡充	国交省

2 保健・医療・福祉の連携による「健康長寿日本一」の実現	
○ 医療人材の確保と偏在是正に向けた支援の充実・強化【一部新規】 ・ 専門医資格の更新制度について、医師少数県における一定期間勤務を必須条件にするなど、地方で医師が定着するためのより実効性のある対策の実施（新規） ・ 地域医療介護総合確保基金の十分な財源の確保及び医師臨床研修費補助金の全額交付 ・ 看護職員の処遇改善や勤務環境改善に向けた実効性のある対策の充実 ・ 病院薬剤師確保に向けた実効性のある対策の実施や、地方の取組みに対する地域医療介護確保基金の優先的な活用（新規）	厚労省
○ 医療・介護DXの強化に向けた取組みの推進【新規】 ・ 医療DXの推進に必要な補助金の上限や補助率の引上げ、診療報酬への適切な反映 ・ オンライン診療に係る医薬品提供の要件緩和 ・ 患者居宅等における医療MaaS車両内での診療の実施 ・ 介護ロボットやICT機器の導入に係る国庫負担の引上げの実施	厚労省
○ 安定的な介護サービス提供のための施策の推進【一部新規】 ・ 物価高騰や賃上げに適時適切に対応できるよう、介護報酬制度への物価スライド・賃金スライド制などの仕組みの導入 ・ 外国人介護人材獲得強化事業の対象経費の拡大、補助率の引き上げなど、外国人の採用に係る費用への支援の拡充（新規） ・ 訪問介護における訪問回数要件の廃止または緩和、加算率の引き上げなど、地方の課題に配慮した支援の拡充（新規）	厚労省
○ 障がい者もいきいきと暮らせる共生社会の実現【一部新規】 ・ 物価高騰や賃上げに適時適切に対応できるよう、障害福祉サービス等報酬への物価スライド・賃金スライド制などの仕組みの導入や、地方の実情を踏まえた支援策の実施（新規） ・ 障害者支援施設入所者の高齢化を踏まえた障がい福祉制度と介護保険制度の連携を促進する施策の実施（新規） ・ 事業者が破産等により返還困難となった場合、自治体が負担することとなっている国庫返還金の免除 ・ 医療的ケア児者の家族の負担軽減を図る地方の取組みに対して、事業の実施状況に応じた十分な財政支援措置の実施	内閣府 厚労省
○ 地域住民の医療インフラである病院の経営支援強化に向けた取組みの推進 ・ 物価高騰や賃上げに適時適切に対応できるよう、診療報酬制度への物価スライド・賃金スライド制などの仕組みの導入 ・ 自治体病院の実態に即した地方財政措置の更なる拡充	総務省 厚労省
3 総合的な少子化対策の新展開	
○ 子育て費用の無償化等による子育て世帯の経済的負担の軽減 ・ 幼児教育・保育の完全無償化の実現（保育料について、無償化されていない0～2歳児まで対象を拡大）、保育所等における副食費の無償化の実現 ・ 高校生までの医療費を無償とする、全国一律の制度の創設 ・ 放課後児童クラブの利用料軽減制度の創設 ・ 不妊治療への保険適用による自己負担増加額の軽減	内閣府
○ 保育の充実と保育士の処遇改善に向けた施策等の拡充 ・ 保育士給与の全産業平均水準への引上げ及び地域間格差の是正 ・ 保育士配置基準の改善の早期実現、障がい児保育の実態に見合った保育士配置に対する財政支援の拡充 ・ 物価の動向等を踏まえた公定価格や就学前教育・保育施設整備交付金補助基準額の設定 ・ 放課後児童支援員等の更なる処遇改善、放課後児童クラブへの賃借料補助の全クラブへの適用拡大	内閣府

4 県民誰もが個性や能力を発揮し、活躍できる環境の整備		
○ 女性活躍に向けた総合的な施策展開 ・ 中小企業・小規模事業者における女性活躍の推進(女性の正社員化や女性管理職の登用拡大等)による女性の賃金向上・男女間の格差解消 ・ 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消するための具体的対応策の実施 ・ 政治・経済分野における女性の政策・方針決定過程への参画の加速 ・ 地域女性活躍推進交付金による支援の拡充・継続	内閣府 厚労省	
V 未来に向けた発展基盤となる県土の整備・活用		
1 国内外の活力を呼び込む多様で重層的な交通ネットワークの形成		
○ 国土の強靱化と交流拡大に不可欠な山形新幹線米沢トンネル(仮称)及び奥羽・羽越新幹線の早期実現 ・ 山形新幹線米沢トンネル(仮称)の整備費用への支援、高速鉄道の部分的・段階的整備手法の検討、鉄道の沿線活性化に向けた地域の取組みへの財政的支援 ・ 奥羽・羽越新幹線の整備計画策定に向けた法定手続きの着手及び新幹線関係予算の増額	内閣官房 総務省 国交省	
○ 米坂線等の災害で被災した公共交通機関である鉄道の早期全線復旧と鉄道ネットワークの維持 ・ 災害で被災した鉄道について、鉄道事業者が全線復旧に早期に取り組むよう促すことや、復旧費用への補助率嵩上げ、復旧後の運営面への支援制度創設など財政支援の拡充 ・ 鉄道ネットワークについて、政府として維持する方針を示した上での必要な支援の実施	総務省 国交省	
○ 地方空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充 ・ インバウンドの受入体制強化のため、ターミナルビルの整備・拡張への支援など、訪日誘客支援空港に対する支援制度の拡充 ・ インバウンド拡大に向けた地方部への誘客推進や、国土強靱化に向けた「防災拠点空港」の機能として必要な地方空港滑走路の2,500m以上の推進 ・ 羽田発着枠政策コンテストにより増便となっている路線の恒久化、新たにコンテスト枠が増枠される仕組みの導入	国交省	
○ 広域道路ネットワークの早期形成(横軸の整備推進) ・ ミッシングリンクの早期解消、ダブルネットワーク化によるリダンダンシーの確保、シームレスなサービスレベルが確保された高規格道路ネットワーク構築の推進 ・ 縦軸に比べ整備が遅れている横軸の事業化等の推進 ・ 高規格道路における暫定2車線区間のトンネル等への区画柵設置、スムーズな通行を確保するための対策、及び4車線化優先整備区間やスマートICの整備の推進 ・ 一般広域道路の強靱化に向けた検討と、県内の主要渋滞箇所を緩和する対策の推進 ・ 計画的・長期安定的な高規格道路等の整備・維持管理のための新たな財源の創設と必要な予算の確保	国交省	
○ 広域道路のストック効果を高め、地方創生を加速する県管理道路の整備と「橋梁の耐震化」の推進【一部新規】 ・ 新たに整備される県内の骨格をなす一般広域道路(直轄バイパス)へのアクセス道路に対する補助制度の拡充(新規) ・ 高規格道路の整備済みICへの、1次アクセス道路及びバイパス整備等の主要な2次アクセス道路に対する補助制度の拡充 ・ 緊急輸送道路や孤立の恐れがある集落へのアクセス道路等における「橋梁の耐震化」に対する補助制度の拡充 ・ 広域道路のストック効果を最大限発揮する県管理道路の整備に対する必要な予算の確保	国交省	
○ 酒田港の機能強化の推進 ・ 洋上風力発電に必要な基地港湾における係留施設の計画的な事業執行のための、必要かつ十分な予算の確保 ・ 港湾脱炭素化推進計画に位置付けられた港湾機能を高度化する取組みへの支援の強化 ・ 酒田港の航行や荷役作業の安全・安心を確保するため、港内の静穏度を向上させる防波堤整備の継続的な実施 ・ 災害時の緊急物資輸送を可能とし、再生可能エネルギー発電燃料輸入船と増加する外国クルーズ船の同時受入れも可能とする岸壁の耐震強化と大型化への着手	国交省 環境省	

2 地域の豊かな自然と地球の環境を守る持続可能な地域づくり		
○ カーボンニュートラル実現に資する地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進【新規】		経産省
・ 脱炭素ドミノの加速化に向け、先行的な取組みを横展開するための財政支援の充実 ・ 地域の再エネに由来する低炭素水素の地域内利活用の促進に向けた支援制度の拡充		環境省
3 持続可能で効率的な社会資本の維持・管理の推進		
○ 工業用水道事業への支援の充実		内閣官房
・ 工業用水道の施設強靱化を図るための補助金の予算拡充及び補助率の引上げ ・ 「国土強靱化実施中期計画」における、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を上回る事業規模の確保と、工業用水道の施設強靱化に充当する財源の充実 ・ 塩水遡上対策等、工業用水の水質保持のための施設整備を補助対象とする制度の拡充		経産省

(案)

**令和8年度
政府の施策等に対する提案**

山 形 県

目 次

「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を目指して

I 次代を担い地域を支える人材の育成・確保

(1) 学校教育の充実

- ① 地方における多様な高等教育機会の創出等
【内閣府】【総務省】【文部科学省】…………… 1
- ② 「令和の日本型学校教育」の構築のためのICTを活用した学びの推進に向けた支援の充実
【文部科学省】…………… 3
- ③ 学習環境改善・学校における働き方改革推進のための支援の充実
【文部科学省】…………… 5
- ④ 公立学校施設・設備整備に必要な財源確保及び廃校校舎等の解体に対する財政支援の充実
【総務省】【文部科学省】…………… 7
- ⑤ 地方創生の核となる公立高等学校の存続に向けた支援制度の創設
【文部科学省】…………… 9

(2) 生涯を通じた多様な学びの機会の充実

- ① 部活動の地域展開及びスポーツを通じた地域の活力維持・向上に対する支援の充実
【文部科学省】……………11

(3) 若者の定着・回帰の促進

- ① 伝統的工芸品等産業の存続・発展のための支援強化
【経済産業省】……………13
- ② 中小企業・小規模事業者の人手不足解消に向けた賃金向上に係る総合的な取り組みの推進
【厚生労働省】【経済産業省】……………15
- ③ 建設産業の持続可能な発展に向けた対策の推進 ～担い手の確保と生産性の向上～
【農林水産省】【国土交通省】……………17

(4) 国内外の様々な人材の呼び込み

- ① 地方創生の実現に向けた支援の充実強化
【内閣官房】【内閣府】【総務省】【国土交通省】……………19
- ② 外国人材受入拡大・定着促進と多文化共生社会の実現に向けた施策の推進
【内閣府】【法務省】【文部科学省】【厚生労働省】……………21
- ③ 本社機能の移転等や魅力ある雇用の場の創出に対する支援
【内閣府】【経済産業省】……………23

Ⅱ 競争力のある力強い農林水産業の振興・活性化

- (1) やまがたの農業を支える人材の育成と基盤形成
 - ① 地域農業の持続的な発展を支える新規就農者等への支援及び担い手への農地の集積・集約化の促進 【農林水産省】……………25
 - ② 農業生産基盤の強化と農業農村整備事業予算の安定確保 【農林水産省】……………27
 - ③ 持続可能な農業・農村を実現するための地域施策の強化 【農林水産省】……………29
- (2) 収益性の高い農業の展開
 - ① 食料安全保障の確保と地域農業の持続的な発展に向けた水田政策の推進 【農林水産省】……………31
 - ② 園芸農業の持続的な発展に向けた支援 【農林水産省】……………33
 - ③ 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策の強化 【農林水産省】……………35
 - ④ 農産物等の輸出拡大に向けた環境整備の促進 【農林水産省】……………37
- (3) 「やまがた森林ノミクス」の加速化
 - ① 森林（モリ）ノミクスの加速による林業・木材産業の成長産業化の促進 【農林水産省】……………39
- (4) 付加価値の高い水産業の振興
 - ① 水産業の持続的な発展に向けた支援の強化 【農林水産省】……………41

Ⅲ 高い付加価値を創出する産業経済の振興・活性化

- (1) I o Tなどの先端技術の活用等による産業イノベーションの創出
 - ① 地方における新産業や研究開発型企業を創出するための支援の強化 【内閣官房】 【内閣府】 【経済産業省】……………43
- (2) 地域産業の振興・活性化と中小企業等の成長・発展
 - ① 中小企業・小規模事業者の事業継続と持続的発展の取組推進 【内閣府】 【総務省】 【経済産業省】……………45
- (3) 国内外からの観光・交流の拡大による地域経済の活性化
 - ① 観光産業の持続的発展及びイン・アウトバウンドによる交流人口の拡大に向けた地方への支援の充実・強化 【国土交通省】……………47
 - ② 特色ある文化資源を活かした地方創生の推進 【文部科学省】……………49

Ⅳ 県民が安全・安心を実感し、総活躍できる社会づくり

(1) 大規模災害への対応など危機管理機能の充実強化

- ① 被災者生活再建支援制度の充実 【内閣府】 【総務省】51
- ② 日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化と津波防災対策に係る
財政支援の拡充 【内閣府】 【文部科学省】 【国土交通省】53
- ③ 災害対応力を強化するための男女双方等の視点による防災対策への支援
【内閣府】 【総務省】55
- ④ 消防力の充実・強化のための財政支援措置の拡充 【総務省】57
- ⑤ 農山漁村地域の防災・減災、強靱化に向けた支援の強化 【農林水産省】59
- ⑥ 災害からの復旧・復興に向けた支援制度の強化 【農林水産省】61
- ⑦ 最上川における気候変動を踏まえた治水対策の推進 【国土交通省】63
- ⑧ 防災・減災、国土強靱化のさらなる推進
【内閣官房】 【総務省】 【国土交通省】65
- ⑨ 水害・土砂災害から暮らしを守る「流域治水」の加速化・深化に向けた支援の
拡充 【国土交通省】67
- ⑩ 雪国における強靱化の効果をさらに高める対策の拡充 【国土交通省】69
- ⑪ 事前復興に資する住宅対策の強化 【国土交通省】71

(2) 暮らしの様々なリスクへの対応力の強化

- ① 消費者行政の機能強化の推進 【内閣府】73

(3) 保健・医療・福祉の連携による「健康長寿日本一」の実現

- ① 医療人材の確保と偏在是正に向けた支援の充実・強化 【厚生労働省】75
- ② 医療・介護DXの強化に向けた取組みの推進 【厚生労働省】77
- ③ 安定的で持続可能な医療保険制度の確立 【厚生労働省】79
- ④ がん対策及び移植医療の充実のための支援制度の創設 【厚生労働省】81
- ⑤ 安定的な介護サービス提供のための施策の推進 【厚生労働省】83
- ⑥ 障がい者もいきいきと暮らせる共生社会の実現 【内閣府】 【厚生労働省】85
- ⑦ 地域住民の医療インフラである病院の経営支援強化に向けた取組みの推進
【総務省】 【厚生労働省】87

(4) 総合的な少子化対策の新展開

- ① 地方の少子化対策強化に向けた支援の拡充 【内閣府】89
- ② 子育て費用の無償化等による子育て世帯の経済的負担の軽減 【内閣府】91
- ③ 保育の充実と保育士の処遇改善に向けた施策等の拡充 【内閣府】93

(5) 県民誰もが個性や能力を発揮し、活躍できる環境の整備

- ① 困難を有するこども・若者に対する支援の充実 【内閣府】95
- ② 女性活躍に向けた総合的な施策展開 【内閣府】 【厚生労働省】97

V 未来に向けた発展基盤となる県土の整備・活用

- (1) 暮らしや産業の発展基盤となるICTなど未来技術の早期実装
 - ① すべての自治体がデジタル社会の実現に取り組むための支援の充実
【デジタル庁】 【総務省】 ……99
- (2) 国内外の活力を呼び込む多様で重層的な交通ネットワークの形成
 - ① 国土の強靱化と交流拡大に不可欠な山形新幹線米沢トンネル（仮称）及び奥羽・羽越新幹線の早期実現
【内閣官房】 【総務省】 【国土交通省】 ……101
 - ② 米坂線等の災害で被災した公共交通機関である鉄道の早期全線復旧と鉄道ネットワークの維持
【総務省】 【国土交通省】 ……103
 - ③ 地方空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充
【国土交通省】 ……105
 - ④ 「交通空白」の解消等に向けた地域公共交通のリ・デザインの促進
【総務省】 【国土交通省】 ……107
 - ⑤ 広域道路ネットワークの早期形成（横軸の整備推進）
【国土交通省】 ……109
 - ⑥ 広域道路のストック効果を高め、地方創生を加速する県管理道路の整備と「橋梁の耐震化」の推進
【国土交通省】 ……111
 - ⑦ 酒田港の機能強化の推進
【国土交通省】 【環境省】 ……113
- (3) 地域の豊かな自然と地球の環境を守る持続可能な地域づくり
 - ① 飛島の「特定有人国境離島地域」への指定と地域社会の維持及び振興のための財政支援の拡充
【内閣府】 【国土交通省】 ……115
 - ② カーボンニュートラル実現に資する地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進
【経済産業省】 【環境省】 ……117
 - ③ 野生鳥獣による農作物被害防止対策への支援の拡充
【農林水産省】 ……119
- (4) 地域の特性を活かし暮らしを支える活力ある圏域の形成
 - ① 地方財政基盤の確立
【総務省】 ……121
- (5) 持続可能で効率的な社会資本の維持・管理の推進
 - ① 上下水道事業の基盤強化を促進するための支援の充実
【国土交通省】 ……123
 - ② 工業用水道事業への支援の充実
【内閣官房】 【経済産業省】 ……125

VI 災害からの復旧・復興

(1) 東日本大震災に伴う避難者支援

- ① 東日本大震災に伴う広域避難者に対する支援の継続 【復興庁】……………127

(2) 令和6年7月の大雨災害からの復旧・復興

- ① 水産業の持続的な発展に向けた支援の強化（再掲） 【農林水産省】……………41
- ② 中小企業・小規模事業者の事業継続と持続的発展の取組推進（再掲）
【内閣府】 【総務省】 【経済産業省】……………45
- ③ 被災者生活再建支援制度の充実（再掲） 【内閣府】 【総務省】……………51
- ④ 農山漁村地域の防災・減災、強靱化に向けた支援の強化（再掲）
【農林水産省】……………59
- ⑤ 災害からの復旧・復興に向けた支援制度の強化（再掲） 【農林水産省】……………61
- ⑥ 最上川における気候変動を踏まえた治水対策の推進（再掲）
【国土交通省】……………63
- ⑦ 防災・減災、国土強靱化のさらなる推進（再掲）
【内閣官房】 【総務省】 【国土交通省】……………65
- ⑧ 水害・土砂災害から暮らしを守る「流域治水」の加速化・深化に向けた支援の
拡充（再掲） 【国土交通省】……………67
- ⑨ 事前復興に資する住宅対策の強化（再掲） 【国土交通省】……………71
- ⑩ 広域道路ネットワークの早期形成（横軸の整備推進）（再掲）
【国土交通省】……………109
- ⑪ 野生鳥獣による農作物被害防止対策への支援の拡充（再掲）
【農林水産省】……………119

「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと
幸せを実感できる山形」を目指して

地方における多様な高等教育機会の創出等

【内閣府 地方創生推進事務局】【総務省 自治財政局 交付税課、財務調査課】
【文部科学省 高等教育局 大学振興課、国立大学法人支援課、私学部私学助成課】

【提案事項】 制度創設 制度改正 予算拡充

進学による若者の県外流出が多いことから、学生の東京一極集中を是正するとともに、若者の地元定着など地方創生の役割を担う地方の大学の強化、安定的運営の確保が重要であるため、

- (1) 首都圏の大学の地方への移転やサテライトキャンパスの設置等を促すよう、財政支援制度を創設すること
- (2) 地方の大学に対して、財政支援の充実及び安定的な配分を図ること
- (3) 地方の国立大学の定員増を弾力的に認めること

【提案の背景・現状】

- 政府は、若者の東京一極集中を是正するために、東京 23 区内の大学等の収容定員の増加抑制などに取り組んでいるが、2024 年における東京圏の転入超過数（日本人）は約 11.9 万人と東京一極集中に歯止めがかかっていない。
- 国立大学に対する運営費交付金は、法人化された当初に比べ減額されており、近年の円安や物価高騰等により、更に厳しい運営が続いている。
- 山形大学をはじめとする地方の大学は、若者の進学意欲に応える地元の受け皿であるとともに、地方創生に向けても、若者の地元定着や地域ニーズに対応した人材育成、地域課題解決への貢献などへの一層の取組みが期待されている。

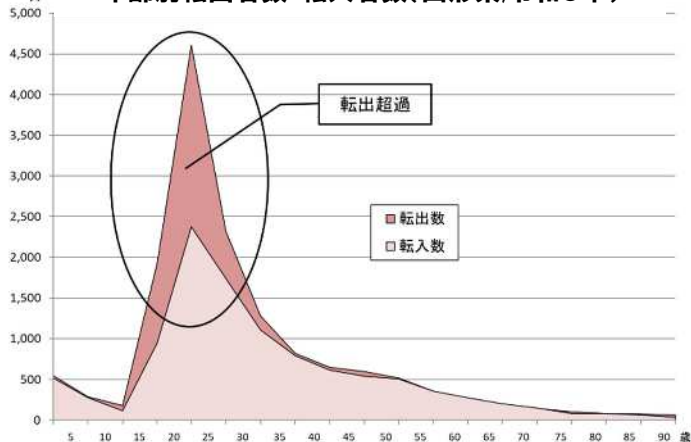
【山形県の取組み】

- 本県においては、県立保健医療大学（学部収容定員 420 人）、県立米沢栄養大学（同 168 人）、県立米沢女子短期大学（同 500 人）及び東北農林専門職大学（同 168 人）の 4 公立大学・短期大学に加え、1 国立大学、6 私立大学・短期大学が特色のある教育を展開し、企業や地域等と連携しながら、地域課題解決の中心的な役割を担う人材の育成に努めている。
- 公設民営型の東北公益文科大学について、より魅力的で特色のある大学として地域に必要とされる人材を育成するため、令和 8 年 4 月の公立化を目指し準備を進めるとともに、機能強化の検討を行っている。
- 令和 4 年度に設置された総合型地域連携プラットフォームにより、地域課題の解決と新たな価値の創出に向けた取組みが進められている。

【解決すべき課題】

- 首都圏の大学の地方移転等により、若者の東京一極集中を是正し、地方への人の流れを作るとともに、若者の地元定着を促進していく必要がある。
- サテライトキャンパス設置等に関してマッチングを支援する事業はあるものの、直接、大学や地方公共団体が財政支援を受けられるような制度はない。
- 国立大学に対する運営費交付金、公立大学に対する地方財政措置、私立大学に対する補助金の充実及び安定的な配分により、地方の大学の教育研究活動の基盤がしっかり確保される必要がある。
- 地方国立大学の定員増は、地方創生に資する魅力ある地方大学の実現のための特例的な場合に限られているが、地方の大学が社会の変化に機動的に対応していけるよう、国立大学の定員増がより弾力的に認められる必要がある。

年齢別転出者数・転入者数(山形県,令和6年)



令和6年における本県の人口移動の状況(日本人)を年齢階級別に見ると、「15～19歳」が983人(男性479人・女性504人)、「20～24歳」が2,232人(男性1,124人・女性1,108人)の転出超過となっており、高校や短期大学、大学等を卒業する年代における転出超過が顕著となっている。

総務省 住民基本台帳人口移動報告
2024年(令和6年)結果

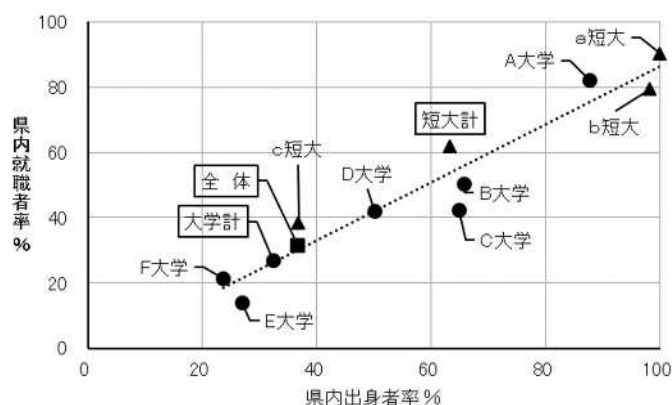
東京圏の転入超過数



令和6年における東京圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)の転入超過数(日本人)は119,337人。前年(令和5年:114,802人)より4,535人増加し、29年連続で転入超過が続いている。

総務省 住民基本台帳人口移動報告
2024年(令和6年)結果

県内出身者率と県内就職者率の関係(令和5年度卒)



山形県内の大学・短期大学における、令和5年度卒業生の県内就職者率は31.4%(対応入学年度の県内出身者率は36.6%)。大学別に分析すると、県内出身者率の高い大学・短期大学の県内就職者率が高い傾向にある。

各大学・短期大学からの聞き取りにより山形県分析

公立大学・短期大学に対する交付税措置(令和6年度)(都道府県分)

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

【単位費用】214,000円 【測定単位】高等専門学校及び大学の学生の数 【補正係数】種別補正係数
(学生一人あたり単価)

大 学 理系学部	214,000円 × 6.85 = 1,466千円
保健系学部	214,000円 × 7.83 = 1,676千円
社会科学系学部	214,000円 × 1.00 = 214千円
人文科学系学部	214,000円 × 2.04 = 437千円
家政系学部及び芸術系学部	214,000円 × 3.25 = 696千円
専門職大学(理系・芸術系)	214,000円 × 7.43 = 1,590千円
短期大学 理・工・農学・保健系学科	214,000円 × 4.14 = 886千円
文科系学科	214,000円 × 1.67 = 357千円
家政系学科及び芸術系学科	214,000円 × 2.81 = 601千円



東北公益文科大学の公立化及び機能強化に向けて、県及び庄内地域の2市3町が基本合意し、準備を進めている。

「令和の日本型学校教育」の構築のための ICTを活用した学びの推進に向けた支援の充実

【文部科学省 初等中等教育局 学校情報基盤・教材課、教科書課】

【提案事項】 予算拡充

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるため、

- (1) 特別教室等への無線LAN環境整備及び普通教室の無線LAN機器更新に係る補助金を創設すること **新規**
- (2) ICT環境の維持及び教員の支援体制充実のため「学校のICT環境整備3か年計画」の地方財政措置を拡充すること
- (3) デジタル教科書については、学校が希望する全ての教科を無償で配布すること

【提案の背景・現状】

- 場所を問わずICTを活用した学習を行うためには、無線LAN環境が必要であるが、特別教室への整備は進んでいない。また、既存の無線LAN機器の更新も必要であり、その整備・更新費は多額になる。
- ICT環境整備に係る地方財政措置が継続となったが、政府が示すICT環境水準を維持するためのネットワーク等の運用費、校内ICT機器の更新費が年々増加しており、措置額との乖離が大きくなっている。
- ICT環境整備が進み、1人1台端末を活用した授業が日常化する中、現場においては、GIGAスクール運営支援センターの対応拡充、ICT支援員の増員を求める声があるが、予算確保が困難となっている。
- 政府では令和7年度も引き続き、小学校高学年及び中学生を対象に学習者用デジタル教科書の無償配布を行うこととしているが、無償配布は外国語を含む最大2教科分に留まっている。

【山形県の取組み】

- ICT環境を生かした学習活動の充実に向け、ICT活用研修の実施や、ICTを活用した授業動画の配信などにより、教職員のスキルアップを図るとともに、市町村においては、ICT支援員を配置し、教員に対する支援を行っている。
- 令和4年度から「GIGAスクール運営支援センター」を運営しており、令和5年度からは、県及び全市町村が参画する「GIGAスクール推進協議会」を組織し、県内全ての学校現場でのICT活用を推進している。
- 各市町村では、これまで指導者用デジタル教科書の導入を進めており、学習者用デジタル教科書については、一部の市町村において、単独予算で複数教科の予算措置を行っている。

【解決すべき課題】

- 1人1台端末を効果的に活用する学習環境を整備・維持するため、無線LAN環境の確実な整備・更新のための補助金創設が必要である。
- ICT環境の維持や専門性の高い支援を安定的に提供するため、地方財政措置の拡充が必要である。
- デジタル教科書については、現在中央教育審議会では議論されている制度改正も見据えて、どの教科においても学校が無償で使用するようになる必要がある。

1 各自治体におけるICT支援員の配置状況と活用内容



ICT支援員の業務の内容	
授業関連	授業計画の作成支援、ICT機器の準備、操作支援等
校務関連	校務支援システムの操作支援、HPの作成・更新、メール斉送信等の情報発信の支援等
研修関連	研修の企画支援、準備、実施支援等
環境整備関連	日常的メンテナンス支援、ソフトウェア更新、学校や地域ネットワークセンター等のシステム保守・管理、ネットワークのトラブル対応、ヘルプデスク等

【文部科学省：ICT関係決算状況調査（H30～R4）県独自調査：ICT支援員の配置（R5～）より】

<状況>

- 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（平成30～令和6年度※当初計画を2年間延長）」に基づく地方財政措置では、4校に1人の配置を目標の水準としており、小中学校の達成率は、令和6年度で 95.8%〔配置人数76人÷目標数79.3人（参考：小中学校数317校）〕となっている。

2 本県における県立学校のICT環境整備に要するランニングコスト（事業費）

毎年度、多額の維持費や更新費等が発生し、今後も負担は継続する

（単位：千円）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ネットワーク	運用費	344,436	344,436	344,436	496,463	496,463
	更新費	-	41,800	604,078	-	-
情報教室端末		160,154	161,954	184,582	184,582	184,582
統合型校務支援システム	運用費	48,048	48,048	48,048	86,695	86,695
	更新費	-	-	161,623	-	-
GIGAスクール運営支援センター（国庫補助）		24,287 (7,670)	29,565 (8,036)	22,968 (2,444)	22,968 (2,444)	22,968 (2,444)
合計		576,925	625,803	1,365,735	790,708	790,708

※教育のICT化に向けた環境整備5か年計画による措置分を含め、本県の教育用PCの整備等に関する令和6年度基準財政需要額は179,728千円と見込まれる

（参考）本県の情報化に係る主な指標（令和6年3月現在）

指標 （全学校種）	山形県 平均値	全国 平均値
児童生徒一人当たりの 学習者用PC台数	1.1台/人	1.1台/人
普通教室の 大型提示装置（※） 整備率	83.1%	89.6%
統合型校務支援 システム整備率	90.5%	91.4%
無線LAN又は移動通信システム （LTE等）によりインターネット 接続を行う普通教室の割合	97.4%	98.3%

※プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板
「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（文部科学省）より

県立学校の普通教室 の無線LAN整備率	特別教室を含む全校舎 の無線LAN整備率
98.4%	6%（4校/64校）

※特別教室を含む全校舎の無線LAN整備率については本県調べにより算出

山形県担当部署：教育局 高校教育課 TEL：023-630-2780
義務教育課 TEL：023-630-2866

学習環境改善・学校における働き方改革推進のための 支援の充実

【文部科学省 初等中等教育局 財務課】

【提案事項】 **制度創設** **予算拡充** **制度改革**

教育課題に対応し、児童生徒の個々の能力を最大限に伸ばすとともに、教職員の働き方改革を推進するため、

- (1) 特別支援学級や複式学級に係る**学級編制の標準の緩和や見直し**を行うこと。また、**小学校における教科担任制の中・小規模校への拡充及び3年生への拡大、養護教諭の負担軽減、産休育休取得者増加への対応等のため、教職員の加配定数を一層拡充**すること
- (2) **新採教員の計画的な育成に向け、教員基礎定数を拡充**すること
- (3) **専門スタッフの十分な配置に向けた財政支援を拡充**すること。また、ICTを活用した教員の事務負担軽減のための**財政支援を創設**すること

【提案の背景・現状】

- 小学校における英語専科及び教科担任加配の活用は大規模校が中心であり、中・小規模校まで行き届いていない。また、学習内容が高度になり教科数が増え、より専門的な指導が必要となる3年生に対し、教科担任制導入が望まれている。
- 養護教諭については、発達障がいや特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加のほか、いじめや不登校の対応などにより業務が増加している。
- 学校現場では、教員の業務負担が増加し、長時間労働が深刻化している。また、教員の大量退職・大量採用により若手教員の割合が増加するとともに、若手教員の負担も増大し、若手教員の早期退職が増加傾向にある。さらに、産休育休の取得者数が増えており、代替者確保に課題がある。

【山形県の取組み】

- 少人数によるきめ細かな指導体制の構築を図るため、“教育山形「さんさん」プラン”として、小1～中3を33人以下にする少人数学級編制、小中学校の特別支援学級では学級編制の標準の6人への引下げ等を実施している。
- 小学校において教科担任制を推進するとともに、若手教員が先輩教員から学びキャリアを積むことができるよう、令和5年度から大卒の新規採用教員を教科担任（兼）学級副担任として配置するなどの取組みを行っている。
- 教員業務支援員等の専門スタッフの配置拡充を進めるとともに、県立高等学校でデジタル採点システムを導入するなど教員の負担軽減を図っている。

【解決すべき課題】

- きめ細かな配慮を行う指導支援及び安定した学校運営のため、**学級編制の標準について、緩和や見直し、教職員加配定数の更なる拡充が必要**である。
- **新規採用教員を計画的に育成していくため、負担の大きい学級担任を新規採用教員が担うことのないよう教員基礎定数の拡充が必要**である。
- 学習環境の改善や教員の働き方改革推進のため、**学校現場の実態に応じた専門スタッフの配置に係る財政支援の更なる充実と、デジタル採点システム等ICTを活用した業務負担軽減のための取組みに対する財政支援の創設が必要**である。

1 特別支援学級等の状況

学校基本調査、特別支援教育課業務調査（文部科学省）より

本県	義務教育段階の 全児童生徒数	特別支援学級で指導を 受ける児童生徒数	通常の学級で指導を 受ける児童生徒数 (通級による指導)
H25	91,809人	1,337人	1,126人
R5	73,863人	2,602人	1,698人
H25/R5	0.8倍	1.9倍	1.5倍

2 本県におけるいじめの認知件数及び不登校児童生徒数の推移

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)より

(1) いじめの認知件数

(件)

	R3	R4	R5	R4→R5 増減率
小学校	11,075	10,009	9,432	△6.1%
中学校	2,078	2,096	2,244	7.1%

(2) 不登校児童生徒数

(人)

	R3	R4	R5	R4→R5 増減率
小学校	428	685	785	14.6%
中学校	1,126	1,388	1,554	12.0%

3 本県教員の離職状況(採用5年以内)及び育休取得状況

(人)

	採用 者数	採用5年以内 の離職状況	育休取 得者数
R2	374	22	125
R3	353	30	133
R4	327	40	157
R5	344	42	191

4 本県教員の多忙化の状況と現場の声

(1) 本県教員の多忙化の状況

山形県教育委員会調査 令和6年4月～9月

	小学校	中学校	特別支援 学校	高等学校
長時間勤務者数 (80h/月超)	6人 (0.2%)	40人 (1.9%)	0人	108人 (5.9%)
月平均時間外 在校等時間	33:46	41:46	20:58	40:40

※()の%は、校種毎の調査数に占める割合

(2) 本県教員の長時間勤務の要因と現場の声

山形県教育委員会調査 令和6年4月～9月

	授業準備 教材研究	児童生徒 指導	校務分掌	部活動	会議・研修	保護者や 地域対応	その他
小学校	49.2%	0.7%	37.8%	—	2.0%	1.9%	8.4%
中学校	24.9%	2.2%	31.9%	22.1%	2.0%	2.9%	14.0%
特別支援学校	54.0%	1.5%	41.6%	—	0.5%	0.1%	2.3%
高等学校	20.8%	2.1%	35.7%	26.6%	1.2%	1.4%	12.2%
負担軽減の 解消に必要な 専門スタッフ	☐ 教員業務支援員 ☐ 教頭マネジメント支援員 ☐ 部活動指導員 ☐ スクールカウンセラー ☐ スクールソーシャルワーカー ☐ 学習指導員/別室学習指導員 ☐ 特別支援教育支援員 ☐ 医療的ケア看護職員 ☐ スクールロイヤー						

(3) デジタル採点システム利用者アンケート

システム利用により、採点時間が減少したと実感している人の割合 93%	システム利用により、採点業務の負担軽減につながっている人の割合 94%	利用者の定期考査採点時間の平均値 利用前：6時間52分 利用後：4時間32分(▲2時間20分)
---------------------------------------	--	---

山形県担当部署：教育局 教職員課 TEL：023-630-2865
義務教育課 TEL：023-630-3285

公立学校施設・設備整備に必要な財源確保及び 廃校校舎等の解体に対する財政支援の充実

【文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課】

【文部科学省 初等中等教育局 参事官（高等学校担当）付産業教育振興室】

【総務省 自治財政局 交付税課、地方債課】

【提案事項】 **予算拡充**

公立学校施設・設備整備の計画的な事業実施のため、

- (1) **必要な財源を当初予算において確保**すること
- (2) 学校統合や校舎の老朽化対策の円滑な実施に向け、文部科学省の財政支援について、**補助単価・補助上限額・補助率を引き上げる**とともに、**公立高校も補助対象に加える等**、充実を図ること
- (3) 産業教育を行っている専門高校の**設備の充実のため、産業教育設備の補助対象への追加等**、**学校施設環境改善交付金を拡充**すること
- (4) 廃校施設の速やかな解体撤去に資する**公共施設等適正管理推進事業債の令和9年度以降の継続と交付税措置要件の緩和**を図ること

【提案の背景・現状】

- 公立学校施設整備に係る政府の一般会計当初予算は近年700億円未満で推移。
- 補助単価の引上げは行われているものの、**依然として実勢単価と乖離**があり、かつ**補助上限額が据置き又は引下げられている**ため、補助額は実事業費に補助率を乗じた額よりも少なくなり、自治体の実質的な財政負担が重くなっている。
- 老朽化対策のための**長寿命化改良事業の補助率は原則1／3**で、自治体の負担が大きい。加えて、**補助がない公立高校では老朽化対策が立ち遅れている**。
- **産業教育設備への補助がないため更新できず、継続使用している実態がある**。
- 集約化・複合化に伴う廃校施設の除却には、充当する公共施設等適正管理推進事業債への交付税措置が創設されたが、**それ以外の施設の除却は、全て自治体負担**となるため、解体が進まない。

【山形県の取組み】

- 県立学校の整備は、老朽化や再編統合計画などを踏まえ計画的に進めているものの、工事費の上昇や修繕箇所数の増加により進捗が遅れている。
- 地域の産業界・大学等と連携し、より実践的・体験的な学習を進めている。

【解決すべき課題】

- 政府の補正予算の活用は、予算の繰越が前提であり、計画的な事業実施に支障が生じるため、**所要の財源を当初予算で確保することが必要**である。
- 学校統合や校舎の老朽化対策など、**公立学校の環境整備を進める必要**がある。
- 地域産業を支える職業人の育成には、旋盤など**基本的な設備はもとより、技術の高度化に対応しうる設備の充実が不可欠**であり、計画的な更新のため、**産業教育設備への補助追加等、学校施設環境改善交付金の拡充が必要**である。
- 学校跡地の有効活用を図るため、**廃校施設の早期解体に向けた交付税措置の継続と拡充が必要**である。

1 学校整備に必要な財源として当初予算での確保を要望する背景（補正予算との違い）

政府の予算区分 補助事業者の対応等	当初予算	補正予算
スケジュールや整備計画の見直し	不要	変更が生じる可能性がある
事業メニューの制限	なし	制約のある場合が多い
年度繰越し	基本的に可能	本省繰越予算の場合、原則不可

＜補正予算対応で生じた不具合の例＞ 補正予算（本省繰越予算含む）で採択され、翌年度に繰越して実施した事業が年度内に完了不可となった場合、既に繰越済みのため事故繰越以外の繰越ができず、交付金の一部が受領できなかった。

2-1 小中学校の補助単価の推移

（円/㎡ 山形県単価）

	校舎	屋内体育館
令和4年度	239,200	※ 244,400
令和5年度	263,800	※ 270,000
令和6年度	288,200	※ 295,700
令和7年度	321,700	※ 312,100

※冷房設備を設置しない場合の単価

補助単価は上昇しているが、
実勢単価とはなお乖離がある。

（円/㎡）

	補助単価	実勢単価
中学校校舎改築の例 （令和6年度当初予算で採択）	309,800	477,200

※上記の単価は改築の際の補助単価であり、
左表の補助単価に加算された額となっている。

2-2 小中学校の近年の統廃合状況、今後の予定

	小学校	中学校
令和元年度	米沢市(25→24校)、山辺町(4→3校)、 最上町(5→4校)	米沢市(10→8校)
令和2年度	米沢市(24→23校)、尾花沢市(6→5校)、 南陽市(8→7校)、最上町(4→2校)	米沢市(8→7校)、尾花沢市(3→2校)
令和3年度	米沢市(23→18校)、 新庄市(6→4校)、 寒河江市(10→9校)、山辺町(3→2校)、 戸沢村(1→0校)	新庄市(中学校 4→3校、義務教育学校 1 →2校)、山辺町(2→1校)、 戸沢村(中学校 1→0校、義務教育学校 0 →1校)
令和4年度	酒田市(23→22校)、上山市(5→4校)、 金山町(3→1校)	
令和5年度	米沢市(18→15校)、遊佐町(5→1校)	
令和6年度	川西町(6→5校)	
令和7年度以降	12市町で統廃合予定または検討中	

3 更新が必要な教育設備

産業高校からの設備更新等の要望総額
（令和6年度） 277,974千円

4 解体が必要な廃校施設

県内の未利用廃校施設(R6.5.1現在)
39施設（小学校26、中学校10、高校3）

【事例】地域産業の担い手の育成には、
産業高校の施設・設備の充実が不可欠。

S50年製の
老朽化した
製材機・製材台車

（更新経費
約5,600万円）



【事例】利活用が見込めず、予算の制約上
解体にも着手できずにいる廃校施設

H25年度に
閉校した
小学校



地方創生の核となる公立高等学校の 存続に向けた支援制度の創設

【文部科学省 初等中等教育局 参事官（高等学校担当）、財務課】

【提案事項】 **制度創設**

子どもの育ちを支える基盤であり地方創生の核となる公立高等学校は、特に過疎地域において、入学者の減少から小規模化し、多様な学びの充足が厳しい状況に置かれている。また近年では、目の行き届いた少人数指導を実践するなど、特別な支援を要する生徒等の受け皿としての役割も期待されている。

適正規模・適正配置の観点から学校の再編統合を進める一方で、過疎地域の教育機会の維持、多様な教育ニーズへの対応等のため、地域の持続的な発展を担う小規模校は一定程度存続させる必要がある。こうしたことから、**自治体・学校・産業界等で一丸となって存続と教育条件の改善に向けて取り組む地域に対し、総合的に支援する特区的な制度を創設すること**

＜必要な支援の例＞

- ・ 小規模校の教育の改善に向けた**教員基礎定数等の拡充**、地域と一体となった魅力ある学校づくりへの取組みのための**教員特別枠の設定**や**コーディネーターの配置**
- ・ グローカルな視点を持って地域課題の解決ができる人材育成につながる**柔軟な教育課程の編成**
- ・ グローバル化を見据えた遠隔・オンライン授業のための**デジタル教育環境の構築**
- ・ 全国や海外からの留学生を見据えた**住環境など受入れ環境の整備**

【提案の背景・現状】

- 過疎地域の小規模公立高校は、地方創生の核として、地域を支える人材を育成する役割があり、地元自治体・産業界等から存続を強く求められている。
- 小規模校は**教職員数が少なく、開設科目数も限定的であり、生徒の多様な進路のニーズに応えることができないことに加え、部活動数も限られるなど、多様な学びや経験を提供することが困難**になっている。
- 中教審の「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」では、少子化が加速する地域における高校教育の在り方として、**遠隔授業や学校間連携等による学びの機会充実、学校の特色化・魅力化、地域社会との連携・協働等が必要**と提言している。
- **高校無償化**に関する3党合意（自由民主党・公明党・日本維新の会、R7.2月）において、影響が見込まれる**公立高校などへの支援の拡充**が示されている。

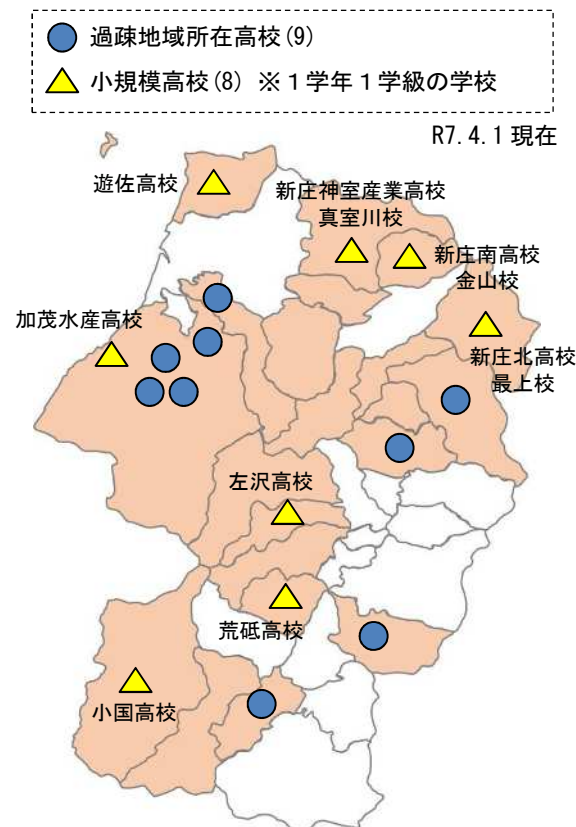
【山形県の取組み】

- 1学年当たり1学級の小規模校では、**学校魅力化に係る地域連携協議会を設置し、自治体との連携のもとで魅力化・活性化に向けた取組みを展開**している。
- 多様な教科・科目開設など学習内容の充実を図るため、**遠隔授業の試行・研究や、小規模校同士で連携した探究型の学習を実施**している。
- 多様な価値観の交流による教育効果や、学校・地域の活性化が期待できる**県外生受入れの拡大に向け、学校見学バスツアーの実施など魅力発信に取り組んでいる**。

【解決すべき課題】

- 公立高校が地方創生の核として、地域を支える人材の育成に向け、**持続的に学校を運営するために、抜本的な支援が必要**である。

1 過疎地域の高校（着色部は過疎地域）



小規模高校は全て過疎地域に点在

3 小規模高校における具体的取組み

【小国高校の例】

■魅力化に係る地域連携協議会等の取組み

- ・ 教員退職者等による進学者向けの学習支援
- ・ 米国短期留学への経済的支援
- ・ 県外からの受入れ生徒への就学、生活支援
→ 町有施設を活用した学生寮の提供 など

■小規模高校同士を結んだ探究型学習



県内外の小規模校との連携



「全国小規模校サミット」主催

地域の多様な主体や他校との連携により
効果的な学習を展開

2 学校規模による教育環境の比較（普通科の例）

	小規模高校	中規模高校
クラス数/学年	1クラス	5クラス
教諭数	8人	42人
科目数	36科目	57科目

（地理歴史の例）

○選択可 ×選択不可

	小規模高校 (1クラス)	中規模高校 (5クラス)
地理総合	○	○
地理探究	×	○
歴史総合	○	○
日本史探究	×	○
世界史探究	×	○

小規模高校では、

- 教員一人当たり 4.5 科目を担当
(中規模校は 1.4 科目)
- 科目の選択肢がかなり限定

（参考）志願者数の推移

	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小国	22	24	16	29 (7)	27 (5)	22 (6)	20 (6)
遊佐	18	35 (5)	21 (2)	24 (7)	25 (9)	18 (8)	32 (6)

※カッコ内は県外志願者受入れ数(内数)

【遊佐高校の例】

■魅力化に係る地域連携協議会等の取組み

- ・ 新入生に対する就学支援金の給付
- ・ 通学支援(冬期の貸切タクシーの運行等)
- ・ 県外からの受入れ生徒への就学、生活支援
→ 志願者確保に向けた町・高校体験プログラムの実施、県外生用住宅の整備 など

■自治体・産業界等との連携によるデュアル実践

- ・ 地元企業での長期インターンシップなど、町内をフィールドとした実践的なキャリア教育の展開
→ 生徒の職業観・勤労観の育成、企業の人材確保、若者の地元定着につなげる



インターンシップ



成果発表会

部活動の地域展開及び スポーツを通じた地域の活力維持・向上に対する支援の充実

【文部科学省 スポーツ庁 政策課、地域スポーツ課、競技スポーツ課】

【文部科学省 文化庁 参事官（芸術文化担当）】

【提案事項】**予算拡充**

地方において、スポーツ機会の創出や環境整備により地域スポーツを振興するとともに、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成を推進するため、

(1) 部活動の地域展開と地域クラブ活動の充実を図るため、**クラブの体制整備等に係る財政支援を継続**すること。特に、**地域展開を積極的に進める自治体には、優先的に支援**すること

(2) 公共スポーツ施設の整備・改修について、**助成要件の緩和や補助率・助成限度額の引上げ等の財政支援を拡充**すること

(3) 郷土愛を育みながらの**ジュニアアスリートの競技力向上及び地域に根差した指導者の育成・確保等の地方の取組みに係る財政支援**を行うこと

【提案の背景・現状】

- 部活動改革を進めるにあたっては、クラブ運営スタッフの人材確保、出退勤等のマネジメント業務にかかる負担、市町村での広域連携が大きな課題となっている。また、平日の地域展開の実証・取組みに伴う、新たな課題も懸念される。
- 活動の基盤となる公共スポーツ施設は、**老朽化が進んでいる状況**も見られており、**安全・安心の確保に向けて、早期の改修等の対応が必要**となっている。
- **本県出身選手の国際大会等での活躍は、本県の子どもや若者に勇気と希望を与える存在**になっている。一方、本県で発掘・育成したジュニアアスリートの中には、指導者や対戦機会等に恵まれた競技環境を求め、中高への進学を機に県外に流出する選手がいる。

【山形県の取組み】

- アドバイザーを3名配置し、ワークショップの開催や市町村個別の相談対応等、市町村を主体とする部活動の地域展開が具体的に進むよう取組んでいる。
- 本県の公共スポーツ施設は老朽化が進行しており、**練習環境及び大会開催施設の維持のため、県では市町村による一定の施設改修に助成**している。
- 「山形県スポーツタレント発掘事業」において**ジュニアアスリートの発掘・育成に取り組み、修了生から日本代表に選出される等の成果が出始めている**。また、中高生の一貫した強化体制の構築を目指す県内の競技団体へ支援を行っている。

【解決すべき課題】

- 「改革実行期間」において、休日に加え平日の地域展開の実証・取組みを推進するためには、**出退勤や報酬、施設利用等のマネジメント業務を一元化し負担軽減を図るシステム整備や、生徒の移動手段等への一層の財政支援が必要**である。
- スポーツを通じた活力ある地域社会の実現には、**活動の拠点となる公共スポーツ施設の老朽化や夏季における猛暑など気候変動への対応が必要**である。
- 地方における選手育成が指導者育成・確保の好循環に資するよう、心身ともに大きく成長する時期にある**ジュニアアスリート**を、郷土愛を育みながら**良好な競技環境で育成する必要がある**。

1 休日の部活動の地域展開に係る市町村の取組み状況と課題

令和6年度は、休日の部活動の地域展開が昨年度に比べ224部増加し、5割以上の中学校部活動で取組みが進んでおり、全市町村において積極的に部活動改革を進めている。改革を推進するにあたっては、市町村を超えたクラブ活動に参加するための移動手段や、指導者の人材不足等かねてからの課題の他に、クラブのマネジメントを行う人材の確保、マネジメント業務の負担軽減等、新たな課題が見えてきた。

(1) 休日の地域展開に取り組んでいる部活動数

	部活動総数	R6年度	割合
運動部	943部	533部	57%
文化部	187部	79部	42%
合計	1,130部	612部	54%

※県内35市町村R6調

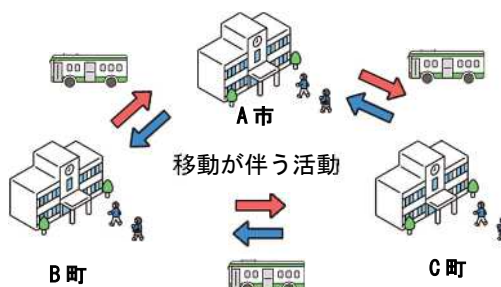


※施設管理、施設利用者申請等を一元管理し、マネジメント業務の負担軽減を図るためシステムの導入が必要

(2) 市町村が抱える課題

	課題があると回答した市町村	全市町村数に対する割合
クラブの体制整備（運営者・指導者の確保、施設予約調整管理等）	21	60%
財源の確保	25	71%
広域連携	17	49%

※県内35市町村R6調



※広域調整をし、拠点となるクラブへ他市町村から参加するためには、バス利用が必要

2 本県の公共スポーツ施設の状況

本県の公共スポーツ施設の



- ・本県の公共スポーツ施設は、本県開催の平成4年の国体に向け設置された施設が多く、全体の1/3の施設が建築から31～40年経過している。
- ・70%超の施設が建築から30年超経過している。

(R6公立社会体育施設状況等調査)

3 次世代トップアスリートの発掘・育成・強化

山形県スポーツタレント発掘事業

平成21年度から事業開始



- ・YAMAGATA ドリームキッズ在籍・修了生429名(R6現在)
- ・ジュニア期の日本代表として延べ34名を輩出した他、R6年に日本代表に2名が選出
- ・県内で就職後、指導者として競技に関わっている修了生もいる。

拠点クラブ型ジュニア強化事業

令和4年度から事業開始



- ・県内競技団体による、強化拠点での中高生を対象とした一貫指導の様子(本県山岳連盟によるスポーツライミングの強化練習の取組み)

山形県担当部署：教育局

観光文化スポーツ部

学校体育保健課

義務教育課

スポーツ振興課

TEL：023-630-2663

TEL：023-630-2866

TEL：023-630-2283

伝統的工芸品等産業の存続・発展のための支援強化

【経済産業省 商務・サービスグループ 文化創造産業課 伝統的工芸品産業室】

【提案事項】 制度創設

地域の風土や歴史の中で育まれ、時代を超えて受け継がれてきた伝統的工芸品や地域の産物を活用した地場産品（以下「伝統的工芸品等」）は、世界に誇る日本の文化であり、伝統である。しかしながら、人口減少等に伴う市場縮小による生産額・従事者数の減少や、従事者の高齢化や後継者不足等により、多くの伝統的工芸品等産業が存続の危機にあるため、

- (1) 新規従事者が伝統的工芸品等産業を生業として自立するまでの生活の保障等、従事希望者が就業し、定着するまでの支援を創設すること
- (2) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく支援制度について、地方自治体が行う地域の実情に応じた独自の取組みに対して、柔軟に活用できる財政支援を創設すること

新規

【提案の背景・現状】

- 本県の伝統的工芸品等産業においては、従事者が5名以下の小規模な事業者が7割以上を占め、また、代表者は70代が最も多く高齢化が進んでいる。さらに、既に後継者がいないとする産業が3割を占めている上、経営上、新規従事者が独立立ちするまでの間、雇用する余力のない事業者が多い。
- 振興計画に基づき製造協同組合が活用できる伝統的工芸品産業支援補助金による支援は、単年度事業かつ年度によって採択の有無もあることから、断続的・局所的なものとなっている。

【山形県の取組み】

- 伝統的工芸品等産業に対し、独自に産地組合等が行う国内外への販路開拓や後継者育成に対する補助を行っている。
- 販路開拓に向けた専門家派遣や、輸出拡大に向け、現地プロモーション、バイヤーの招へい、商談会の開催、テストマーケティング等を実施している。
- 後継者確保の取組みとして、学生等を対象とした就業体験プログラムを実施するとともに、一定の期間、収入を得ながらの技術習得が可能となるよう、新たな担い手の生活基盤を支える奨励金等を3年間支給している。

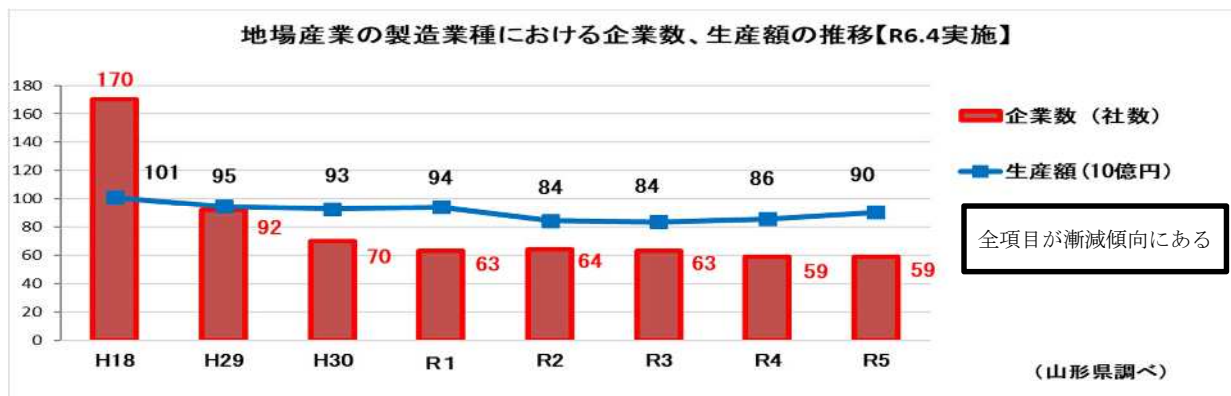
【解決すべき課題】

- 伝統的技術・技法を守り伝え、産業として維持していくためには、従事希望者の確保・育成から定着に至るまでの一貫した支援が必要である。
- 特に経済産業大臣が指定する伝統的工芸品産業については、その趣旨に鑑み、経営基盤を強化し生産振興を図るため、経営指導、後継者育成、商品開発、販路開拓等に対し、継続的かつ一貫した総合的な伴走支援が必要である。

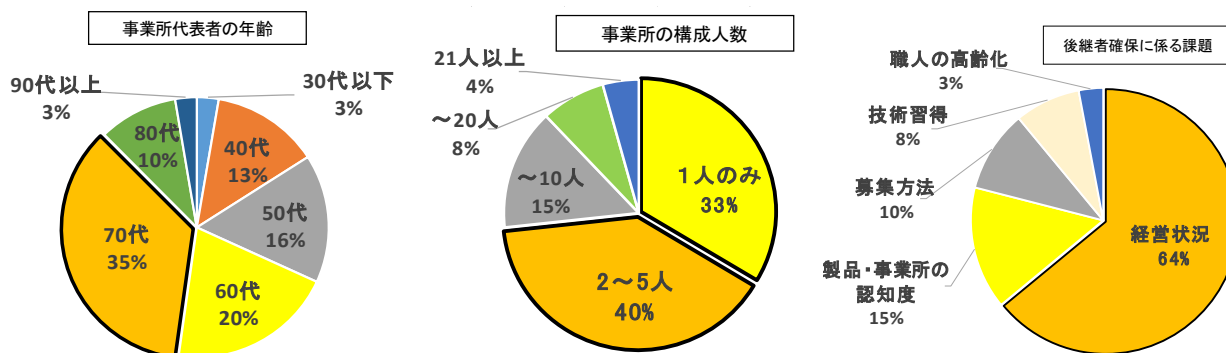
＜本県伝統的工芸品等産業の概況（山形県調べ）＞

○地場産業の製造業種における企業数、生産額の推移【R6.4実施】

（経年比較可能な地場産業の製造業種6業種（将棋駒製造、建具製造等）を抜粋）



○伝統的工芸品等産業の事業所の現況【R5.6実施】（67産業（132事業所）を聞き取り）



＜就業体験プログラム（R4～）＞

参加者：全国の美術系大学の学生等
内容：就業体験、移住相談会等
※ R4～5の参加者2名が実際に入職



＜新規従事者への奨励金（R6～）＞

支給額：月額10万円（最大3年間）
※ 奨励金に加え、米、味噌、醤油の食糧支援、住居費支援も実施

【置賜紬（R4～5）機織り体験 藍染体験】

＜山形県の伝統的工芸品＞



てんどうしょうぎこま
【天童将棋駒】



やまがたぶつだん
【山形仏壇】



うえつ
【羽越しな布】



やまがたいもの
【山形鋳物】



おいたまつむぎ
【置賜紬】



※県内の産地組合における伝統的工芸品産業支援補助金の採択状況（直近5年間）

	A組合	B組合
R2	未申請	採択
R3	不採択	採択
R4	不採択	不採択
R5	不採択	採択
R6	採択	未申請

中小企業・小規模事業者の人手不足解消に向けた 賃金向上に係る総合的な取組みの推進

【厚生労働省 労働基準局 賃金課】【経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課】

【提案事項】 **制度改正** **予算拡充**

地方からの人口流出の大きな要因は賃金の地域間格差であることから、地方への若者の定着・回帰を促進し、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の人手不足解消を図り、事業の持続的発展を後押しするため、

- (1) 最低賃金ランク制度を廃止し、諸外国と同様に全国一律の適用を行うこと
- (2) 最低賃金引上げによって大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援の充実に図ること
- (3) 中小企業・小規模事業者は、「下請構造」の中で賃上げを実現するために必要な価格転嫁が難しい状況にあることから、価格交渉・転嫁が適切に行われる機運を醸成するとともに、最終消費者への理解促進や価格転嫁を取引慣行として定着させる施策を拡充すること

【提案の背景・現状】

- 住民基本台帳人口移動報告（2024 年）によると、高校や大学等の卒業や就職を迎える若者の転出超過が目立っている。若者の県外流出を抑制し、県内定着を促進するためには、賃金向上は重要な要素の一つとなっている。
- 令和 6 年度の最低賃金において、最上位の東京都と最下位の県の差は 212 円、本県と東京都との差は 208 円あり、地域間格差が大きい。
- 米国、ドイツ、韓国等、海外においては最低賃金が全国又は職業別で一律である国がほとんどである。
- 労務費は原材料費と比較して価格転嫁が進んでおらず、賃上げ実現の妨げとなっている。

【山形県の取組み】

- 平成 29 年度に全国に先駆けて、キャリアアップ助成金に上乗せ支給する奨励金を創設し、年々、対象年齢を拡大しながら、非正規雇用労働者の所得向上及び正社員化の取組みを支援してきた。
- 令和 3 年度から、県独自に事業者向けの支援金を創設し、要件を拡充しながら非正規雇用労働者の賃金向上及び正社員化を図っている。
- 令和 6 年 10 月に「価格転嫁の円滑化に向けた連絡協議会」を組織化し、会議を開催するとともに、12 月には事業者及び支援者向けセミナーを開催した。また、「パートナーシップ構築宣言」を行ったうえで公表をしていることを、県の一部の補助金の申請要件とした。

【解決すべき課題】

- 都市部と地方の所得格差の拡大は、地方の人口流出を招き、また、地方への就労を阻害する要因となることから、最低賃金については、ランク制度を廃止し、全国一律の適用を行い、都市部と地方との格差を是正することが必要である。

- 中小・小規模事業者の積極的な賃上げを後押しするため、賃上げを図る企業に対する支援制度の更なる充実を図る必要がある。
- 労務費は原材料費と比較し価格転嫁が進んでいないことから、労務費への価格転嫁を推進するための機運醸成及び環境整備が必要である。

○本県の若者（15歳～29歳）の転入転出の状況

		(人)		
		県外転入	県外転出	増減数
総数		10,782	15,920	△ 5,138
若年層 (15～29歳)	男	2,809	5,065	△ 2,256
	女	2,254	4,289	△ 2,035

出典「住民基本台帳人口移動報告（2024年）」（総務省）

○最低賃金額の推移

		R2	R3	R4	R5	R6
最低賃金	最高額（東京都）	1,013円	1,041円	1,072円	1,113円	1,163円
	加重平均	902円	930円	961円	1,004円	1,055円
	山形県	793円	822円	854円	900円	955円
	最低額	792円	820円	853円	893円	951円
東京都と本県の差		220円	219円	218円	213円	208円
東京都と最低額の差		221円	221円	219円	220円	212円

価格転嫁の円滑化に向けた取組み

○価格転嫁の状況（R7.2時点）

	原材料費	労務費
転嫁率	44.6%	29.7%

出典「企業受注動向調査」（山形県）

○価格転嫁の円滑化に向けた連絡協議会
(R6.10.28)



○価格転嫁促進セミナー（R6.12.12,13）



○令和6年度最低賃金全国ランキング

(単位:円)

都道府県名	R6最低賃金時間額	R5最低賃金時間額	引上げ額	目安額との差	ランク
東京	1,163	1,113	50	0	A
神奈川	1,162	1,112	50	0	A
大阪	1,114	1,064	50	0	A
埼玉	1,078	1,028	50	0	A
愛知	1,077	1,027	50	0	A
千葉	1,076	1,026	50	0	A
京都	1,058	1,008	50	0	B
兵庫	1,052	1,001	51	1	B
静岡	1,034	984	50	0	B
三重	1,023	973	50	0	B
広島	1,020	970	50	0	B
滋賀	1,017	967	50	0	B
北海道	1,010	960	50	0	B
茨城	1,005	953	52	2	B
栃木	1,004	954	50	0	B
岐阜	1,001	950	51	1	B
富山	998	948	50	0	B
長野	998	948	50	0	B
福岡	992	941	212円	1	B
山梨	988	938	50	0	B
奈良	986	936	50	0	B
群馬	985	935	50	0	B
新潟	985	931	54	4	B
石川	984	933	51	1	B
福井	984	931	53	3	B
岡山	982	932	50	0	B
和歌山	980	929	51	1	B
徳島	980	896	84	34	B
山口	979	928	51	1	B
宮城	973	923	50	0	B
香川	970	918	52	2	B
島根	962	904	58	8	B
鳥取	957	900	57	7	C
愛媛	956	897	59	9	B
佐賀	956	900	56	6	C
山形	955	900	55	5	C
福島	955	900	55	5	B
大分	954	899	55	5	C
青森	953	898	55	5	C
長崎	953	898	55	5	C
鹿児島	953	897	56	6	C
岩手	952	893	59	9	C
高知	952	897	55	5	C
熊本	952	898	54	4	C
宮崎	952	897	55	5	C
沖縄	952	896	56	6	C
秋田	951	897	54	4	C
全国加重平均額	1,055	1,004	51	-	-

出典「地域別最低賃金の全国一覧」（厚生労働省）

山形県担当部署：産業労働部 商業振興・経営支援課
雇用・産業人材育成課

TEL：023-630-2393
TEL：023-630-2379

建設産業の持続可能な発展に向けた対策の推進 ～ 担い手の確保と生産性の向上 ～

【農林水産省 農村振興局 設計課】【国土交通省 大臣官房 技術調査課】
【国土交通省 不動産・建設経済局 大臣官房参事官(建設人材、資材)、建設業課】
【国土交通省 道路局 環境安全・防災課】

【提案事項】 **制度改革**

地域建設業は、特に雪国において社会資本の整備を担うだけでなく、道路除雪や自然災害への対応等、**人々の暮らしに不可欠な産業**である。

担い手を確保し地域建設業が持続可能な産業となるためには、**賃金の改善**に加え、令和6年4月から建設業にも適用された時間外労働の上限規制も踏まえ、**建設DX等の生産性向上や働き方改革**に繋がる取組みを一層推進し、**4K(給与・休暇・希望・カッコいい)**を実現していくことが重要であることから、

- (1) 公共工事に従事する労働者の県外流出を抑制するため、**公共工事設計労務単価について、隣接県との著しい地域差を緩和**すること。さらには、**全国統一を進めること**
- (2) 完全週休2日制に対応した**公共工事設計労務単価へ改善**を図ること
- (3) 除雪オペレーターを十分に確保できるよう、除雪における**業務環境や高度な技能を反映した新たな労務単価を設定**すること
- (4) 中小建設業者がICT活用工事に積極的に取り組めるよう、比較的小規模なICT工事における**経費の積算基準を実態に合うよう改善**すること

【提案の背景・現状】

- 令和6年7月の大雨を受け、数多くの災害復旧工事を推進している中で、隣接する宮城県との間の、令和7年度の**設計労務単価(主要12職種平均)**は、**2,525円と大きな地域差があり、労働者の流出による人手不足が懸念**される。
- 設計労務単価の補正で週休2日に対応しているが、時間外労働の上限規制適用を受けて、**完全週休2日を前提とした設計労務単価への転換**が必要である。
- 除雪オペレーターは、高度な機械操作が必要、かつ、土日・昼夜を問わない過酷な業務環境などから**深刻な担い手不足**となっており、冬期における県民の生活を守る**除雪体制の維持が危機的な状況**となっている。
- ICT活用工事の積算基準では、3次元出来形管理及び3次元データ納品費用が経費に計上されるが、比較的小規模な工事の場合、実際の費用に対して安価な積算となるため、**ICT活用工事が増加しない要因の一つ**となっている。

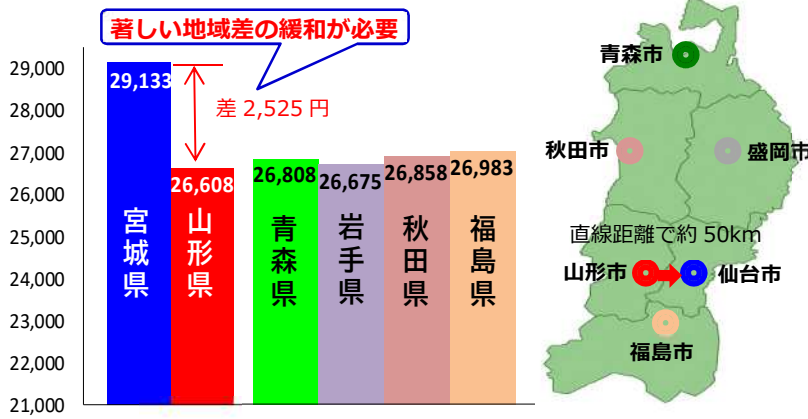
【山形県の取組み】

- 県と業界が協力し、公共工事に従事する労働者の待遇改善に取り組んでいる。
- 原則、全ての工事を週休2日で発注し、働き方改革の促進に努めている。
- 除雪オペレーターに対する「免許取得に要する費用の助成」及び「長期継続者への表彰」等を行い、担い手確保や意欲向上に努めている。
- ICT活用工事試行要領を定め、発注工事の拡大に努めているほか、発注者・受注者双方が参加する技術講習会を開催する等、技術者の育成にも努めている。

【解決すべき課題】

- 同一地域内の設計労務単価に地域差があることが、より賃金が高い地域へ人材が流出することに繋がっているため、**著しい地域差を緩和する必要がある**。
- ICT活用工事などの建設DXの取組みが国と同様に地方自治体でも促進されるよう、**小規模工事の実態に対応する積算基準への改善が必要**である。

❖ 公共工事設計労務単価



○山形県と宮城県の県庁所在地である山形市と仙台市は、県境を挟んで隣接し、経済的な結びつきも強く、通勤圏内となっている。

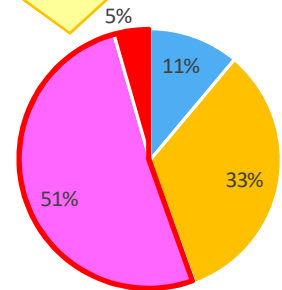
○山形県と東北各県の設計労務単価を比較すると宮城県との地域差が突出して大きくなっている。

令和 7 年度 公共工事設計労務単価の東北地方における地域差 (主要 12 職種の平均)

❖ 除雪オペレーターの高度な技術と担い手確保の状況



除雪業者の約 6 割が 3 年先の除雪オペレーターの確保に不安を抱えている

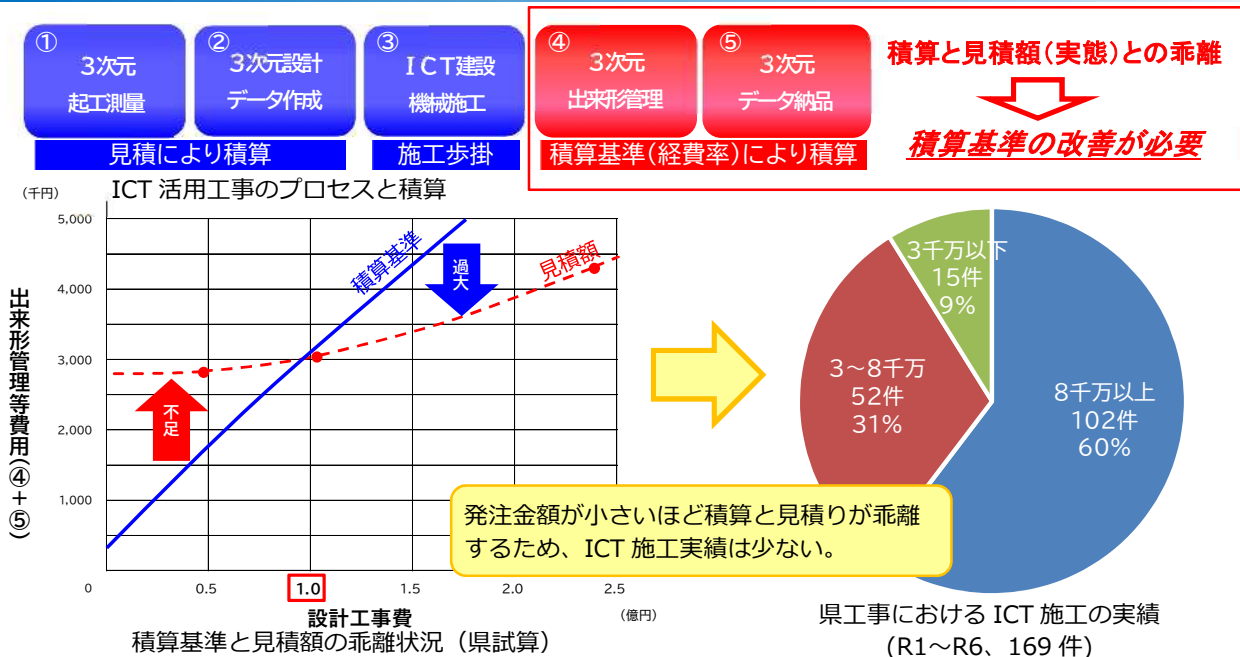


1. 6 年以上確保可能
2. 4~5 年後までは確保可能
3. 2~3 年後まで確保可能
4. 1 年後まで確保可能

R5 年度山形県道路除雪業務委託業者アンケート結果より

除雪のオペレーターには機械操作等に非常に高度な技術が求められる

❖ ICT 活用工事の積算と受注企業の状況



山形県担当部署：県土整備部 建設企画課
農林水産部 農村整備課
県土整備部 道路保全課

TEL：023-630-2653
TEL：023-630-2510
TEL：023-630-2904

地方創生の実現に向けた支援の充実強化

【内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局】【内閣府 地方創生推進事務局】
【総務省自治行政局 地域自立応援課】 【国土交通省国土政策局 地方政策課】

【提案事項】 制度改正 制度継続 予算拡充

東京一極集中を是正し、付加価値創出型の新しい地方経済を創出していくためには、地方への人の流れ、特に、若者・女性の地方への回帰・定着を加速させていくことが必要であることから、

- (1) 地方創生移住支援事業において、移住支援金の居住・通勤要件を東京23区内から東京圏（1都3県）へ拡大するなど要件緩和を図るとともに、地方自治体が独自に取り組む若者・子育て世帯の移住支援に対する特別交付税措置を拡充するなど、支援の充実を図ること **新規**
- (2) 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）等の地方創生関連予算について、更に予算を拡充すること

【提案の背景・現状】

- 東京23区の令和6年の転入超過数は5万9千人と、令和5年の5万4千人から大きく拡大しており、東京圏の令和6年の転入超過数も13万人を超え、特に若者や女性の地方を離れる動きが加速している。
- 政府は、東京圏の転入超過を令和9年度に解消すべく、地方創生移住支援事業により地方への移住促進を図っているが、東京圏への人口集中に歯止めがかかっていない。

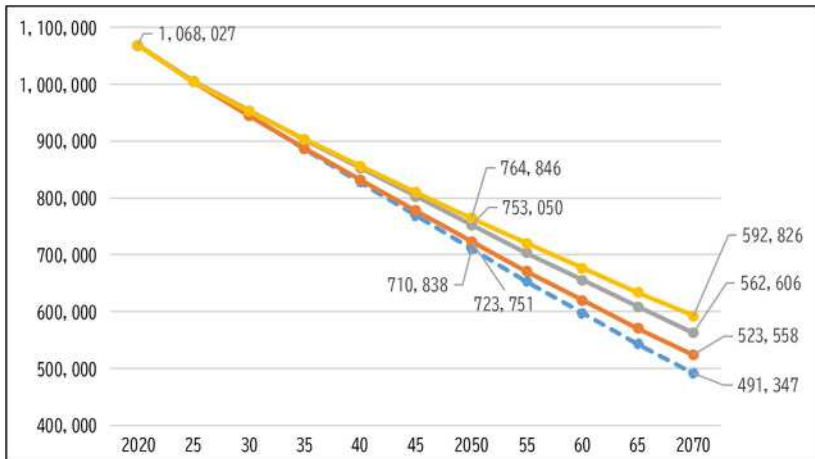
【山形県の取組み】

- 県・市町村・産業界等で設立した移住定住策を一体的に展開する推進組織（（一社）ふるさと山形移住・定住推進センター）を中心に、市町村や関係機関と連携して、山形暮らしの魅力発信や移住希望者の相談対応を実施している。
- 令和6年度から、本県に移住する若者世帯・子育て世帯に対して支援金を支給する県独自の制度を創設し、令和7年度には支援額を拡充するなどの取組みにより、若者・子育て世帯の本県への移住を後押ししている。

【解決すべき課題】

- 当面は人口・生産年齢人口が減少していく中で、持続可能な社会を創っていくためには、移住支援金の居住・通勤要件を東京圏に拡大するなど要件を緩和し、地方への人の流れを加速させていくことが必要である。
- 若者・女性の地方への移住を促進していくためには、地方自治体が独自に行う移住支援金給付事業も特別交付税措置の対象に追加するなどの財政的支援の拡充が必要である。
- 政府は、令和7年度当初予算における地方創生に関する交付金予算額の引き上げや、二地域居住促進のための制度改正・特別交付税措置の拡充などを行ったが、地方の実情に応じた取組みを継続的に行っていくためには、更に予算を拡充していく必要がある。

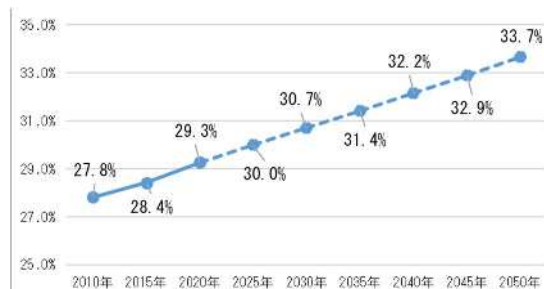
＜山形県の将来推計人口＞



山形県人口ビジョン（令和7年改訂版）より

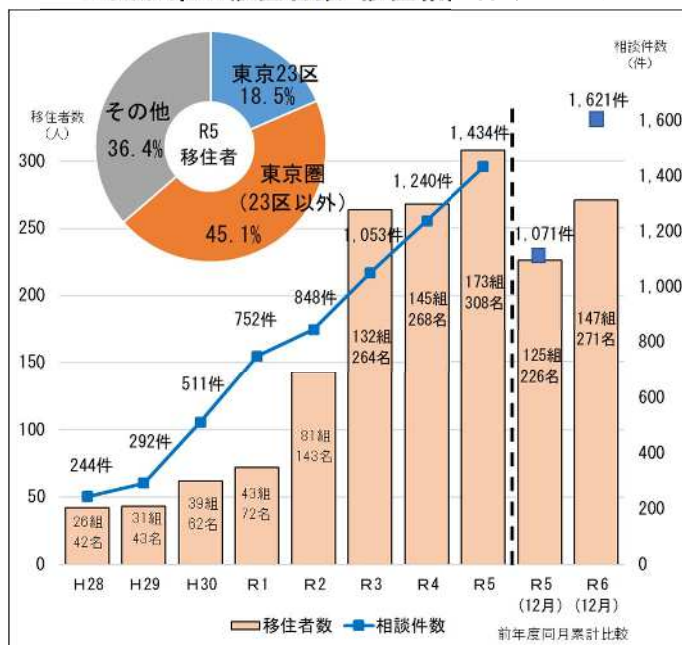
- ① 自然増減＝県推計（合計特殊出生率の改善：2056年に県民の希望出生率1.87）
社会増減＝県推計（社会増減の改善）
- ② 自然増減＝社人研推計準拠
社会増減＝県推計（社会増減の改善）
- ③ 自然増減＝県推計（合計特殊出生率の改善：2056年に県民の希望出生率1.87）
社会増減＝社人研推計準拠
- ④ 自然増減＝社人研推計準拠
社会増減＝社人研推計準拠

＜日本の総人口に占める東京圏の人口の割合＞



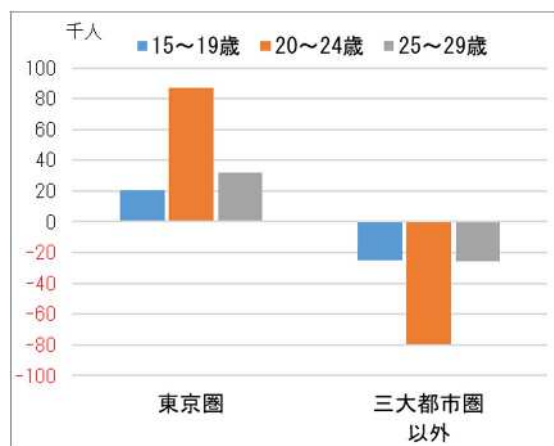
※：2020年までは国勢調査、2025年以降は将来推計人口（推計値は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）』より）

＜山形県の移住者数・移住相談件数の推移＞



※移住者数はセンター（県）の相談窓口を通じて移住した人数
 ※H30までは県、R1は「やまがた移住定住・人材確保推進協議会」、
 R2以降は「（一社）ふるさと山形移住・定住推進センター」

＜15～29歳の転入超過状況(2024年)＞



総務省：「住民基本台帳人口移動報告」（令和7年）より

＜若年層の人口減少率＞

	1990年⇒2020年
東京圏・男（15～29歳）	-29.9%
東京圏・女（15～29歳）	-23.6%
山形県・男（15～29歳）	-34.7%
山形県・女（15～29歳）	-40.7%

総務省：「国勢調査」より

＜山形県の移住定住促進の取組み＞

○若者・子育て世帯への移住支援金の給付

若者世帯（40歳未満）	子育て世帯（15歳未満帯同）
単身世帯：10万円 二人以上世帯：20万円	20万円

※双方の要件を満たす場合は、最大40万円

○移住世帯向け食の支援

移住した世帯に対し、県産の米・みそ・しょう油1年分を支給



○移住世帯向け住まいの支援（家賃補助）

家賃の一部（上限1万円／月）を最大24ヵ月補助

山形県担当部署：みらい企画創造部

企画調整課

移住定住・地域活力拡大課

TEL：023-630-3356

TEL：023-630-3407

外国人材受入拡大・定着促進と 多文化共生社会の実現に向けた施策の推進

【法務省大臣官房秘書課、出入国在留管理庁 在留支援課、政策課】
 【内閣府 地方創生推進事務局】【文部科学省 大臣官房政策課、総合教育政策局】
 【厚生労働省 政策統括官政策立案・評価担当参事官室、職業安定局】

【提案事項】 予算拡充 制度改正 規制緩和

地方においてあらゆる産業分野で人手不足が顕在化し、外国人材の活躍が更に必要となる中、日本人と共に持続可能な地域社会を構築していくため、

- (1) 一元的相談窓口の設置・運営、日本語教育の充実や地域住民との交流促進など、**外国人の暮らしやすさ、多文化共生に向けた取組みに対する財政支援を充実させること**
- (2) 留学生の確保・定着のために都道府県等が行う取組みについて、新しい地方経済・生活環境創生交付金の要件を緩和し、高等教育機関への支援も対象とするなど、支援を充実させること **新規**
- (3) 外国人に関する「在留外国人に対する基礎調査」などの統計等情報を充実させること。また、**施策立案に資する外国人材の受入実態や日本語教育に関する情報を地方自治体と共有すること** **新規**

【提案の背景・現状】

- 本県の総人口に占める外国人割合は、令和6年12月31日現在1.02%と、全国に比べて低い状況にある。他方、**本県では年間1万人超の人口が減少しており、地域社会の持続のため、外国人材の受入拡大と定着促進のための施策がなお一層求められている。**
- 高度外国人材として活躍が期待できる外国人留学生に関しては、多くの自治体が、留学生に選ばれ、卒業後には就職してもらえるように取り組んでいるものの、**地方には認知度の低さ、積雪寒冷な気候や交通の便などにおいて、大都市圏と比較し条件的不利がある。**
- 現状と課題を的確に分析し、課題解決に向けた効果的な施策を展開していくためには、より**多角的・効率的に情報を活用する必要がある。**

【山形県の取組み】

- 一元的相談窓口を設置し、外国人住民や外国人を雇用している事業者からの相談に対応しているほか、市町村等が実施する日本語教室に対して経費の一部を助成するなど、外国人が地域の一員として活躍できる環境づくりに取り組んでいる。また、令和7年3月には「多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生社会の実現に向け、戦略的に取り組んでいる。
- 留学生の募集活動を行う高等教育機関に対して一部補助をしている。また、私費留学生のうち、県内で就職活動等を行う者に対して、給付金を支給している。
- 「多文化共生推進プラン」策定においては、有識者の意見聴取及び日本人と外国人に向けたアンケートを実施し、施策立案の基礎資料とした。策定後はプランに基づく施策の推進や課題分析等のため、統計等情報を活用している。

【解決すべき課題】

- 在留外国人からの相談に対応する一元的相談窓口（外国人総合相談ワンストップセンター）の運営のため活用している「外国人受入環境整備交付金」は、令和6年度に申請額の予算超過から全自治体一律13%の減額内示がなされ、令和7年度の政府予算額はさらに1億円の減額となった。外国人住民が増加傾向にある中、今後の需要増が見込まれる相談機能を充実するためには、十分な予算を確保する必要がある。また、現在日本語学習環境の整備促進のため本県で活用している「教育支援体制整備事業費補助金」は、令和6年度に55%減の内示がなされた。令和7年度は都道府県の負担分について普通交付税の対象となったが、取組みの推進に向けては、なお一層の予算の確保が必要である。
- 外国人留学生の受入拡大・定着に向けては、教育機関の募集活動に対する支援や留学後も就職して地方に残るためのインセンティブになり得る取組が必要であり、地方独自の取組を促進するための財政的支援が必要である。
- 在住する外国人材と地方自治体の接点が限定的で、情報の入手が難しく、地方自治体から外国人材に向けた情報も対象者まで到達していない。正確な現状・課題把握や行政情報伝達のため、例えば外国人に関する調査に回答者の住居地の項目を追加するなど統計情報を充実させ、また「外国人雇用状況」の届出の情報や日本語教育を実施している団体の情報など、国が保有している情報の地方自治体との共有や、受入機関等が持つ情報を取得できる仕組みが必要である。

《山形県の人口・外国人人口の推移》



【出典】外国人人口：山形県調べ（各年12月31日現在）

山形県人口：県「山形県の人口と世帯数（推計）」（各翌年1月1日現在）

《山形県の留学生数》



【出典】（独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」

（各年5月1日現在）

《山形県の取組み》

- 市町村や企業等が実施する日本語教室に対する経費の一部助成



- 私費外国人留学生奨学金

県内に就職する意思があり、県内企業へ就職活動等を行う私費外国人留学生に対し、奨学金（学部等留学生に月額2万円、日本語学科生に月額1万円）を支給するもの。

- 留学生・日本人学生のバスツアーの実施



本社機能の移転等や魅力ある雇用の場の創出に対する支援

【内閣府 地方創生推進事務局】【経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課】

【提案事項】 **制度創設** **税制改正**

若者の地方定着・回帰の促進のため、若者や女性にとって魅力ある雇用の場を創出することにより、新たな人の流れを生み出す必要があることから、
(1) 首都圏等にある企業の本社機能の地方移転等を促進するため、**移転等する企業に対する社員寮建設費用への補助及び従業員に対する移住支援などの制度創設や地方拠点強化税制のさらなる拡充を図ること**
(2) 若者・女性が就職先として志向する**企業等が地方に集積しやすくするための設備投資等への支援や産業団地造成への財政的な支援を行うこと**

【提案の背景・現状】

- 人口移動について、コロナの影響により、東京圏への転入超過数は一時的に減少したが、増加傾向にある。本県の20代の転出超過は、近年では最高値。
- 首都圏の企業の転出傾向は継続しているものの、転出地域は限定的であり、地方における政府の本社機能の移転等に伴う課税の特例措置の効果は低い状況。
- IT・デザイン等のソフト産業は、日本経済の成長を支える重要な産業の一つであり、若者・女性の関心が高い分野である。そのため、本県の大学等においてもこれらの分野の人材の養成に取り組んでいるが、本県で専門的な知識を身に付けた学生の多くが本県に留まらず、県外に流出している。
- 国内の製造業等は、事業拠点立地に向けた投資意欲が高まっているものの、全国的に分譲可能産業用地のストックが減少傾向にある。

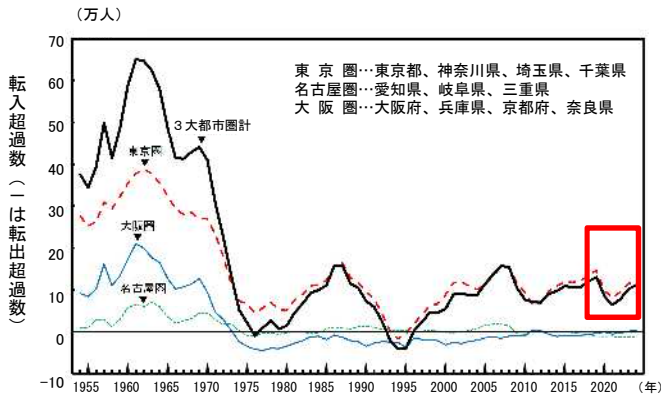
【山形県の取組み】

- 本社機能の移転等に対する助成金として、**社員のための社員寮を建設する場合の費用など、本県独自で制度化**している。
- 生産工場の新設・増設時に、**企画部門や研究開発部門等の本社機能を新たに付加する場合、配属される人員に応じた助成金を本県独自で制度化**している。
- IT・デザイン企業の立地を促進するため、**雇用奨励金の支給や事務所改装費等の初期費用を県が助成**するなど、インセンティブとなる支援を拡充している。
- 本県の産業団地の分譲率は95.8%。未造成の県営団地の造成に着手するとともに、県内10市町で新たな産業団地の造成を計画しているが、多額の財政負担を伴うため、企業が求める十分な用地の確保・整備が困難な状況にある。

【解決すべき課題】

- 本社機能の移転が進むよう、税制優遇措置の拡充と併せ、**労働者の生活環境の充実や社員の転居（移住）への理解を得やすくする施策**が必要である。
- 更に**本社機能の移転等の取組みを強力に促すインセンティブ**が必要である。
- IT・デザイン企業が地方展開していくためには、**企業における投資環境を整えることや同種企業の集積によるイノベーションの促進**が必要である。
- 企業の国内での設備投資意欲を捉え、国内のサプライチェーンを強化していくためには、その受け皿となる**産業団地の造成に対する支援**が必要である。

【図1】3大都市圏の転入超過数の推移
(日本人移動者)(1954~2024年)



出典:住民基本台帳人口移動報告(2024年)

【図2】本県20代人口の転出超過数の推移
(2010~2024年)



出典:住民基本台帳人口移動報告(2024年)

【図3】首都圏企業の転入・転出動向



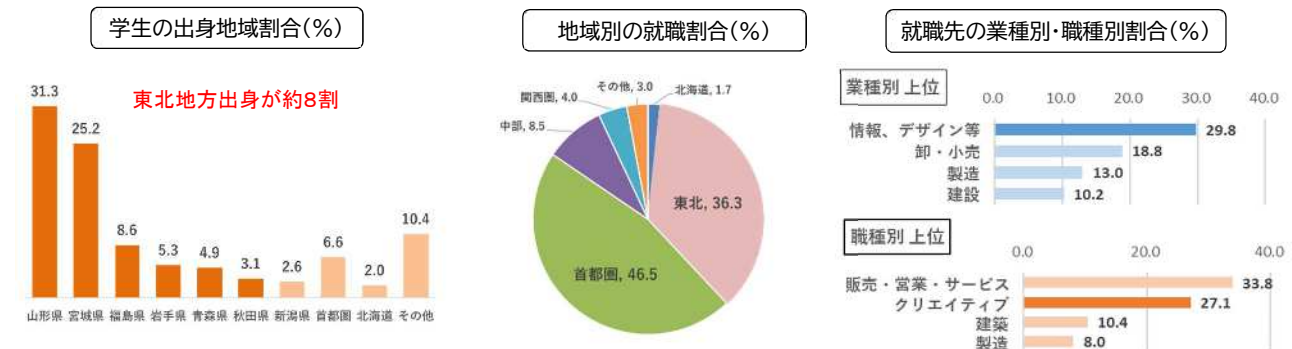
出典:帝国データバンク 首都圏「本社移転」動向調査(2024年)

【図4】首都圏企業の地方への転出先



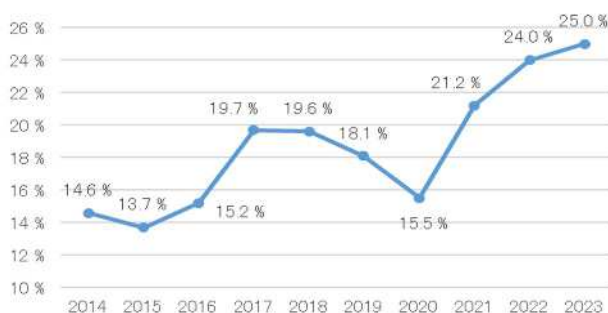
出典:帝国データバンク 首都圏「本社移転」動向調査(2024年)

【図5】東北芸術工科大学の卒業生の就職状況等(2022年度卒業生)



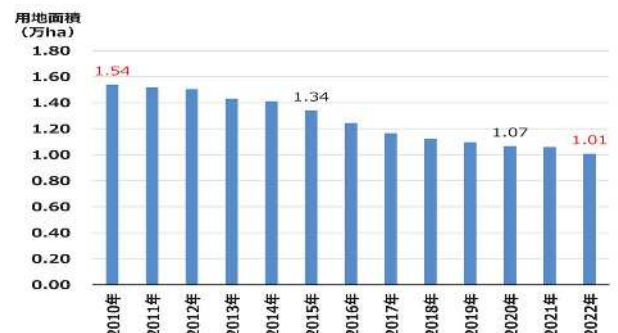
出典:東北芸術工科大学ポートレート、キャリアセンター就職実績資料から作成

【図6】新規事業所の立地計画のある企業の割合の推移(2014~2023年)



出典:日本立地センター「2023年新規事業所立地計画に関する動向調査」

【図7】自治体の分譲可能用地面積の推移(2010~2022年)



出典:第31回新しい資本主義実現会議基礎資料

地域農業の持続的な発展を支える新規就農者等への支援 及び担い手への農地の集積・集約化の促進

【農林水産省経営局経営政策課、農地政策課、就農・女性課】

【提案事項】 制度改正 制度創設 予算拡充

本県では、新規就農者が東北1位の383人となっている一方で、農業者が年間で約1,400人減少しており、このままでは食料安全保障が確保できなくなる。このような中、地域農業を持続的に発展させていくためには、兼業や副業で農業を営む者など多様な人材を新たな担い手として呼び込むとともに、担い手への農業用機械・施設の導入支援や農地集積、集約化による生産性の向上を図ることが重要であることから、

- (1) 新規就農者育成総合対策の支援対象を半農半X等の多様な担い手にも拡充するとともに、新規就農者が計画どおり農業用機械等を導入し営農開始できるよう経営発展支援事業の予算を増額すること **新規**
- (2) 担い手確保・経営強化支援事業において、果樹や野菜の経営体の申請・採択に配慮した優先枠を新設するとともに、農地利用効率化等支援交付金も含めた予算を増額すること
- (3) 農地中間管理事業の取扱件数増加に伴い、農地中間管理機構の運営に支障をきたさないよう、事業予算を増額すること。また、未払金の増加に備えたりスク対策の整備を行うこと

【提案の背景・現状】

- 新規就農者育成総合対策については半農半X等の多様な担い手は対象外であり、経営発展支援事業では申請数に対し予算が不足し、採択率が大幅に減少した。
- 担い手確保・経営強化支援事業には農地利用効率化等支援交付金のような集約型農業経営優先枠がなく、規模拡大が難しい果樹や野菜農家の要望につながりにくいこともあり、本県における、担い手確保・経営強化支援事業等の要望及び採択の8割超は稲作農家となっている。
- 農業経営基盤強化促進法の改正により農地中間管理機構の事務量が増加しており、全国第4位の貸借面積である本県では再契約の事務負担も大きい。また取扱量の増加に伴い未払金の徴収に係る事務及び金銭的負担が大きくなっている。

【山形県の取組み】

- 本県では、新規就農者育成総合対策の対象とならない認定新規就農者、半農半X等に対し、市町村と連携した機械・施設等の導入支援や研修支援等に取り組んだ結果、新規就農者数が9年連続で東北第一位（R6:383人）となるなど、着実にその成果が表われている。
- 農地貸借の事務は契約書類の簡素化で軽減を図り、未払金は県からの貸付金や機構内部の財源を持ち出し、農家間の貸借が滞らないようにしている。

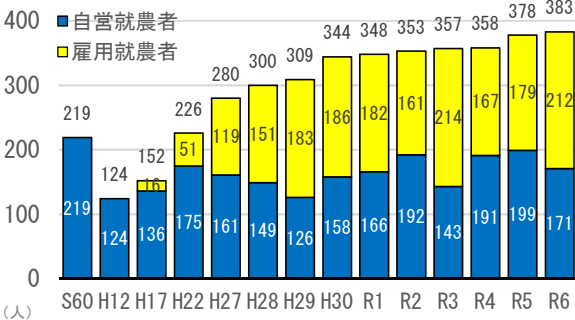
【解決すべき課題】

- 新規就農者が営農計画を着実に実行し地域に定着できるよう、経営開始時の農業機械・施設の導入等の支援について政府の施策を充実する必要がある。
- 担い手確保・経営強化支援事業の集約型農業経営優先枠新設、農地利用効率化等支援交付金も含めた予算増額など水稻農家以外への更なる配慮が必要である。
- 農地中間管理事業による農地集積を推進するため、取扱件数の増加に対応した予算の増額、未払金徴収事務の外部委託を行った場合の支援や過年度の未払金に係る損失についても補填対象とする必要がある。

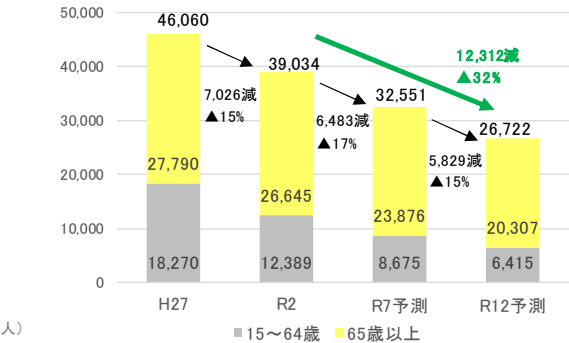
○ 新規就農者と基幹的農業従事者の状況

- ・令和6年度の新規就農者は383人となり、調査を開始した昭和60年以降で最多。
- ・一方、基幹的農業従事者は、5年間で15% (7,000人、1,400人/年)減少しており、令和2年度～令和12年度の10年間では、32% (12,000人)減少の見込み。新規就農者数は農業従事者数の減少をカバーできていない状況。

■ 新規就農者



■ 基幹的農業従事者



■ 新規就農者に向けた山形県の独自支援

令和6年度の政府の新規就農者育成総合対策は、49歳以下の認定新規就農者（雇用就農資金は除く）が対象。山形県では、国庫事業の対象とならない認定新規就農者、半農半X等を県単独事業で支援。

	新規就農者育成総合対策【国庫】	山形県単独事業
就農準備段階	就農準備資金(全額国庫) 農業研修生に年間最大150万円、最長2年間交付	独立自営就農者育成研修事業 : 農業研修生に年間最大150万円、最長2年間交付
就農初期段階	雇用就農資金(全額国庫) 雇用就農希望者を新規雇用する法人へ年間最大60万円、最長4年間助成	雇用就農支援事業 : 雇用就農希望者を新規雇用する法人へ年間最大60万円、最長2年間助成
	経営開始資金(全額国庫) 経営開始資金を年間最大150万円、最長3年間交付	独立自営就農者定着支援助成金 : 新規就農者へ営農費用を助成(60万円/年、3年間)
	経営発展支援事業(国1/2、県1/4、就農者1/4) 機械施設等の導入支援、事業費上限1,000万円	経営開始支援助成※ : 半農半X等75万円/年、1年間助成、市町村上乗せ任意
		未来を育む農業担い手育成支援事業※ : 機械・施設等の導入支援(県1/3、市町村1/6) 事業費上限500万円
		※半農半X等の支援事業

○ 経営発展支援事業における要望・採択状況について

令和6年度の経営発展支援事業の採択率は65%まで低下。

	要望		採択		採択率 (②/①)
	国庫要望額	要望人数 ①	国庫採択額	採択人数 ②	
R4年度	163,162	57	154,792	57	100%
R5年度	156,816	55	156,816	55	100%
R6年度	240,767	72	155,334	47	65%

○ 担い手確保・経営強化支援事業等における要望・採択状況について

担い手確保・経営強化支援事業等における要望・採択者の8割超は水田作の状況。

事業名	区分	要望		採択		集約型農業経営 優先枠
		要望	うち 水田作 (割合)	採択	うち 水田作 (割合)	
① 担い手確保・経営 強化支援事業	国庫補助額	666,387	664,789 (100%)	315,614	315,614 (100%)	なし
	経営体数	59	58 (98%)	18	18 (100%)	
② 農地利用効率化等 支援交付金	国庫補助額	259,342	192,085 (74%)	130,567	117,865 (90%)	あり
	経営体数	99	80 (81%)	45	38 (84%)	

○ 農地中間管理事業の取扱件数増加の推移

農業経営基盤強化促進法の一部改正により、これまで農業経営基盤強化促進法と農地中間管理事業で取り扱っていた農地の貸借が、令和7年4月から全て農地中間管理事業によるものとなるため、それに伴う事務取扱件数が大幅に増えることが予想されている。

年度	R3	R4	R5	R6	R7(見込)
取扱件数	4,572	4,467	5,841	9,479	20,473

山形県担当部署：農林水産部 農業経営・所得向上推進課 農村整備課
TEL：023-630-3108
TEL：023-630-3134

農業生産基盤の強化と農業農村整備事業予算の安定確保

【農林水産省農村振興局設計課、水資源課、農地資源課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

食料安全保障の確保に向け、農地の大区画化や担い手への集積・集約化、スマート農業への対応など生産力強化に資する基盤整備を推進するとともに、農業用水の安定的供給に必要な農業水利施設の長寿命化対策を講じる必要があることから、

- (1) 農業農村整備事業当初予算及び「TPP 等関連農業農村整備対策」等補正予算を十分に確保すること
- (2) 基幹水利施設の長寿命化対策に必要な機能保全計画策定の定額助成が令和 7 年度までの時限措置であるため、期間を延長すること **新規**
- (3) 老朽化した国営の農業水利施設について、国営事業による計画的な更新整備等を行うこと

【提案の背景・現状】

- 人口減少に伴う農業者の減少等が進行している中、食料の安定供給に向け、農地の大区画化やスマート農業の促進等による生産性向上と省力化を図る農業生産基盤の整備・保全の推進が求められている。
- 県営造成の基幹水利施設は、多くの施設で標準耐用年数を超えており、施設の長寿命化を図るためには、現状の機能診断と、その結果に基づいた将来の補修・更新計画となる機能保全計画の策定が必要である。
- 国営造成の農業水利施設は、昭和時代に造成されたものが多く老朽化が進行しているため、更新等の対策を行う必要がある。

【山形県の取組み】

- 農地整備事業を 66 地区で実施するなかで、農地の大区画化や用排水路の管路化と併せ、自動給水栓や幅広畦畔設置等のスマート農業の導入を推進している。
- 県営造成の基幹水利施設は 856 施設あり、令和 6 年度に標準耐用年数を超える 517 施設のうち 433 施設で長寿命化対策に必要な機能診断と機能保全計画の策定を行っている。
- 国営造成施設の更新整備のうち、国営事業の着手に間に合わない施設は県営事業で対応している。

【解決すべき課題】

- 生産性の向上と省力化を図る農地整備を推進するとともに、用水の安定供給に向けた農業水利施設の保全管理に取り組むためには、十分な予算の確保が必要である。
- 今後も老朽化する農業水利施設は増加していくことから、長寿命化対策に必要な機能診断及び機能保全計画の策定の推進は不可欠であり、令和 7 年度までの時限措置となっている国庫補助の定額助成期間を延長する必要がある。
- 国営造成施設の更新等は、大規模であり高度な技術を要するため、国営事業による計画的な調査と事業の実施が必要である。

○ 農業農村整備事業実施による効果事例

・用排水路の管路化

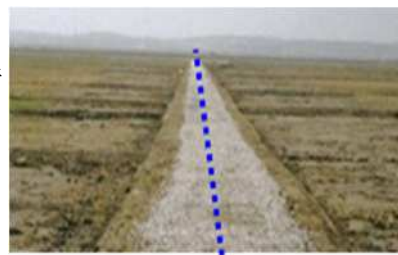


整備前(開排水路)



・用排水施設の管路化による
水管理や草刈等の維持管理
作業の省力化

⇒ 水稻労働時間の削減
農地集積・集約化
水田の汎用化



整備後(管排水路)

・担い手への農地集積・集約化の状況 (桃：法人、その他：担い手) 経営形態現況図



集積面積(集積率) : 26.4ha (61.4%)

経営形態計画図



集積面積(集積率) : 39.4ha (92.6%)

・大区画化された農地での稲刈り状況



・自動給水栓の設置 ⇒ 水管理の省力化



水路をせき止めて用水確保
(水管理が困難な状況)



自動給水栓による水管理

・幅広畦畔の設置 ⇒ 草刈作業の軽減

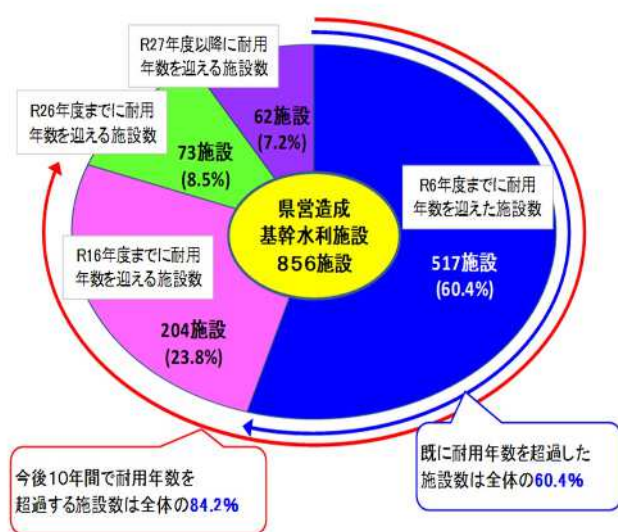


人力による草刈作業



機械による草刈作業
(幅広畦畔を利用)

○ 県営造成基幹水利施設の状況



○ 県営造成の基幹水利施設の長寿命化対策事例



水路の劣化状況



水路の改修状況

○ 更新・補修整備が必要な国営造成施設の状況



大規模で高度な技術による本格的な改修が必要な施設
S54 造成 犬川黒川取水塔 (飯豊町)

持続可能な農業・農村を実現するための地域施策の強化

【農林水産省農村振興局 農地資源課】

【提案事項】 制度改正 予算拡充

人口減少・高齢化など農村をめぐる情勢の変化が激しい状況においても、地域社会が維持され、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農地の保全等に資する共同活動を促進するため、

- (1) 多面的機能支払交付金を活用した水路や農道の整備等について、**中山間地域における経費の掛かり増しを踏まえた交付単価を設定するとともに、十分な予算を確保**すること。
- (2) 末端インフラの維持・更新に対し、長期的かつ継続的に支援できるよう、多面的機能支払交付金による**水路や農道等の長寿命化のための施設整備について起債充当**を可能とすること。

【提案の背景・現状】

- 水路や農道の更新等を行う長寿命化の取組みは「団体営農業農村整備事業」を活用して促進しているが、路線延長が短いなど**対象とならない小規模な施設は多面的機能支払交付金の資源向上支払（長寿命化）で支援**している。
- 多面的機能支払交付金は地形にかかわらず農地単位面積当たりの交付単価となっているが、**中山間地域では平地に比べ法面が長いことなどから農地単位面積当たりの水路や農道等が多いこと、地形条件から施設の整備等の作業は建設業者等への依頼が多くなることなどの経費の掛り増しにより負担が大きくなっている。**
- また、施設の老朽化が進むなかで、資源向上支払（長寿命化）による施設の整備等の要望も年々増加しているが、現時点ではこの措置については**公共事業等債の対象となっていない**。一方、**同様の整備等を行う「団体営農業農村整備事業」については、令和元年度より公共事業等債の対象となっている。**
- **令和9年からの水田政策**を根本的に見直す検討が本格的に始まるなか、多面的機能支払制度についても、**条件不利の実態への配慮や活動組織の体制強化が方向性として示されている。**

【山形県の取組み】

- 優先度の高い施設への予算の重点配分が可能となるよう、平場、条件不利地を含めた広域活動組織による組織間での経費の融通、調整での対応を推奨し、組織の広域化を促進している。
- 老朽化した施設の補修や更新等の長寿命化対策を進めるため、適正な機能診断や工法選定、事業費の検討等の技術手的な指導・助言、支援を行っている。

【解決すべき課題】

- 条件不利地である**中山間地域では平場に比べて、施設の整備等に要する経費の負担が大きくなっているため、活動組織が継続的に農地等の地域資源保全に取り組むことのできる単価を設定**する必要がある。
- 資源向上支払（長寿命化）による施設の整備等は**非適債となっているが「団体営農業農村整備事業」と同様に起債充当**を可能とし、長期的かつ継続的な視点をもって支援していく必要がある。

○地形条件による資源向上支払（長寿命化）の取組みの比較

- ・中山間地域では平地に比べ農地面積当たりの保全対象施設が多く、工事費負担が大きい。

比較項目		平 地	中山間
対象農用地の保全施設 (1ha あたり)	水路	260 m/ha	290 m/ha
	道路	110 m/ha	140 m/ha
水路更新工事費（1m あたり）		【長井白川右岸地域資源保全協議会】の例 BF350 L=134m 1,991 千円 14,825 円/m	【白鷹町鮎貝地域資源保全会】の例 BF300 L=108m 3,197 千円 29,608 円/m

- ・平地では住民の直営作業による水路設置などの取組みが可能であるが、中山間地では長大な水路法面の補修など維持管理も作業が必要になることから経費が掛かり増し。

平地の例【米沢市窪田農地・水・環境保全会】



水路の入れ
替え工事
↓
重機を借り
上げ住民参
加による
直営作業

中山間地の例【村山市新山地区保全会】



山腹水路の
長大法面補
修工事
↓
建設業者に
依頼

○老朽化に伴う施設の補修や更新の必要性の高まり

- ・多面的支払交付金の資源向上支払（長寿命化）の要望額、対象農地面積ともに増加。



○農業用道路・水路等の維持・更新に活用可能な団体営事業等

- ・令和元年度から団体営事業のガイドラインが設定され公共事業等債の対象となった。
- ・団体営事業の要件を満たさない 200 万円以下の維持・更新は資源向上支払（長寿命化）で支援。

主な事業名	概 要	県負担	市町村負担
団体営農業農村整備事業			
農地耕作条件改善事業	きめ細かな耕作条件の改善、道水路の整備 等	14.0% (公共事業等債) 充当率 90%	21.0% (一般補助施設 整備等事業債) 充当率 90%
農業水路等長寿命化防災減災事業	きめ細かな長寿命化対策、水路等の整備・補修		
水利整備事業 (地域農業水利施設保全型)	機能保全計画に基づく水利施設の対策工事		
多面的機能支払交付金（長寿命化）	長寿命化保全計画に基づく道水路の補修・更新	25.0%	25.0%

食料安全保障の確保と地域農業の持続的な発展 に向けた水田政策の推進

【農林水産省大臣官房政策課、農産局穀物課、農産政策部企画課、農村振興局地域振興課】

【提案事項】 制度創設

食料安全保障の確保と地域農業の持続的な発展のためには、国民の食を支える米や畑作物を安定的に供給できる生産体制の強化が不可欠である。

そのため、政府が、令和9年度から根本的に見直すとした水田政策の検討にあたっては、

- (1) 地域との意見交換を丁寧に行い、生産現場の実態を踏まえ、農業者が意欲的に生産に取り組むことができる制度とするとともに、先に水張りや畑地化に取り組んだ農業者との公平性を考慮すること
- (2) 「作物ごとの生産性向上等への支援への転換」について、地域や各作物への影響を十分検証するとともに、現行の「水田活用の直接支払交付金」の交付水準や生産資材の高騰などを踏まえた支援制度とすること
- (3) 中山間地域など条件不利地域において、高齢化が進む中、限られた労働力で農地を維持しながら産地づくりが進められてきたそば等の作物について、持続的な生産が可能となるような支援制度とすること
- (4) 「飼料用米中心の生産体系の見直し」について、飼料用米を活用した畜産物のブランド化などの地域の取組みに与える影響を踏まえた支援制度とすること

【提案の背景・現状】

- 令和3年に示された水田活用の直接支払交付金の見直し方針への対応として、本県では対象となる面積15,660haのうち、既に341haで水張り（1か月湛水）、1,782haで畑地化が行われた。
- 各地域では、本交付金による支援を前提としたうえで、産地交付金を最大限活用しながら、それぞれの実情に応じた特色ある産地づくりが進められている。
- 飼料用米について、耕種農家と畜産農家との需給マッチングのもと、地域ぐるみでの生産・利用の拡大が図られ、令和6年産は4,663haが作付けされている。
- 令和7年1月、本交付金について、令和9年度以降、水田を対象とした支援から、水田、畑に関わらず作物ごとの生産性向上等に対する支援へと転換することで、水張りの要件は求めないこととする水田政策の見直しの方向性が示された。

【山形県の取組み】

- 主食用米を「生産の目安」に沿って生産する一方で、本交付金を最大限活用し、飼料用米等の非主食用米や大豆、そばのほか、野菜等の高収益作物への作付転換を推進しながら、需要に応じた米や畑作物の生産に取り組んできた。
- 令和9年度以降も本県の水田農業が維持発展できる方策を検討するため、「水田活用産地づくり推進プロジェクト会議」を設立し、生産現場における課題の集約や水張りや畑地化、ブロックローテーションに対応した栽培技術の検証など、農業者や各地域を支援する取組みを行ってきた。

【解決すべき課題】

- 水田政策の見直しにあたっては、これまで本交付金による支援を前提とした**作付転換や産地化**が進められてきたことや、見直し方針に対応するため**水張りや畑地化**に取り組んできた経過を十分考慮し、**農業者にとって不利益が生じない制度**となる必要がある。
- また、農業者や各地域にとって、不安を抱くことなく**長期的な視点から今後の営農の方向性や産地のあり方**を判断し、**意欲的に生産に取り組むことができる制度**となる必要がある。

【本県における水田の活用状況（R6）】

（単位：ha）

水田面積（畦畔を除いた本地面積）		85,200							
水稲作付面積 66,800 （青刈面積含む）		大豆	そば	飼料作物	※野菜	※その他作物	※その他（調整水田等）		
加工用米	新規需要米	備蓄米							
52,400	4,309	6,611	3,422	4,497	4,128	2,257	5,033	3,330	801

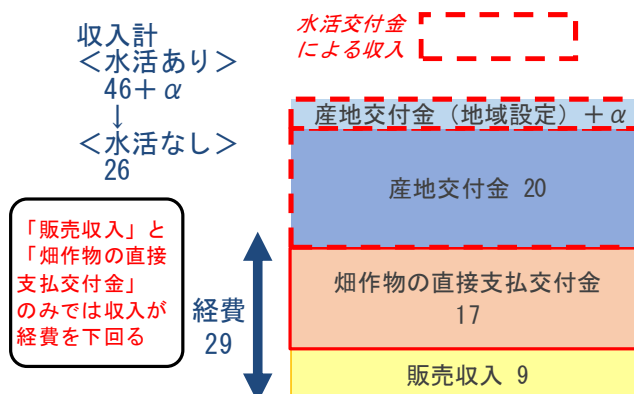
参考資料：農林水産統計、国認定面積（加工用米、新規需要米）、作物作付実績（市町村における水田台帳の集計）
 新規需要米の内訳（飼料用米4,663ha、WCS用稲1,366ha、米粉用米103ha、輸出用米476ha、その他3ha）
 ※「野菜、その他作物、その他」は、R6が未調査のため、R5実績値

【見直し方針への本県の対応状況】

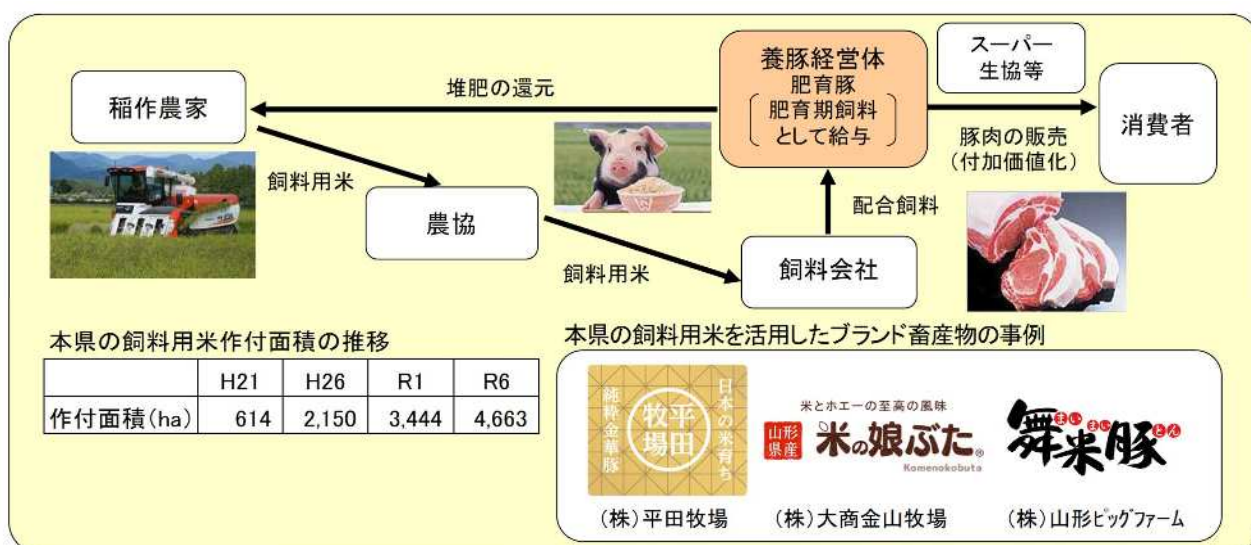
水田活用の直接支払交付金 交付対象面積（R4）		15,660ha
このうちR6までに 水張り（1か月湛水） を行った面積	R5	80ha
	R6	261ha
	計（①）	341ha
このうちR6までに 畑地化を行った面積	R5	771ha
	R6	1,011ha
	計（②）	1,782ha
対応済み面積計（①+②）		2,123ha

【そばの10aあたり収入経費試算】

（単位：千円）



【飼料用米を活用した畜産物のブランド化の取組例】



園芸農業の持続的な発展に向けた支援

【農林水産省農産局総務課生産推進室】

【提案事項】 **制度創設** **要件緩和**

本県の自然や農の技術が生み出す園芸品目（果実、野菜、花き）の産出額は全国第8位で、本県農業産出額の50%を占める重要な品目となっている。一方、本県の農業生産を取り巻く環境は、担い手の減少、物価高騰、度重なる自然災害等の影響を受け厳しい状況にあり、営農継続や経営継承に支障を来すおそれがあることから、

- (1) 物価高騰への対応として、**営農継続に向けた園芸用施設・機械の再整備・改修を支援する制度を創設**すること
- (2) 円滑な経営継承に向けた対応として、**産地生産基盤パワーアップ事業の「生産基盤強化対策」において、産地パワーアップ計画の産地規模の要件を緩和**すること

【提案の背景・現状】

- 本県においては、長期出荷や品質向上の観点から、さくらんぼやぶどうなどで施設栽培が行われている。また、防除作業の効率化の観点から、多くの果樹生産者はスピードスプレーヤを導入している。しかし、物価高騰などから、**施設や機械が計画どおり更新できず**、作業の安全性や生産性の低下を引き起こすだけでなく、高齢者等が**営農を断念するきっかけ**にもなっている。
- 経営継承に向けて、園芸施設やスピードスプレーヤ等の再整備・改修を希望する地域は少なくないが、**産地生産基盤パワーアップ事業（生産基盤強化対策）の計画の産地規模が市町村規模などと広域であるため**、生産者の販売額等の把握や作付面積の維持等の成果目標の設定が困難であり、**活用が進んでいない**。

【山形県の取組み】

- 施設園芸における生産性の向上や営農継続の観点から、令和4年度に限り、園芸用ハウスの再整備・改修に対する助成（補助率：1/3）を実施した。
- 機械価格の高騰を理由とした果樹生産者の離農を防止する観点から、令和6年度に限り、スピードスプレーヤの更新に対する助成（補助率：1/3）を市町村と協調して実施した。（内閣府の重点支援地方交付金を活用）

【解決すべき課題】

- 産地生産基盤パワーアップ事業に、物価高騰に起因する離農を防ぐための**園芸用施設・機械の再整備・改修に係る新たな制度の創設**が必要である。
- 生産基盤強化対策の**計画の産地規模について、「栽培技術等をつながりのある農業者等の集まり」などの規模の小さい範囲も設定できるように見直し**、生産現場で活用しやすくする必要がある。

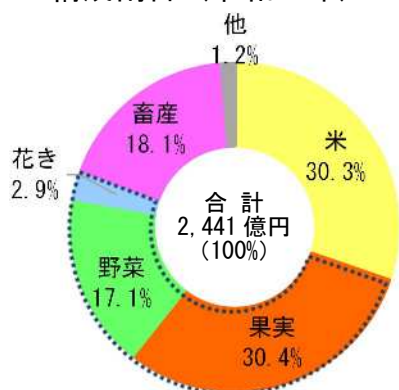
○ 園芸産出額（令和5年）

単位：億円

順位	1位	2位	3位	4位	5位	・・・	8位
都道府県	北海道	長野	茨城	熊本	愛知		山形
産出額	2,702	2,120	1,953	1,873	1,823		1,231

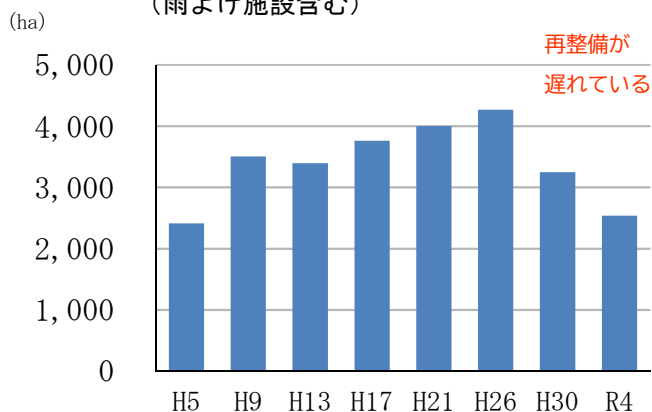
出典 農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」（果実、野菜、花きの合計）

○ 本県産出額の部門別構成割合（令和5年）



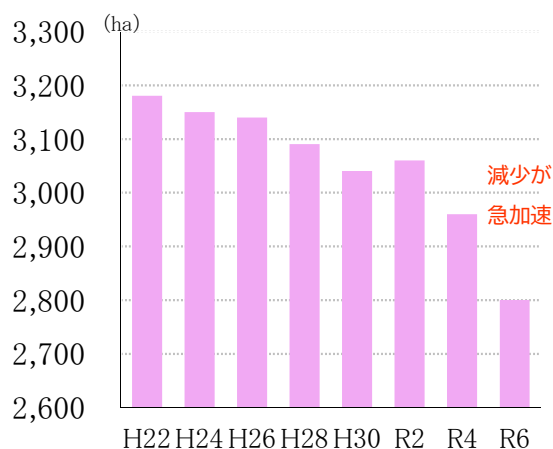
出典 農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」

○ 本県の園芸用ハウス等の設置状況（雨よけ施設含む）



出典 農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」ほか

○ さくらんぼの栽培面積の推移



出典 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

○ 建設資材物価指数（鋼管）の推移

（全国平均 平成27年＝100）



出典 一般財団法人 建設物価調査会 総合研究所「建設物価 建設資材物価指数」

○ 産地パワーアップ計画の産地規模

区分	収益性向上対策	生産基盤強化対策
施設の再整備・改修	不可	可（5年以内の譲渡が要件）
産地規模	面積要件を満たせば、「栽培技術等をつながりのある農業者等の集まり」も設定可能	原則として、地域農業再生協議会が管轄する範囲を設定

○ スピードスプレーヤーの価格高騰の状況

メーカー	タンク容量	令和元年（千円）	令和6年（千円）	価格上昇率
S社	600ℓタイプ	5,130	6,622	29%
M社	1,000ℓタイプ	6,750	9,622	43%

出典：農業機械・施設便覧



家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策の強化

【農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、動物衛生課】

【提案事項】 **予算拡充** **制度改正**

野生動物を感染源とした家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ、豚熱）の発生が国内で相次いでおり、**発生予防及びまん延防止対策の強化**が必要であることから、

- (1) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策において中心的な役割を果たす**家畜防疫員の確保・育成**を図るため、**獣医師養成確保修学資金給付事業に係る十分な予算を確保**すること
- (2) 家畜伝染病発生時に、**疫学的なリスク評価に基づく部分的な殺処分の適用**を可能とすること
- (3) **家畜伝染病の発生予防に向けた農場の施設整備に係る助成対象を拡充するとともに十分な予算を確保**すること

【提案の背景・現状】

- 農場への侵入に野生動物が関与しているとされる高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱は、国内で継続的に発生しているが、その発生予防やまん延防止を担う**都道府県の家畜防疫員は全国的に不足している状況**が続いている。
- 感染が農場内の一部に限られているとみられる早い段階での発見であっても、関連農場を含めた**全ての家畜を殺処分**することとされている。
- 家畜伝染病の発生予防に向けた農場の施設整備に活用できる**食料安全保障確立対策整備交付金の交付対象は限定的**。

【山形県の取組み】

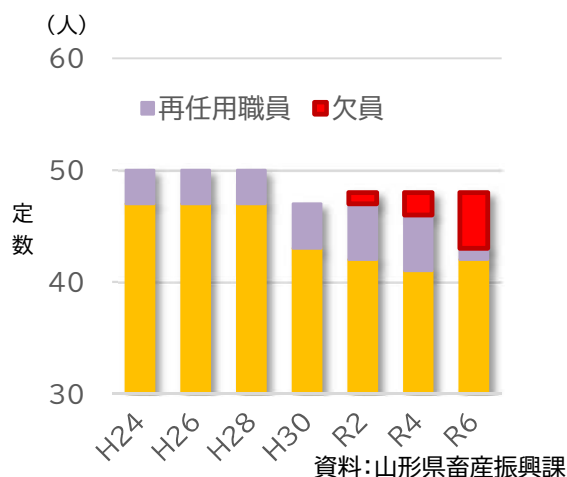
- **家畜防疫員となる獣医師を確保するため、高校生や獣医学生を対象とした修学資金給付事業**や大学の講義への職員派遣、獣医学生インターンシップの開催、就職採用説明会への職員派遣などの取組みを行っている。
- 令和2年に発生した豚熱や令和4年に発生した高病原性鳥インフルエンザ等に対し、家畜防疫員を中心に迅速かつ適切に防疫措置を実施した。
- 県内の畜産農家を定期的に巡回し、**飼養衛生管理の徹底について繰り返し指導**を行い、**家畜伝染病の侵入防止に努めている**。

【解決すべき課題】

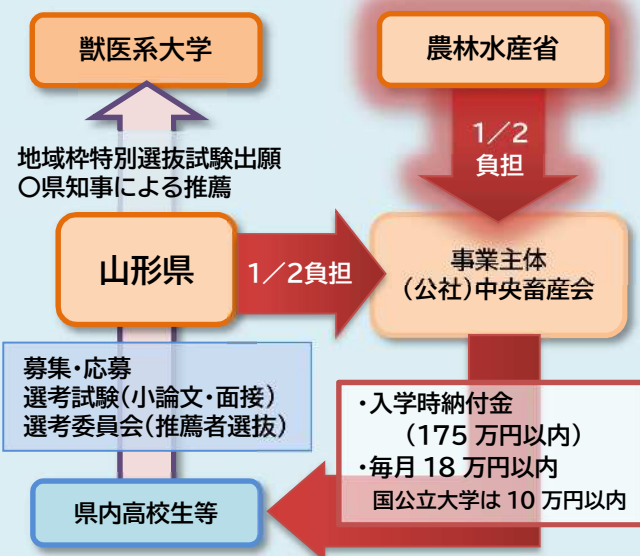
- 家畜防疫員の確保・育成を目的とする政府の**獣医師養成確保修学資金給付事業に係る予算は、全国各団体（県を含む）の要望に対し不足している状況**にある。これは各獣医系大学が行う地域枠入試への応募の可否に関わるため、家畜防疫員の確保に対し、将来にわたり支障をきたすおそれがある。
- 近年、**迅速かつ高感度な検査方法が確立しており、正確なリスク評価が可能**となっているので、管理者が同じ農場であっても、発生した農場から距離が離れている農場など飼養家畜を全て殺処分しなくてもよい場合があり、**部分的な殺処分の適用を検討する必要がある**。
- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱が継続的に発生している状況にあって、農場の飼養衛生管理の高位平準化が急務であることから、**畜産農家の実情に即した整備が推進できるよう食料安全保障確立対策整備交付金の交付対象の拡充と十分な予算の確保が必要**である。

○家畜防疫員不足の状況

山形県の農林獣医師の定数、うち再任用職員数及び欠員数の推移



○政府の獣医師養成確保修学資金給付事業の概要 (高校生枠: 地域枠特別選抜入試)



○患畜及び疑似患畜の範囲 (高病原性鳥インフルエンザの例)

患畜	一定の診断(判断)基準により、高病原性鳥インフルエンザに罹患したと判断された家さん
疑似患畜	ア 患畜が確認された農場で飼養されている全ての家さん
	イ 高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す農場で、遺伝子検査等でH5又はH7亜型の遺伝子等が確認された家さん
	ウ イに掲げる家さんが確認された農場の、全ての家さん
	エ 患畜、疑似患畜が確認された農場と7日以内に飼養管理者が同一だった農場の全ての家さん
	オ 患畜、疑似患畜と7日以内に接触したことが明らかな家さん
	カ 患畜、疑似患畜と7日以上前に接触していて、発症状況等から患畜となる恐れがあると家畜防疫員が判断した場合
	※患畜及び疑似患畜は全て殺処分の対象

出典: 特定家畜伝染病防疫指針

○迅速・高感度な検査方法の例

検査法	所要時間	検体数/回
リアルタイム PCR	約4時間	約50検体
エライザ法	約5時間	≥100 検体

※一般的な所要時間・検体数を示した

→ 防疫措置の初期段階でのリスク評価も可能

○疫学的リスク評価の必要性

- ・北海道を除く全国でワクチンが接種されている豚熱は、農場内や疫学関連農場への拡大リスクが従来よりも低くなっており、殺処分の対象を精査する必要性が高まっている。
- ・豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの侵入リスクとして、野生動物を介したものが特に大きいことから、人や物による疫学的関連のみをもって殺処分の対象とする場合は、特に慎重であるべき。

○食料安全保障確立対策整備交付金の交付対象の拡充案

施設	現行	拡充案
細霧装置・入気口フィルター	鶏舎のみ	豚舎
畜舎の前室	補助対象外	補助対象とする
農場出入り口の車両消毒設備	補助対象外	補助対象とする
野生動物侵入防止柵	補助対象外	耐雪性のある侵入防止柵等の新たな整備を補助対象とする

農産物等の輸出拡大に向けた環境整備の促進

【農林水産省消費・安全局植物防疫課、輸出・国際局輸出支援課、国際地域課】

【提案事項】 規制緩和

政府は、農林水産物・食品の輸出額5兆円(2030年)を目標に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」による取組みを進めており、その目標達成に向けては、産地の実情に応じた、更なる環境整備が必要であることから、

- (1) 中国向け精米輸出を加速させていくため、**県内の精米工場が中国向け精米施設として指定されるよう中国政府へ働きかけを一層強化すること**
- (2) 青果物の輸出拡大に向けて、**地域特有の輸出有望品目(さくらんぼ、西洋なし)の輸入解禁や植物検疫条件の緩和、残留農薬基準値の設定などに向けた取組みを加速すること**

【提案の背景・現状】

- 平成30年5月に「酒田港西埠頭くん蒸上屋」が、中国向け精米輸出のくん蒸倉庫として東北地方で唯一登録されたが、**県内に中国向け指定精米工場がないため、県内で精米・くん蒸が完結できず、酒田港からの中国向け精米輸出は、県外の指定精米工場を利用せざるを得ず、国内輸送費の掛かり増しが発生する。**
- 県産農産物の主要品目である**さくらんぼや西洋なし**は、全国の収穫量の約7割を占めており、香港や台湾等のアジア地域を中心に輸出されている。現地での需要が見込まれるが、**厳しい植物検疫条件や残留農薬基準により、輸出が伸びていない。特にタイ向けの西洋なしは、令和元年度以降、輸出が不可能になっている。**

【山形県の取組み】

- 中国向け精米工場の指定に向け、県内精米工場において平成29年から対象害虫のトラップ調査を継続中。また、酒田港西埠頭くん蒸上屋の通年利用に向け、冬期間のくん蒸の基準温度確保のため、加温設備を整備。
- 農林水産省の青果物の輸出環境課題に対する要望調査において、タイ(令和元年度～)、ベトナム(令和2年度～)向け植物検疫協議を要望している。また、台湾向けインポートトレランス申請の要望を行っている。
- 青果物の輸出拡大を視野にさくらんぼの新品種を開発し、令和5年に本格出荷を開始した。同年には台湾で、令和6年にはタイでプロモーション事業を実施。

【解決すべき課題】

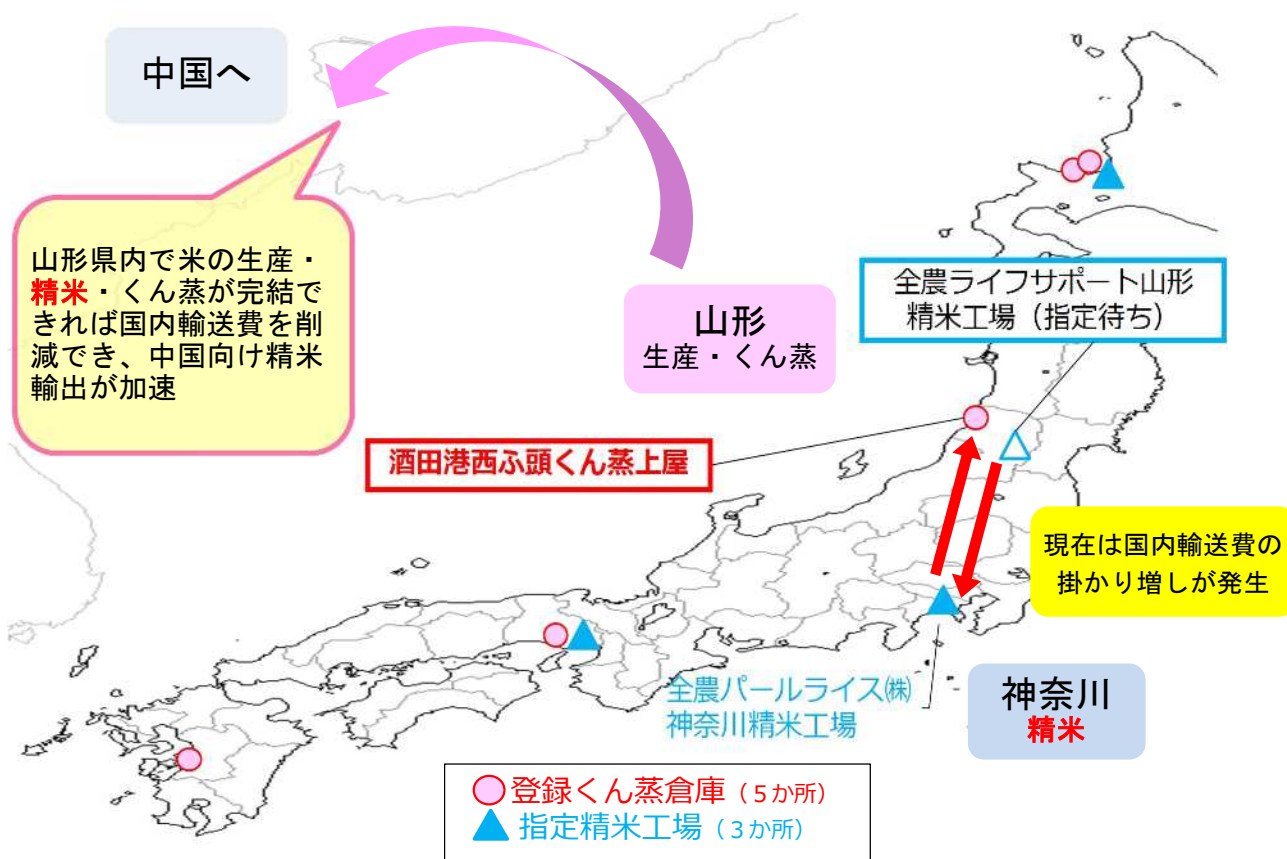
- 中国向け精米輸出を加速するため、**東北地方で唯一の登録くん蒸倉庫を有する県内の精米工場が中国向け施設として指定される必要がある。**
- **産地が限定的な輸出有望品目(さくらんぼ、西洋なし)についても、地域の実情を踏まえ、輸入解禁や植物検疫条件の緩和、残留農薬基準値の設定などに向けた取組みを強化する必要がある。**

◆中国向け精米輸出の輸送ルート

【現状】

- ・中国への精米輸出については、中国側が認めた精米工場・くん蒸倉庫での処理が必要
- ・米の主産地にも関わらず東北地方には指定精米工場がない

- ・山形県内の精米工場が指定されれば山形県産米の中国向け精米輸出が増加
- ・東北各県や新潟県からの中国向け精米輸出の増加も期待される



◆ さくらんぼ、西洋なしの輸出の状況

【現状】

- ・全国的に輸出拡大できる見込みが高い国・品目が優先され、本県のさくらんぼ、西洋なしのように特定の産地で生産されている農産物の植物検疫の協議等の取組みが進んでいない。

- ・地域の輸出拡大機運醸成の牽引役の効果が期待できることから、産地が限定的な輸出有望品目についても検疫条件の緩和等の取組みが必要

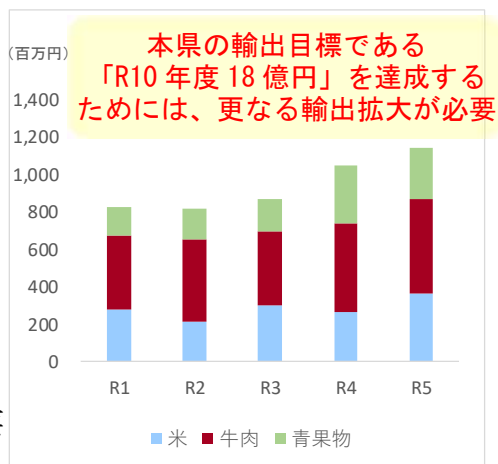
〈海外各国・地域の検疫条件〉

【現状】植物検疫証明書があれば輸出可能だが、残留農薬基準が厳しく、輸出が進まない

品目		台湾	香港	タイ	ベトナム
さくらんぼ		○	◎	▲	—
西洋なし		▲	◎	×	—

- 凡例) ◎ : 植物検疫証明書なしで輸出可能
 ○ : 植物検疫証明書があれば輸出可能
 ▲ : 二国間合意に基づく特別な検疫条件のクリアが必要
 × : 輸入禁止
 — : 輸入条件が未設定又は不明

〈県産農産物の輸出額推移 (県独自調査)〉



山形県担当部署：農林水産部 農産物販路開拓・輸出推進課

TEL：023-630-2427

森林（モリ）ノミクスの加速による 林業・木材産業の成長産業化の促進

【農林水産省林野庁林政部経営課・木材利用課、森林整備部計画課・整備課】

【提案事項】 予算拡充

戦後植林された人工林が本格的な利用期を迎えている中、森林資源の循環利用をさらに促進するため、『森林ノミクス』の取組みを一層加速する必要があることから、

- (1) 建築材として使用される A 材の利用を一層拡大するため、公共建築物に加え民間施設等の木造化・木質化も補助対象とするなど、木材利用を促進する支援策を早急に講じること
- (2) 森林業への就業を目指す専門職大学の学生が「緑の青年就業準備給付金」を受給できるよう要件を拡充し、森林・林業の担い手育成について十分な予算を確保すること
- (3) 循環型林業の推進に向け、間伐材生産や路網整備、高性能林業機械の導入、木材需要の拡大等、総合的な対策を実行できる「林業・木材産業循環成長対策交付金」の十分な予算を確保すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 国産材の活用による森林資源の循環利用や脱炭素社会の実現に資するため、令和 3 年 10 月に「公共建築物等木材利用促進法」(H22 制定) が通称「都市（まち）の木造化推進法」に改正され、木造化推進の対象が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大された。
- 平成 30 年に学校教育法が改正され、専門性が求められる職業の実践的かつ応用的な知識や技術を学修する専門職大学の制度が新設された。
- 森林資源の循環利用に向け、主伐・再造林や間伐等を計画的に進めるための森林整備をはじめ総合的な対策に必要な予算の確保が全国的に課題となっている。

【山形県の取組み】

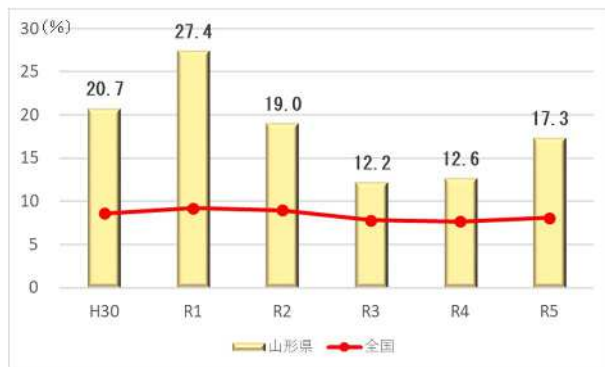
- やまがたの木に包まれた生活を送る「しあわせウッド運動」を展開するとともに、県産木材の利用拡大に向け、中大規模木造建築物を設計できる技術者（やまがた木造設計マイスター）の養成に取り組んでいる。
- 令和 6 年 4 月に開学した県立の東北農林専門職大学の森林業経営学科の学生は、「緑の青年就業準備給付金」の受給対象とならないため、県独自の支援金給付制度を創設し、学生の就業・定着支援を行っている。
- 循環型林業を推進するため、県独自に低コスト再造林や効率的な間伐への支援、高性能林業機械のレンタル経費への支援、スマート林業の普及、県産木材の利用促進に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 新築住宅着工戸数が減少する中、木材の利用を拡大するため、公共建築物に加え、民間施設の木造化・木質化支援等を強化していく必要がある。
- 「研修期間が概ね 1 年かつ概ね 1,200 時間以上」としている「緑の青年就業準備給付金」の給付要件を、専門職大学の教育課程に対応させる必要がある。
- 循環型林業の実現に向けては、主伐・再造林や適期の間伐等を計画的かつ確実に実行し、木材需要拡大や担い手育成などを総合的に推進していく必要がある。

○本県の民間施設の木造化率（床面積割合）

- ・本県の民間施設の木造化率は10%台で推移しており、より一層の木造化の取組が必要



○やまがた木造設計マイスターの養成

- ・民間施設や中大規模建築物等の木造化に取り組む建築士を養成するための講座を開催



○東北農林専門職大学森林業経営学科学生への支援金給付制度（県単独事業）

「やまがた森林業次世代人材育成支援金」

1. 対象

東北農林専門職大学森林業経営学科の学生で、県内の森林業分野（右図参照）への就業を希望する者。ただし、卒業後6年以上、県内の森林業に取組む事業体等に就業することを要件。

2. 給付期間：最大4年間（1～4年次）

3. 給付金額：750千円／年（4年総額3,000千円）

「森林業」の概念



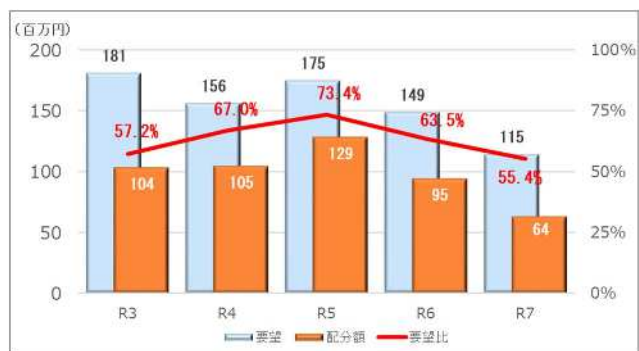
○本県の民有人工林の齢級構成

- ・戦後植林された人工林は本格的な利用期を迎えている
- ・主伐前の人工林では計画的な間伐が必要



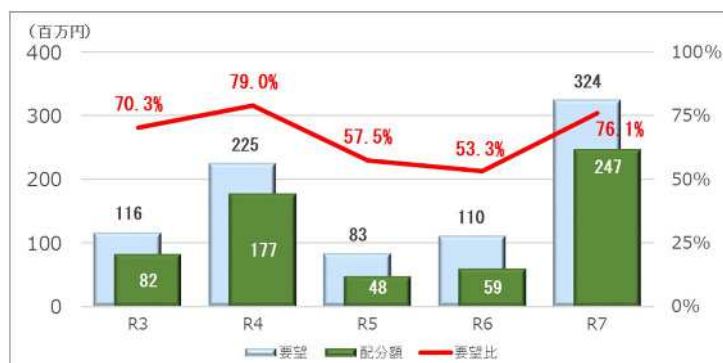
○本県の間伐事業の推移

- ・間伐事業の要望に対し配分額が下回っており、さらなる予算の拡充が必要



○本県の「林業・木材産業循環成長対策交付金」の推移

- ・間伐材生産、路網整備、高性能林業機械の導入やリース、木材加工流通施設整備、木質バイオマス施設整備等の要望に対し配分額が下回っており、さらなる予算の拡充が必要



高性能林業機械（プロセッサ）

水産業の持続的な発展に向けた支援の強化

【農林水産省水産庁漁政部企画課、漁業保険管理官】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

漁業者の減少・高齢化や燃油価格等の高騰、頻発化・激甚化する気象災害など水産業を取り巻く状況が厳しさを増す中、水産業の持続的な発展に向けて、新規漁業就業者の確保・育成や漁業者自らの幅広いリスクへの備えを促進する必要があることから、

- (1) 新規漁業就業者を対象とした所得保障制度（漁業版経営開始資金）の創設、漁家子弟（子、親族）に対する支援等、経営基盤の弱い新規就業者に対する支援の充実を図ること
- (2) 養殖業の経営安定化に向けて、養殖共済・漁業施設共済の対象をマス類等の内水面養殖へ拡充すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 山形県の漁業就業者数は減少しており、新規就業者の確保が必要である。また、本県の漁業は独立経営体が主体であるが、独立直後の収入の安定性が低いことが独立就業を妨げる一因となっている。
- 気象災害の頻発化・激甚化に伴い経営リスクが増大しているものの、うなぎを除き、内水面養殖業は共済制度がない。

【山形県の実施】

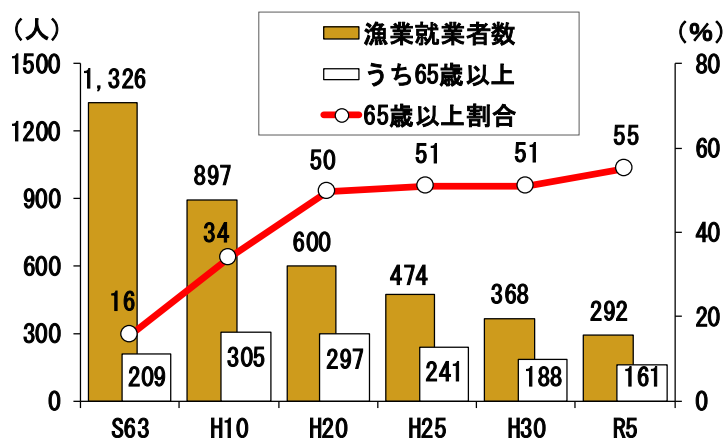
- 新規独立漁業者の経営安定を支援するため、独立直後3年間における所得保障（年150万円）を令和3年度から実施している。また、漁家子弟（子、親族）に対する研修時の給付金制度（年150万円）を令和4年度に創設した。
- 平成30年度以降、特に被害が甚大な災害に対しては県補助金を創設し、被災した養殖業者、漁業協同組合、漁業生産組合等を対象に、事業の復旧と継続に必要な種苗の購入や施設修繕に対して支援を実施している。

【解決すべき課題】

- 新規就業の促進には、独立前後の経営の安定化に向けた支援が必要である。
- 内水面養殖業の経営安定に資するため、養殖魚及び養殖施設に生じた被害も対象となるよう共済制度の拡充が必要である。

○ 漁業就業者の推移（山形県）

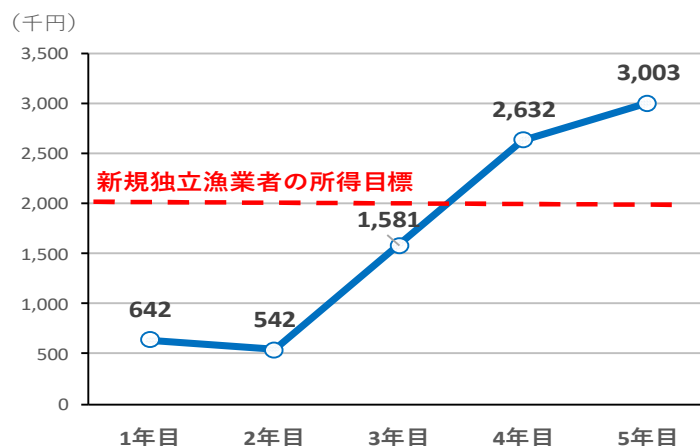
- ・本県の漁業就業数は、令和5年に292人となり、昭和63年の1,326人の約2割まで減少した。
- ・平成20年以降は65歳以上の高齢者が漁業就業者の半数を占めており、新たな担い手の確保が必要である。



資料：農林水産省「漁業センサス」より山形県作成

○ 新規独立漁業者の漁業所得の状況

- ・新規独立漁業者が所得目標を達成するためには3年程度要することから、漁業者として定着するためには、その期間における金銭的な支援が必要である。



令和元年から6年度に山形県で就業した漁業者の所得の聞き取り結果（漁業者11名の平均）

○ 激甚化する災害による内水面養殖業の被害

【令和6年7月大雨による被害】



サケふ化場（遊佐町直世）の泥堆積



内水面水産センター（遊佐町吉出）のイワナ稚魚被害

	被害額 (千円)	原因・ 被害対象
平成30年度	1,490	大雨・施設
令和元年度	1,730	大雨・施設
令和2年度	7,400	大雨・養殖魚
令和4年度	2,500	大雨・養殖魚
令和5年度	3,790	高水温/大雨・ 養殖魚
令和6年度	98,654	大雨・ 養殖魚/施設

地方における新産業や研究開発型企業を 創出するための支援の強化

【内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局】

【内閣府 地方創生推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局】

【経済産業省 イノベーション・環境局】 【中小企業庁 経営支援部】

【提案事項】 予算拡充 連携強化 制度創設

若者や女性の地方定着には、魅力ある雇用のある場が必要なため、「イノベーションによる新産業の創出」が重要となることから

(1) 中小企業が「受託型」から「研究開発型」へ転換するための支援を行う自治体に対する財政支援の拡充や、産業技術総合研究所と公設試験研究機関・産業支援機関が連携した支援体制の強化と予算の拡充を図ること

新規

(2) 慶應義塾大学先端生命科学研究soの研究教育活動支援、同研究所発スタートアップの創出や事業化支援など地域のイノベーションに資する多様な取組みについて、支援を行う自治体等に対して財政支援を行うこと

(3) 地方創生を進めるためには、政府関係機関等の移転に取り組むだけではなく、移転した政府関係機関が地方活性化に寄与する取組みを推進していく必要があるため、安定した運営ができる制度を創設すること

【提案の背景・現状】

- 地方の中小企業が自ら提案できる力を備えた「研究開発型」企業へと転換を図っていくためには、Go-Tech 事業（成長型中小企業等研究開発支援事業）等を活用するなど、大学・公設試、取引先企業等と連携・協力した取組みが必要となる。
- 鶴岡サイエンスパークにおける取組みは、内閣府から「地域バイオコミュニティ」の認定を受けるなど高い評価を得ている。一方で、慶應先端研における研究教育活動や地域バイオコミュニティの取組みに対する政府の財政支援はない。
- 政府関係機関の地方移転方針に基づき設置した国立がん研究センター・鶴岡連携研究拠点では、急性白血病治療薬の開発や遠隔アシスト手術による地域医療の高度化等の成果を生み出している。こうした事例を普遍化していくためには、地方活性化に寄与する取組みを政府が制度面から強力に後押ししていく必要がある。

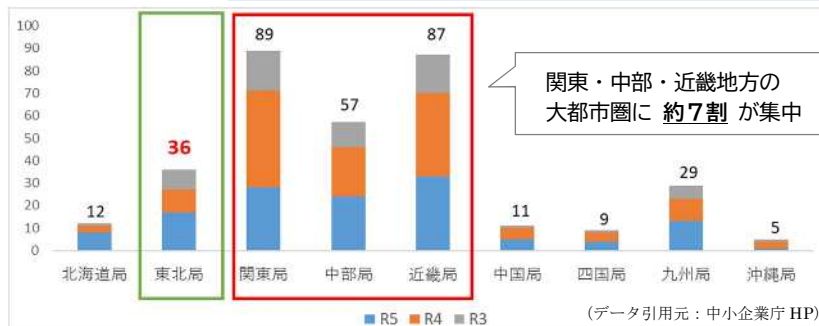
【山形県の取組み】

- 県工業技術センターとやまがた産業支援機構が連携し、県内企業が取り組む研究開発の芽出しへの助成や、大学等との共同研究のコーディネートを行っている。
- 本県と鶴岡市が地方単独で年間合計7億円の支援を実施して、最先端の研究に取り組む慶應先端研の研究教育活動を支えている。
- 鶴岡連携拠点は、運営費総額(人件費を含む)を県と鶴岡市がデジタル田園都市国家構想交付金を活用し支援しているが、活用できるのは令和7年度までである。

【解決すべき課題】

- 都市部と比較して研究機関・大手企業ともに少なく、条件不利な地方においては、「研究開発型」への転換を目指したイノベーションを生み出す環境を整備していくことが必要である。
- 国際競争力を持つ研究機関への地方単独での支援継続には多大な財政負担が生じる。安定的な研究基盤確保の観点からも、政府を挙げた支援が必要である。
- 政府関係機関が移転後も安定的に運営できる制度を創設し、政府関係機関の移転規模も地方に人の流れを生み出すものとする必要がある。

成長型中小企業等研究開発支援事業の採択の状況(R3～R5)



都道府県別採択 内訳 (東北)

県名	採択件数			
	合計	R5	R4	R3
青森県	1	0	0	1
岩手県	7	3	2	2
宮城県	16	9	2	5
秋田県	4	1	2	1
山形県	5	2	3	0
福島県	3	2	1	0
合計	36	17	10	9

※同事業は、研究開発のレベルが高いことなど、ハードルが高く、県内の採択件数(R3～5合計)は5件に留まっている。

研究開発に取り組む県内企業の例

Go-Tech 事業(成長型中小企業等研究開発支援事業)～産学官連携による企業の研究開発支援の例～
【高アスペクト比3次元マイクロ構造体の生体模倣技術開発】(R4～R6)



<連携している企業、大学等>
・スズキハイテック株式会社(PL)
・山形県工業技術センター(SL)
・名古屋工業大学
・山形大学

フナムシの脚は優れた水分の瞬時拡散機能、撥水機能等を有しており、その形状を模倣(バイオミメティクス)した製品開発。

慶應先端研への支援実績及び主な成果

慶應先端研への支援累計

	第1期末 (H17末)	第2期末 (H22末)	第3期末 (H25末)	第4期末 (H30末)	第5期末 (R5末)	第6期 (R6末現在)
山形県	5,362	7,287	8,337	10,087	11,837	12,187
鶴岡市ほか	2,713	4,288	5,338	7,088	8,838	9,188
計	8,075	11,575	13,675	17,175	20,675	21,375

※平成11年度から令和6年度末まで山形県及び鶴岡市等が213億7500万円にのぼる支援を実施

慶應先端研スタートアップ企業(8社)

創業年	企業名・事業内容	創業年	企業名・事業内容
平成15年	ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ 代謝物網羅解析の受託	平成28年	株式会社メトセラ 心疾患向け細胞医薬品開発
平成19年	Spiber 人工タンパク質素材の開発製造	平成29年	株式会社モルキュア AIによるバイオ医薬候補物質探索
平成25年	株式会社サリバテック 唾液でのがんリスク検査	令和3年	インセムズテクノロジーズ 超高感度分析アタッチメント製造
平成27年	株式会社メタジェン 便から腸内環境評価	令和3年	フェルメクテス 納豆菌を主原料とした食品の開発



慶應先端研の企業 Spiberが開発した
プロテイン素材を使用した環境配慮型の製品



慶應先端研と地域の企業との
共同研究により開発されたワイン
[G7 広島サミットで提供]



鶴岡サイエンスパーク全景
慶應先端研、産業支援センター、スタートアップ企業、宿泊滞在施設、
児童教育施設等が整備されている

国立がん研究センター・鶴岡連携研究拠点への支援実績及び主な成果

国立がん研究センター・鶴岡連携研究拠点への支援累計

(単位:百万円)

	第1期末 (R2末)	第2期				計	累計 (R6末現在)
		R3	R4	R5(予算)	R6(予算)		
山形県(一財)	297	51	48	48	48	196	493
鶴岡市(一財)	312	51	48	48	48	196	507
政府(交付金)	582	103	96	97	97	392	973
合計	1,190	206	191	193	193	783	1,973

中小企業・小規模事業者の事業継続と持続的発展の取組推進

【内閣府 地方創生推進事務局】【総務省 自治財政局】
【経済産業省 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、小規模企業振興課】

【提案事項】 制度改正 予算拡充

地域経済の活力を維持するため、中小企業・小規模事業者の事業継続及び持続的発展を支える必要があるので、

- (1) 県が実施するプロフェッショナル人材事業は、企業の経営課題の解決や成長戦略の実現に有効な事業であるため、令和9年度で終了予定である財政支援を令和10年度以降も継続すること **新規**
- (2) 災害全体の規模の大小に関わらず、個々の事業者の被害状況に応じ早期に復旧できるよう、「地方公共団体による小規模事業者等支援推進事業費補助金」の災害救助法適用災害について、補助対象への中小企業の追加や補助上限額の引上げ等、支援を拡充すること
- (3) コロナ禍で自治体が独自に実施した中小企業・小規模事業者への資金繰り支援策により生じる後年度負担に対して財政支援を行うこと
- (4) 自治体が行う「商工団体の体制維持・拡充」への地方交付税措置を強化すること

【提案の背景・現状】

- プロフェッショナル人材事業の財源となる政府の交付金は令和9年度で終了するとされており、県でも民営化を目指しているが、民営化により小規模事業者への支援が縮小することが危惧される。そのため、県において引き続き事業を継続していく必要がある。
- 近年自然災害が頻発しているが、全体として被害規模が比較的小さな災害であっても、個々の事業者に見ると甚大な被害を受ける事例が多く発生し、自治体としても復旧支援の対応に苦慮している。
- コロナ関連融資を活用した多くの事業者では、既に償還を開始している状況にある。現時点では、概ね順調に償還を進めているが、物価高騰など厳しい経営環境が続けば、多くの事業者で計画通りの償還が困難となることが想定される。
- 商工団体による伴走型支援は、地域の中小企業・小規模事業者の事業継続の下支えとなっており、コロナ禍を経て地域経済の活力を維持するために、ますます重要となっている。

【山形県の取組み】

- 平成27年度から「山形県プロフェッショナル戦略拠点」を設置し、中小企業等におけるプロフェッショナル人材の活用を支援。
- 災害発生の際、政府の補助金を活用した補助事業のほか、県独自の無利子融資又は低利融資による金融支援を実施し、被災事業者の災害復旧や生産性向上等の取組を支援。
- コロナ禍には、政府の対応に先駆けて県独自の資金繰り支援として、市町村・金融機関と連携した10年間無利子・無保証料での融資を実施。
- 商工団体の体制維持や事業活動に要する経費への支援を継続的に実施するとともに、経済状況などに応じて臨時的な支援措置も適宜実施。

【解決すべき課題】

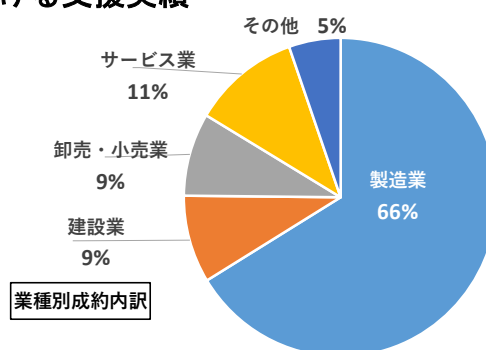
- 事業の財源となる政府の交付金は令和9年度で終了するとされており、交付金終了後に県が事業を継続する場合の**継続的な財政支援が必要**である。
- 災害全体の規模の大小に関わらず、個々の事業者の被害状況に応じ、早期に復旧できるよう、**補助対象の拡大（中小企業、建物建替の対象化）や補助上限額の引上げなど支援の充実**が必要である。
- 地方創生臨時交付金を原資とする基金の設置年限（5年）を超える期間（令和8～12年度）の利子及び保証料の補給は自治体負担となっており、自治体が新たな施策を機動的に展開する妨げとなっているため、**後年度負担に対する財政支援**が必要である。
- 中小企業・小規模事業者への支援を通して地域経済の活力を支える**商工団体の体制維持・拡充**のためには、これまで以上に手厚い支援が必要である。

■ 山形県プロフェッショナル人材戦略拠点における支援実績

（平成27年12月～令和7年3月末まで累計）

相談件数	成約件数
2,010件	676件

着実な成果により、企業の成長を後押し

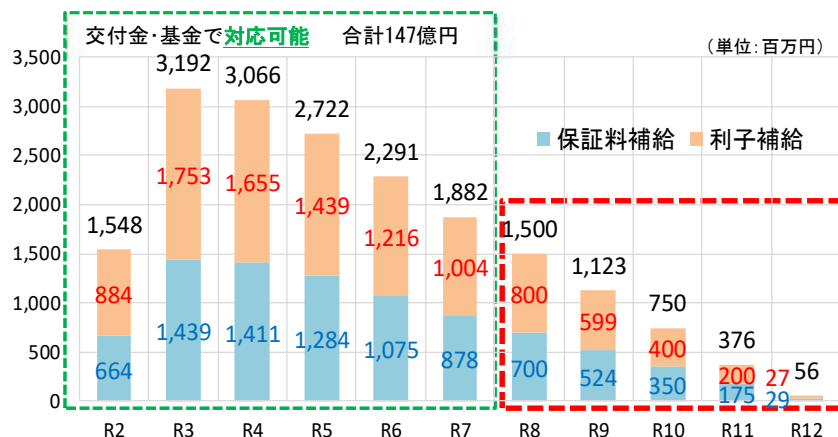


■ 地方公共団体による小規模事業者等支援推進事業費補助金（自治体連携型補助金）の制度比較

災害の規模により支援内容が大きく異なる

適用区分		自治体連携型補助金(災害救助法)	自治体連携型補助金(局激)
補助上限額 国→都道府県		1億円	5億円
補助対象		小規模事業者	中小企業・小規模事業者
主な対象経費	設備の購入・修繕	○	○
	施設の修繕	○	○
	施設の建替	×	○

■ 山形県商工業振興資金「地域経済変動対策資金」



自治体の負担が必要
合計38億円

R8～R12の利子補給・保証料補給は交付金による基金では非対応

山形県担当部署：産業労働部 商業振興・経営支援課

TEL：023-630-3950

観光産業の持続的発展及びイン・アウトバウンドによる 交流人口の拡大に向けた地方への支援の充実・強化

【国土交通省観光庁観光産業課、国際観光部国際観光課、参事官（外客受入）、
観光地域振興部観光地域振興課、観光資源課】

【提案事項】 **制度創設** **予算拡充**

国内外の観光需要を着実に取り込み、地方における観光消費額を増加し、裾野の広い観光産業の持続的な発展を図るとともに、イン・アウトバウンドによる交流人口の拡大に向け、

- (1) **大都市圏に集中しているインバウンドを地方に誘導**するための地方観光地の魅力発信や旅行商品の造成支援等の施策及び**アウトバウンド促進**に向けた海外教育旅行への支援等の施策をより強力に展開すること
- (2) 観光業における人手不足の解消に向け、従業員の住環境整備に対する支援制度の創設やスキルアップに向けた研修など、**外国人を含めた人材確保・育成のための施策を拡充**すること
- (3) 国際定期便が就航する空港と地方を結ぶ交通の充実及び外国人観光客が多く訪れる主要観光地から県内各地を周遊するための交通手段の確保など、**二次交通の充実に向けた取組みの支援を拡充**すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 令和6年の全国における訪日外国人旅行者数は過去最高となったが、その宿泊先は大都市圏に集中しており、**本県を含む東北の割合は非常に低い状況**にある。また、**本県における海外への旅行者数は、コロナ禍前の水準に回復しておらず、全国と比較しても低い状況が続いている。**
- **地方の観光業は、慢性的な人手不足のため、必要な人材を確保できていない。**
- 本県を訪れる外国人旅行者の多くは、**仙台・成田・羽田空港から本県に**来訪している。また、**訪問先は特定の観光地に集中している。**

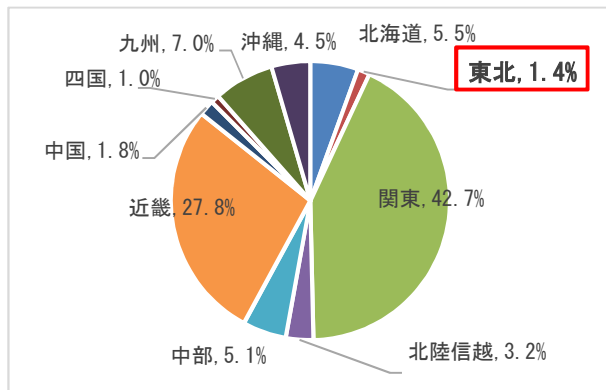
【山形県の取組み】

- 各市場の嗜好やニーズに沿った**戦略的なプロモーション**に取り組んでいるほか、**本県に宿泊する旅行商品の造成に対するインセンティブ**を設けている。
- 外国人材の獲得に向け、**海外からのインターンシップ受入拡大や新たな海外現地送り出し機関との関係構築**に取り組んでいる。
- **仙台空港と本県を結ぶ直行バスの運行に関する支援や県内主要観光地を結ぶシャトルバスの試行の取組み**を実施している。

【解決すべき課題】

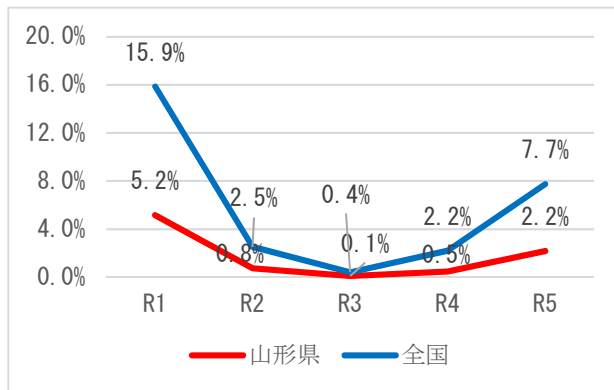
- 地域経済の持続的な発展のため、訪日外国人旅行者の地方誘客を更に進めるとともに、**海外への旅行者を増やし交流人口の拡大を図る必要がある。**
- **外国人材の受け入れを含め、本県の観光業における人材の確保・育成、そして定着を図り、観光地・観光産業の持続的な発展を実現する必要がある。**
- 東北のハブ空港となっている**仙台空港**を利用する旅行者を本県に取り込んでいくとともに、**多くの観光客が訪れている「蔵王温泉」「銀山温泉」等から県内各地への周遊を促す必要がある。**

【外国人延べ宿泊者数の地域別割合】



(出典) 観光庁「宿泊旅行統計調査(2024)」(速報値)

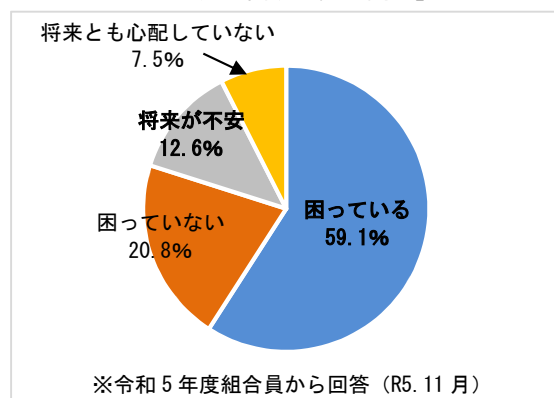
【日本人出国率の推移 (R1～R5)】



(出典) 日本旅行業協会「海外旅行者数の推移(2024)」

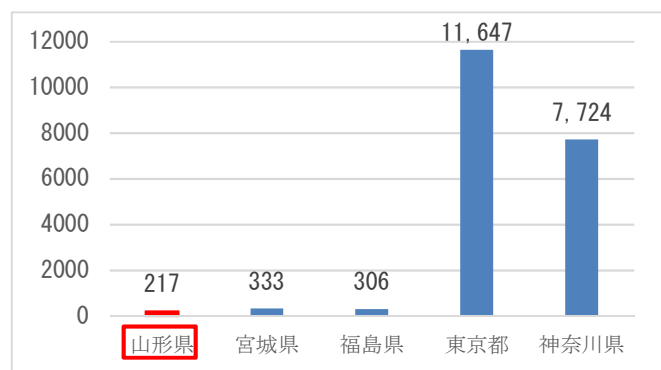
外国人延べ宿泊者数の東北シェアは極めて低い。また、本県における出国率はコロナ禍前まで回復しておらず、全国と比べても低い状況が続いている。

【山形県旅館ホテル生活衛生同業組合による
人手不足に関する実態調査】



※令和5年度組合員から回答 (R5. 11月)

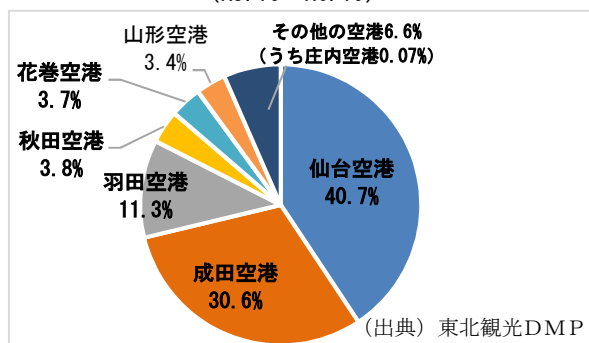
【宿泊業における外国人労働者数 (人)】



(出典) 各都府県労働局「外国人雇用状況」の届出状況
(令和6年10月末時点)

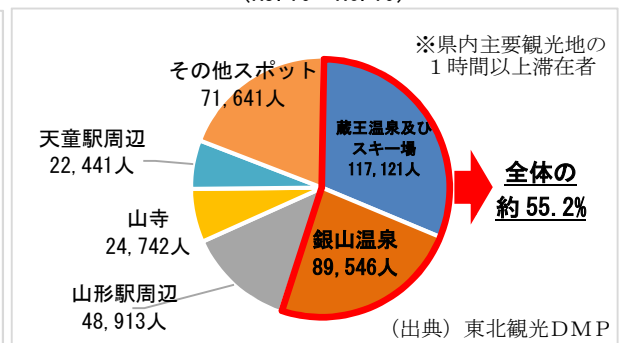
上記調査によると、「人手不足で困っている」、「将来が不安」と回答した組合員の割合は71.7%。また、地方の宿泊業における外国人労働者数は都市圏と比べ、極めて少ない。

【外国人旅行者が本県を訪れた際に利用した空港】
(R5. 10～R6. 10)



(出典) 東北観光DMP

【外国人旅行者が訪れる本県の主な観光スポット】
(R5. 10～R6. 10)



(出典) 東北観光DMP

本県へ訪れる外国人旅行者のほとんどは、仙台・成田・羽田空港から本県に來訪しているが、多くは特定の観光地に集中しており、県内各地への周遊を促す必要がある。



精神文化ツーリズム
(出羽三山 山伏修行体験)



アドベンチャーツーリズム
(白川湖水没林でのSUP体験)



フルーツ・ツーリズム
(さくらんぼ狩り体験)

山形県担当部署：観光文化スポーツ部 観光交流拡大課 TEL:023-630-3821
イン・アウトバウンド推進課 TEL:023-630-2486

特色ある文化資源を活かした地方創生の推進

【文部科学省 文化庁 政策課、文化資源活用課、参事官（生活文化創造担当）】

【提案事項】 **予算拡充** **支援継続**

- 地域の文化資源を活かした文化プログラムの展開や、文化財を観光資源として活用する取組みは、地方創生に大きく寄与するものであることから、
- (1) 子ども達の感性や創造性を培うとともに郷土愛を育むため、本県のオーケストラをはじめ、**優れた文化芸術や地域に根付いた文化を感受する機会を創出する取組みへの支援を拡充**すること
 - (2) 文化財を確実に次世代に継承するため、所有者等が行う**耐震対策を含めた保存修理及び維持管理への助成支援に係る財源を継続的に確保するとともに所有者等の負担軽減のため補助率の引上げを図ること**
 - (3) 地域コミュニティの維持や活性化にもつながる伝統行事及び伝統芸能の継承・継続に向けて、**地域の実情に合わせた補助対象の拡大を図るとともに、支援に係る予算を拡充**すること

【提案の背景・現状】

- 文化芸術団体や文化施設等による自主的・自立的な優れた文化芸術の鑑賞機会の創出に向けて、文化庁補助金等を活用しながら取組みを進めてきたが、「文化芸術創造拠点形成事業」が3年連続不採択となるなど**補助採択が厳しさを増していることから、特に子ども達の文化活動の減少・停滞や鑑賞・体験・発表機会の喪失が懸念**されている。
- 山形県内の国指定文化財の**保存修理や維持管理の費用が年々増大**することに加え、**資材価格の高騰や近年の地震災害を踏まえた耐震対策による所有者負担の増大に伴い、修理等の事業期間の延長を余儀なくされるケースや、適時適切な修理等ができない事例が生じている。**
- 地域で守り、受け継がれてきた伝統行事・伝統芸能については、地域コミュニティの維持にも役立っているものであるが、子どもや若者も含めた**人手不足や多額の経費負担**のため、一部地域では**活動継続できず休止状態**となっている。

【山形県の取組み】

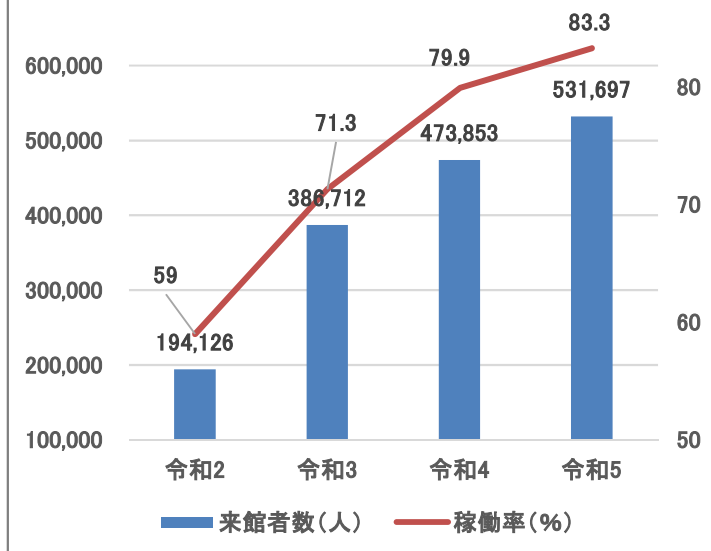
- **山形県総合文化芸術館をはじめとする県内各地の文化施設と文化団体等が連携し、子ども達への良質な文化芸術鑑賞機会を創出**するなど、山形県の特色ある文化資源を活用して交流拡大や地域活性化を推進している。
- 山形県文化財保存活用大綱に掲げる「文化財の保存と活用の好循環」に向けた取組みとして、本県を代表する精神文化である出羽三山や山寺、慈恩寺などを**観光振興や地域づくりなどに積極的に活用**するとともに、国指定文化財の保存修理に対する**本県独自の上乗せ補助等**を行っている。
- **地域の有形・無形の文化財を保存・活用する取組み**に対して、**本県独自の登録制度により支援**するとともに、民俗芸能団体が抱える**課題解決に向けた意見交換の場**を設けて、**団体間の情報共有**を図っている。

【解決すべき課題】

- **地方の文化資源を活用した文化活動の取組みへの支援の拡充が必要である。**
- 地域の宝である文化財の維持と次世代への継承については、**計画的な保存修理と伝統行事・伝統芸能の継承・継続に対する支援制度の拡充が必要である。**

山形県における文化芸術活動の状況

山形県総合文化芸術館（令和2年5月開館）
の利用状況



県民の文化の拠点となっている
山形県総合文化芸術館（令和2年5月開館）



令和6年度子ども郷土芸能・芸術まつり

山形県における国指定文化財の状況

国指定文化財が15年間で12件増加

（近年の主な国指定文化財）

- ・旧東田川郡役所及び郡会議事堂（R4）
- ・山居倉庫（R3）
- ・小山崎遺跡（R2）
- ・旧柏倉家住宅（R2）
- ・館山城跡（H28）
- ・慈恩寺旧境内（H26）
- ・松例祭の大松明行事（H26）
- など

※国指定文化財件数 173件（令和7年1月現在）



旧東田川郡役所

【文化財保存修理に係る取組み】



国宝 羽黒山五重塔（鶴岡市）
※令和6年9月修理完了

国指定文化財の保存修理にあたり、所有者等の負担軽減のため、県として上乗せ補助を実施

伝統芸能の継承に当たっての課題

民俗芸能団体が抱える課題

- ・小学校の統廃合が進み、学校で民俗芸能に取り組む機会が少なくなったこと等により、従来子どもが必須となっていた活動や演目の継承が難しい。
- ・コロナ禍や豪雨災害の影響により、一旦中止や規模縮小したことがきっかけとなって、担い手の不足に拍車がかかり、元通り開催することが難しい。
- ・過疎化等により会費や寄付を十分に集められず、活動資金が確保できなくなっている。

令和6年度「無形民俗文化財実施状況調査」等から

【伝統芸能継承に係る取組み】



令和6年度民俗芸能フェスティバル

県内団体が行う発表及び交流機会確保の取組みにあたり、県として参加団体に対する出演経費の支援を実施

被災者生活再建支援制度の充実

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）】

【総務省自治財政局財政課】

【提案事項】 予算拡充 制度創設

現行の被災者生活再建支援制度では、適用状況によって被災者間に不均衡が生じる場合や被災者の迅速な生活再建に結びつかない場合があり、制度の充実が必要であることから、

- (1) 被災者生活再建支援法の適用要件を見直し、同一災害により被害を受けた**全ての市町村を一体として支援**すること
- (2) **近年の物価高も踏まえた支給額の増額**、また豪雪地帯等の地域特性に応じた**被害認定基準の見直し**や**国補助の拡充**など更なる支援を行うこと **新規**
- (3) 県と市町村が共同で行う**独自の被災者生活再建支援制度への特別交付税措置について、対象を市町村にも拡大**すること
- (4) 高齢化の進展などを踏まえた生活再建支援に向け、災害救助法の給与の対象外である**家財や自動車の購入等に対する支援制度を創設**すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 令和6年7月の大雨災害では、約1,600棟の住家被害が17市町村で確認されたものの、支援法が適用されたのは3市町村にとどまり、同一災害でも、市町村毎の被害状況の違いにより、法適用に差が出る結果となった。
- 令和6年1月の能登半島地震において、石川県では被災者生活再建支援金とは別に、政府の「地域福祉推進支援臨時特例交付金」を活用し、住宅再建に加え、家財や自動車への支援を行っている。

【山形県の取組み】

- 令和元年6月の山形県沖を震源とする地震では、生活を再建するうえで極めて重要である住宅の復旧について、被害の状況を踏まえ、**新たに、県・市町村による独自の「被災住宅復旧緊急支援事業」を実施し、被災者の一刻も早い生活の再建に取り組んだ。**
- 被災者間に不均衡が生じないよう、令和4年11月に、**政府の制度を補完する県と市町村が連携した独自の被災者生活再建支援制度を創設し、令和4年8月の豪雨災害の被災者から適用・支援している。**
- 令和6年7月の大雨では、**県独自に災害救助法の給与対象外である洗濯機、エアコン等の購入支援を行った。**

【解決すべき課題】

- 同一の災害による被災にも関わらず、災害規模の要件により、適用対象外となり、**被災者間に不均衡が生じる事例があるため、適用基準を見直す必要がある。**
- **豪雪地帯に多い基礎高の住宅は、床下部分に生活に必要な家財や資機材等が保管されていることから、生活の再建に向け、水害における被害認定の判定基準の**

見直しや補助額の拡充などの支援が必要である。

- 早期の生活再建のため、政府の制度を補完する地方自治体独自の制度が創設されているが、**特別交付税措置については都道府県のみ**となっている。
- **高齢化の進展や、移動手段の確保が困難になっているなどの地域の実情を踏まえ**、通常生活を送る上で必要な家財や自動車の確保に向けた支援が必要である。

令和元年6月山形県沖を震源とする地震

住家の屋根瓦が破損・落下し、ブルーシートによる応急対応を実施（鶴岡市小岩川）



屋根瓦が落下した住居と屋根瓦（鶴岡市小岩川）



令和2年7月豪雨



冠水した道路と住居の浸水被害（河北町押切）

令和4年8月豪雨



落橋した大巻橋（飯豊町小白川）

令和6年7月25日からの大雨



小屋湊川氾濫・住宅損壊状況（酒田市大沢）



最上川氾濫・住宅浸水（戸沢村蔵岡）

日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化と津波防災対策に係る財政支援の拡充

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）】

【文部科学省研究開発局地震火山防災研究課】

【国土交通省総合政策局社会資本整備政策課、都市局都市安全課、水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室】

【提案事項】 予算拡充

日本海側は、東北地方太平洋側と比較して津波が到達するまでの時間が極めて短いため、大規模地震発生時における沿岸住民の速やかな避難など津波防災対策を一層推進する必要があることから、

- (1) 日本海東縁部における地震・津波観測体制を充実・強化すること
- (2) 津波防災対策への財政支援を拡充すること

【提案の背景・現状】

- 日本海側における統一的な津波断層モデルの公表を受け、本県を含む日本海側の道府県は、津波防災地域づくり法により「最大クラスの津波」に係る津波浸水想定や津波災害警戒区域の指定に取り組むなど、これに基づく津波防災対策を推進している。
- 東北地方太平洋側にはG P S 波浪計や海底地震計 8 箇所と日本海溝海底地震津波観測網（S-net）が整備されているのに対し、日本海東縁部の海域にはG P S 波浪計 3 箇所と調査観測・研究用の海底地震計が整備されているのみである。
- 津波防災地域づくり法に定める推進計画の作成については、市町村に対する財政支援がない。

【山形県の実践】

- 平成 26 年 8 月公表の津波断層モデルを踏まえ、津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定を設定し、被害想定と併せて平成 28 年 3 月に公表している。
- 被害想定では、発災後すぐに避難を開始した場合、人的被害を最大 95%減少させることができる試算となっている。
- 平成 31 年 3 月に東北初となる津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を遊佐町で行い、令和 2 年 3 月には酒田市・鶴岡市で指定した。
- 県では、これまで津波災害警戒区域指定市町による避難路整備、避難誘導案内標識や避難路への夜間照明の設置に対し、独自の補助を実施した。
- 更に、能登半島地震の教訓を踏まえ、一時避難場所及び津波避難ビルに対し、防災資機材（保温シート・非常食）等の避難環境の整備に対して支援している。

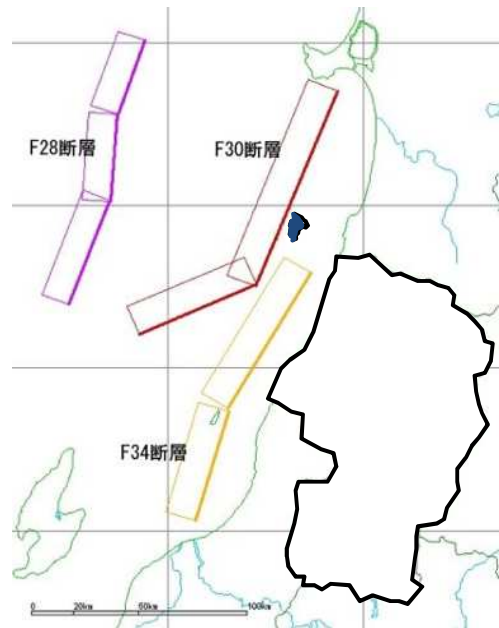
【解決すべき課題】

- 能登半島地震においても観測されたように、日本海側は、東北地方太平洋側と比べ、津波が到達するまでの時間が極めて短く、沿岸住民の速やかな避難のためには、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化を急ぐ必要がある。
- 津波からの避難場所や避難路の整備について、国庫負担割合の引上げや対象の拡大、市町村の推進計画作成のための財政支援の創設など、津波防災対策への財政支援の拡充が必要である。

<観測体制>



GPS 波浪計及び海底地震計設置状況



津波断層モデル（抜粋）

日本海側の観測計器数は、太平洋側に比べて少ない。また、海底活断層が陸地に近いところにあるため、地震の発生から津波到達までの時間が限られている。

<避難行動パターンの比較による人的被害の差異（死者数）>

避難行動パターン	単位	F30断層			F34断層		
		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
津波影響人口	人	10,280	11,710	10,630	10,250	11,410	10,480
人的被害(死者) 早期避難者比率 が低い場合	人	2,610	3,070	2,830	5,060	3,130	4,580
↓							
人的被害(死者) 全員が発災後すぐ に避難を開始した 場合	人	130	190	240	960	260	660
減少率 (小数点以下四捨五入)	%	95	94	92	81	92	86

※ 上表では、断層別に次のマグニチュードを想定している。

F30 断層・・・7.8、F34 断層・・・7.7

災害対応力を強化するための男女双方等の視点による 防災対策への支援

【内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）】

【内閣府男女共同参画局総務課】

【総務省消防庁国民保護・防災部防災課、地域防災室】

【提案事項】 **制度創設** **予算継続**

防災や減災、災害に強い社会を実現するためには、女性と男性の避難生活等におけるニーズの違いなどに十分に配慮された女性等の視点からの災害対応が行われることも重要であることから、

- (1) 防災分野への女性の参画や登用を促進するため、**各種媒体による周知・啓発**を持続的に行うなど、機運の醸成を図ること
- (2) 男女双方や性的マイノリティの視点に配慮し、**避難所における安全・安心を確保するため、生理用品などの備蓄や男女共用の多目的トイレの設置といった環境整備に対する支援制度を継続**すること
- (3) **女性防災士の増加に向けた各種取組みに対する支援制度を創設**すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 本県でも令和2年7月や令和4年8月の豪雨災害において、避難所の開設を経験したことを受け、各市町村へアンケートを実施した結果、乳児用ミルク・生理用品などの備蓄や、授乳スペースや間仕切りの設置といったプライバシーの確保など、施設面で格差が生じ、**女性への配慮が課題**となった。
- 女性を始め、すべての人が平等に安全で健康的な避難生活を送りやすい設備や環境づくり（例：授乳室や着替え室の設置のためのパーテーション、夜間照明など）が必要であり、**防災分野における女性の参画**やその**機運の醸成**を図っていく必要がある。

【山形県の取組み】

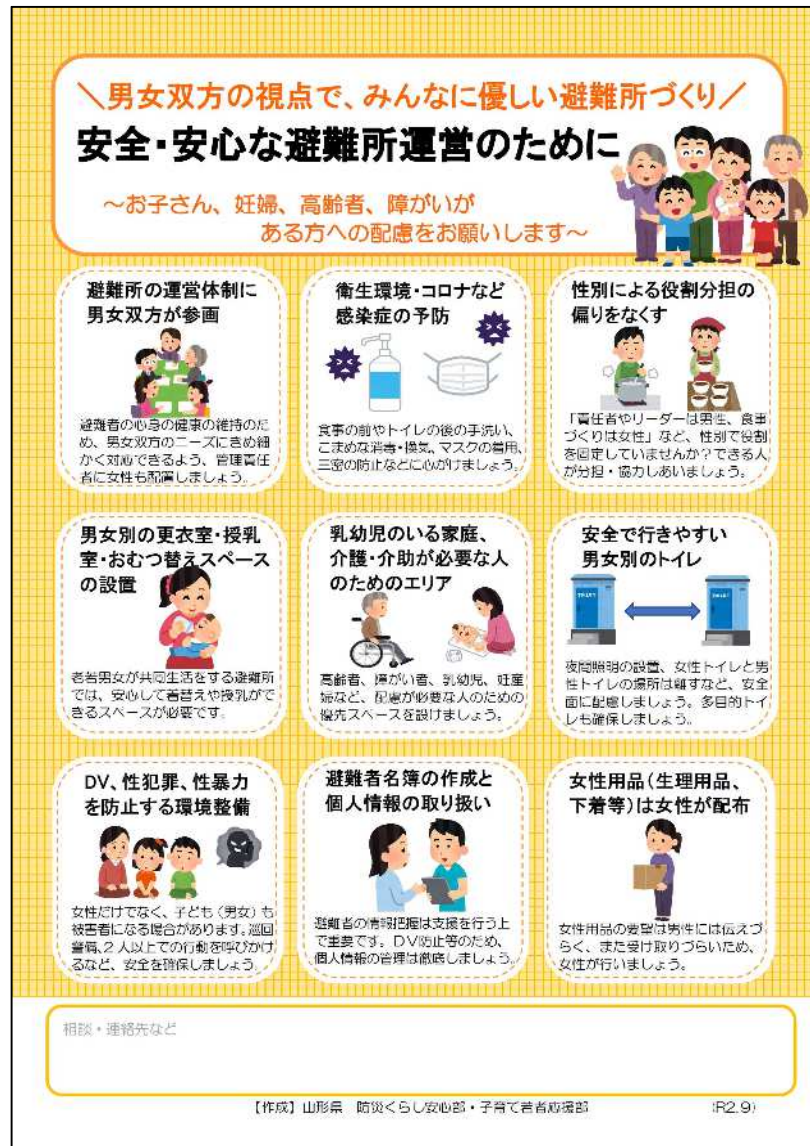
- 防災主管課と男女共同参画主管課が連携し多様な視点からの避難所運営のポイントをまとめたチラシ「男女双方の視点で、みんなに優しい避難所づくり」を作成し周知・啓発に取り組んでいる。
- 防災分野への女性の参加促進に関するセミナーを開催し、周知・啓発を行っている。
- 女性防災士育成セミナーの開催や、教員を目指す大学生を対象とした防災士資格取得への支援を通して、女性防災士の増加や子供たちの防災に対する学びを推進している。

【解決すべき課題】

- 自主防災組織などの防災分野の団体は、従来の自治会ベースで構成されるなど、中高年層の男性が多く、女性の声を届けにくいとため、**防災分野における女性の参画や登用の必要性について、粘り強く持続的に啓発活動**を続けていく必要がある。

- 避難所における施設面での格差をなくすためには、政府の令和6年度補正予算と同様の**避難所の安全・安心を確保する備蓄や設備への支援が必要**である。
- 災害対応において、特に避難所運営については、自主防災組織を始めとした住民主体の運営が基本となる中、**女性と男性、及び性的マイノリティの方々では災害時に受ける影響に違いがあることについての周知・啓発が必要**である。

◎防災主管課と男女共同参画主管課が連携し作成したチラシ
「男女双方の視点で、みんなに優しい避難所づくり」



◎令和2年7月豪雨における避難所運営に関するアンケート結果

授乳スペースを確保又は確保できる体制にあったか



できなかった主な理由

- ・一般避難者と要配慮者スペースの区別がなかった
- ・施設によって対応が異なる
- ・施設面で格差が生じた

山形県担当部署：防災くらし安心部 防災危機管理課
しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課

TEL : 023-630-2230
TEL : 023-630-2674

消防力の充実・強化のための財政支援措置の拡充

【総務省消防庁 消防・救急課、地域防災室】

【提案事項】 予算拡充

人口減少が急速に進行する中、自然災害に迅速かつ的確に対応するためには、地域の消防力の維持・充実が必要であることから、

- (1) 消防団員の年額報酬に係る**地方交付税措置を拡充**すること
- (2) 消防学校の教育訓練用資機材及び実践的訓練施設の整備並びに市町村消防団の資機材（車両、救命胴衣等）整備に対する**補助制度及び地方財政措置の拡充**を図ること

【提案の背景・現状】

- 県内市町村では、令和3年以降の消防団員報酬等の基準策定、地方財政措置の見直しにより、処遇の改善が進んでいる。一方、地域の広大な面積をカバーするため、多くの団員を確保する必要があることから、消防団員の報酬について、**地方交付税措置額（約4.5億円）を大幅に上回る経費（6.1億円）を市町村が負担しており、財政措置が不十分な状況にある。**
- 消防学校への財政措置は、一部を除き交付税措置であるが、施設老朽化による修繕を優先する必要があるため、教育訓練用資機材の更新や訓練施設の整備財源確保に苦慮している。また、令和6年能登半島地震の検証において、多数の道路損壊や土砂崩落等により、通常の消防車両の運行が困難となり、災害現場への迅速な進出ができなかった事例を踏まえ、小型車両等や小型化・軽量化された救助用資機材等の整備が必要とされたところであるが、市町村においては**消防団車両の更新や資機材整備に向けた財源の確保が厳しい状況にある。**

【山形県の実情】

- 消防団員の報酬については、**県内35市町村のほとんどで一般財源による負担が生じており、なかでも、20市町村では総報酬額の30%以上を負担している。**
- 消防学校は、現校舎が築25年を超え、校舎の維持管理に多額の経費を要している現状にあり、教育訓練用資機材については、県内消防本部が設備を更新する際に県へ譲渡してもらい、再利用することで、教育訓練の環境の維持を図っている。
- 市町村においては、政府の令和6年度補正予算等を活用して救命胴衣等の消防団の資機材整備を進めているが、全ての団員に配備するには補助金額が不十分な状況にある。

【解決すべき課題】

- 地域防災の中核とされる消防団を維持していくためには、**市町村の地理的条件に応じた特別交付税措置の拡充**など、更なる支援が必要である。
- 甚大な被害をもたらす災害がいつ、どこで発生してもおかしくない状況下において、消防学校の教育訓練の充実は必須であり、**補助制度や地方財政措置の拡充**が求められる。また、市町村消防団の車両及び資機材の整備を推進していくためには、近年の価格高騰の影響もあり、**財政力の脆弱な地方自治体への十分な補助が必要**である。

■人口 10 万人あたり消防団員数（令和 6 年 4 月 1 日）

	市部（13）				町村部（22）			
	自治体名	団員数	人口	10万人あたり 団員数	自治体名	団員数	人口	10万人あたり 団員数
上位	尾花沢市	519	13,996	3,708	大蔵村	228	2,830	8,057
	新庄市	992	32,860	3,019	鮭川村	299	3,767	7,937
	村山市	650	21,742	2,990	舟形町	334	4,771	7,001
下位	寒河江市	587	39,745	1,477	河北町	427	17,000	2,512
	米沢市	764	75,838	1,007	中山町	255	10,590	2,408
	山形市	1,325	238,293	556	山辺町	272	13,570	2,004
	市部計	12,710	827,812	1,535	町村部計	7,969	199,697	3,991

普通交付税の単位費用算定基礎では、基準として、人口 10 万人あたりの消防団員を 583 人としているが、本県では区域面積が広い自治体が多く、この場合、集落も点在していることから、当基準を大幅に超える団員数を確保している。

■消防学校訓練車両

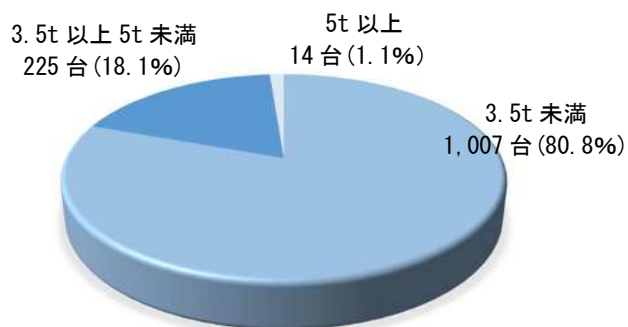


救助工作車

H3.3 購入(33 年間使用)
取得価格 3,200 万円

新規購入価格 15,548 万円

■県内消防団の消防ポンプ自動車保有状況（R6.4.1）



総保有台数 1,246 台

- 教育訓練に使用する消防車両の中には高額な車両もあり、また、消防学校は平成 10 年 4 月開校であり、校舎も老朽化が進んでいる。
- 厳しい財政状況の中で、消防学校の施設・設備の整備費用捻出は難しい。
- 県内消防団が保有する自動車のうち約 2 割は、損傷した道路での走行に不安が大きい 3.5t 以上の車両である。また、平成 29 年 3 月 12 日以降に普通免許を取得した者は、3.5t 以上の車両を運転できない。
- 消防団設備整備費補助金においては、消防ポンプ自動車を補助対象としていない。

■県内消防団の救命胴衣保有状況

- 大雨等による河川増水時に消防団員が安全に巡視活動や土のう積み等の水防活動を行ううえでは、救命胴衣の着用が欠かせないが、市町村財政の現状を鑑みると、全消防団員への配備はなかなか進んでいない。
 - ・ 令和 6 年 7 月 25 日からの大雨の際には、県内 29 市町村の消防団員延べ約 7,000 名が巡視、避難誘導、溢水対応、救出活動等に従事
 - ・ 令和 6 年 12 月現在、団員 20,679 名に対し、救命胴衣保有数は 5,616 着（充足率 27.2%）

農山漁村地域の防災・減災、強靱化に向けた支援の強化

【農林水産省 大臣官房地方課、農村振興局設計課、水資源課、地域整備課、防災課】
 【林野庁森林整備部治山課・研究指導課】【水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、防災・減災対策を加速化し、県土強靱化をしっかりと進めていく必要があることから、

- (1) 防災重点農業用ため池の強靱化や農業水利施設の長寿命化・耐震化など、防災・減災対策に必要な予算を十分に確保すること
- (2) 災害時の早期復旧に対応するため、ドローンで撮影した画像をもとに三次元データを作成し、そのデータから被害報告、査定設計書を効率的に作成する測量設計技術等を早期に開発・普及すること 新規
- (3) 災害に強い森林づくりを強力に進めるため、計画的な治山施設の設置・長寿命化対策及び激甚化している松くい虫被害対策等の森林整備に要する十分な予算を確保すること
- (4) 安全対策向上・強靱化に資する浚渫や設備の更新など、漁港機能の保全・増進対策に必要な予算を確実に措置すること

【提案の背景・現状】

- 政府においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和3～7年度）後も、継続的・安定的に切れ目なく国土強靱化の取組みが進められるよう、国土強靱化法に基づく「国土強靱化実施中期計画」を定めることとされている。
- 近年、農地・農業用施設の被害が多数発生しているが、市町村や県内測量設計会社のマンパワーが不足し、被害状況の把握や災害査定に向けた現地測量等に苦慮している。
- 突発的に発生する短時間豪雨等により、山地災害が多発しており、治山事業での早期復旧が求められている。また、庄内海岸において松くい虫被害が急増しており、農地等への飛砂や倒木の被害が危惧されている。
- 漁船の損傷を防ぐとともに安全な操業を可能とするには、継続的な浚渫や予防保全的な設備の更新などが必要となるが、小規模な漁港にも対応する政府の漁港機能増進事業予算が年々減少し、令和6年度においては山形県への配分がゼロとなっている。

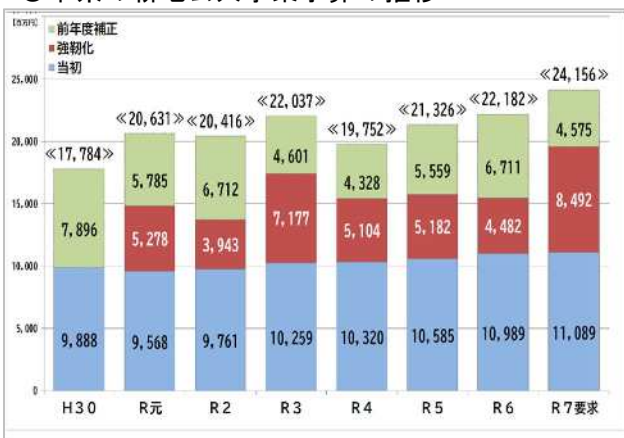
【山形県の取組み】

- 「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画（H28.3）」を策定し、防災重点農業用ため池の改修や治山施設の長寿命化対策等を集中的に実施している。
- 令和6年7月の豪雨災害においては、農林水産省（MAFF-SAT）や他県からの応援及び本県の職員の派遣と他県からの測量設計会社の確保を行い、被災した市町村の業務支援を行っている。
- 松くい虫防除は徹底駆除の方針を見直し、被害対策区域の選択と集中を図り、国庫事業に加え、県、市町の単独事業により、まん延防止を図っている。
- 県や市町が管理する小規模な漁港では、漁港機能増進事業以外はすべて単独予算により保全・増進対策を行っている。

【解決すべき課題】

- 更なる国土強靱化に向けては、公益性の高い農業水利施設等の防災・減災対策を着実かつ強力に推進する政府の**強靱化予算の十分な確保**が必要である。
- 被災した農家が営農継続できるよう**早期に復旧**するため、被害状況の把握や政府の災害復旧事業の災害査定設計書等の作成に**ドローン等 ICT を活用した測量設計技術等の開発と普及**が必要である。
- 森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮し、災害に強い森林づくりを進めるため、**計画的な治山施設の設置**や急増している**松くい虫被害の対策等**の森林整備を確実に実行する**十分な予算確保が必要**である。
- 漁業者が安心して漁業を営むことができる、漁港の安全性向上・強靱化に資する浚渫や設備更新などに**必要な予算措置が不可欠**である。

○本県の耕地公共事業予算の推移



○ため池洪水吐の排水能力不足の状況（尾花沢市）



洪水吐の老朽化や排水能力不足から、ため池決壊による水害等の災害を未然に防止するため、**防災重点農業用ため池などの改修が必要**となっている。

○農地への土砂流入（酒田市）



大雨による農地への土砂流入被害が甚大であり、被害把握や災害査定設計書の作成に期間を要しているため、**測量設計技術等の開発と普及が必要**となっている。

○本県の治山事業予算（公共事業）の推移



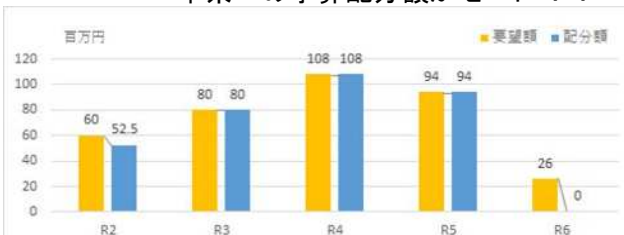
○保安林の松くい虫被害対策（庄内海岸）



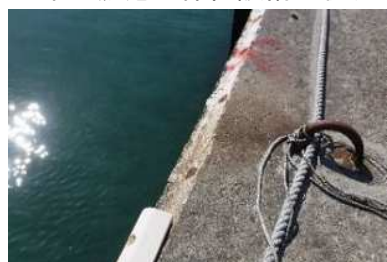
庄内海岸林において倒木による農地や農業施設への被害のおそれがあり、**急増している松くい虫の被害対策が急務**となっている。

○令和6年度漁港機能増進事業の

本県への予算配分額がゼロに！！



○米子漁港の係留設備の状況（鶴岡市）



岸壁の係船環の発錆ややせ細り、コーナー材の不足が発生している。結束ロープの擦り切れなどによって、漁船の衝突事故につながるリスクが懸念されるため、**更新、補修等の予防保全対策が必要**となっている。

山形県担当部署：農林水産部

農村計画課

TEL：023-630-2539

農村整備課

TEL：023-630-2157

森林ノミクス推進課

TEL：023-630-2532

水産振興課

TEL：023-630-3297

災害からの復旧・復興に向けた支援制度の強化

【農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室、経営局保険課】

【提案事項】 制度改正 予算拡充

近年、気象災害が頻発化・激甚化しており、令和 6 年 7 月の大雨に伴う本県の農林水産関係被害は、被害額が 332 億円に上り、そのうち農業関係だけで 269 億円と甚大な額になった。このような災害に対して、復旧に向けた支援を強化するとともに、農業者自らが幅広いリスクに備えられるようにする必要があるので、

- (1) 近年の災害が、局地化・集中化・激甚化していることに鑑みて、被災農業者に対する政府による支援パッケージを、全国的に広範囲で被害が生じた場合のみならず、**県単位で甚大な被害**が生じた場合にも柔軟に発動すること
- (2) 被災した農地・農業用施設の復旧が**翌年産の作付けに間に合わない場合でも収入減少を補填**できるように、農業保険における補償内容を拡充すること

【提案の背景・現状】

- 本県では令和 6 年 7 月の大雨に伴い、令和 2 年 7 月の大雨による農業関係被害額の 2 倍を上回る甚大な被害を受けた。しかし、令和 2 年度に発動された**政府による支援パッケージは発動されていない**。
- 令和 6 年 7 月の大雨からの農地・農業用施設の**復旧が複数年にわたるケース**が見られ、営農存続の危機を切実に訴える生産者が多数いる。

【山形県の取組み】

- 被災農業者の営農継続と災害からの早期復旧に向けて、農作物の被害拡大防止に必要な農薬の購入や、被災した施設・農機具の復旧に対する県独自の支援を市町村と協調して実施している。
- 農地・農業用施設の復旧が翌年の水稻の作付けに間に合わないと思込まれる場合、仮の畦畔や仮設ポンプを設置することで作付けを可能にする取組みや、水稻の作付けが難しい場合には、他の作物への切替えを支援している。

【解決すべき課題】

- 自然災害による**被害が局地的であっても**、当該地域における**被害が甚大なもの**である場合には、**政府による支援パッケージとそれを補完する県の支援策の両方**で被災農業者の営農継続をしっかりと後押しする必要がある。
- 甚大な被害を受けたため、復旧が**翌年産の作付けに間に合わない部分**については、**収入減少による経営への影響**が懸念される。今後も想定される災害への備えとして、強固なセーフティネットを整備することが不可欠である。

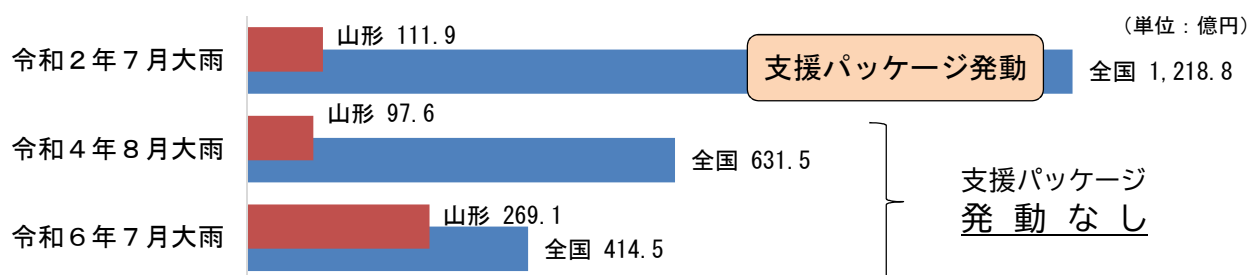
○政府による支援パッケージ

営農再開に向けて被災した農地や農業用施設、畜舎等の復旧を総合的に支援する対策
(令和2年支援メニュー(例))

- ・農業用ハウス・農業用機械・農業専用トラック等の導入
 - ・水田農業の継続に向け、追加的に行う土づくりやほ場準備のための作業委託費等
 - ・被害果樹の植替えやこれにより生ずる未収益期間の経費
 - ・畜舎の補改修、家畜導入、粗飼料の購入等
- など

○近年の農業被害額（山形県・全国）

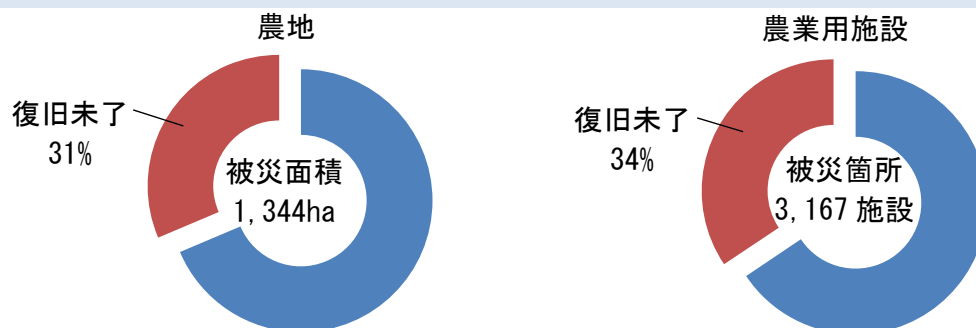
令和2年7月の大雨では全国の被害額が大きかったため、政府による支援パッケージが発動された。一方、本県では、令和6年7月の大雨に伴う農業関係被害額は令和2年7月の大雨の2倍を超える甚大な被害となったが、同様の支援パッケージは発動されていない。



(※) 令和6年7月大雨に伴う全国被害額については令和7年3月31日現在の状況

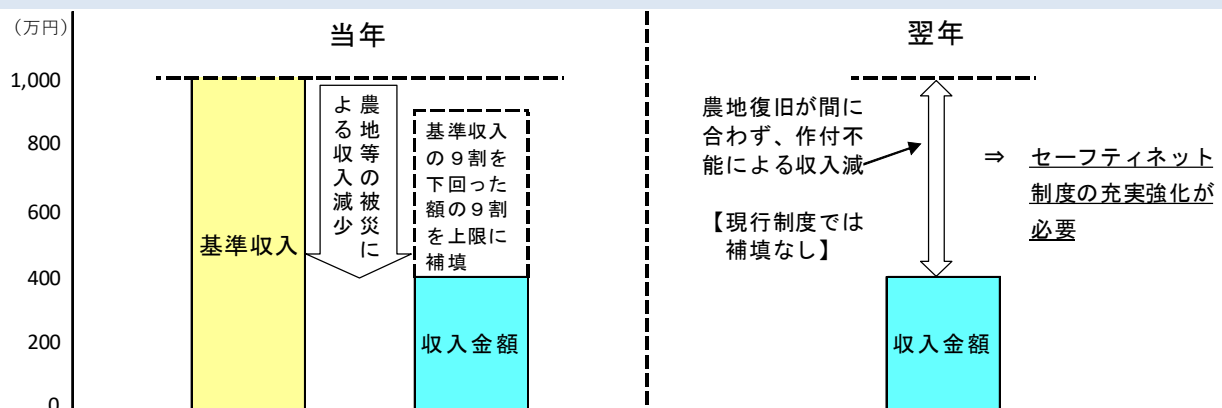
○令和6年7月大雨で被害を受けた農地・農業用施設の復旧状況（令和7年産作付時点）

農地・農業用施設が多数被災しており、令和7年春の作付時点で復旧未了の割合は、農地、農業用施設のそれぞれ約3割。作付けできない農業者に対する支援が必要。



○現行の農業保険制度の課題

農地・農業用施設が被災し、復旧が翌年産の作付けに間に合わない場合の収入減少を補填できるように、既存の農業保険における補償内容を拡充するなど、制度の強化が必要。



最上川における気候変動を踏まえた治水対策の推進

【国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課、治水課、河川環境課、都市局 都市安全課】

【提案事項】 予算拡充 早期策定

気候変動の影響により全国的に豪雨災害が激甚化・頻発化しており、最上川においても、令和2年、令和4年、令和6年と相次いで氾濫が発生し甚大な被害が生じている。最上川の治水安全度を高めることは、県民の生命と財産を守り、県土発展に不可欠であることから、

(1) 度重なる豪雨災害からの早期復旧・復興を図るため、「緊急治水対策プロジェクト」に基づき、最上川本川の河道掘削、堤防整備等の対策を着実に推進するとともに、令和6年7月の大雨で甚大な被害を受けた戸沢村蔵岡地区における集団移転への支援を行うこと

(2) 気候変動による降雨量増大を踏まえた「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」に見直すとともに、その対策を推進すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 最上川では、令和2年、令和4年、令和6年と氾濫が相次いで発生した。県全体の被害額や雨量ともに増加傾向にあり、気候変動による豪雨災害の激甚化・頻発化が顕在化している。
- 特に、令和6年7月の大雨では、戸沢村蔵岡で最上川からの越水により地区のほとんどが床上浸水し、酒田市では氾濫危険水位を超え、堤防が決壊していれば1万戸を超える建物浸水など甚大な被害が発生するおそれがあった。
- 今回の大雨被害を踏まえ、県内で3箇所目の緊急治水対策プロジェクトとなる「最上川下流・中流緊急治水対策プロジェクト」が令和6年11月に公表され、河道掘削や堤防強化等が計画されている。

【山形県の取組み】

- 国土交通省や沿川市町村等とともに「流域治水協議会」を組織し、ハード・ソフト一体となった「流域治水」の推進に取り組んでいる。
- 最上川支川では、河川整備を集中的に進めるとともに、整備後においても、堆積土砂・支障木の撤去を計画的に行うことで河道の流下能力確保に努めている。
- 水位計や簡易カメラの設置、市町村長へのホットラインなど、これまで整備した避難行動のための取組みが有効に活用されている。
- 戸沢村蔵岡地区では集団移転を計画しており、県では令和7年1月から職員2名を派遣するなどの支援を行っている。

【解決すべき課題】

- 氾濫が続けて発生した最上川では、被災した護岸等の復旧と河道掘削や堤防整備等の緊急的な対策を着実に推進し、同規模の洪水に対して再度災害を防止することで早期復旧・復興を図る必要がある。また、戸沢村蔵岡地区の集団移転が円滑に進むよう、技術的・財政的支援が不可欠である。
- 今後も気候変動による豪雨災害の更なる激甚化・頻発化が懸念されることから、抜本的な対策として、気候変動を踏まえた「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」への見直しと、それに基づく対策の推進が必要である。

❖ 最上川緊急治水対策プロジェクトに基づく最上川本川の河川整備



豪雨災害の激甚化・頻発化により、最上川全区間で緊急治水対策プロジェクトを推進

❖ 東北地方における豪雨時の雨の降り方（雨量、頻度）の変化

○ 短時間豪雨（80 mm/h以上）の増加

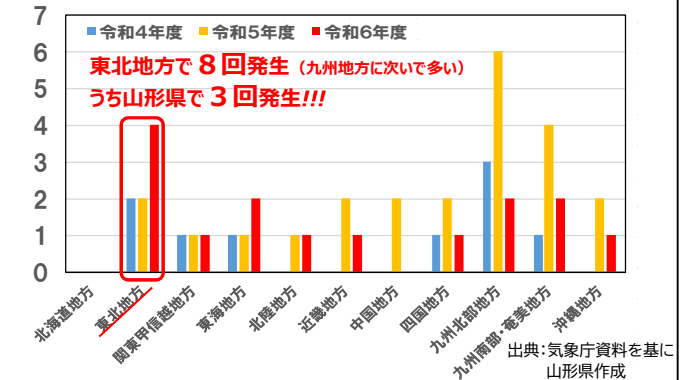
東北地方における時間 80mm 以上の短時間豪雨の発生回数の増加は全国平均を上回っている（全国平均 1.7 倍、東北地方 9 倍）



※全国1300地点(気象庁観測所)を基に集計
出典:国土交通省資料に山形県加筆

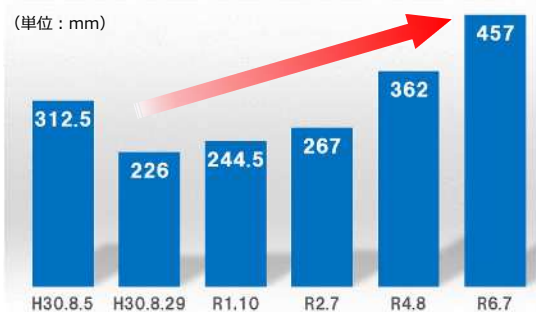
○ 線状降水帯の発生

東北地方における線状降水帯の発生回数は、九州地方に次いで多い(令和4年度～6年度)



○ 総降雨量の増加

本県では平成30年度以降の7年間で200 mmを超える豪雨が6回発生、総降雨量も増加傾向



防災・減災、国土強靱化のさらなる推進

【内閣官房国土強靱化推進室】【総務省自治財政局地方債課】
【国土交通省総合政策局公共事業企画調整課、道路局環境安全・防災課】

【提案事項】 予算拡充 技術開発

本県では、令和6年7月の大雨により甚大な被害が発生した。能登半島における地震・豪雨災害をはじめ、激甚化・頻発化する災害が日本各地で起こりうることを認識し、住民の生命と暮らしを守るため、

- (1) 国土強靱化対策において、資材価格の高騰や、災害への対応、インフラ施設の老朽化対策等を踏まえ、「5か年加速化対策」を上回る事業規模を確保すること。併せて、雪国特有の課題や公営住宅の老朽化、さらには防災拠点としての空港の機能強化や、輸送の安全性や安定性確保などの観点を踏まえた幹線鉄道ネットワークの高機能化に対応するための施策に対する支援の充実を図ること
- (2) 令和7年度で終了が予定されている「緊急自然災害防止対策事業債」について、地方の財政状況を考慮し、令和8年度以降も継続すること
- (3) 道路の規制箇所や被害箇所等の現地パトロール情報を、同時に国土交通省などの関係者と共有できるシステムの構築を推進すること 新規

【提案の背景・現状】

- 令和6年7月の大雨では3名の尊い人命が失われ、公共土木施設にも甚大な被害が発生した。近年、本県では、令和2年、4年、そして今回と相次いで大規模な豪雨災害が発生しており、今後も国土強靱化のさらなる推進が必要である。
- 県では、国土強靱化対策予算と併せ「緊急自然災害防止対策事業債」を活用し、ハード対策に取り組んでいるが、本起債制度は令和7年度までとなっている。
- 道路被害の詳細な位置情報等は、国において地図化(RI2MAPSを利用)し、共有する体制が構築されているものの、地図化するための情報は県担当者が現地パトロールからメール等で報告を受けた上で指定様式に入力・提供している。令和6年7月の大雨では、県管理道路で112箇所の全面通行止め、650箇所の道路被害が発生し、様式入力に多大な労力と時間を要したため、現地対応にも支障が生じた。

【山形県の取組み】

- 「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」(H27策定、R2改定)に基づき、国土強靱化対策予算を活用しながら「県土強靱化」を進めており、強靱化対策の効果は着実に現れている一方、多くの未対策箇所が残っている。
- 「緊急自然災害防止対策事業債」を活用し、道路管理施設や河川管理施設の修繕や更新等、自然災害防止の対策を計画的に進めている。
- 県内部での情報共有に関しては、使用する様式の簡素化等により、迅速な情報把握・伝達に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 激甚化・頻発化する自然災害に備え、国土強靱化対策において十分な事業規模を確保した上で、地域課題に応じた支援を含め、切れ目ない推進が必要ある。
- 「県土強靱化」を計画的に推進するには、国土強靱化対策予算と連携して取り組む「緊急自然災害防止対策事業債」の継続が必要不可欠である。
- 緊急時において現地対応に遅れや支障が生じないように、デジタル技術を活用し現地被害状況等を同時に共有できるシステムを構築することが非常に有効である。



❖ 国土強靱化による支援充実が求められる地域課題



❖ 河川事業における強靱化予算の活用



❖ 道路規制情報や被災箇所情報等の情報共有の現状と理想の姿



山形県担当部署：県土整備部
みらい企画創造部

管理課
総合交通政策課

TEL：023-630-2624
TEL：023-630-3017

水害・土砂災害から暮らしを守る 「流域治水」の加速化・深化に向けた支援の拡充

【国土交通省水管理・国土保全局河川計画課、治水課、河川環境課、砂防計画課、保全課】

【提案事項】 予算拡充 制度拡充

激甚化・頻発化する水害・土砂災害を踏まえたハード・ソフト一体となった「流域治水」を推進するため、

(1) 河川整備と土砂災害対策等の事前防災対策を加速化するため、国土強靱化対策において、**十分な事業規模を確保**すること

(2) 迅速で的確な避難や防災まちづくりに繋げる以下の施策を講じること

① **土砂災害警戒区域等の指定に対する財政支援の拡充** **新規**

② 洪水、内水等の各施設管理者が別々に所管している**水害リスク情報を政府が一元化し整備・公表** **新規**

(3) 流域全体で発生した土砂の有効活用として、所管を超えた土砂融通の連携強化の取組みを推進すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 令和4年8月や令和6年7月等の豪雨では、水害と土砂・流木災害が同時に発生し、被害の拡大につながった。
- 水害・土砂災害対策に関するリスク情報の提供は、災害が激甚化・頻発化しているなか、住民の生命を守るうえで不可欠となっている。
- 気候変動による豪雨災害の激甚化・頻発化のため、河川整備や流下能力確保のための掘削等による発生土砂の増加が見込まれている。

【山形県の取組み】

- 河川整備を集中的に進めるとともに、整備後も堆積土砂等の撤去を計画的に行うことで河道の流下能力確保に努めている。また、土砂災害対策については、要配慮者利用施設のある箇所等から優先的に砂防堰堤の整備等に取り組んでいる。
- 土砂災害警戒区域は、より高精度な地形情報を用いて新たな「土砂災害発生のおそれがある箇所」の抽出を進め、約7,000箇所を令和7年1月末に公表した。また、洪水浸水想定区域は、令和7年5月の指定完了を目指している。
- 撤去した土砂を公共工事間で流用するほか、床止設置による土砂堆積の抑制等を推進している。

【解決すべき課題】

- 国土強靱化予算による**安定的な財源の確保が必要**である。
- 新たな「土砂災害発生のおそれのある箇所」について、土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査を推進するため、政府による**財政支援の拡充（補助率嵩上げ、起債充当等）が不可欠**である。また、水害リスク情報は所管別、段階的に整備・公表されており、**住民にとってわかりやすく提供**できるよう、政府が**一元化し整備・公表が必要**である。
- 土砂の**発生を抑制**するとともに、流域治水協議会の枠組みを活用した**土砂融通の取組み強化**の推進が必要である。

❖ 事前防災対策の加速化（ハード対策）

〔令和6年7月の被災状況（荒瀬川流域）〕



〔整備効果〕 令和6年7月（遊佐町杉沢）



❖ 迅速で的確な避難と防災まちづくりに繋げる施策（ソフト対策）

① 土砂災害警戒区域等指定に対する財政支援

【現状】

- R7.1現在、5,217箇所を指定
- 新たに約7,000箇所を抽出しR7.1に公表
- 基礎調査費用が補助率1/3、起債充当不可のため区域指定に膨大な費用と時間が必要
- 防災まちづくりの取組推進に支障

【提案】

基礎調査費用に対する財政支援の拡充
(補助率1/2以上、起債充当)

土砂災害警戒区域等

- ☑ 土石流
 - 【指定済】 特別警戒区域
 - 【調査済(指定前)】 警戒区域
- ☑ 急傾斜地の崩壊
 - 【指定済】 特別警戒区域
 - 【調査済(指定前)】 警戒区域
- ☑ 地すべり
 - 【指定済】 特別警戒区域
 - 【調査済(指定前)】 警戒区域
- ☑ 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」
 - ☑ 土石流
 - ☑ 急傾斜地の崩壊



新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の公表状況
(県 HP:土砂災害警戒システム)

② 水害リスク情報の一元化した整備・公表

水害リスク情報 【目的】	対象降雨	山形県内の状況			
		洪水（国交省・県）		内水（市町村）	
浸水想定区域 (水防法) 【迅速・的確な避難】	想定最大 (概ね1/1000)	①国管理河川 (38河川、 381km)	②県管理河川 (554河川、 2,820km)	③雨水排水 (下水道)	④その他 水路
水害リスクマップ 【防災まちづくり】	多段階 (1/10、1/50等)	H29済	R7.5済	25市町が 作成対象	未定 (法定外)

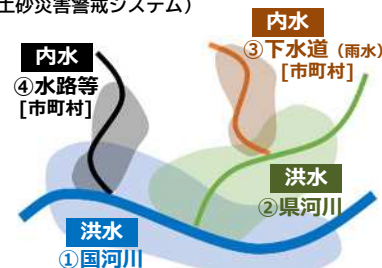
リスク情報の所管ごとに整備・公表の主体が異なり、公表時期に差

【課題】

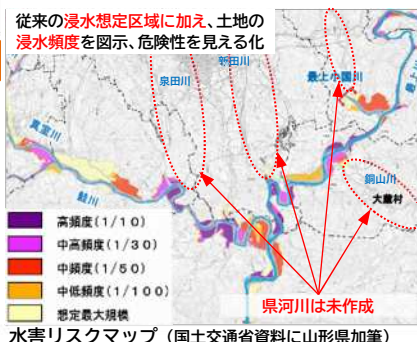
- 異なる主体が段階的に公表 → 住民にわかりづらくなるおそれ
- 自治体の所管が広範囲 → 多額の費用・時間が必要

【提案】

- 所管によらず、早期に情報提供できるよう、一元化し整備・公表
(住民にとってわかりやすい情報の提供)



水害リスク情報の所管区分



❖ 堆積土砂の抑制・発生土砂の有効活用の取組み（ハード・ソフト対策）

【現状】

- 豪雨災害の激甚化・頻発化で、流域の山腹や渓流等から発生土砂が増加する一方、河床低下や砂浜侵食が進行
- 河川整備や流下能力確保のための掘削土砂の受入先確保に苦慮

【提案】

- 所管を超えた土砂融通の連携強化
(流域全体でのコスト削減)



山形県担当部署：県土整備部 河川課

砂防・災害対策課

TEL：023-630-2615

TEL：023-630-2635

雪国における強靱化の効果をさらに高める対策の拡充

【国土交通省水管理・国土保全局防災課、道路局環境安全・防災課、航空局空港計画課】

【提案事項】**予算拡充** **制度創設**

- 近年、短期集中的な降雪等により交通障害が多発し、社会・経済活動に多大な影響が生じている。冬期の安全・安心な交通ネットワークを維持していくためには、除雪機械等の計画的な更新、雪寒施設の適切な更新や整備、健全な舗装の維持、及び、安定的な予算の確保が必要であることから、
- (1) **道路の除排雪や除雪機械の更新等**について、確実な予算措置のため、個別補助化を図るなど、雪対策経費に対する**財政支援を拡充**すること
 - (2) 冬期においても航空ネットワークを維持し、**安全な空港運営**を行うため、**空港除雪機械の更新等**に対する**補助制度の創設**を行うこと
 - (3) 国土強靱化対策に**雪国特有の課題に対応する施策を位置づけた上で、十分な事業規模を確保**すること
 - (4) 積雪寒冷地における近年の舗装劣化のメカニズムを踏まえ、**道路舗装損傷に係る災害復旧事業の採択要件を拡充**すること

【提案の背景・現状】

- 近年は、短時間かつ集中的な降雪による交通障害が頻発化しており、全域が豪雪地帯に位置する本県にとって、道路や空港などの**交通ネットワークにおける冬期の安定的な除雪体制の確保**が、県民生活を支えるうえで必要不可欠である。
- 現在の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算では、雪害対策が重点的な取組み対象として位置づけられていないことから、除雪機械や雪寒施設の整備・更新等の**雪国特有の課題に対する重点的な支援が必要**である。
- 近年の気候変動等の影響により、積雪寒冷地においては、**冬期の降雨・融雪の増加に伴う路盤への浸透水の凍結が舗装の損傷の拡大・増加**を招いている。

【山形県の取組み】

- 除雪機械は修理を繰り返すことで機械の更新を先延ばしにしているが、故障が多発しており、安定的な除雪体制の確保が困難な状況に陥っている。
- 除雪機械や雪寒施設の整備・更新、積雪寒冷地特有の舗装劣化への対応等については、「5か年加速化対策」における補助事業などの対象となっていないことから、「緊急自然災害防止対策事業債」等を活用し、県単独事業で対応している。
- 県の舗装長寿命化修繕計画に基づき、適正管理に努めているが、積雪寒冷地における近年の舗装劣化メカニズムによる損傷が増加し、対応に苦慮している。

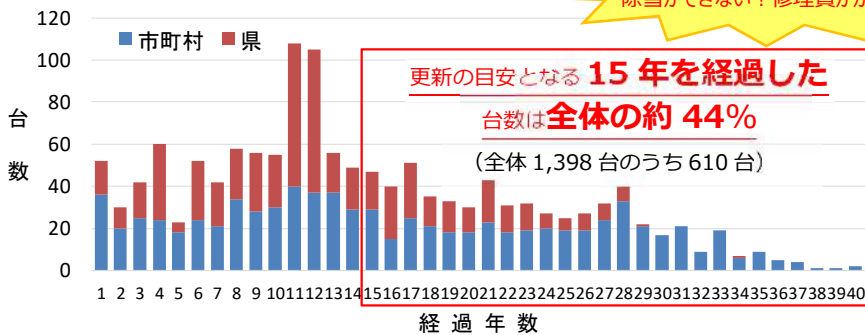
【解決すべき課題】

- 県民の経済・生活を支える交通ネットワークの効果を冬期も十分に発揮させるためには、**除雪機械の更新・増強に対する重点的な予算配分が必要**である。
- 空港において、冬期の国内定期便や国外からのチャーター便を安定的に受け入れるためには、**除雪機械などの更新に対する政府の支援が必要**である。
- 冬期の安全で快適な交通ネットワークの維持のためには、国土強靱化基本法に基づく「国土強靱化実施中期計画」において、**除雪機械や雪寒施設の適正な整備・更新等の雪国特有の課題に対応できる十分な事業規模を確保する必要がある**。
- 令和7年度より「緊急自然災害防止対策事業債」の対象が拡充され、路盤損傷にも適用可能となったが、広範囲で発生する冬期の舗装損傷全てに対して県単独事業だけの対応は困難であり、**災害復旧事業としての採択が必要**である。

❖ 除雪機械の適切な更新ができない

《山形県及び県内市町村の除雪機械の状況》
R5 年度末時点：県 579 台、市町村 819 台

県だけでも
R5 の故障回数は **321 回**！
除雪ができない！修理費がかさむ！



老朽化による
機械修理費
は年々増加



❖ 令和5年度の空港における除雪機械・消防車両配備状況と除雪関係費（県単独費）

山形空港	除雪機械14台、消防車両2台
庄内空港	除雪機械13台、消防車両3台

除雪機械等更新費	28百万円	84百万円
除雪作業費	56百万円	

すべて
県単独費
毎年大きな
財政負担！

隊列による除雪状況【山形空港】



❖ 雪国特有の課題

防雪柵の老朽化



防雪柵の破損により地吹雪を防ぐことができず
視界不良が発生、車両の走行に支障あり

除雪機械の損傷



除雪機械の損傷により
除雪体制維持に支障あり

舗装の劣化



舗装の劣化により走行車両
の安全確保に支障あり

❖ 積雪寒冷地における近年の舗装劣化メカニズム

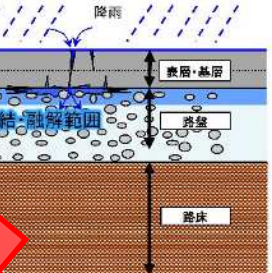
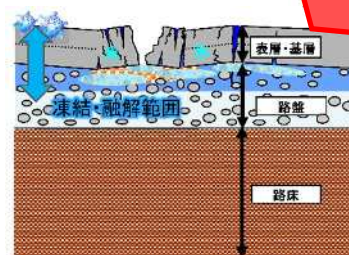
冬期の雨みぞれ日数の推移 山形県（山形市）



出典：国土交通省ウェブサイト

冬期に降雨・融雪・凍結・融解

降雨や融雪に伴い
舗装内部へ浸透した
水が路盤上部に滞留
(支持力が低下)



支持力が低下した状態
での車両の繰り返し
加重及び気温低下に
より路盤の水が凍結、
ひび割れが拡大

山形県担当部署：県土整備部 道路保全課
県土整備部 砂防・災害対策課
県土整備部 空港港湾課

TEL：023-630-2610
TEL：023-630-2635
TEL：023-630-2447

事前復興に資する住宅対策の強化

【国土交通省住宅局 住宅総合整備課、市街地建築課】

【提案事項】 制度改正 制度創設

生活の基盤である住宅の防災・減災対策は、被災後の「**早期の生活再建に向けた事前準備**」であり、災害に強い街を創る「**事前復興**」であることから

- (1) 公営住宅の長寿命化計画に基づく適正な管理は、災害時の仮住居としてなど、被災者を含めた住宅困窮者の生活再建に資することから**公営住宅の長寿命化対策を「防災・安全交付金」の対象**とするとともに、国土強靱化対策として、**支援の充実を図ること**
- (2) 防災上危険な空き家に対する除却や応急措置について、**国土強靱化としての支援や緊急自然災害防止対策事業の対象とする**など、住民と市町村の負担を軽減するための新たな財源を創設すること
- (3) 旧耐震住宅の建替えや住み替えを促進するため、既存住宅の**除却費を「総合支援事業」の対象とする**など支援を拡充すること

【提案の背景・現状】

- 令和6年7月の大雨では、公営住宅を仮住居として被災者に提供したが、施設の老朽化から入居前の修繕が必要な住戸が多く入居までに時間を要した。
- 水害や雪害、地震等による家屋の倒壊は、道路閉塞による救助活動への影響に加え、避難所や仮設住宅の建設、倒壊家屋の撤去等に多くのコストが発生する。
- 住宅の耐震診断費や耐震改修、建替えや除却に掛かる費用が、近年の物価上昇により住民や自治体の大きな負担となっている。

【山形県の取組み】

- 公営住宅の施設管理に要する費用の選択と集中を図るため、関係市町村と連携し人口減少を見据えた公営住宅の集約・再編等の検討に着手している。
- 県・市町村・関係団体を構成員とする「山形県空き家対策連絡調整会議」や「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」の設置、各種手引きの作成、住宅の「終活フェア」の開催など、関係機関と連携した住宅対策を進めている。
- 新築支援や住宅リフォーム支援、中古住宅の購入支援、防災ベッドの購入支援など、住宅の安全性・快適性向上に対する県独自の補助制度を実施している。

【解決すべき課題】

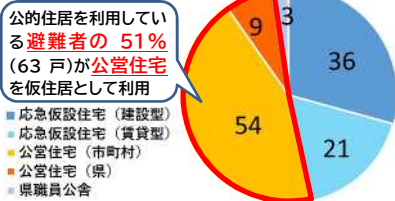
- 公営住宅は、入居者減少により家賃収入が減少し、物価上昇や施設の老朽化に伴い改修費が高騰していることから、長寿命化計画に基づき**計画的に施設の改修や老朽化した施設の撤去**を進めるため、**新たに安定的な財政支援**が必要である。
- 近年、空き家の除却費が高騰し、空き家の所有者と、空き家の除却に対する補助事業や特定空き家等の代執行を実施する市町村の財政的な負担が大きく、**国土強靱化や事前復興に資する防災上危険な空き家の除却が進まない**状況にある。
- 旧耐震住宅の建替えや住み替えによる除却を促進するうえで、既存住宅の**除却費が大きな負担**となっていることから、補助率・補助限度額の高い「住宅・建築物耐震改修事業」の総合支援事業とするなど支援の拡充が必要である。

❖ 公営住宅の長寿命化

令和6年7月の大雨では、多くの被災者が**公営住宅を利用**

【公的住居 123 戸の種類別内訳】

R7.2.28時点



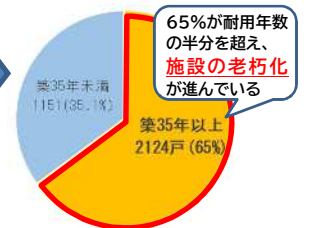
令和6年7月の大雨で被災した住宅



生活再建に向けた仮住まいが必要

多くの公営住宅が**老朽化**しており、**計画的な修繕が必要**

【県営住宅建設年数分布】



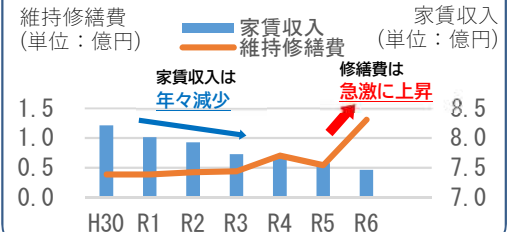
除却が遅れている非耐震の公営住宅



早期の除却が必要

・入居者の減少で家賃収入も減少、改修や修繕費が高騰し、**計画的な修繕が困難**
・このまま改修や修繕が遅れ続けると、将来的に大きな財政負担となることから、長寿命化計画に基づき、費用を**平準化・最小化する必要がある**。

【家賃収入・修繕費の推移】

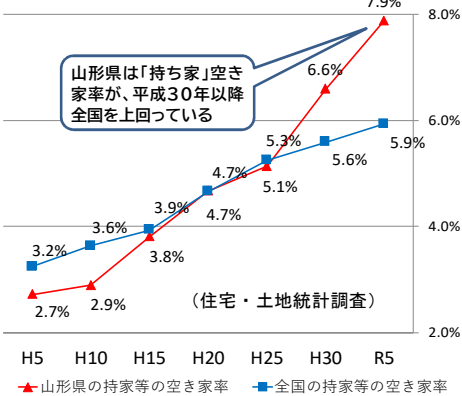


計画的に改修を実施するためには、**新たに安定的な財政支援が必要**

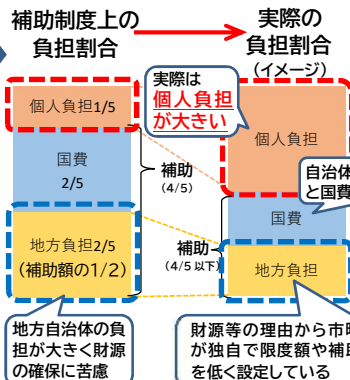
❖ 防災上危険な空き家の除却

山形県は**持ち家率が全国 2 位**(75.0%)と高く「**持ち家**」の空き家率が全国を上回っている。

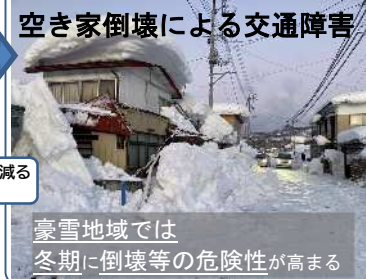
【「持ち家」空き家の推移】



市町村が実施している空き家の除却支援において、現在の補助制度では**自治体の財政負担が大きく**、国の補助を有効に活用できていない。



持ち家率の高い山形県では、今後も空き家の増加が見込まれる。**防災・減災と事前復興**の観点から、更なる**除却の推進が必要**である。



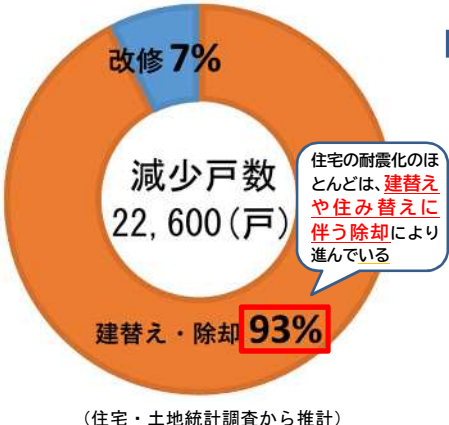
豪雪地域では冬期に倒壊等の危険性が高まる

所有者と市町村の負担を軽減する、**新たな財源の創設が必要**

❖ 非耐震住宅の建替え・住み替えに伴う除却

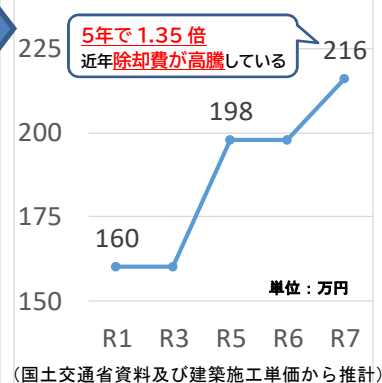
山形県では、平成25年から平成30年の**5 年**で**非耐震住宅が 22,600 戸減少**しており、その**主な理由は建替えや除却**となっている。

【非耐震住宅の減少理由内訳】

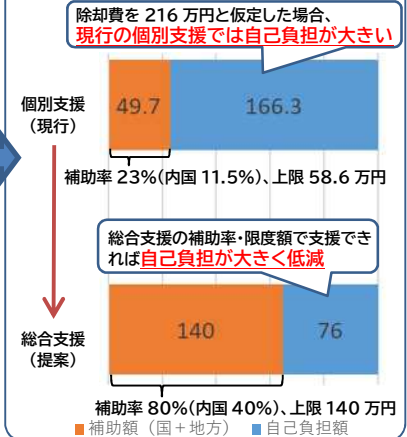


近年、非耐震住宅からの建替えや住み替え時に、既存住宅の**除却費が高騰し大きな負担**となっている。
※放置されることで空き家の増加も懸念

【除却費用の推移 (木造 50 坪・住宅)】



【除却費に対する補助の割合 (単位: 万円)】



非耐震住宅からの建替えや住み替えを促進するためには、**除却費への支援拡充が必要**

消費者行政の機能強化の推進

【内閣府消費者庁総務課、地方協力課】

【提案事項】 **予算継続** **予算拡充**

地方自治体の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談件数は、依然として高水準で推移しており、内容も複雑化・多様化している。

また、消費者を取り巻く経済・社会環境の変化等により、インターネット関連の新たなトラブルも発生するなど、被害も深刻化している。

地方における消費者行政サービスを、引き続き、維持・充実していくことが必要であることから、

(1) 人的・財政基盤のぜい弱な地方自治体が、一定水準の消費者行政サービスの提供を安定的に維持できるよう、**令和8年度以降も地方消費者行政強化交付金の十分な額を確保し、継続的に支援すること**

(2) 同強化交付金の事業について、**対象事業の複数年度化など、自治体のニーズに対応した制度となるよう改善を図ること**

【提案の背景・現状】

- 多くの地方自治体の財政状況が依然として厳しい状況下、交付金の活用が一定水準の消費者行政サービスを提供できるか否かに大きく影響する。
- 市町村の消費生活相談体制を維持・充実するためには、**政府が推進する情報化対応や自治体連携**が有効であるが、情報化に向けた体制整備や連携体制の構築には、個々の自治体の実情に応じた**長期的な支援**が必要である。
- 「強化交付金」の強化事業は、政府の重要消費者政策に対応する新規または拡充の単年度事業に限られており、相談体制の維持や見守り体制の構築・機能強化など中期的な取組みを安定的に推進できるものになっておらず、地域の課題や実情に応じた事業に取り組んでいる自治体のニーズに沿ったものとは言い難い。

【山形県の取組み】

- 政府の目標を踏まえ、令和4年3月に策定した「第4次山形県消費者基本計画」の中に、重点的な取組施策を設定し、消費者行政の推進を図っている。
- 強化交付金の算定に関わる「消費生活センター設置都道府県人口カバー率90%以上」については、広域連携により人口カバー率も上昇し(H31：77.7%→R6：90.7%)、消費生活相談体制の構築が進んでいる。
- メール相談への対応や、市町村の消費生活相談を支援するためデジタル会議システムを活用した相談体制の構築など、デジタル化を推進している。
- 令和5年3月に「山形県消費者安全確保地域見守りネットワーク協議会」を設立し、関係機関の連携のもと、見守り体制の拡大に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 消費者に直接向き合う地方自治体が、引き続き消費者被害の防止・救済に適切に対応していくとともに、これまで整備してきた消費生活相談体制の維持・充実を図っていくためには、**政府の継続的・安定的な財政支援が必要不可欠**である。
- 「強化交付金」の強化事業について、政府の目標を踏まえつつ、地域の実情に応じた事業の実施や継続的な取組みが図れるよう、相談体制の充実や高齢化へ

の対応などへの定額補助の継続や対象事業の複数年度化、早期の情報提供など地方のニーズに対応した制度に改善し、**地方の消費者行政の推進を後押しする必要がある。**

◆本県における消費生活相談体制

◎消費生活相談体制の整備状況（R6.12末）

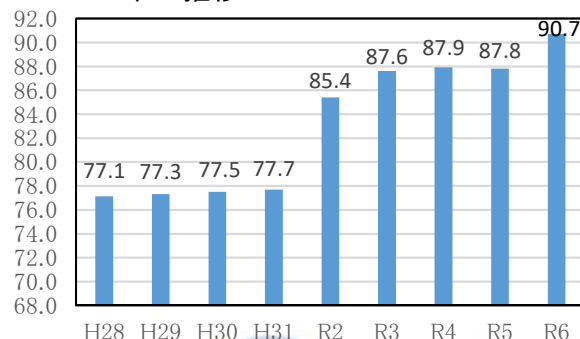
	県	市町村
平成 20年度		
消費生活センター	2か所	4か所
消費生活相談員	8人	10人
PIO-NET※配備	2か所	4か所



	県	市町村
令和 6年度		
消費生活センター	4か所	10か所
消費生活相談員	10人	23人
PIO-NET※配備	4か所	20か所

※PIO-NET:全国消費生活情報ネットワークシステム

◎消費生活センター設置市町村の県内人口カバー率の推移



◎広域連携による相談体制の整備状況

- ・定住自立圏構想に基づく連携（H26～）1市3町
酒田市、三川町、庄内町、遊佐町
- ・連携中枢都市圏に基づく連携（R2～）7市7町
山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、
東根市、山辺町、中山町、河北町、西川町、
朝日町、大江町＋〔R3～尾花沢市、大石田町〕



◆デジタル化に対応した施策の推進

◎Zoomによるオンライン相談支援体制整備



◎若年者の企画・出演による啓発動画（YouTube）



◆高齢者等被害防止のための見守り体制の構築

◎消費者安全確保地域協議会設置市町村

年度	市町村数	人口カバー率
H29	1	23%
R5	2	30%
R6（12月末時点）	4	36%

設置済：山形市、米沢市、飯豊町、東根市

◎高齢者等の消費生活見守り啓発動画（DVD）



◎消費者安全確保地域見守りネットワーク協議会



◎市町村担当職員研修会



医療人材の確保と偏在是正に向けた支援の充実・強化

【厚生労働省医政局地域医療計画課、医事課、看護課】【厚生労働省医薬局総務課】

【提案事項】 **制度改正** **予算拡充**

安定した医療提供体制の構築に向け、医師の都市部への偏在を是正することなどにより、医療人材を十分確保する必要があることから、

(1) 専門医資格の更新制度について、医師少数県において一定期間勤務することを必須条件にするなど、地方において医師が確保されるよう、より実効性のある対策を講じること **新規**

(2) 地域医療介護総合確保基金について、医師の働き方改革に対応しつつ、県内の医師少数区域等への医師派遣を維持するための支援を継続できるようにするなど、十分な財源を確保するとともに、医師臨床研修費補助金を全額交付すること

(3) 看護職員の処遇改善や勤務環境改善について、適切な給与水準を実現し、夜勤を行う職員の手当の拡充や負担軽減が図られるよう、適時適切な診療報酬の引き上げなど、実効性のある対策の充実に取り組むこと

(4) 病院薬剤師の確保・処遇改善について、薬剤業務向上加算の施設基準の緩和など、実効性のある対策を講じるとともに、地方の取組みに対して、地域医療介護確保基金の優先的な活用を行うこと **新規**

【提案の背景・現状】

- 本県は医師少数県であり、医師の地域偏在が大きな課題となっている。
- 日本専門医機構が示している専門医資格の更新基準の一つとして、「多様な地域における診療実績」が設けられているものの、基準の詳細は各専門領域の学会に委ねられており、より積極的に地域医療への従事を求める必要がある。
- 都道府県は地域医療介護総合確保基金を活用して医療従事者の不足解消に取り組んでいるが、医師の働き方改革に対応しながら地域の医療提供体制を確保していくためには、大学病院が地域の医師少数区域等への医師派遣を維持するための支援を継続的に行っていくことが不可欠となっている。また、医師臨床研修費補助金については、必要とする額の7割程度の交付に留まっている。
- 看護職員の処遇改善について、令和6年6月に診療報酬が改定されベースアップ評価料が新設されたものの、十分な処遇改善につながっていない。
- 看護職員の離職率が高まり、県内医療機関が看護職員確保に苦慮している中で、育児・介護に関する休暇取得や時短勤務など、多様な働き方をする職員が増えたこと等により、夜間勤務が可能な看護職員の確保が困難となっている。
- 調剤業務のみならず、幅広い領域においてチーム医療の一翼を担うなど、病院薬剤師の重要性が高まっている。しかし、若年層の給与格差等の影響により、薬局への業態偏在があり、病院薬剤師は不足している。(県内不足数103名)。

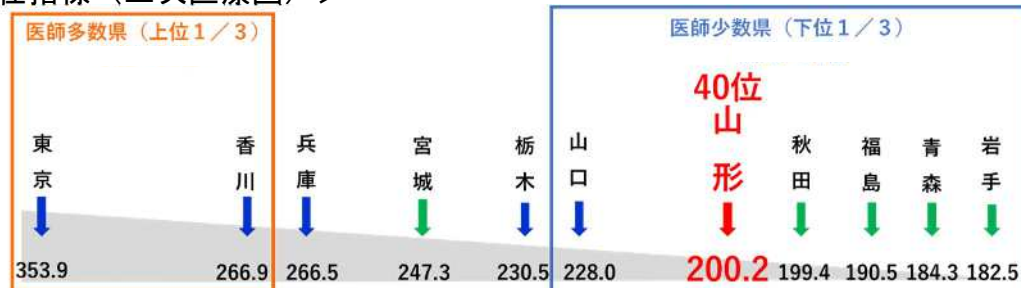
【山形県の取組み】

- 本県では、医師少数県からの脱却に向け、令和8年度までに県全体でさらに128名の医師の確保を目標に、医師修学資金の貸与、医学部地域枠の設置、医師の勤務環境改善への支援、臨床研修病院ガイダンスの開催等に取り組んでいる。
- 平成24年に策定した「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」に基づき、学生の確保定着、キャリアアップ、離職防止、再就業促進の4つを施策の柱として、総合的な看護師確保対策に取り組んでいる。
- 県内病院に就職する薬剤師に対する奨学金返還支援事業を行っている。

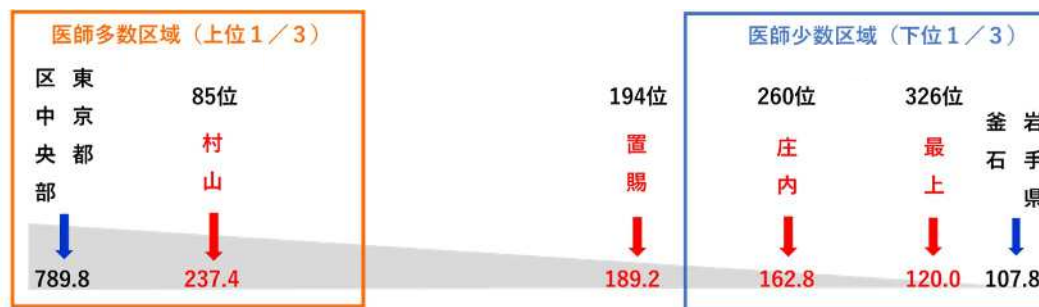
【解決すべき課題】

- 医師確保計画に基づく医師確保対策や医師の地域偏在の是正をより実効的に進めるためには、**専門医制度の見直し、医師少数県への更なる配慮**が必要である。
- 地域医療介護総合確保基金について、医師の勤務環境改善に向け、働き方改革を進めながら地域医療提供体制を充実していくために、**十分な財源の確保**が必要である。また、医師臨床研修費補助金について、充実した研修体制の確保のため、**確実な財政措置**が必要である。
- 看護職員の処遇が公平、かつ確実に改善されるよう、適切な対策を講じていくとともに、被保険者等に過度な負担が生じることのないよう、政府において**十分な財源の確保**が必要である。
- 夜間勤務は人材確保が困難なことから、夜間勤務を行っている医療機関に対して、**看護職員の処遇が確実に改善されるよう、診療報酬の引き上げ**が必要である。
- 薬剤業務向上加算の算定に係る施設基準が障壁となり、薬剤師の病院間出向による地域偏在解消が進まないことから、**同加算の施設基準を緩和する必要がある**。また、地域医療介護総合確保基金の拡充・恒久化など地方への取組みに対する**財政支援の確実な配分と長期的な事業支援スキーム**が必要である。

＜医師偏在指標（三次医療圏）＞



＜医師偏在指標（二次医療圏）＞



＜医師偏在是正に向けた具体例＞

- ① 医師が地域に分散される仕組みの創設（更新を迎えた専門医の医師少数区域・医師少数スポットでの一定期間の勤務の義務付け）
- ② 令和8年度までとされている大学医学部の臨時定員増の恒久定員化（医師少数県に限定）
- ③ 運用の見直し（臨床研修制度の定員設定において都市部に有利となる激変緩和措置を廃止）

＜県内病院の薬剤師必要数（令和5年度 山形県薬剤師需給調査より）＞

直ちに増員が必要	出来るだけ早期に増員が必要	将来的に増員したい
55 名	48 名	44 名

医療・介護DXの強化に向けた取組みの推進

【厚生労働省医政局、医薬局、保険局、
老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

人材不足が深刻化するなか、持続可能な地域医療・介護を提供するためには、DXの推進による生産性の向上が不可欠であることから、

- (1) 医療DXの推進に必要な電子処方箋や電子カルテ情報共有サービス等の導入にかかる補助金の上限や補助率を引き上げるとともに、その維持管理に要する経費については診療報酬へ適切に反映すること
- (2) オンライン診療について、より一層利用が促進されるよう医薬品の提供に関する要件を緩和すること
- (3) 公民館等において可能な医療 MaaS の車両内での診療について、患者居宅等においても実施可能とすること
- (4) 介護ロボットや ICT 機器の導入は、事業者の負担が大きいため、引き続き国庫負担の引き上げを実施するなど支援を充実すること

【提案の背景・現状】

- 政府により医療・介護DXが推進されているが、その財政支援は充分ではない。
- 電子処方箋の導入状況は全国と同様に本県では、薬局76.5%に対し、病院6.1%に留まっており、補助額が充分でないことから施設間で大きな差がある。
- 災害時にも有効性が期待される、医療DXの推進に関する工程表に基づく電子カルテ情報共有サービス(仮称)の費用負担に係る議論が始まり、医療機関にも一定の負担が求められているが、多くの医療機関で経営は危機的な状況にある。
- 過疎地域等の医療資源の少ない地域において、限られた医療資源を効果的に利用するため、オンライン診療の有効活用が求められている。
- 公民館等においては巡回診療として医療MaaSの車両内での診療が可能であるが、患者居宅等に駐車した当該車両内での診療については、医療法上認められていない。一方、現場では、プライバシー保護の観点から、患者が自身の居宅内での診療を避け、車両内での診療を望む声があるほか、車内備え付けの診療機材を患者居宅等で使用できないという制約を受けている。
- 人材不足が深刻化する介護現場において、介護ロボットやICT機器の効果的な導入を促進し、生産性向上を進めていく必要があるが、導入費用が高額であるため、事業者の負担が大きく、導入が限定的である。

【山形県の取組み】

- 電子処方箋の普及促進のため、令和6年度から政府の補助事業を活用し、医療機関及び薬局等への補助事業を実施している。
- オンライン診療については、医療資源が少ない地域において、令和4年度から

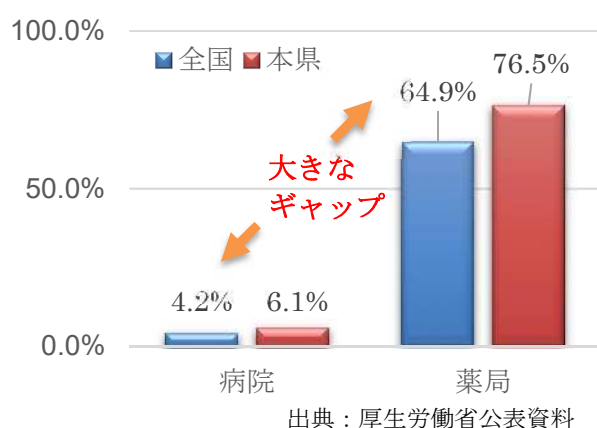
へき地診療所等と病院を結ぶモデルを実施してきており、令和7年度は災害時を想定したモデル事業の実施を予定している。

- 介護テクノロジー導入に係る補助事業に加え、令和6年度より生産性向上支援センターを設置し、相談対応や伴走支援などを実施している。

【解決すべき課題】

- 医療機関が、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービス等の導入など政府の定めた工程表に沿って医療DXを推進するため、加えて、**システムの機能の高度化を進めるために、補助制度の更なる拡充が必要**である。
- **医療従事者の確保が困難な過疎地域において、オンライン診療の活用を進めるため、限定的に認められている医師又は薬剤師以外の者が行う医薬品の提供について、柔軟に実施されるよう取扱い要件の緩和**が必要である。
- **患者居宅等における医療Ma a Sの車両内での診療を可能にする必要がある。**
- 令和5年度、6年度の経済対策の補正予算における、事業者への補助率の引き上げ（1／2→最大4／5）、国庫負担率の引き上げ（2／3→4／5）により、**介護ロボット等を導入する事業者が拡大している。今後も、介護現場の生産性向上を加速するため、同様の手厚い支援が必要**である。

電子処方箋の導入状況(2025年1月)



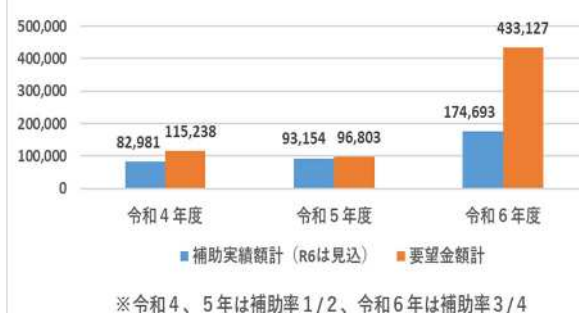
へき地診療所でのオンライン診療の状況



医療Ma a S車両・車内診療スペース



介護テクノロジー導入補助金に係る本県事業者からの要望額と補助実績額の推移(千円)



山形県担当部署：健康福祉部

医療政策課

TEL：023-630-2256、3328

高齢者支援課

TEL：023-630-3120

病院事業局

県立病院課

TEL：023-630-2119

安定的で持続可能な医療保険制度の確立

【厚生労働省保険局国民健康保険課】

【提案事項】 予算拡充

国民健康保険制度は、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に必要不可欠なものであり、今後も安定的かつ持続的な制度である必要があることから、

- (1) 地方自治体における国民健康保険事業の安定的な財政運営及び被保険者の保険料負担軽減を図るため、都道府県の実施を支援するなど、国民健康保険事業への財政支援措置を一層拡充すること
- (2) 子育て世帯の負担を軽減する観点から、子どもに係る均等割保険料を撤廃すること

【提案の背景・現状】

- 国民健康保険は、加入者の年齢層や医療費水準が高い一方で所得水準が低く、被用者保険と比べて保険料負担が重いといった構造的問題を抱えている。
- 本県の国民健康保険加入者の半数以上が65歳以上であり、加入者の高齢化や医療の高度化により、加入者1人当たり医療費の増加が見込まれ、保険料が上昇するなど、国民健康保険の財政運営は厳しい状況が続くことが予想される。
- 本県の国民健康保険の保険料負担率は11.3%と被用者保険と比べて4.1～5.6ポイント高くなっている。
- 子どもにも賦課される均等割保険料は、子育て世帯にとって重い負担となっている。令和4年度から導入されている子どもに係る均等割保険料の軽減措置は対象が未就学児まで、軽減割合が均等割保険料の5割となっており、十分なものとは言えない。

【山形県の取組み】

- 国民健康保険事業の財政運営を将来にわたって持続可能なものとするため、保険料水準の平準化（納付金ベースの統一）に段階的に取り組んでおり、それに伴い、保険料等を財源として県へ納める納付金が増加する市町村に対しては、負担軽減のため、本県独自の激変緩和措置を講じている。

【解決すべき課題】

- 国民健康保険事業の安定的な運営を可能とする財政基盤の確立及び加入者の保険料負担軽減を図るため、都道府県の実施を支援するなど、国民健康保険への財政支援措置を一層拡充する必要がある。
- 子育て世帯の負担を軽減し少子化対策を推進するため、令和4年度から導入されている子どもに係る均等割保険料軽減措置を抜本的に見直す必要がある。

◆各保険者の比較

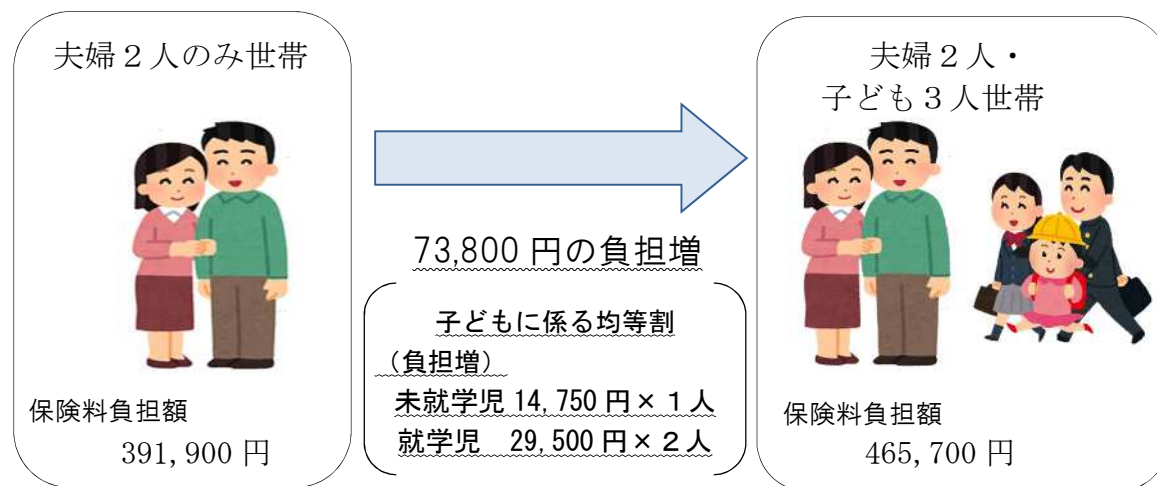
	市町村国保 (山形県)	市町村国保 (全国)	被 用 者 保 険		
			協会けんぽ (全国)	組合健保 (全国)	共済組合 (全国)
保険者数 (R5.3月末)	32	1,716	1	1,383	85
加入者数 (R5.3月末)	20万人	2,413万人	3,944万人	2,820万人	982万人
加入者平均年齢 (R4年度)	58.1歳	54.2歳	38.9歳	35.9歳	33.1歳
加入者1人当たり 医療費 (R4年度)	42.9万円	40.6万円	20.4万円	18.4万円	18.5万円
加入者1人当たり 平均所得 (R4年度)	76万円	96万円	175万円	245万円	246万円
加入者1人当たり 平均保険料 (R4年度)	8.6万円	9.1万円	12.5万円	13.9万円	14.4万円
保険料負担率 (R4年度)	11.3%	9.5%	7.2%	5.7%	5.8%

出典：厚生労働省保険局国民健康保険課資料、令和4年度国民健康保険実態調査

令和4年度山形県国民健康保険事業年報

※ 保険料負担率：加入者1人当たり平均保険料を加入者1人当たり平均所得で除したもの

◆子どもに係る均等割保険料の負担増の状況 (山形市在住、年間所得 330 万円の場合)



◆山形県における国民健康保険加入者1人当たり医療費の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
1人当たり医療費	396,394 円	391,088 円	417,545 円	428,878 円	447,212 円
対前年伸び率	+2.8%	△1.3%	+6.8%	+2.7%	+4.3%

出典：山形県国民健康保険事業年報

山形県担当部署：健康福祉部 がん対策・健康長寿日本一推進課 TEL：023-630-3278

がん対策及び移植医療の充実のための支援制度の創設

【厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課、難病対策課】

【提案事項】 **制度改正** **制度創設**

がん対策と臓器移植医療の充実を図るため、

- (1) がん患者とその家族の生活の質の向上に向け、**医療用ウィッグ・乳房補整具の購入費に対する補助制度及び若者がん患者（18～39歳）の在宅療養に要する支援制度**を設けること
- (2) 地域のがん医療提供体制の充実に向け、**遠隔診断等の技術の進歩を取り入れた「がん診療連携拠点病院」の指定制度**へと見直すこと
- (3) 国の責任において臓器移植を増やすための体制整備を進めるとともに、**都道府県臓器移植コーディネーターを複数名設置するために必要な財政支援制度**を設けること

【提案の背景・現状】

- がん患者にとって、治療に伴う脱毛や乳房切除による外見の悩みを解消し、生活の質の向上に資する**医療用ウィッグや乳房補整具は必要不可欠**である。
- **若者がん患者（18～39歳）の在宅療養にかかる費用は、介護保険等の対象外**であるため、**全額自己負担せざるを得ず、大きな経済的負担**となっている。
- 医師の地域偏在が見られ、「**がん診療連携拠点病院**」の要件である「**病理医の専従常勤医の配置**」を満たすことに苦慮している。一方、「**遠隔診断**」「**遠隔診療**」など、先進的な医療技術の導入により専門医不足の解消が期待できる。
- 令和5年度に都道府県臓器移植コーディネーターの設置に関する通知が改正され、業務内容に他都道府県のあっせん業務に対する支援等が明記されたうえで、**コーディネーターを複数名設置することが求められているが、そのために必要な財源が措置されていない。**

【山形県の取組み】

- がん患者の医療用ウィッグ・乳房補整具の購入経費に対する助成、令和6年度からは若者がん患者（18～39歳）の在宅療養に要する経費の助成を実施している。
- 2次医療圏に設置されている「がん診療連携拠点病院」を中心に、県内どこでも質の高いがん医療を受けることのできる体制を維持していく。
- 臓器移植コーディネーター1名を配置し、様々な機会を捉えた普及啓発活動、県内医療機関に対する研修会の開催などに加え、他都道府県のあっせん事例への支援など幅広く活動している。

【解決すべき課題】

- がん患者の治療と社会生活の両立を支援するための**政府による補助制度の創設**や、遠隔診断等の先進的な医療技術の導入を促すような「**がん診療連携拠点病院**」の指定制度の見直しが必要である。
- 臓器移植は、自治体の枠組みを超えた対応が必要になることから、国の責任において**臓器移植を増やすための体制整備**を進めるとともに、都道府県が体制の充実強化を図るための**十分な財源を確保**することが必要である。

○ 山形県における医療用ウィッグ・乳房補正具の助成実績（市町村助成含む）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
医療用ウィッグ	8,148,701	7,736,552	7,199,350	8,126,283
乳房補正具	206,006	224,891	387,974	587,759
合計	8,354,707	7,941,443	7,587,324	8,714,042

※医療用ウィッグは H26 年度、乳房補正具は R2 年度に助成開始。

単位：円

○ 若者がん患者の在宅療養に関する調査（R5.10）

直近 5 年間（H30～R4 年度）の利用率	利用に至らなかった主な理由
32% （相談件数 22 件のうち利用件数 7 件）	・ 公的助成がなく、経済的負担が大きいため。 ・ 相談中に亡くなったため。 ・ 症状が悪化し、病院から退院できなかったため。

※対象：県内市町村及びがん診療連携拠点・指定病院

○ 臓器移植コーディネーターの主な活動状況

臓器移植コーディネーター（1 名）を中心に以下活動を行っている。

① 普及啓発

- ・ 高等学校等で同コーディネーターを講師とした授業の実施。（R6 年度 7 回）
- ・ 高校生等による探求学習へのサポートを通じた普及啓発の実施。（写真 1：探求学習成果の街頭展示）
- ・ グリーン（臓器移植のシンボルカラー）ライトアップの実施。（写真 2：ライトアップの告知チラシ）
- ・ 各種イベントにおけるチラシ配布。マスコミ、SNS を通じた活動状況の発信。

（写真 1）



（写真 2）



② 臓器移植推進

- ・ あっせん業務（事案発生時、家族へ説明や関係機関の調整等の業務）の実施。
- ・ 日本臓器移植ネットワーク主催の研修・会議への参加。

③ 臓器提供体制整備

- ・ 臓器移植関係者と体制強化に向けた会議、研修会等の実施。（R6 年度 6 回）
- ・ 各病院における脳死下臓器提供のシミュレーションの実施。

山形県担当部署：健康福祉部 がん対策・健康長寿日本一推進課
医療政策課

TEL：023-630-3035
TEL：023-630-3328

安定的な介護サービス提供のための施策の推進

【厚生労働省老健局総務課、認知症施策・地域介護推進課、社会・援護局福祉基盤課】

【提案事項】 **制度改正** **予算拡充**

今後、介護人材の確保がさらに困難となることは明白であり、加えて、昨今の物価高騰等による介護事業所経営への影響は甚大であることから、

- (1) 介護報酬制度については、物価高騰や賃上げに適時適切に対応できるよう、物価スライド・賃金スライド制などの仕組みを導入すること
- (2) 外国人介護人材獲得強化事業について、日本への渡航費や人材紹介料等への対象経費の拡大、補助率の引き上げなど、外国人の採用に係る費用への支援を拡充すること **新規**
- (3) 訪問介護について、中山間地域等における小規模事業所加算の訪問回数要件の廃止または緩和、加算率の引き上げなど、地方の課題に配慮した支援を拡充すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 本県では、2040年の介護職員の需給ギャップは約6千人と推計され、介護人材の確保は一層困難になることが見込まれる。
- 食材費や燃料費等の価格高騰により、介護事業所の経営に大きな影響を及ぼしており、物価高騰にも対応できる介護報酬の仕組みが必要である。
- 外国人材は、賃金の高い大都市へ転職するケースが増えており、地方では短期間で採用を繰り返すため、採用に係る初期費用の負担が大きくなっている。
- 訪問介護は、人材難による休廃止事業所が増加する中、特に中山間地域では、利用者宅までの移動距離が長く、また、冬期間は利用者宅近辺の除雪が必要であるため、介護職員の負担が大きくなっている。

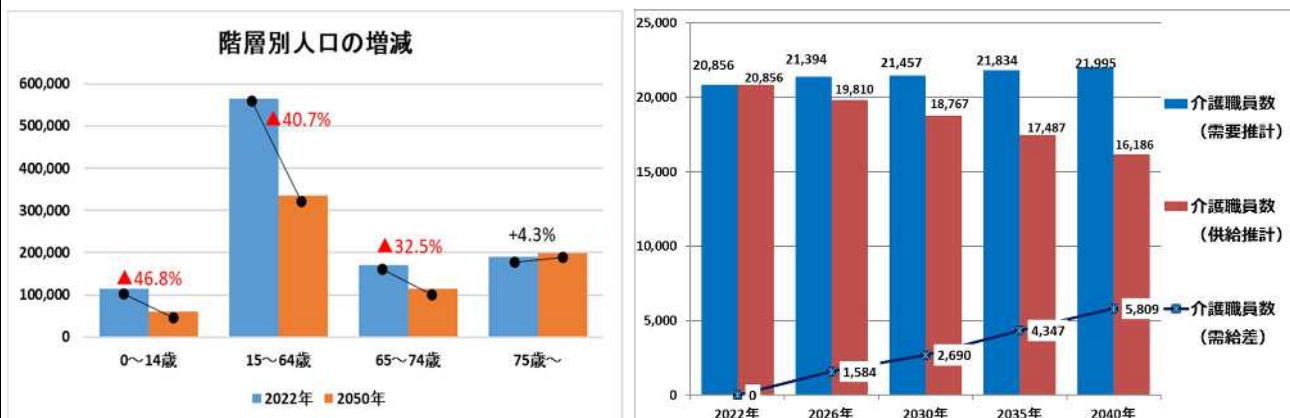
【山形県の取組み】

- 介護事業者に対し、物価高騰対策支援補助金や介護職員処遇改善補助金を交付するとともに、処遇改善加算を取得するための支援を行っている。
- 外国人介護人材支援センターに相談窓口を設置するとともに、事業者等の海外現地活動経費（渡航経費等）に対し支援を行っている。
- 令和7年度より訪問介護の人材確保や経営改善に係る取組みや、サービス提供確保に向けた地域の連携体制構築について、支援を実施している。

【解決すべき課題】

- 令和4年度以降、補正予算において物価高騰支援や処遇改善の補助金が示されるが、事業者に対し迅速かつスムーズな支援とするため、物価スライド・賃金スライド制の導入など機動的に介護報酬に反映されるような仕組みが必要である。
- 海外現地での取組に加え、採用に係る初期費用についても支援が必要である。
- 中山間地域等における小規模事業所加算の要件が訪問回数200件未満となっているため、加算を受けられる事業者が限られている。

■ 本県の階層別人口及び介護職員数の将来推計

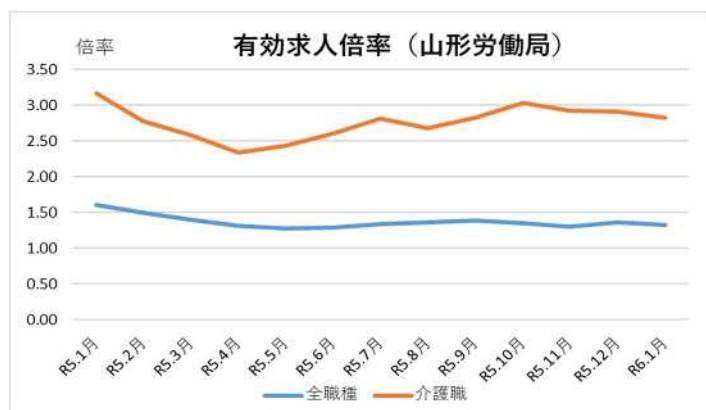


出典：やまがた長寿安心プラン（R6.3）

出典：介護人材需給推計ワークシート（R6.3）

本県では、後期高齢者が増加する一方、生産年齢人口の減少が進み、2040年には5,809人の介護職員が不足する。

■ 介護職の有効求人倍率と給与額



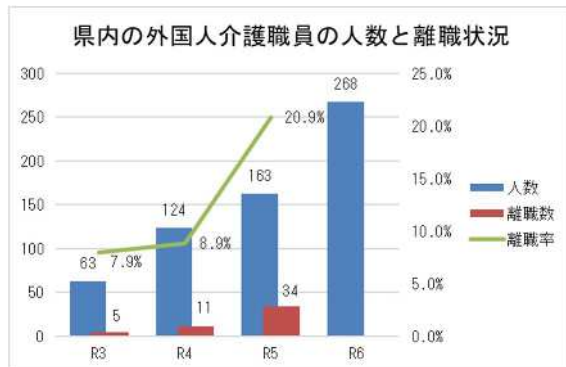
所定内給与額（月額）比較

	全国	山形県
介護職員 (医療・福祉施設等)	241.7 千円	225.1 千円
全産業	318.3 千円	255.8 千円

出典：令和5年賃金構造基本統計

本県における介護職の求人倍率は、他の職種と比較し、人手不足が深刻な状況にある。給与額が低いことがなり手不足の一因となっている。

■ 外国人介護人材の受入、離職状況とその費用



出典：令和6年度山形県外国人介護人材実態調査（R6.9）

特定技能として採用する場合の一般的な費用相場

送り出し機関への手数料	20～60万円
入国時渡航費用	7～15万円
住居の準備費用	20～50万円
人材紹介手数料	10～30万円
在留資格申請費用	10～20万円
事前ガイダンス等	1.5～4万円
合計	68.5～179万円

※このほかランニングコストとして、支援委託費年間24～48万円

外国人材の採用数は増えているが離職率も上がっており、初期費用の負担が大きくなっている。

障がい者もいきいきと暮らせる共生社会の実現

【厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部】

【内閣府 こども家庭庁 支援局】

【提案事項】 制度改正 予算拡充

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりがいきいきと、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら、共に地域社会で生活できるようにするため、

(1) 障害福祉サービス等報酬について、物価高騰や賃上げに適時適切に対応できるよう、物価スライド・賃金スライド制などの仕組みを導入するとともに、地方の実情を踏まえた支援策を講じること **新規**

(2) 障害者支援施設入所者の高齢化を踏まえ、入所者への介護保険適用、施設内の生活環境整備、施設職員に対する研修制度の充実など、障がい福祉制度と介護保険制度の連携を促進する施策を講じること **新規**

(3) 介護給付費等の不正利得や、事業継続断念等に伴う国庫補助金の返納について、事業者が破産等により返還困難となった場合、自治体が負担することとなっている国庫返還金を免除すること

(4) 医療的ケア児者の家族の負担軽減を図る地方の取組みに対して、事業の実施状況に応じた十分な財政支援措置を講じること

【提案の背景・現状】

- 障害福祉サービス等報酬改定は、サービスの種類ごとに3年に一度行われる。この仕組みでは、物価や賃金の上昇が適時に反映されず、施設・事業所の経営に影響が生じることが避けられない。また、生活介護（通所にて介護等を提供）の報酬算定にあたり、送迎時間が長くなる地方の実情が反映されていない。
- 障害者支援施設ではグループホーム等へ入所者の移行を進めているが、高齢化が進み介護を要する入所者が増加している。障害者支援施設は介護保険制度の適用除外施設とされ、入所者は介護保険制度を利用できないほか、高齢化に対応した施設内の生活環境整備や高齢者介護に対応できる職員の確保が十分ではない。
- 自治体が事業者から不正利得等を回収できない場合、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により、自治体が国庫返還金を負担する。多額の返還金となれば、規模の小さい自治体では住民生活への影響が懸念される。
- 医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額は、医療的ケア児やその家族の支援に要する事業費の額に関わらず、各都道府県の19歳以下の人口に応じて一律に設定されているため、本来の負担割合を超えた超過負担が生じている。

【山形県の取組み】

- 物価高騰の影響を軽減し、安心して質の高い障害福祉サービスの安定的な提供を支援するため、施設や事業所に対して物価高騰対策支援金を交付している。
- 県全域の支援体制整備に向けた協議の場である自立支援協議会内に「地域移行を推進するワーキンググループ」を圏域ごとに新たに設置し、市町村、障害者支援施設、グループホーム、相談支援事業所等を参集して幅広く意見交換している。
- 障害福祉サービス事業者等への運営指導などを通して、事業者の運営の適正化に取り組むとともに、法令順守を徹底するよう指導している。

- 医療的ケア児を抱える家族や関係者からの相談に対応する「山形県医療的ケア児等支援センター」を設置するとともに、養育にあたる家族の休息の機会を確保するため、短期受入施設の掘り起こし等を行い、支援体制の充実を図っている。

【解決すべき課題】

- 物価上昇率や賃金上昇率が、報酬に適時に反映されるよう物価スライド・賃金スライド制の導入などの仕組みが必要である。
- 入所者の高齢化に伴い、障害者支援施設における支援内容は変化している。現状に合わせて適切に対応できるよう、入所者への介護保険適用、施設内の生活環境整備、施設職員に対する研修制度の充実など、障がい福祉制度と介護保険制度の垣根を越えて制度間の連携を促進する必要がある。
- 自治体財政に大きな影響が及ばないよう、事業者の返還困難額について国への返還を免除するなどの制度改善が必要である。
- 医療的ケア児等総合支援事業のように政府が全国一律で行う施策に関しては、政府の責任において財源を確実に措置することが必要である。

＜山形県内の障がい福祉団体からの聞取状況・意見＞

- 光熱費、燃料費、食材料費等の物価が高騰している。経費節減に務めているが、施設運営への影響が懸念される。
- 本県は冬期間の積雪が多く、除雪対応や暖房費などのかかり増し経費が生じている。
- 令和6年度の報酬改定で、生活介護は1時間単位で報酬が設定され、送迎時間は支援時間に含まれない扱いとなった。本県を含む地方部では、事業所から自宅や学校が遠いため、送迎時間が長くなる。加えて、送迎中においても職員は、障がいのある利用者への対応を行う必要がある。報酬改定にあたっては地方の実情を踏まえてほしい。

＜国庫補助金の充当状況＞（医療的ケア児への支援関係）

（単位：千円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県事業費	22,840	41,041	39,297
国庫補助金	4,312	5,807	7,337

（注1）令和5年度は決算額、令和6年度は最終予算額、令和7年度は当初予算額

（注2）令和6年度以降、家族の休息機会を確保するための短期入所施設の掘り起こし（地域生活支援事業費補助金[補助率：国1/2以内]を活用）や、支援センターに看護師を新たに配置するなど、支援体制の充実を図っている。

（注3）医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額（8,625千円）は定額※（補助率1/2）。

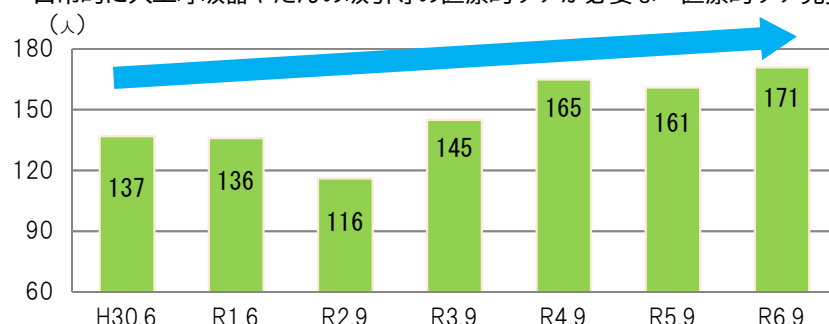
※ 19歳以下人口が23万人を超える都道府県は増額可能（本県の19歳以下人口は15.5万人であり、対象外）



直接処遇者研修会の模様
（医療的ケア児等支援センターが開催）

＜山形県における医療的ケア児数の推移＞

日常的に人工呼吸器やたんの吸引等の医療的ケアが必要な「医療的ケア児」が増加傾向



地域住民の医療インフラである病院の経営支援強化に向けた取組みの推進

【厚生労働省医政局、保険局】

【総務省自治財政局準公営企業室】

【提案事項】 **制度改正** **予算拡充**

持続可能な地域医療を提供するためには、物価高騰をはじめとする様々な課題に対応できる安定した病院経営が必要であることから、

- (1) 物価高騰対策及び賃上げに向けた対応の効果を検証したうえで、診療報酬制度について、物価高騰や賃上げに適時適切に対応できるよう、物価スライド・賃金スライド制などの仕組みを導入すること
- (2) 自治体病院の実態に即した地方財政措置の更なる拡充を行うこと

【提案の背景・現状】

- 病院は地域住民に必要不可欠な医療インフラであるが、その経営状況は物価高騰や賃上げ等による費用の増加が診療報酬改定等による収益の増加を上回り、官民間問わず厳しさを増している。
- 特に、社会保険診療等は消費税法上の非課税取引となっており、費用の増加に伴い、医療機関が負担する消費税相当額も増加している。
- 更に、賃上げについては、令和6年度診療報酬改定でベースアップ評価料が新設されるなど一定の財源が措置されたが、ベースアップ評価料の対象職員に医師や一般事務職員等が含まれていない。
- また、人事委員会勧告を踏まえて給与改定する自治体病院は、現実的に賃上げを対象職員に限定することができないことなどから、多額の持出しが生じている。
- 自治体病院を運営する地方自治体は、地域医療提供体制を確保するため交付税措置を大幅に超える多額の繰出しを余儀なくされているが、その繰出金に対する交付税措置は十分なものとは言えない。

【山形県の取組み】

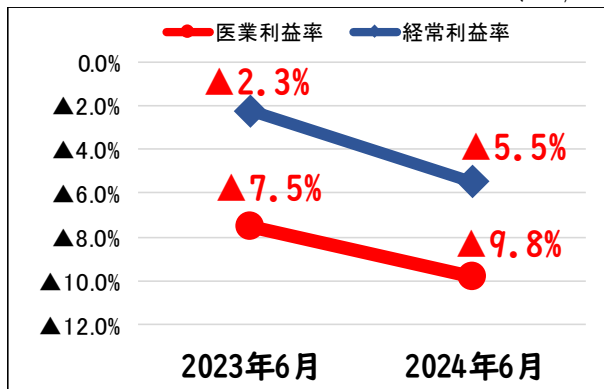
- 令和4年度から政府の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」等を活用した病院等へのエネルギー・食料品価格等の物価高騰に係る支援、令和6年度には政府の「医療施設等経営強化緊急支援事業」を活用した業務効率化や処遇改善の取組みへの支援等を行っている。

【解決すべき課題】

- 医療機関の安定的な経営を継続するため、医療機関が負担する消費税相当額を含めた物価高騰の影響や賃上げの状況等を的確に把握し、診療報酬に適切に反映させる必要がある。更に、物価や賃金の変動等に合わせて柔軟に対応できるよう、物価スライド・賃金スライド制の導入など機動的に診療報酬に反映されるような仕組みが必要である。
- 特に賃上げについては、医療・福祉分野において、2040年に96万人の就業者数の不足が見込まれる（令和4年度版厚生労働白書）なか、医療を支える担い手を安定的に確保するためにも十分な財源を措置する必要がある。
- 地方自治体が地域医療を守るため、自治体病院に対し実効性のある支援を行うことができるよう、繰出金に対する交付税措置の更なる拡充等が必要である。

病院（民間含む）の医業利益率と経常利益率※の比較（2023年6月と2024年6月）

（n=1,043）



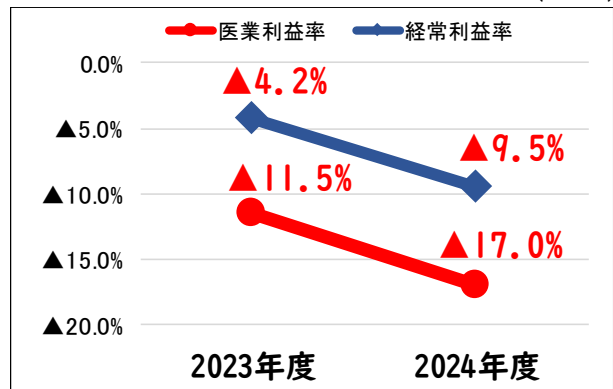
出典：2024年度病院経営定期調査

（2024.11.16 日本病院会、他2団体）

※ 医業利益率＝医業利益／医業収益、経常利益率＝経常利益／医業収益

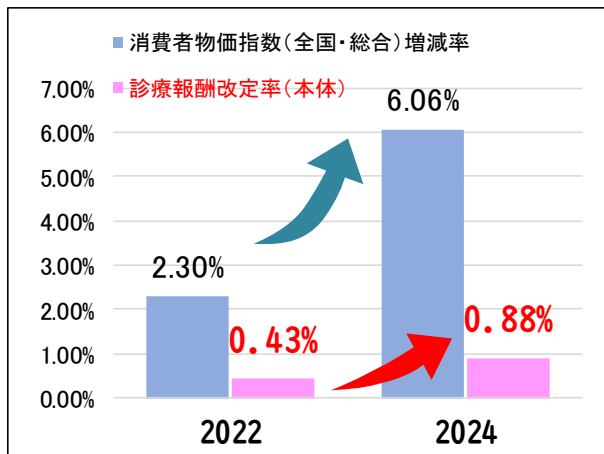
自治体病院の医業利益率と経常利益率の比較（2023年度決算と2024年度決算見込み）

（n=112）



出典：会員病院の2024年度上半期収支及び通期決算見込み調査（2024.12.12 全国自治体病院協議会）

消費者物価指数（全国・総合）増減率と診療報酬改定率



出典：政府統計の総合窓口（e-Stat）、厚生労働省

令和6年度給与改定所要額とベースアップ評価料増収額の試算（1病院当たり平均）

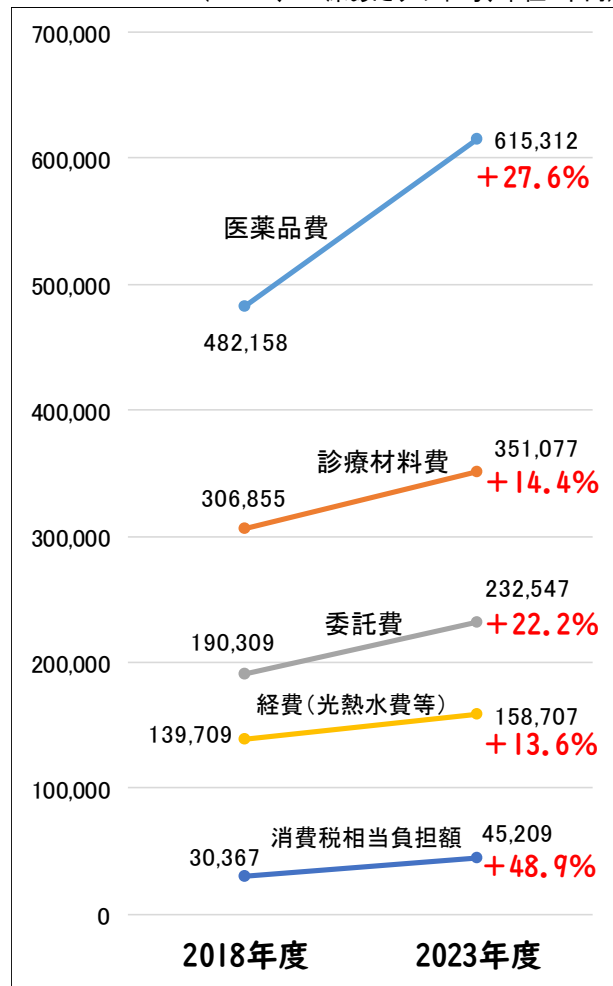
（n=120、単位：百万円）

	給与改定 所要額 a	増収額 b	不足額 c=b-a
200床未満	51	16	▲35
200床以上 399床以下	140	46	▲94
400床以上	331	106	▲225
総計	173	56	▲117

出典：会員病院の2024年度上半期収支及び通期決算見込み調査（2024.12.12 全国自治体病院協議会）

コロナ前（2018年）とコロナ後（2023年）一般病院の主な経費の変化

（n=102、100床あたりの平均、単位：千円）



出典：2024年度病院経営定期調査

（2024.11.16 日本病院会、他2団体）

山形県担当部署：病院事業局 県立病院課
みらい企画創造部 市町村課
健康福祉部 医療政策課

TEL：023-630-2119
TEL：023-630-3268
TEL：023-630-3172、3328

地方の少子化対策強化に向けた支援の拡充

【内閣府 こども家庭庁 長官官房総務課】

【提案事項】 予算拡充 制度創設

地方が独自の創意工夫により、結婚支援や子育て環境の充実・整備を図り、地域の実情に応じた更なる少子化対策の取組みを推進するため、

- (1) 若者の結婚や子育てへの不安を解消し、プラスのイメージを持てるよう、**全国的な気運醸成**を図るとともに、結婚に伴う新生活のスタートを支援する「結婚新生活支援事業」について、**所得要件の更なる緩和**を行い、**補助率**を他事業の重点メニューと同等の**最大4分の3**へ引き上げること
- (2) **男性の育児休業取得率の更なる向上**を図るとともに、男性の育児休業取得が実質を伴ったものとなるよう、**男女が共に家事・育児を担うことの重要性**や「**共育て**」の意義が広く認識される**取組み**を行うこと
- (3) 降雪・酷暑等により、こどもが屋外で遊べる期間が限られるそれぞれの地域の特性も踏まえ、**屋内型児童遊戯施設をはじめとした子育て支援施設の維持管理やその運営**に対して**新たな補助金等を創設**すること

【提案の背景・現状】

- 県政アンケート調査において、「結婚するつもりはない」と回答した未婚者が増加するなど、未婚者の**結婚に対する意識が後ろ向き**になっており、今後、婚姻数や出生数がさらに減少し、少子化が加速度的に進行する懸念がある。
- 地域少子化対策重点推進交付金の他事業では、最大4分の3が補助される。
- 男性の育児休業を一層促進する取組みにより、取得率は、上昇しているものの、依然として女性の取得率との差が大きく、家事・育児の負担が女性に偏っている。

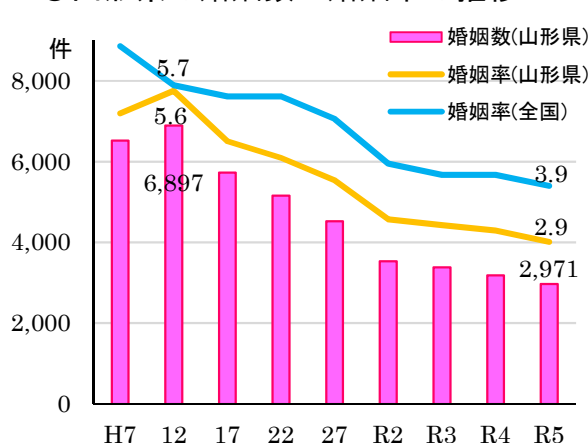
【山形県の取組み】

- 若者の結婚観・家庭観を醸成するため、**学生等を対象としたライフデザインセミナー**を実施しているほか、やまがたハッピーサポートセンターを核とした、**AIマッチングシステムやボランティア仲人によるお見合いサポートなど、結婚の希望の実現に向けた支援**に取り組んでいる。
- ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の取組みの推進など、働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を県が「**やまがたスマイル企業**」として**独自に認定**し、支援や優遇措置等を行っている。

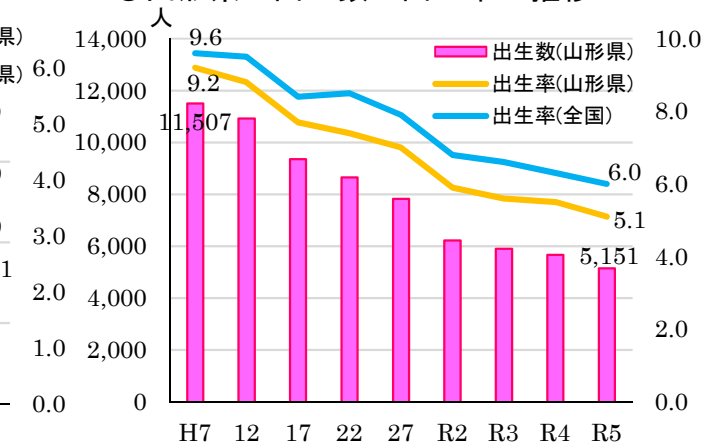
【解決すべき課題】

- 次代を担う若者が未来に希望を抱き、結婚に前向きな気持ちを持てるようにするためには、**社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成**に、政府をあげて取り組むことが不可欠である。
- 男性の育児休業取得率向上及び取得日数増加のため、**男性の家事・育児参画を社会全体で応援する気運醸成**を図ることが必要である。
- 屋内型児童遊戯施設は、子育て世帯からの強いニーズに応じて市町村が設置・運営しており、子育て環境の向上に大きな役割を果たしているが、その**負担が大きく、財政的支援が必要**である。

◎山形県の婚姻数・婚姻率の推移



◎山形県の出生数・出生率の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」、山形県「社会的移動人口調査」

◎結婚に対する意識

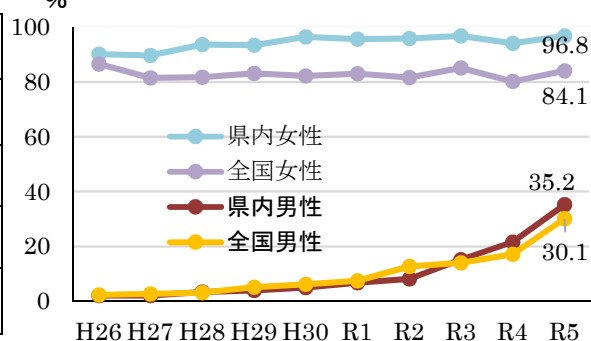
	いずれ結婚するつもり			結婚するつもりはない		
	H30	R5	差	H30	R5	差
18～49 歳未婚者	75.3%	68.7%	-6.6	22.4%	31.3%	8.9
男性	76.0%	65.6%	-10.4	21.0%	34.4%	13.4
女性	74.2%	72.0%	-2.2	24.2%	28.0%	3.8

出典：山形県「県政アンケート調査」（平成30年度、令和5年度）

◎結婚新生活支援事業の実施状況

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 (見込)
実施市町村数 (35市町村中)	28	29	34	35
補助件数(件)	397	495	480	525
補助総額(千円)	129,288	150,021	148,549	213,776
市町村負担額 (千円)	44,066	50,125	49,520	71,261

◎男性の育休取得率



出典：厚生労働省「雇用均等調査」

◎県内の主な屋内型児童遊戯施設

CLAAPIN SAGAE (寒河江市)
令和6年4月～

くるんと (長井市) 令和5年9月～



コパル (山形市) 令和4年4月～



もつくる (高島町) 令和元年7月～

キッズドームソライ (鶴岡市)
平成30年11月～さくらんぼタントクルセンター (東根市)
平成17年4月～

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 しあわせ子育て政策課 TEL：023-630-2668

子育て費用の無償化等による子育て世帯の経済的負担の軽減

【内閣府 こども家庭庁 成育局】

【提案事項】 制度創設 予算拡充

人口減少や人手不足が深刻となる中、安心してこどもを生み育て、希望に応じて働くことができる環境を整備することは、極めて重要であり、女性の就業促進は、社会的に大きな経済効果をもたらすものであることから、経済的負担が大きい妊娠・出産や子育てへの支援の充実が必要である。

- (1) 地方では若者や女性の賃金が低いこと等から、共働き世帯が多い状況であることに鑑み、現在対象となっていない**0～2歳児までの保育料の無償化を実施し、幼児教育・保育の完全無償化を実現**すること。また、保育所等における**副食費の無償化**を実現すること
- (2) **高校生までの医療費を無償**とする全国一律の制度を創設すること
- (3) **放課後児童クラブの利用料軽減制度を創設**すること
- (4) **不妊治療への保険適用によって増加した自己負担の軽減**を図ること

【提案の背景・現状】

- 「**幼児教育・保育の完全無償化**」については、現在、低年齢児が対象外となり、女性の就労継続の阻害要因となっている。
- 学校給食費の無償化は、実現に向けた議論が進められているが、副食費には触れていない。**学校給食費と同様、保育所等における副食費の無償化**に向けた取り組みを進める必要がある。
- **山形県は18歳までこどもの医療費が一律無償**だが、全国ではバラつきがある。
- 放課後児童クラブについては、政府による利用者負担軽減制度がなく、**多子世帯や低所得世帯にとって大きな負担**となっている。
- 令和4年4月より特定不妊治療については自由診療から保険適用となったが、従来の補助制度に比べて、**自己負担額が増えるケースが発生**している。（山形県内においては、**全体の3割程度**）

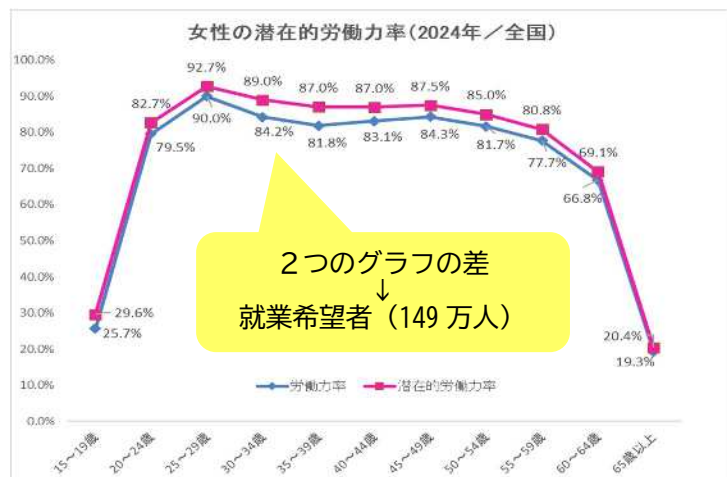
【山形県の実施状況】

- 令和3年度から、市町村と連携して、**0～2歳児の保育料無償化に向けた段階的負担軽減**に取り組んでおり、令和7年度からは更に対象世帯を拡充し、補助対象が**全体の約75%まで拡大**している。
- 多くの市町村で、独自に副食費の減免を実施している。
- こどもの医療費について、**本県では全ての市町村が外来・入院ともに高3まで無償化**しており、県はこの制度の2分の1を補助（外来：小3まで、入院：中3まで）している。
- 放課後児童クラブについては、兄弟姉妹で同時利用している世帯、低所得世帯（要保護・準要保護世帯）に対して、県独自に利用料軽減を実施している。
- 令和4年度から**不妊治療**、令和6年度から**不妊検査に係る自己負担額の一部を県単独で助成**している。

【解決すべき課題】

- 子育てのステージにおける経済的な負担に対し、全国一律の支援を強力に行うことで、こどもを持つことに対する子育て世代の不安感を払拭する必要がある。
- 女性の労働力率と潜在的労働力率との間には開きがあり、就業希望者が就業できた場合、約5兆円（GDPの1%弱に相当）の経済的効果をもたらすという観点からも、保育等の環境整備を早急に進める必要がある。

女性の潜在的労働力率と就業した場合の経済的効果



潜在的労働力＝

労働力人口＋非労働力人口のうち就業希望者

仮に就業希望者が就業できた場合、
149万人×330.4万円（女性の平均賃金）
＝約5兆円
の経済的効果（雇用者報酬総額の増加）が見込まれる。（GDPの1%弱に相当）

出典：総務省「令和6年労働力調査」

厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

山形県独自の取組み



◆保育料無償化に向けた段階的負担軽減

- ・0～2歳児の保育料について、国基準の「所得階層8区分」のうち、無償化されていない第3及び第4区分に加えて令和7年度から新たに第5区分（推定年収640万円未満）の世帯の保育料の負担軽減を市町村と連携して実施

所得階層区分		推定年収	利用料 (国基準)	0～2歳児	3～5歳児
第1階層	生活保護世帯	—	0円	全国一律で既に無償化	全国一律で既に無償化
第2階層	市町村民税非課税世帯	260万円未満	0円		
第3階層	市町村民税	48,600円未満	330万円未満	第3・4階層の負担軽減【継続】(R3.9～)	
第4階層	所得割	97,000円未満	470万円未満		
第5階層		169,000円未満	640万円未満	第5階層の負担軽減【新規】(R7.4～)	
第6階層		301,000円未満	930万円未満	完全無償化を政府に提案	
第7階層		397,000円未満	1,130万円未満		
第8階層		397,000円以上	1,130万円以上		

◆副食費の減免

- ・県内32市町村が独自の減免措置を実施。(15市町村が無償化)

◆こども医療費の無償化

- ・県内全市町村が外来・入院ともに18歳まで無償化しており、県は経費の2分の1を補助（外来：小3まで、入院：中3まで）。

◆放課後児童クラブ利用料軽減

- ・低所得世帯に対する利用料を軽減 … 要保護世帯10,000円/月、準要保護世帯7,000円/月
- ・多子世帯に対する利用料を軽減 … 2人目5,000円/月、3人目以降10,000円/月
(兄弟姉妹で同時利用している推計年収640万円未満の世帯)

◆不妊治療（生殖補助医療）費助成（R4～）

- ・保険が適用される不妊治療に対し、従前の助成額（30万円）の3割に当たる9万円を県単独で助成
採卵1回につき5万円、胚移植1回につき4万円、精巣内精子採取術1回につき9万円を助成

◆不妊検査費助成（R6～）

- ・医師が必要と判断し、夫婦で取り組む不妊検査費用に対し、県単独で助成
夫婦1組につき上限3万円（1組の夫婦につき1回限り）を助成

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 しあわせ子育て政策課 TEL：023-630-2947

保育の充実と保育士の処遇改善に向けた施策等の拡充

【内閣府 こども家庭庁 成育局】

【提案事項】 **制度改正** **予算拡充**

保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどは、学校と同様にこどもの成育に関わる重要な機能を担っており、保育の質の改善や、保育士等の処遇改善に向けた更なる取組みが必要なことから、

- (1) **保育士給与の全産業平均水準への引上げ及び地域間格差の是正**を行うこと
- (2) **1歳児の保育士配置基準の改善を早期に実現するとともに、障がい児の保育について、保育士配置の実態に沿った財政支援となるよう拡充**すること
- (3) **物価高騰の影響が保育所等の運営や整備計画に及ぶことのないよう物価の動向等を踏まえた公定価格や就学前教育・保育施設整備交付金補助基準額の設定**を行うこと
- (4) **放課後児童支援員等の更なる処遇改善を行うとともに、放課後児童クラブの賃借料補助について、制度創設前のクラブも含め、全てのクラブを対象**とすること

【提案の背景・現状】

- 保育士等の抜本的な処遇改善(+10.7%の人件費改定)が実施されたが、全産業と比較すると依然として保育士の給与水準は低く、また公定価格の地域区分により地域間の格差が大きく、若手を中心に人材が他産業や都市部に流出している。
- 4・5歳児の配置基準は改善されたが、1歳児は加算（要件あり）による支援にとどまり、基準の改善に至っていない。
- 障がい児保育において、児童と保育士が1対1で対応しているケースが多い。
- 物価高騰により、食材購入費や光熱水費、除雪費、資材費など、施設の運営コストや施設整備経費が上昇している。
- 放課後児童支援員等は、その多くが年収250万円未満となっている。
- 放課後児童クラブの賃借料補助は補助創設（平成26年度）以前に開所したクラブは対象外となっているため、本県クラブの多くが補助を受けられていない。

【山形県の取組み】

- 年度途中から育児休業を取得する保育士がいる民間立保育所等が、**年度当初等からあらかじめ代替保育士を配置する場合にその経費を支援**することにより、育児休業を取得しやすくし、保育士が働き続けられる職場環境を整備するとともに、キャリアを途切れさせないことで**保育士の賃金向上にもつなげる取組み**を実施している。
- 障がい児の保育については、政府の補助対象とならない認可外保育施設・児童館において保育を行う場合に、県単独の補助を行っている。

【解決すべき課題】

- 給与水準に開きがあるため、保育士の他産業への流出が懸念される。また、保育サービスの充実には更なる保育士数の確保が求められるため、潜在保育士の復職を促す必要がある。
- 安全で質の高い保育の実現には、**保育士の配置基準の改善**とともに、**安定して運営できる水準の公定価格**が必須である。
- 学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所である放課後児童クラブの待機児童を発生させないために、**安定的な運営を行えるよう支援を拡充**する必要がある。

＜保育士の給与水準＞

(単位：月額、円)

	全産業 a	保育士 (処遇改善前) b	保育士 (処遇改善後) $b \times 10.7\% = c$	差 c - a
全 国	359,600	269,700	298,558	▲61,042
東京都	434,300	289,800	320,809	▲113,491
山形県	294,000	242,900	268,890	▲25,110

(出典) R 6 賃金構造基本統計調査

- R 6 の大幅な処遇改善を経ても、保育士の給与水準は、依然として他産業より低く、地域間格差も生じている。

＜保育士の配置基準＞ (こども：保育士)

	配置基準	改善内容
0 歳児	3 : 1 以上	
1 歳児	6 : 1 以上 ※	5 : 1 以上
2 歳児	6 : 1 以上	
3 歳児	15 : 1 以上	
4・5 歳児	25 : 1 以上	



- ※ 令和 7 年度から 5 : 1 以上配置する場合の加算措置が創設される見込みだが、「業務において ICT の活用を進めていること」「職員の平均経験年数が 10 年以上」などの要件が付されている。

＜障がい児保育の実態＞

- 交付税算定基準：障がい児 2 人に対し、加配保育士 1 名程度
○保 育 の 現 場：23 市町村で交付税算定基準を上回る保育士を配置

＜放課後児童支援員等の年収＞

年収	割合	年収	割合
50万円未満	3.44%	250万円～300万円未満	7.86%
50万円～100万円未満	16.27%	300万円～350万円未満	4.14%
100万円～150万円未満	28.72%	350万円～400万円未満	1.59%
150万円～200万円未満	14.32%	400万円以上	2.98%
200万円～250万円未満	14.70%	無回答・回答無効	5.97%



- 年収 250 万円未満が 77.45%を占めている。

(出典) R 3 全国学童保育連絡協議会調査

＜放課後児童クラブの実施場所の状況＞

- 県内 342 施設のうち、76 施設が民家・アパート等で実施。
○このうち、賃借料補助を活用できた施設は 19 施設にとどまる。

困難を有するこども・若者に対する支援の充実

【内閣府 こども家庭庁 支援局】

【提案事項】 **予算拡充** **制度創設**

未来を担うこども・若者が、誰ひとり取り残されることなく、安心して成長できる環境を確保し、社会で自立・活躍できるよう、総合的な支援の拡充・強化が必要であることから、

- (1) 社会的養護施設における養育機能強化に向けて、**心理療法担当職員等の職員配置基準の抜本的見直し**を図ること。
- (2) 児童養護施設入所児童等の**健やかな成長や自立に必要な、運転免許取得、就職活動、地域クラブ活動等に対する財政支援**の充実を図ること。
- (3) 様々な困難を有するこども・若者やその家族に寄り添った切れ目のない支援を実施するため、「**子ども・若者総合相談センター**」の**設置促進及び機能強化が図られるよう、財政支援制度を創設**すること。
- (4) こども食堂などの自発的で多様なこどもの居場所づくりの活動を促進するため、**地域の実情や多様なニーズに応じた事業展開が可能となるよう、柔軟かつ安定的な財政支援を充実させる**こと。

【提案の背景・現状】

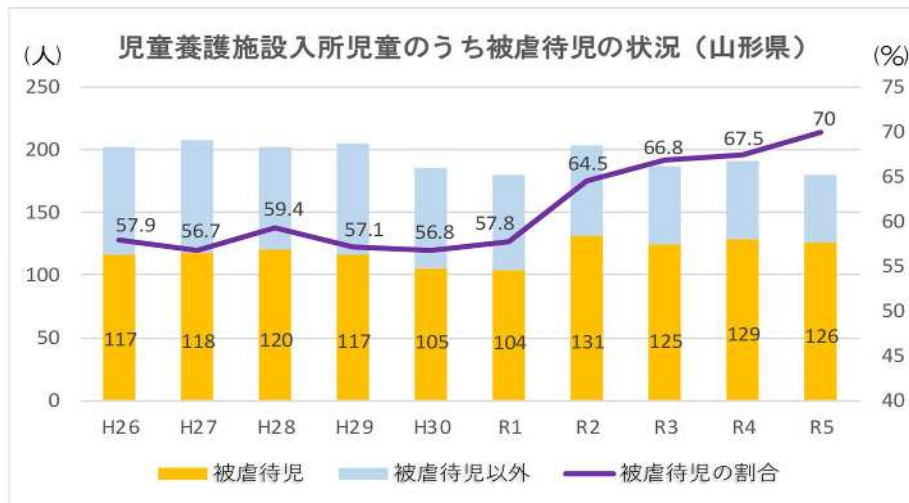
- 児童養護施設等において、虐待を受けた児童や障がい等のある児童など、**心理的なケアや個別対応が必要な児童が増加**している。
- 児童養護施設等の**退所児童のうち約3割が、県外で就職**している。
- 不登校、ひきこもり、ヤングケアラーをはじめ、こども・若者が抱える困難は複雑で多様化しており、**地域における身近な相談窓口の設置と、伴走型のきめ細かい支援を行うための安定的な支援体制の整備**が求められている。
- こども食堂等の実施団体は財政基盤の弱い団体が多く、財政支援へのニーズが高い。また、地域に応じて対象となるこどもの数や活動を支える民間団体の状況等、団体を取り巻く環境が様々異なり、地域の実情に応じた支援が必要。

【山形県の取組み】

- 施設入所児童等が社会における基礎的習慣等を身に付けるための生活指導費や義務教育学校に通う**児童の制服代などを県単独で助成**している。
- 施設入所児童等の**運転免許取得や入学時納付金等に県単独で助成**している。
- NPO等と協働して**8カ所に「子ども・若者総合相談センター」を設置**し、多様な相談ニーズに対応するとともに、**地域の実情に応じた支援**を行っている。
- 県の独自の補助金を創設し、運営経費に助成してきたほか、**令和7年度からは新規開設経費への助成も行い、県内全市町村での実施**に向けて取組を進めている。

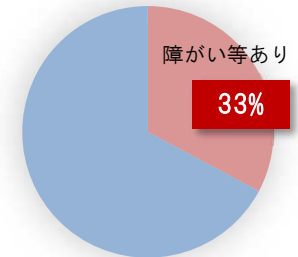
【解決すべき課題】

- 児童の特性に応じた個別支援や専門的支援のため、施設等の**職員体制の更なる充実**が必要である。
- 施設入所等児童の進学・自立のために県が行っている**運転免許の取得、入学時納付金や制服代などの支援に加え、就職活動経費や引越し費用、部活動の地域移行に伴う地域クラブ活動経費などに対する支援の更なる拡充**が必要である。
- 生活に身近な**基礎自治体における「子ども・若者総合相談センター」の設置促進**のため、また、センターにおける**地域の実情や新たな課題に対応した伴走型支援の充実**のため、**運営及び人材確保に係る財政支援**が必要である。
- こどもの居場所づくりは自発的で多様な活動である一方、寄付等の善意に支えられているところが大きいため、**柔軟かつ安定的な財政支援**が必要。



入所児童に占める障がい等がある児童の割合（児童養護施設）

山形県 R5. 2. 1 現在



3人に1人に障がい等がある

※入所児童に占める被虐待児の割合は年々増加している。

➡ 施設の実情に応じ、障がいなど配慮が必要な児童への対応を強化するための新たな職員配置基準及び財政支援の創設等が必要

■施設入所児童等のための県独自支援

支援費目	内容
①生活指導訓練費	生活指導に要する経費：小学生 700 円、中学生 1,000 円
②義務教育学校制服代	義務教育学校の制服購入費：上限 50,000 円
③私立高校等の入学時納付金	入学納付金の 2/3（上限 193,000 円）
④自動車免許取得経費	自動車教習所の入校及び免許取得経費（上限 300,000 円）

■部活動に係る費用への支援（児童入所施設措置費等国庫負担金）

経費		支弁額（基準単価）		
教育費（月額）	学用品費、習い事に係る費用等（※地域クラブ活動経費を含む）	小学校	中学校	特別支援学校高等部
		7,210 円	9,380 円	9,380 円
	部活動費	部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額		

➡ 部活動の地域移行が進められている中、地域クラブでの活動についても、部活動経費と同様に実費での支弁とすべき

■山形県子ども・若者総合相談センターにおける支援の状況

○主な支援内容

- ・相談窓口の開設、面接相談、出張相談等の実施
- ・困難を有する若者の居場所づくり
- ・自立に向けた多様な社会体験活動機会の提供
- ・家族を対象とした家族会等の交流機会の創出 等

山形県子ども・若者総合相談センターの相談件数等の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (R6.4~12)
相談件数	5,649 件	7,173 件	4,654 件
居場所利用人数	7,755 人	8,373 人	6,157 人

子ども・若者総合相談センター設置状況

●県設置 8箇所

○市町村設置 1箇所



山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 こども家庭福祉課 TEL：023-630-2259・2267
多様性・女性若者活躍課 TEL：023-630-2694

女性活躍に向けた総合的な施策展開

【内閣府 男女共同参画局 総務課、推進課】【厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課】

【提案事項】 **制度創設** **制度改正** **予算拡充**

人口減少や人手不足に伴う社会活力の低下や若年女性の県内定着・回帰が課題となる中、女性も活躍できる環境づくりに向けて、実効性ある施策の展開が重要であるため、

- (1) **女性の正社員化や女性管理職の登用拡大**などにより、**中小企業・小規模事業者における女性の活躍を推進**し、女性の賃金向上、男女間賃金格差の解消を図ること
- (2) **固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)**を解消するため、取組み事例集やガイドライン作成・活用等による意識啓発など、**具体的対応策**を講じること
- (3) 「女性活躍推進法」の更なる取組みや「政治分野における男女共同参画推進法」の実効性ある取組みを強力に進め、**政治・経済分野における女性の政策・方針決定過程への参画を加速**すること
- (4) **地域女性活躍推進交付金**による支援の**拡充・継続**を図ること

【提案の背景・現状】

- 男性と比較し**女性の非正規雇用労働者の割合が高い**。そして、一般労働者の賃金においても男女間で差がある。
- **女性の管理職比率は2割以下にとどまる**など、女性活躍が進まない背景として、社会全体に残る**固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み**がある。
- 「ジェンダー・ギャップ指数2024」が146カ国中118位と低迷し、特に**経済分野が120位、政治分野が113位と、国際社会で大きく後れをとっている**。
- 「クオータ制※」（世界の118カ国、OECD加盟国の8割以上で導入済）などにより**政治分野における男女間格差の是正を進める諸外国との差が拡大している危機的な状況**にある。

【山形県の取組み】

- 県独自の支援金により、**女性非正規雇用労働者の賃金向上及び正社員化の取組み**を進めている。
- 男女共同参画の視点を踏まえた広報を促進するため、リーフレットを作成し、周知することにより、**アンコンシャス・バイアスに関する気づき**を促している。
- 県内外の若年女性の意見・ニーズを聞き取る「オンライン100人女子会」の開催や、県内でいきいきと暮らし働く女性を取り上げたロールモデル集を作成し、**若年女性の定着・回帰に向けた意識醸成**を図っている。

【解決すべき課題】

- 女性の労働力率と潜在的労働力率との間には開きがあり、就業希望者が就業できた場合、**約5兆円の経済的効果**をもたらすという意味からも、女性が正社員で働き続けられるための多様で柔軟な働き方を取り入れた就労環境の整備や女性管理職の登用拡大など、**女性活躍の一層の推進**が必要である。

※政党等の候補者数や議員数における男女の割合を一定に設定する制度（法的に割合を義務付けるものから、団体の自主的な努力目標とするものまで導入国により制度詳細はそれぞれ異なる）。

- 「家事・育児は女性がするもの」といった固定的な性別役割分担意識を解消するため、男性による育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等を含めた、アンコンシャス・バイアスへの理解を促す具体的な対応策が必要である。
- 政策・方針決定に男女双方の意見を公平・公正に反映するため、女性も政治・経済分野に参画しやすい環境整備と機運醸成が必要である。
- 地域における女性活躍の促進のため、地域の実情に合わせたさまざまな取組みが可能となるよう財政支援の拡充・継続が必要である。

■ 女性の就業希望者が全て就業した場合の経済効果

女性の就業希望者（女性の潜在的労働力人口と労働人口の差）
149 万人

仮に就業希望者が就業できた場合、
149 万人×330.4 万円（女性の平均賃金）
＝約5兆円
の経済効果（雇用者報酬総額の増加）が見込まれる。（GDPの1%弱に相当）

出典：総務省「令和6年労働力調査」、厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

■ 男女間賃金格差

		一般労働者の賃金 (所定内給与・月額)	平均 年齢	平均勤続 年数	男女間 賃金格差
全国	男性	363,100 円	44.9 歳	13.9 年	(男=100)
	女性	275,300 円	42.7 歳	10.0 年	75.8
山形	男性	300,900 円	45.6 歳	15.2 年	(男=100)
	女性	231,200 円	45.1 歳	12.0 年	76.8

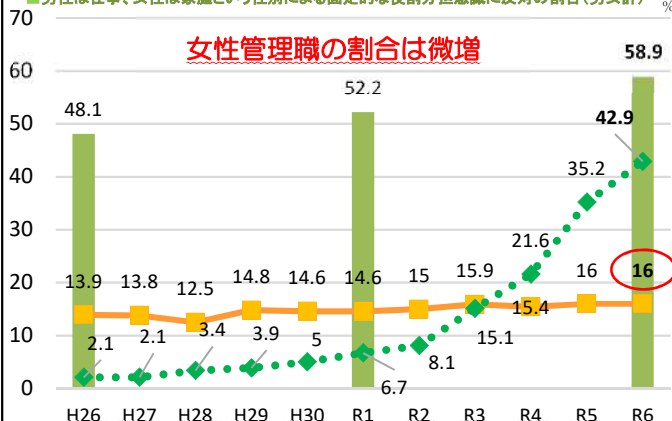
出典：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

■ 本県における女性管理職割合と男性育児休業取得率

■企業における女性管理職割合（課長相当以上）／R7 県目標 21%

◆男性育児休業取得率／R7 国目標 30%

■男性は仕事、女性は家庭という性別による固定的な役割分担意識に反対の割合（男女計）%



出典：山形県労働条件実態調査、令和6年度男女共同参画等に関する県民意識・企業実態調査（山形県）

■ 性別役割分担意識

依然として性別役割の意識や慣習が根強い

性別役割分担意識（職場）（全国）

- 1位 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない（男性 33.8%、女性 33.2%）
- 2位 組織のリーダーは男性の方が向いている（男性 26.1%、女性 20.9%）

出典：R4 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究／内閣府

仕事や暮らしで女性が感じている違和感（山形県）

- 1位 女性への家庭責任の偏り（63%）
- 2位 狭いコミュニティによる息苦しさ（54%）
- 3位 「男性だからこうあるべき、これは女性の仕事」といった固定観念や慣習（52%）

出典：R3 山形県の女性の暮らし方、働き方に関するアンケート調査／山形県

■ OECD 加盟国におけるクオータ制の導入状況

【クオータ制を導入している国】

韓国、イスラエル、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、カナダ、コスタリカ、チリ、コロンビア、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スロベニア、スペイン、チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、トルコ、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルク、オランダ、スイス、アイスランド、アイルランド、リトアニア、ノルウェー、スウェーデン、英国

【クオータ制を導入していない国】

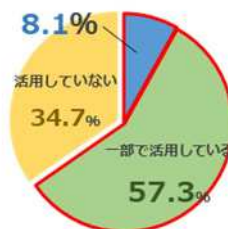
日本、アメリカ合衆国、フィンランド、デンマーク、エストニア、ラトビア

OECD 加盟 38 カ国中、32 カ国で導入済み（84.2%）

出典：令和2年3月内閣府男女共同参画局「令和元年度諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書」

■ 投資判断における女性活躍情報の活用状況

全てにおいて活用している



約3分の2の
機関投資家等が
情報を活用

【女性活躍情報を活用する理由】

- ・企業の業績に長期的には影響がある情報と考えるため（75.3%）
- ・企業の優秀な人材確保につながると考えるため（46.9%）

出典：令和5年4月内閣府男女共同参画局「ジェンダー投資に関する調査研究報告書」

山形県担当部署：しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課
産業労働部 雇用・産業人材育成課

TEL：023-630-2262
TEL：023-630-3117

すべての自治体がデジタル社会の実現に 取り組むための支援の充実

【総務省情報流通行政局、総合通信基盤局】
【デジタル庁デジタル社会共通機能グループ】

【提案事項】 予算拡充 制度創設

地方創生 2.0 が掲げる「楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会」の実現には、都市と地方のデジタル環境の格差解消が不可欠であり、生活を支えるデジタルインフラの整備と行政のデジタル化を一層推進していくため、

- (1) 中山間地等の条件不利地域における、**地上デジタル放送の難視聴対策施設の維持・更新等に対する支援制度を創設**すること
- (2) 携帯電話の**不感エリア**について、地元ニーズに応じたエリア整備を行い、**携帯電話等を利用可能に**すること
- (3) 国が推進する**自治体情報システムの標準化**については、**移行後の運用経費が地方自治体の財政を圧迫しないように、自治体の実態に即した適切且つ継続的な財政支援措置を講じる**こと

新規

【提案の背景・現状】

- 共聴施設を利用する条件不利地域ほど、高齢化や世帯数の減少、設備老朽化等による**負担が増えており、維持が困難**となっているほか、**携帯電話**についても、地理的条件や事業採算上の問題で**使えない地域があり**、リモートワークや二地域居住が可能な「若者・女性にも選ばれる地方」となるうえでの障壁となっている。
- 国は全自治体に対し、国全体で運用経費 3 割削減を目指して、**システム標準化とガバメントクラウドへの移行**を進めているが、本県では**移行後の運用経費が県全体で従前の 2.4 倍に増える見込み**であり、今後の財政運営における懸案となっている。

【山形県の取組み】

- 東北総合通信局と連携し、**市町村から共聴施設の状況に関するヒアリング**を実施するなど、**ニーズ把握に努めている**。
- 東北総合通信局と連携し、**携帯不感エリアの状況を確認し、不感解消に向け、キャリア等の整備計画と市町村のエリア化ニーズとの擦り合わせ**を行っている。
- 県と市町村で、**意見交換会や移行前後のコスト削減のための勉強会**を行い、国が示すガイドラインに基づいた**運用経費縮減に努めている**。

【解決すべき課題】

- 地上デジタル放送の視聴環境確保のため、**ブロードバンド基盤を用いた配信サービスの活用を検討している市町村に対しての支援**、また諸事情により既存設備の**維持・更新を望む市町村に関しての支援が必要**である。
- 携帯不感エリアとなっている**道路や観光地などにおける災害時等の連絡手段の確保は重要**であり、不感解消に向け、**キャリア等に対する補助制度の拡充が必要**である。
- 標準化に伴い新たに発生するガバメントクラウド利用料や、運用経費の増加分について**地方交付税で措置する方針が示されたが、現時点では詳細は明らかとなっていない**。地方交付税の算定方法等について、**自治体の実態に即した財政支援となるように適切な制度設計が必要**である。

<地上デジタル放送の辺地共聴施設>



【 辺地共聴施設 】

出典「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」
第2回会合(令和3年12月6日)資料2-4

共聴施設に関する県内市町村ヒアリング結果

過疎化に伴う世帯数減少により、共聴施設の改修に係る経費が自治体や地域住民にとって大きな負担となっている。

- ・老朽化が進む共聴施設等で致命的な故障が出る前に更新する必要があるが、多額の経費を要し、共聴施設組合の積立金では賄いきれず、更新が進まない。
- ・組合員の減少等で組合を維持できなくなった場合、共聴施設の撤去に多額の費用がかかるため、財政支援が求められている。
- ・共聴施設の無線化には多額の経費がかかることから、経費抑制が期待できるブロードバンド基盤を用いた配信サービスを検討している自治体もあるが、従来の施設撤去や移行に必要な費用がかかるため、財政支援が求められている。

<携帯電話の不感エリアで生じる影響>

緊急輸送道路の携帯不感エリア

緊急輸送道路が被災現場となった場合、携帯電話が通じず、作業員が場所を移動して連絡を行う必要がある。

路線名
国道 121 号 (米沢市入田沢～福島県)
主要地方道米沢飯豊線 (飯豊町高峰)
県道樽下高畠線 (高畠町柏木峠)



県道米沢飯豊線(飯豊町高峰) 雪崩発生状況
令和5年2月～3月(約1箇月半)全面通行止め
(※令和3年2月、平成30年3月にも雪崩発生)

観光地の携帯不感エリア

山間部等の観光地で、携帯の一部不感がある地域では、災害・事故発生時の連絡手段に不安を抱える。

観光地
ながい百秋湖
森林セラピー基地 「温身平」
白い森おぐに湖
吾妻連峰

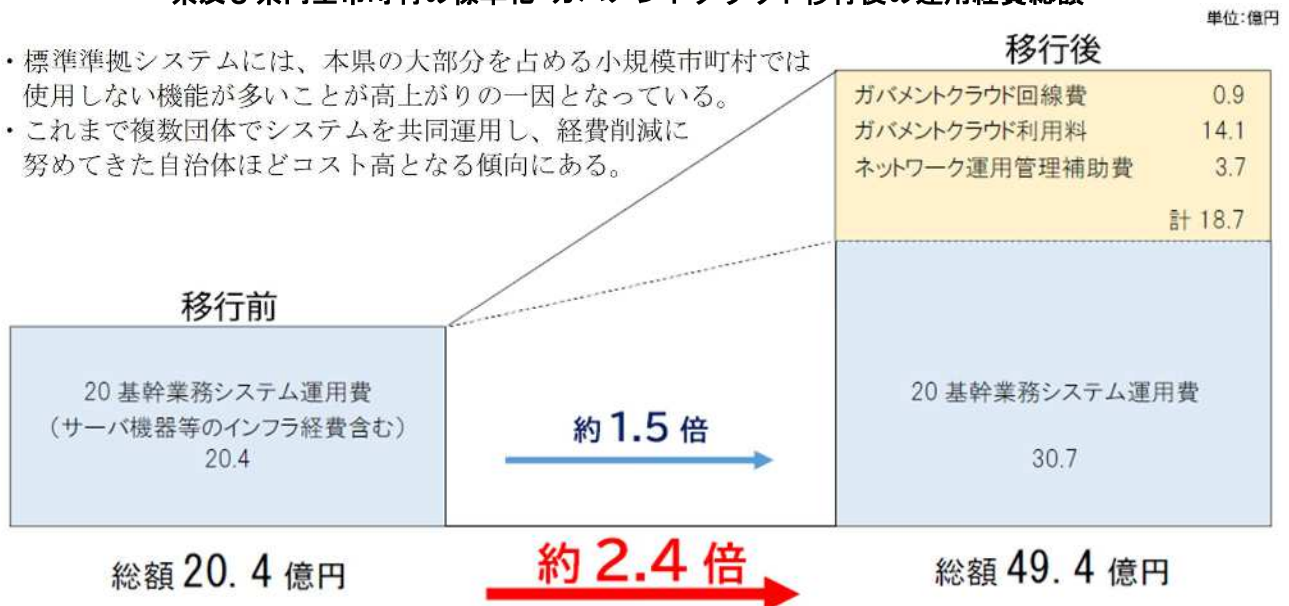


一部不感がある観光地
(市町村のエリア化希望箇所) ながい百秋湖
(水上アクティビティに興
じる観光客)

<自治体情報システムの標準化>

県及び県内全市町村の標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費総額

- ・標準準拠システムには、本県の大部分を占める小規模市町村では使用しない機能が多いことが高上りの一因となっている。
- ・これまで複数団体でシステムを共同運用し、経費削減に努めてきた自治体ほどコスト高となる傾向にある。



国土の強靱化と交流拡大に不可欠な山形新幹線 米沢トンネル(仮称)及び奥羽・羽越新幹線の早期実現

【内閣官房 国土強靱化推進室、新しい地方経済・生活環境創生本部事務局】

【国土交通省 鉄道局幹線鉄道課】【総務省 自治財政局】

【提案事項】 予算拡充

地方部における幹線鉄道は、地域間・地域内双方において交流や往来活性化の中核を担う重要な交通インフラであり、その機能強化は、地方創生の実現や国土強靱化の推進に大きく資することから、

- (1) 山形新幹線米沢トンネル(仮称)について、整備費用への支援を行うこと
併せて、部分的・段階的に高速化や安定性向上に資する整備を進めることで高速鉄道の整備を図る手法も検討すること
また、整備効果の最大化を図るため、駅を中心としたまちづくりなど、鉄道の沿線活性化に向けた地域の取組みへの財政的支援を行うこと
- (2) 基本計画路線である奥羽・羽越新幹線について、整備計画策定に向けた法定手続きに着手するとともに、新幹線関係予算を増額すること

【提案の背景・現状】

- 山形新幹線は、今後の本県の地方創生に欠かせない重要な社会基盤であるが、特に福島～米沢間で、大雨や大雪、動物との衝突による運休・遅延が多発。令和7年2月には大雪により2日間にわたり運休となるなど、安全性や安定輸送の確保が喫緊の課題となっている。
- 令和6年6月の政府の骨太の方針で、「幹線鉄道の地域の実情に応じた高機能化に関し、更なる取組みを進める」と明記されている。
- 太平洋側に比べ日本海側の整備新幹線は、昭和48年に基本計画に定められて以降50年以上進展がなく、観光や災害対応等で大きな格差が生じている。

【山形県の取組み】

- 山形新幹線米沢トンネル(仮称)整備について、JR東日本から、時速200km以上での高速走行も可能な新ルート of 提案があり、県も一部費用を負担し、具体的ルート検討のための共同調査を実施するとともに、将来の整備費用の負担に備え、令和6年4月「山形新幹線新トンネル整備基金」を創設した。
- また、JR東日本と、同トンネル整備計画の推進に関する覚書と鉄道沿線の活性化等に関する包括連携協定を締結し、同トンネルの収支採算性を高めるため、「やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト」として、駅を中心としたまちづくりなど鉄道沿線活性化の取組みを県内全域で展開している。

【解決すべき課題】

- 山形新幹線米沢トンネル(仮称)は、安全性や安定輸送に係る課題を抜本的に解決し、北海道・東北新幹線をはじめ全国新幹線ネットワークの安定性向上にも寄与するものであり、多額の事業費と長期間を要する一大プロジェクトであるため、政府による整備費用への支援が不可欠である。さらに、トンネル整備のほか、複線化や線形改良など、部分的・段階的に高速鉄道の整備を行う手法も検討していく必要がある。
- こうした整備がもたらす効果の最大化に向け、沿線活性化の取組みへの財政的支援も必要である。
- 地方創生や国土強靱化に向け、東北の中央部及び日本海沿岸を貫く骨格として奥羽新幹線・羽越新幹線の整備が必要である。

■米沢トンネル(仮称)整備計画の概要

事業区間	奥羽本線 庭坂駅(福島県)～米沢駅の間の約23kmの区間
整備効果	- 最大の難所である福島～米沢間の安全性・安定性が格段に向上 - 速度向上(時速160km)や距離の短縮による10分強の時間短縮 - 時速200km以上での高速走行も可能な緩やかな線形(最小曲線半径4,000m)で整備
事業費	約2,300億円
工期	約19年(着工から)



■山形県とJR東日本との共同調査

実施期間	内 容	調査費(県+JR)
R3～4年度	地権者調査等	3,914万円
R4～6年度	ボーリング調査等	5億3,205万円

整備計画の具体化に向けて、令和4年12月からボーリング調査や弾性波探査等を実施し、地質の強度や構造、岩等の種類・硬さなどを測定

→ 現在想定しているルートから大幅な計画変更の必要性がないことを確認

■米沢トンネル(仮称)整備に伴う効果

【米沢トンネル(仮称)整備により見込まれる定性的な効果】

- 大雪や大雨時等の山形新幹線の運行の安全性・安定性の向上
- 全国の新幹線ネットワークの安定性の向上
- 激甚化する災害等による被害の予防と国土強靱化への貢献
- 心理的効果による県内への訪問者の増加
- 県内滞在時間の延長に伴う消費増加
- 関係人口の拡大と地域活性化
- ビジネス往来の活性化や企業立地の促進
- 県内へのインバウンドの増加による経済効果の拡大
- 山形県のさらなる知名度向上

【米沢トンネル(仮称)整備に伴う経済波及効果】

項目	内容
建設に伴う経済波及効果	約3,353億円
整備後に山形新幹線を利用する入込客数 うち整備により増加する入込客数	年間約185万人 年間約 8.9万人
整備後の経済波及効果 うち整備による増加分	年間約686億円 年間約 33億円

■鉄道の沿線活性化・利用拡大の取組み 等

○駅を中心としたまちづくり(駅前イベント)

(ラーメン県そば王国フェスタ、山形新幹線新庄延伸25thイベント等)



○駅構内等の交流拠点整備

(山形駅(ジョージ山形)、赤湯駅(交流ラウンジ)等)



○山形新幹線等を活用した荷物輸送

(すいか、地元野菜等)

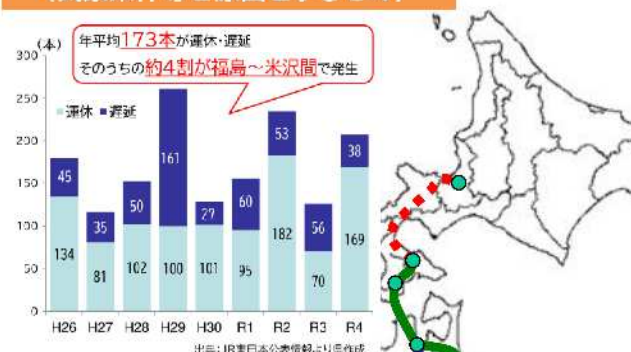


○地域連携ICカード cherica

※山形県では、地域連携ICカード cherica 導入を促進
※県内の多くのバス路線で Suica の利用を可能にし、
駅を中心にシームレスな乗換ができる環境を整備



■山形新幹線の運休・遅延本数の推移 (気象条件等を原因とするもの)



米坂線等の災害で被災した公共交通機関である鉄道の 早期全線復旧と鉄道ネットワークの維持

【国土交通省 鉄道局施設課、鉄道事業課】

【総務省 自治財政局】

【提案事項】 **制度創設** **予算拡充**

鉄道は、通学など地域住民の暮らしを支えるとともに、全国的な鉄道ネットワークの一部として、観光、ビジネスなど様々な面で利用され、災害時のリダンダンシー機能も有する公共交通機関であり、地域の活性化や持続的な発展に不可欠であることから、

- (1) 鉄道事業者が被災した鉄道の**全線復旧に早期に取り組むよう促す**とともに、政府による**復旧費用への補助率嵩上げ**や**復旧後の運営面への支援制度創設**、復旧費用を地方が負担する場合の**地方債の適用**など、地方切り捨てにならないよう復旧に向けた財政支援を拡充すること
- (2) **公共交通機関である鉄道ネットワーク**について、政府として**維持する方針**を示した上で、そのために必要な支援を行うこと

【提案の背景・現状】

- **米坂線は、令和4年8月豪雨で被災**し、一部でバスによる代行輸送が行われている。令和5年9月から**J R 東日本、山形・新潟両県や沿線市町村**による「**米坂線復旧検討会議**」が設置され、J R 東日本からは、「J R 単独での運営を前提とした復旧は難しい」との考えとともに、復旧後の運営パターンとして、J R 運営・上下分離・地域が運営する鉄道・バス転換の4つが示された。
- **令和6年7月豪雨で奥羽本線と陸羽東線等が被災**し、陸羽東線では復旧の見通しが立っていないほか、同年9月の大雨では新潟県側で**羽越本線も被災**するなど、災害が頻発化・激甚化する中で、本県が関係する鉄道ネットワークの被災事例が増加し、沿線住民が大きな影響を受けている。

【山形県の取組み】

- 鉄道の被災直後から、関係県や沿線市町村と連携し、早期全線復旧をJ R 東日本や政府に対して強く要望している。
- 米坂線については、令和7年1月、「米坂線復旧に係る関係自治体首長会議」を開催し、**鉄道での復旧を第一の目標とし、上下分離や第三セクターへの移管も含めて具体的な検討を行っていく方向性を確認**。

【解決すべき課題】

- 米坂線は、全国的な鉄道ネットワークの一翼を担う重要な路線であり、太平洋側と日本海側を結ぶ横軸として、東日本大震災等の災害時にも活用された**不可欠な公共交通機関であり、鉄道としての早期の復旧が必要**である。
- 被災した鉄道の復旧に、鉄道事業者や関係自治体が前向きに取り組むためには、**補助率の嵩上げや地方債適用等によりインセンティブを高めるとともに、復旧後に上下分離や三セク移管も含め安定的に運営が維持できるよう、政府の強力な支援が不可欠**。
- 鉄道は、国土強靱化や地方創生、カーボンニュートラル等に資する重要な社会インフラであることから、大量輸送機関という観点や採算性だけで議論するのではなく、政府において**全国の鉄道ネットワークを維持する方針を明確に示し、そのための方策を実施する必要がある**。

■ 山形県に関する鉄道の被災状況

被災時期	被災路線	被災・復旧状況
令和4年8月	米坂線 (今泉～坂町)	100箇所以上で被災し、バスによる代行輸送。JRは復旧費用は約86億円、工期は5年と発表し、「単独での運営を前提とした復旧は困難」と表明。
令和6年7月	陸羽東線 (新庄～鳴子温泉)	土砂流入など19箇所では被災し、バスによる代行輸送。復旧の見通しは立っていない。
令和6年7月	奥羽本線 (新庄～院内)	土砂流入など26箇所では被災。令和7年4月運転再開。
令和6年9月	羽越本線 (村上～間島)	線路の道床が流出。 令和6年10月運転再開。

(米坂線 橋梁の流出)



■ 米坂線の復旧・運営の4パターン（JR東日本提示）

① JR運営 ② 上下分離 ③ 地域運営の鉄道 ④ バス転換	【上下分離/地域運営の鉄道の場合の運行経費等の自治体負担額】			
		山形側 (今泉-小国)	新潟側 (小国-坂町)	合計
	上下分離	8.1～10.9億円	4.7～6.1億円	12.8～17億円
	地域運営の鉄道	2.8～11.6億円	2.4～7.2億円	5.2～18.8億円

※JR東日本試算。最大値は、今後の物価等の上昇予想を反映

■ 米坂線復旧に係る関係自治体首長会議

構成員：山形県副知事、米沢市、長井市、南陽市、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町の各首長

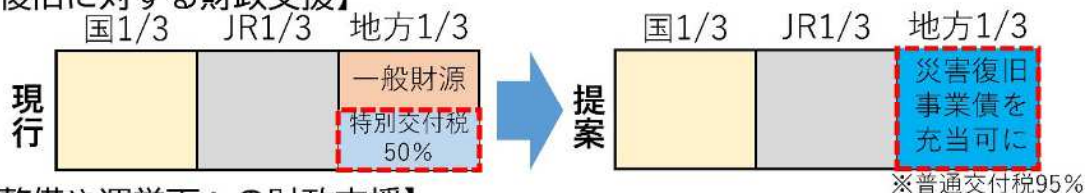
今後の方向性：鉄道での復旧を第一の目標とし、上下分離や三セク移管も含めて今後具体的に検討していく

(令和7年1月 第1回首長会議)



■ 政府の支援の拡充

【鉄道の災害復旧に対する財政支援】



【鉄道の施設整備や運営面への財政支援】

地方自治体が事業構造の変更（上下分離や三セク移管等）により災害で被災した鉄道の運営に参画する場合、補助制度の拡充や創設を含めた新たな財政支援



施設整備費 現状はなし 運営・維持管理費 現状はなし

地方空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充

【国土交通省航空局空港計画課、航空事業課、総務課企画室、航空ネットワーク企画課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

国内外からの交流人口・関係人口の拡大による地方創生の実現や災害に強い国土の形成のためには、地方空港の機能強化と航空ネットワークの維持・拡充が必要不可欠であることから

- (1) インバウンドの受入体制強化のため、国際観光旅客税の財源等を活用し、ターミナルビルの整備・拡張への支援など、訪日誘客支援空港に対する支援制度を拡充すること
- (2) インバウンド拡大に向けた地方部への誘客推進や、国土強靱化に向けた「防災拠点空港」の機能として必要な地方空港の滑走路を2,500m以上に延伸できるよう必要な支援を行うこと
- (3) 羽田発着枠政策コンテストにより増便となっている路線の恒久化と、新たに同コンテスト枠が増枠される仕組みを導入すること。

【提案の背景・現状】

- 政府は海外から地方部への誘客をより一層強力に推進していくこととしており、令和7年度予算で国際観光旅客税として総額490億円の歳入を見込んでいる。
- 庄内空港では、国際線と国内線の動線が分離されておらず、国際チャーター便の受入可能時間帯が限定されている等の課題があり、受入拡大の支障となっている。
- 山形空港では、東日本大震災時に多くの臨時便や海外支援機を受け入れた。
- 山形県内の空港は2,000m（山形県以外の東北各県の空港には2,500m以上の滑走路がある）のため、東南アジア以遠からの国際チャーター便の離着陸や、大規模災害時の代替空港としての臨時便等の大型機の受入れが困難となっている。
- 羽田＝山形線は、利用実績が堅調であり、大規模災害時には、鉄道・近隣県他空港の代替機能を果たしている。また、羽田＝庄内線は、庄内地域にとってビジネス・観光等の交流拡大のために極めて重要な高速交通の基盤となっている。

【山形県の取組み】

- 県内空港への国際チャーター便の誘致に取り組むとともに、更なる就航拡大を見据え、庄内空港における円滑な受入体制の整備等に向けたターミナルビルの施設整備計画を策定し、整備に向けた準備を進めている。
- 国内線の利用促進のため、航空利用者の裾野の拡大に向けた航空に馴染みのない若年層等へのプロモーションなど、様々な取組みを展開している。

【解決すべき課題】

- インバウンド受入拡大に向けたターミナルビルの整備については、多額の経費を要することから、訪日誘客支援空港において、その目的に沿った施設整備を行う際の支援拡充が必要である。
- 地方部へのインバウンド誘客の促進や災害時の代替空港機能を備える「防災拠点空港」として、地方空港へ2,500m以上の滑走路を整備する必要がある。
- 平成26年度からコンテスト枠で利用拡大に取り組む山形空港については、令和7年1月に4年間の配分継続となったものの、恒久的に2便化運航されるような措置が必要であり、コンテスト応募を目指す庄内空港に関しては、枠を増やす仕組みが示されたが、実際の増枠に繋がらず、コンテストの実施に至っていない。

インバウンドの県内受入状況

これまでの国際チャーター便
は主に台湾、韓国から

県内インバウンド受入客数は伸びており、国際チャーター便
が就航できない国からの需要もある

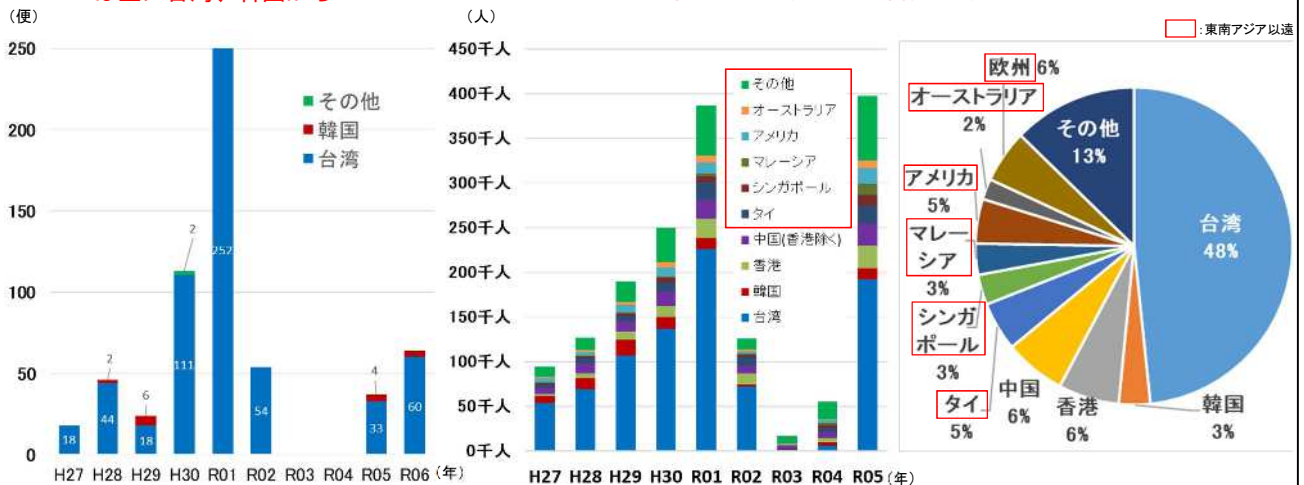


図1：国際チャーター便受入数

図2：県内インバウンド受入客数

図3：国・地域別インバウンド割合（令和5年）

東日本大震災時の利用状況【山形空港】

震災前（定期便のみ運航）

	総搭乗者数	1日当たりの搭乗者数	平均搭乗率
2月	6,387人	228人	41.6%
3月1日～11日	2,392人	224人(※)	36.9%(※)

※：地震発生後の便が欠航となったため、3月11日分を除く、3月10日までの実績としている

震災後（臨時便運航） 1日当たりの利用者が10倍超へ

	総搭乗者数	1日当たりの搭乗者数	平均搭乗率
3月12日～31日	46,935人	2,347人	83.2%
4月	69,550人	2,318人	66.8%
5月	17,411人	562人	37.8%

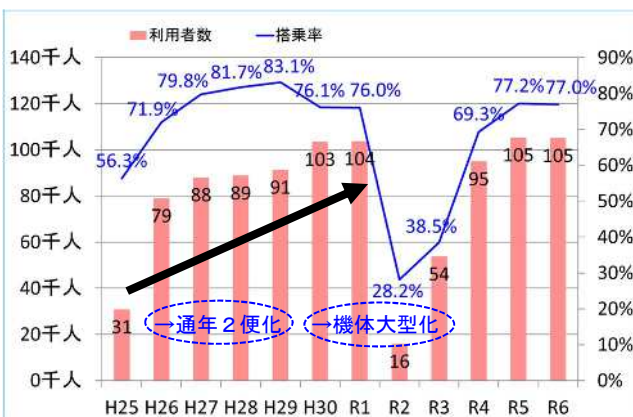


1階受付カウンター付近

空港から被災地に向かう救助関係者

羽田＝山形線 利用状況

政策コンテストによる2便化後、利用者が3倍超



R7.3.21、3.26開催



山形・羽田空港見学ツアー

幼少期から空港などに触れ合うことで、航空に親しみや愛着を育むことを目的として開催。山形空港での出発準備の様子や羽田空港のJAL格納庫などを見学。

羽田＝庄内線 利用状況

重要な交通基盤として、コロナ前は利用者が増加傾向



全国初の地方空港間による共同乗継助成

庄内空港と佐賀空港が連携し、ANA DP（宿泊付往復航空券）において、相互の乗継利用に対し割引クーポンを設定。

山形県担当部署：みらい企画創造部 総合交通政策課
県土整備部 空港港湾課

TEL：023-630-3079
TEL：023-630-2447

「交通空白」の解消等に向けた 地域公共交通のり・デザインの促進

【総務省自治財政局財政課】

【国土交通省物流・自動車局旅客課、技術・環境政策課、総合政策局地域交通課】

【提案事項】 予算拡充

- 高齢化の進行による免許返納者の増加などに伴い、高齢者をはじめ住民の日常生活の足となる地域公共交通の維持・改善が不可欠であることから、
- (1) 公共・日本版ライドシェアの導入など「交通空白」の解消に向けた自治体等の取組みに必要な財源を確保し、継続的に支援すること **新規**
 - (2) 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について、予算の拡充を図るとともに、幹線バスに係る地域の実情に応じた補助算定基準の緩和や、乗用タクシーを活用した取組みに対する支援の拡充を図ること
 - (3) 交通事業者における運転手不足に対応するため、二種免許取得への支援など事業者の雇用環境の整備に対する支援を拡充すること
 - (4) 自動運転移動サービスの導入に向け、事業者における降雪時や雪道においても安定走行が可能な自動運転技術の開発・向上に対する支援や自治体における実証に必要な財源を確保すること

【提案の背景・現状】

- 地域公共交通の「担い手」と「移動の足」不足の解消は喫緊の課題であることから、政府では、令和7年度からの3か年を「交通空白解消・集中対策期間」として、自治体のり・デザインの取組みを支援することとしている。
- 地域公共交通は、自家用自動車の普及や人口減少等により、利用者は減少の一途を辿り、自治体の負担は増大しているが、「地域公共交通確保維持改善事業」は画一的な算定基準等により、特に地方部では十分な支援となっていない。

【山形県の取組み】

- 令和2年度に国や市町村、交通事業者等とともに策定した「山形県地域公共交通計画」が7年度に終期を迎えることから、利便性が高く、持続可能な地域公共交通の確保に向けて現計画をアップデートすべく、改訂に取り組んでいる。
- 地域公共交通の「担い手」と「移動の足」の確保のため、交通事業者が負担する二種免許取得費や日本版ライドシェアの導入費等に対し助成している。

【解決すべき課題】

- 今後、全国で「交通空白」の解消に向けたり・デザインの取組みの活発化が見込まれるが、地方部では、都市部と比較して、財源も人材も不足しているため、希望する全ての自治体等が支援を受けられるよう、国庫補助について十分な予算額と実施期間を確保することが必要である。
- 地域公共交通の大幅な収益改善は困難であるため、政府の補助制度について、沿線の実態に合わせた補助要件の緩和や、地域公共交通の維持・確保のために乗用タクシーを活用した場合の上限額の撤廃など、支援拡充が必要である。
- 運転手の高齢化や長時間労働、給与水準が低いこと等を理由に深刻な人手不足に陥っていることから、業界全体の雇用環境の改善等を促進する必要がある。
- 地方部における自動運転移動サービスの導入にあたっては、降雪及び積雪に対応可能な自動運転技術の開発・向上とその実証が必要である。

地域公共交通の維持に係る自治体負担の増大

- 地域交通事業者は自治体等と連携し利用拡大・生産性向上に取り組んでいるが、コロナ禍で悪化した利用状況は回復に至らず、大幅な利用改善は厳しい状況であり、自治体負担も増大



出典：国土交通省「旅客地域流動調査」、山形県「輸送実績調査」等を基に山形県総合交通政策課作成

日本版ライドシェアの導入

- 尾花沢市におけるタクシー不足を補うため、令和6年12月に本県初の日本版ライドシェアの運行が開始
- 銀山温泉等の著名な観光地を有し、特に冬期は、旺盛なタクシー需要が見込まれることから、全ての曜日で実施



<R6. 12. 13 運行開始 (株)尾花沢タクシー>

乗用タクシーを活用した取組み

- 「おきタク（南陽市）」（令和元年度～）、「おばくる（尾花沢市）」（令和3年度～）に続き、他の市町でも実証運行を行うなど、取組みは拡大
- 地方部においては、地域公共交通の担い手として乗用タクシーへの期待が大



<R1. 10. 1 運行開始 おきタク（南陽市）>

バス等の自動車運転手不足の深刻化

- バス等の自動車運転の有効求人倍率は、全産業の平均を大きく上回り、人手不足が深刻化



出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

冬期における自動運転の実証

- 長井市において、令和6年12月下旬から約1か月間、レベル2の実証運行を実施
- 障害物を検知するセンサーが雪を検知し、停車するという降雪・積雪地域特有の技術的な課題が判明



広域道路ネットワークの早期形成（横軸の整備推進）

【国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課】

【提案事項】 予算拡充

高規格道路や一般広域道路は産業・観光振興に寄与し、大規模災害時には広域支援ルートとして国民の命を守る社会資本であるため、

- (1) 高規格道路のミッシングリンクの早期解消や高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワーク化によるリダンダンシーの確保、シームレスなサービスレベルが確保された高規格道路ネットワークの構築を推進すること
 - (2) 日本海側と太平洋側を結び、速達性や強靱性、安全性を備えたネットワークの構築のため、縦軸に比べ遅れている横軸の事業化等を推進すること
- 横軸

新庄酒田道路(国道47号)、新潟山形南部連絡道路(国道113号)、
石巻新庄道路(国道47号)、(仮)庄内内陸月山連絡道路(国道112号)
- (3) 高規格道路の安全性、信頼性の確保と利便性の向上を図るため、暫定2車線区間のトンネル等への区画柵設置の推進やスムーズな通行を確保するための対策(追越車線整備等)を講じるとともに、4車線化優先整備区間やスマートICの整備を推進すること
 - (4) 一般広域道路の国道48号や国道121号などでは、事前通行規制や脆弱な箇所があることから、強靱化に向けた検討を県とともに更に進め、加えて山形県内の主要渋滞箇所を緩和する対策を推進すること
 - (5) 計画的・長期安定的に高規格道路等の整備・維持管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに必要な予算を確保すること

【提案の背景・現状】

- 横軸は、東日本大震災で日本海側と太平洋側を結ぶ「命の道」として物資輸送や救援・救護等で役割を果たしたが、脆弱性があり機能強化を図る必要がある。
- 近年の豪雨災害では、幹線道路が被災し全面通行止めによる一時孤立が発生したほか、令和6年7月の大雨では、国道47号が被災し最大16日間の全面通行止めとなり、広域迂回を余儀なくされ、県民の暮らしや物流に支障をきたした。
- 一般広域道路では、主要渋滞箇所や大雨・大雪による通行止めが発生するなど、定時性・速達性に劣る区間や自然災害に対する脆弱性を有する区間がある。

【山形県の取り組み】

- 高規格道路の事業が円滑に進むよう事業用地の先行取得や、ストック効果の発現に向けて地域活性化ICやアクセス道路の整備に取り組んでいる。
- 開通効果や産業・観光振興に向けた取り組み事例等をプロジェクトマップにまとめ沿線自治体と情報共有し高規格道路を利活用した地域振興に取り組んでいる。
- 国道121号においては、防災・安全に関する検討のため協議会を開催している。

【解決すべき課題】

- 地域安全保障のエッセンシャルネットワークとして、安全・安心の確保と生活圏維持には、縦軸と横軸による高規格道路ネットワークの早期形成が必要である。
- 特に横軸は、縦軸に比べて整備が遅れており、事業中区間の整備推進や未事業化区間の早期計画策定が必要となっている。
- 一般広域道路の課題解決のため、国道48号の事前通行規制解消に向けた調査検討への着手や国道121号の強靱化に向けた検討を進め、山形市内における国道112号等の渋滞緩和に向けたバイパス整備の推進が必要である。

広域道路ネットワーク計画図

凡 例	
高規格道路※1	供用中 ——
	事業中 - - - -
	調査中 ○ ○ ○
一般広域道路※2	供用中 ——
	事業中 - - - -
	調査中 ○ ○ ○
構想路線	○ ○ ○
4車線化優先整備区間	——
通行止め	⊗
※1 サービス速度が概ね60km/h以上の道路	
※2 サービス速度が概ね40km/h以上の道路	



高規格道路の
ミッシングリンク

A)ダブルネットワーク化によるリダンダンシーの確保

- ・大雨や大雪、事故等により全面通行止めが発生し、広域迂回が頻発
- ・ミッシングリンクの解消を図り、ダブルネットワークの構築が必要

令和6年7月の豪雨災害による広域迂回



B)シームレスなサービスレベルの確保

- ・未整備区間が多い横軸には脆弱箇所など現況課題が多く存在
- ・シームレスネットワークの構築に向けて移動しにくい横軸の整備が必要



C)定時制・速達性に劣る区間や自然災害に対する脆弱性への対応



山形県担当部署：県土整備部 道路整備課 高速道路整備推進室 TEL：023-630-2609

広域道路のストック効果を高め、地方創生を加速する 県管理道路の整備と「橋梁の耐震化」の推進

【国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課、環境安全・防災課】

【提案事項】 制度拡充 予算拡充

広域道路のストック効果を高め、地方創生を加速させ、また、災害発生時における円滑な避難・救援・復旧活動を支えるためには、交通拠点等と広域道路を結ぶ道路ネットワークの整備や橋梁の耐震化を計画的・集中的に推進することが重要なことから、

- (1) 以下のアクセス道路について、計画的・安定的に事業進捗が図られるよう補助事業の対象とするなど、**補助制度の拡充**による支援の充実を図ること
 - ① 新たに整備される県内の骨格をなす**一般広域道路（直轄バイパス）へのアクセス道路** **新規**
 - ② 高規格道路の整備済み IC への、**1 次アクセス道路**及びバイパス整備等の**主要な 2 次アクセス道路**
- (2) 緊急輸送道路や孤立の恐れがある集落へのアクセス道路等における「**橋梁の耐震化**」に対する**補助制度の拡充**による支援の充実を図ること
- (3) 整備進捗が図られてきた広域道路のストック効果を最大限発揮する県管理道路の整備についても、必要な予算を確保すること

【提案の背景・現状】

- 本県の広域道路の整備が着実に前進する中、観光振興等の**ストック効果を最大限に発揮**させ、また、災害時の**円滑な復旧活動等**を支えるためには、高規格道路と同等の規格で整備される**一般広域道路へのアクセス道路**のほか、有料無料の境となる**整備済み IC へのアクセス道路**についても、交通量の増加などによる新たな課題に対応するための道路整備が必要である。
- 本県は、緊急輸送道路や孤立の危険性がある集落へのアクセス道路等における、「**橋としての機能を速やかに回復させるための耐震対策**」の進捗率が**全国平均より低い**。

【山形県の取組み】

- 県内全域へのアクセス性向上に向け、一般広域道路へのアクセス道路については、「山形県道路中期計画 2028」に位置付け、直轄バイパスの供用に合わせた一体的な整備に向け、準備を進めているほか、高規格道路へのアクセス道路については、バイパス化や 4 車線化などの整備を進めている。
- 緊急輸送道路等の橋梁については、「山形県道路橋耐震補強計画」に基づき、「**橋としての機能を速やかに回復させるための耐震対策**」を進めている。

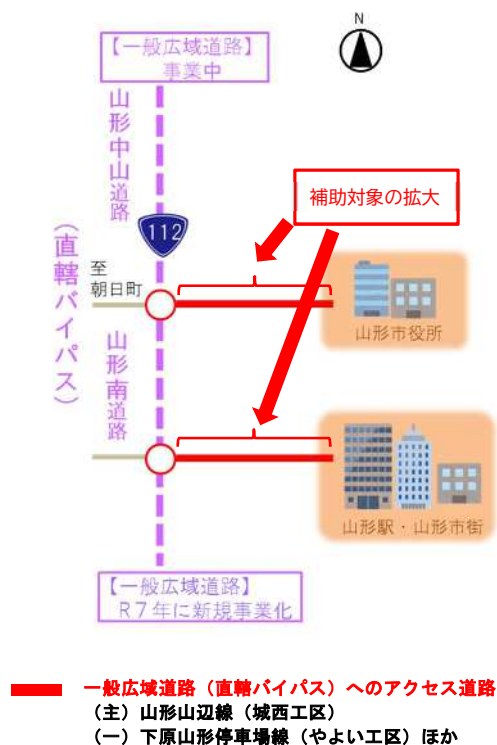
【解決すべき課題】

- ストック効果を最大限に発揮させるには、県内の骨格をなす**一般広域道路や高規格道路へのアクセス道路**を計画的・集中的に整備する必要があり、加えて、災害の発生に備え、「**橋梁の耐震化**」を進める必要がある。
- 計画的・集中的に進めるためには、安定した予算の確保が必要であることから、**補助制度の拡充**が必要である。

(1) 補助制度の拡充による支援

(イメージ)

①【一般広域道路へのアクセス道路】

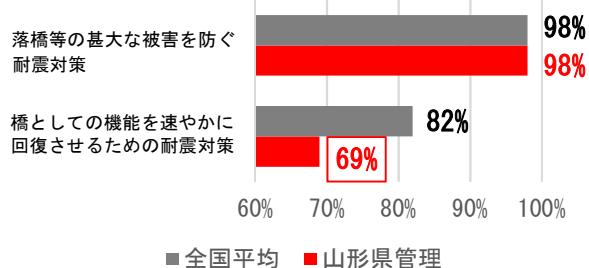


②【整備済み IC への1次及び主要な2次アクセス道路】



(2) 「橋梁の耐震化」に対する 補助制度の拡充による支援

緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 [令和6年3月末時点]



【耐震補強工事の実施例】



(3) 広域道路のストック効果を最大限発揮 する県管理道路の整備



国道 287 号（米沢長井道路）



国道 344 号（安田 BP）

酒田港の機能強化の推進

【環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課】【国土交通省港湾局計画課、海洋・環境課】

【提案事項】 予算拡充

港湾機能の強化を通じた地域経済の持続的な成長を支える基盤づくりを進めるため、酒田港において

- (1) 洋上風力発電に必要な**基地港湾**の係留施設について、計画的な事業執行ができるよう、**必要かつ十分な予算を確保**すること
- (2) 港湾の脱炭素化を推進するため、港湾脱炭素化推進計画に位置付けられた**港湾機能を高度化する取り組みへの支援を強化**すること
- (3) 酒田港の航行や荷役作業の安全・安心を確保するため、港内の静穏度を向上させる**防波堤の整備を継続的に実施**すること
- (4) 大規模地震等の災害時に緊急物資輸送を可能とし、再生可能エネルギー発電燃料輸入船と増加する外国クルーズ船の同時受入れも可能とする**岸壁の耐震強化と大型化に着手**すること

【提案の背景・現状】

- 令和6年4月、国土交通大臣から**基地港湾の指定**を受け、整備を推進。
- 物流の結節点と臨海部産業拠点である港湾は**脱炭素化上重要な役割**を果たす。
- 冬期の日本海は、冬季風浪等により**入・出港障害や荷役障害が発生**している。
- 能登半島地震では、港湾から物資輸送船により**被災地支援**が行われた。
- 令和6年に新たにバイオマス発電所が稼働したことによる燃料輸入船と増加する外国クルーズ船の寄港により、さらなる**岸壁の輻輳が懸念**される。

【山形県の取り組み】

- 基地港湾整備で発生する浚渫土砂を受け入れる埋立用護岸及び静穏度を確保する波徐堤等の整備を行っている。
- 「カーボンニュートラルやまがた」の実現に向け、令和6年3月に「酒田港港湾脱炭素化推進計画」を作成し、再生可能エネルギーの拡大などを推進するとともに、「観光立県山形」の確立に向けたクルーズ船寄港の拡大を推進している。
- 酒田港港湾計画において、港内の静穏度の目標を荷役稼働率97.5%以上として設定し、防波堤計画を定めている。
- 酒田港港湾計画に耐震強化岸壁の1岸壁新設が必要と位置づけている。

【解決すべき課題】

- 2030年エネルギーミックス達成に寄与するため、事業者の風車建設に必要な**基地港湾を計画通りに利用可能**とする必要がある。
- 港湾脱炭素化推進計画を実現するためには、接岸中の船舶へ電力を供給する設備の導入など、計画に位置付けられた港湾機能を高度化する取り組みに対して、現状の補助率1／3に対し、**補助率1／2以上への支援強化**が必要である。
- 冬期間の港内静穏度の確保のため、**防波堤の着実な整備**が必要である。
- 大地震直後にも速やかに緊急物資輸送ができるとともに、燃料輸送船とクルーズ船の同時接岸を可能とする、**既存岸壁の耐震強化・大型化**が必要である。



(1) 基地港湾の計画的事業執行・予算確保



風力発電設備
物流基地イメージ

2030年6月
運転開始予定

	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031
基地港湾 整備事業	係留施設等整備							
洋上風力 発電事業					風車建設			

(2) 港湾脱炭素化の推進



自立型電源
(蓄電池設備含む)



電力供給設備

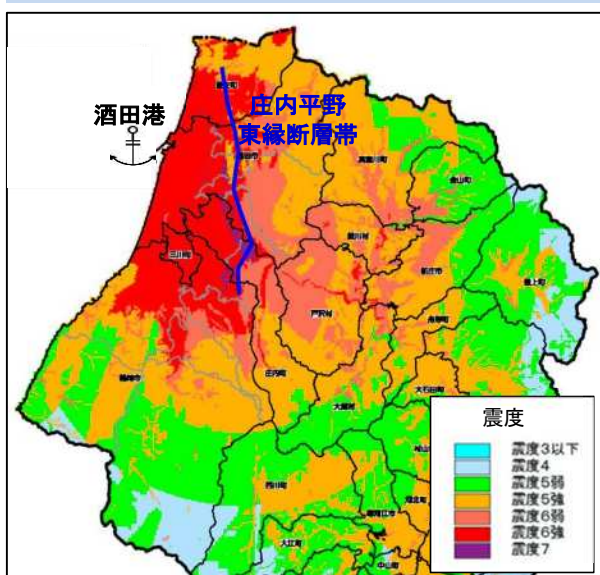
再生エネルギーを用いた港湾施設設備 (環境省水・大気環境局 HP より)

(3) 防波堤の整備推進



冬季風浪により入・出港障害や荷役障害が発生

(4) 岸壁の耐震強化・大型化（延伸・増深）の着手



想定される震度分布（庄内平野東縁断層帯）



石川県七尾港 (国土交通省港湾局 HP より)

能登半島地震時の災害支援物資運搬状況



バイオマス燃料荷役状況



クルーズ船入港状況

飛島の「特定有人国境離島地域」への指定と 地域社会の維持及び振興のための財政支援の拡充

【内閣府 総合海洋政策推進事務局】
【国土交通省 国土政策局 離島振興課】

【提案事項】 **法改正** **予算拡充**

本県の有人国境離島地域である飛島は、「特定有人国境離島地域」と同様、人口減少が著しく進行しており、地域社会を維持する上で、継続的な居住が可能となる環境の整備を図っていくべき状況にあることから、

- (1) 飛島について、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める「**特定有人国境離島地域**」に早期に追加指定すること
- (2) 指定までの間、離島活性化交付金等により「**特定有人国境離島地域**」と同様の財政支援措置を講じること

【提案の背景・現状】

- 山形県唯一の離島・飛島は、従前より、島の漁業者が違法操業の監視・警察等への通報等を行うなど、**領海や排他的経済水域の保全等に重要な機能を果たしている**。一方で、本土から約39kmと遠隔の地に位置し、人口もピーク時から9割減少（昭和15年：1,788人⇒令和6年12月140人）、高齢化率も80%を超えるなど、**将来無人化の恐れがある厳しい状況下にある**。
- 燃料や生活物資の輸送、常駐医師の不在による本土への通院など、島民は航路を頼らざるを得ず、**経済的な負担も大きい**。
- 令和6年度には島民の出産があり、6年ぶりに島に子供の声が響いているほか、本県が関係人口創出のために行った「島キャンプ」に参加した大学生が卒業後の移住を希望しているなど明るい兆しもあり、これを定住に繋げていくには、**移動や輸送にかかる負担を軽減していく必要がある**。
- 本州以南の日本海側で、特定有人国境離島地域に指定されていない有人国境離島地域は、**飛島と新潟県の粟島の2島のみ**となっている。

【山形県の取組み】

- 本県では、平成30年度から、地域社会の維持及び振興に向け、酒田市等との産学官民連携により、重点的な施策を集中的に実施する「飛島振興重点プロジェクト」を展開。令和3年度からは、「持続可能な飛島づくりプロジェクト」として、引き続き飛島の振興に向けた各種施策を積極的に展開している。
- 上記プロジェクトの成果や課題、島民及び関係者との議論を踏まえ、今後10年間の振興の基本方針となる「山形県離島振興計画」を令和5年5月に策定。

【解決すべき課題】

- 地域社会の維持及び振興のため、①島民の航路運賃の低廉化、②物資の費用負担の軽減、③雇用機会の拡充、④滞在型観光の促進について、「特定有人国境離島地域」と同様の財政支援措置が必要である。

【特定有人国境離島地域の指定状況】

※特定有人国境離島地域は法(別表)において特定



【本土との距離】

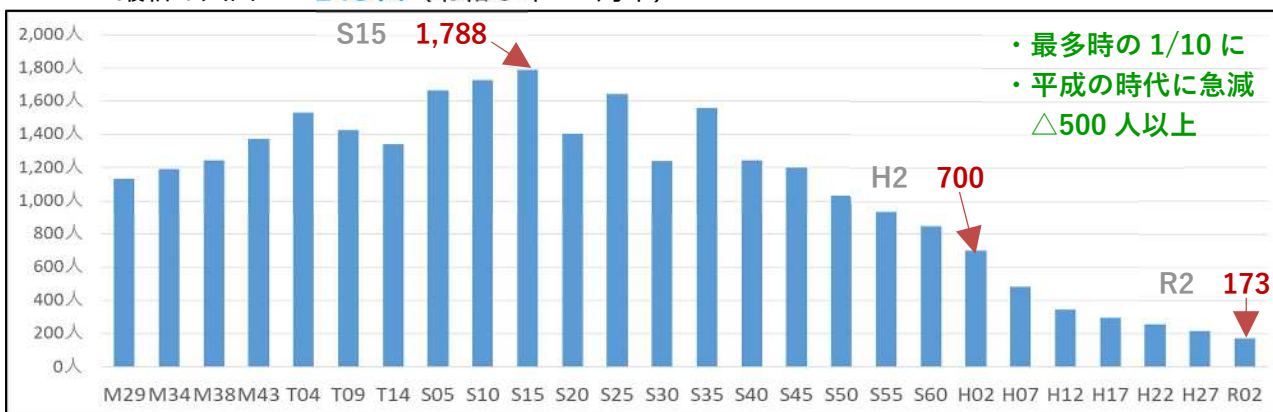


本州以南の日本海側で指定されていないのは、飛島と粟島のみ

飛島と本土の距離は、特定有人国境離島地域である山口県見島(約44km)と同程度

【飛島の人口推移】

過去最高の人口 **1,788人** (昭和15年度末)
最新の人口 **140人** (令和6年12月末)



飛島の人口は140人と、ピーク時から約9割減少(高齢化率80.7%、平均年齢71.2歳)

【関係人口創出に係る取組】



(写真) 飛島で開催した合宿形式の移住体験プログラム「島キャンプ」(令和6年度)

県及び酒田市は、飛島にUIターンした若者が立ち上げた「合同会社とびしま」と連携し、若者を中心とした関係人口の創出を進めている

山形県担当部署：みらい企画創造部 移住定住・地域活力拡大課

TEL：023-630-2680

カーボンニュートラル実現に資する 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進

【環境省 大臣官房 地域脱炭素事業推進課】

【経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房 総務課、省エネルギー・新エネルギー部 政策課、
新エネルギー課、水素・アンモニア課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、地域脱炭素の取組みを加速するため、地域ポテンシャルや地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入拡大を図る必要があることから、

- (1) 脱炭素ドミノの加速化に向け、脱炭素先行地域などによる先行的な取組みを横展開するための財政支援の充実を図ること
- (2) 地域の再エネに由来する低炭素水素の地域内利活用の促進に向け、価格差に着目した支援や燃料電池商用車普及拡大に向けた重点地域への支援について、需要・供給規模の大きい都市部だけでなく地方において活用できるよう、支援制度の拡充を図ること

【提案の背景・現状】

- 脱炭素先行地域について、第5回募集終了時点で本県からの選定はないが、重点対策加速化事業については県のほか山形市、長井市で採択され、現在も複数の市町村で採択に向けた準備が進められるなど、脱炭素化の機運が高まっている。
- 地域で生み出した再エネを最大限活用するためには、低炭素水素を地域内で有効活用していくことが鍵となるが、現行の支援制度は、水素需要・供給に係る規模の大きい地域や事業者に対する支援が中心の制度体系となっている。

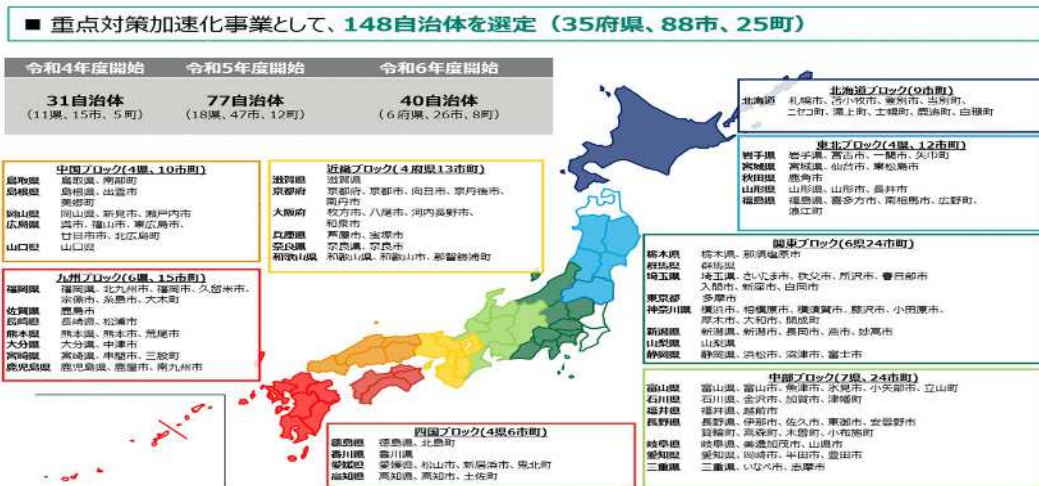
【山形県の取組み】

- 本県では、「山形県脱炭素社会づくり条例（愛称：さくらんぼ未来の地球を守る条例）」を令和5年4月から施行し、地域の脱炭素化に向けて、地域の自然的社会的条件に適した再エネの積極的な利用を推進している。
- 令和4年度に、県として重点対策加速化事業の第1回募集に東北で唯一採択され、住宅の省エネ化と再エネ導入を推進しているほか、脱炭素先行地域について、県内市町村の共同提案者として応募するなど連携して取り組んでいる。
- 令和5年度には「山形県水素ビジョン」を策定し、地域におけるカーボンニュートラルと持続的な成長が両立する社会の実現を目指し、水素の利活用に向けた取組みを進めている。また、令和6年12月には遊佐町沖における洋上風力発電事業者が選定されるなど、地域共生型の再エネを活用した低炭素水素サプライチェーンの構築に向け歩を進めている。

【解決すべき課題】

- 県内における脱炭素ドミノの加速化に向け、県内の先行事例や他県の優良事例に積極的に取り組めるよう、令和7年度をもって事業採択の終了が見込まれている重点対策加速化事業について、令和8年度以降も延長するなど、**政府において十分な財政支援が措置される必要**がある。
- GXの加速化に向けて、**特に脱炭素電源の豊富な地域へ重点的に成長産業の集積を進めていく必要**があるが、低炭素水素のサプライチェーン構築に向けた「価格差に着目した支援」は低炭素水素の最低供給量年間1,000トンと大規模事業者向けの支援となっている。また、水素ステーションの整備費や運営費等が課題となる中、「燃料電池商用車普及拡大に向けた重点地域」の需要基準も、都市部を想定した設定となっており、**地方でも活用できる施策が必要**である。
- 安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギー等への転換を着実に進めていくことで、ゆくゆくは**原子力に頼らない「卒原発社会」の実現**を目指していく必要がある。

【重点対策加速化事業の選定状況（令和7年2月3日時点）】



(出典：環境省ホームページ「脱炭素地域づくり支援サイト」)

【燃料電池商用車普及拡大に向けた重点地域の選定基準・支援内容】

1 選定基準のうち需要基準と山形県の状況 ※(1)(2)とも必須条件

- (1) 輸送量：都道府県内に登録されている車両の輸送トンキロ数が **50 億トンキロ以上**
山形県の状況 **約 24 億トンキロ** (国土交通省「自動車輸送統計年報」(2023 年度))
- (2) 走行量：都道府県内の高速道路における大型車走行台数が **10,000 台/日以上**
山形県の状況 **1,552 台/日** (国土交通省「全国道路・街路交通情勢調査」(2021 年度))

2 重点地域の水素ステーションに対する集中的な支援

	現行	令和7年度(案)	
		重点地域	重点地域以外
整備費	補助率：1/2～2/3 補助上限：～4.5億円+2億円 ¹ ¹ 大規模2レーンの場合	補助率 2/3	補助率 2/3⇒1/2
固定運営費 (人件費、電力基本料 金等)	補助率：2/3 補助上限：～3,000万円 (充てん量増加で補助金減額)	能力増強に対する支援(商用車対応) 移動式STへの支援廃止、中小規模STの支援縮減(1/2) 補助率：2/3 補助上限額：～4,500万円(24h営業の場合)	段階的に引き下げを検討 (令和7年度は現状維持)
変動運営費 (機器修繕費等)	実質支援なし	充てん量増加による補助金減額の廃止	
水素調達費 (水素原価、輸送費)		既存燃料費を踏まえた、追加的な運営費支援 約700円/kg×商用車充填量(kg)	—

(出典：第7回モビリティ水素官民協議会(R7.1.16開催)資料3)

野生鳥獣による農作物被害防止対策への支援の拡充

【農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室】

【提案事項】 **制度改正** **予算拡充**

野生鳥獣による農林水産業への被害は、農林漁業者の営農意欲低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせていることから、被害防止対策として効果的な地域主体の取組みをより一層推進するとともに、捕獲担い手の育成や捕獲技術向上による捕獲活動の体制強化を図るため、

- (1) 被害防除、生息環境管理、捕獲を組み合わせた対策や侵入防止柵の整備の促進が図られるよう、**鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算を確保**すること
- (2) **被災射撃場の復旧費についても鳥獣被害防止総合対策交付金の支援対象に含めること** **新規**

【提案の背景・現状】

- 本県の野生鳥獣による農作物被害は、平成 16 年度をピークに減少傾向にあるが、令和 5 年度は約 4 億 1,200 万円と 3 年ぶりに**前年度を上回る被害が生じており、依然として深刻な状況**である。
- **地域からの支援要望は増加**しているにもかかわらず、交付金の**配分額は要望額の 6～7 割程度と低い**状況である。
- イノシシ等の大型獣の被害対策に必要不可欠な、銃による捕獲を担うことができる**猟友会会員は高齢化が深刻な状況で、若手人材の不足**が切迫している。
- **射撃場は**、捕獲技術向上を図る上で地域に欠かせない施設だが、中山間地に立地することが多く、**ひとたび被災すれば復旧までに多くの時間と経費が必要となる**ほか、復旧までの間、地元捕獲者の射撃訓練実施に支障をきたしてしまう。

【山形県の取組み】

- 農作物に及ぼす夏季（4 月～10 月）のイノシシを捕獲した場合、交付金の助成単価に上乗せして支援している。
- 地域の合意形成や被害対策のノウハウ習得のための研修会を開催し、地域住民に鳥獣対策を指導できる人材の育成を推進している。
- 地域主体の継続的・総合的な被害対策を確立するため、農林水産省登録の鳥獣被害対策アドバイザー等を地域へ派遣し、実践的な指導の支援をしている。
- 捕獲の担い手確保に向けて、狩猟免許取得のための講習会開催のほか、新規狩猟者の銃購入や射撃講習会における弾薬経費を支援している。

【解決すべき課題】

- 要望に対する**内示率が低い状況の改善**に加え、捕獲従事者の身体的・経済的な負担が増すなか、1 頭当たりの**捕獲活動経費の引上げ**など、**鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算の確保と支援の拡充**が必要である。
- 射撃場は捕獲技術向上に必要不可欠であり、**新設や機能強化に係る経費だけではなく、現存施設の災害復旧に要する経費も支援する必要がある**。

○ 野生鳥獣による農作物被害の推移（平成 19 年度～令和 5 年度）

全体被害額は減少しているが、イノシシによる被害は平成 29 年度から急増し高止まり。



イノシシによる水稻被害

○ 鳥獣被害防止総合対策交付金の要望額と充足率（令和元年度～令和 5 年度）

年々要望は増加しているが充足率はハード対策が 8 割、ソフト対策が 6 割程度。

鳥獣被害防止総合対策交付金の要望額に対する充足率

(千円)

年度	整備交付金			推進交付金			合 計		
	要望額	交付額	充足率	要望額	交付額	充足率	要望額	交付額	充足率
R元	29,936	25,644	86%	76,832	58,772	76%	106,768	84,416	79%
R 2	29,176	22,173	76%	98,314	62,345	63%	127,490	84,518	66%
R 3	29,780	23,630	79%	127,090	80,137	63%	156,870	103,767	66%
R 4	27,977	23,572	84%	132,987	85,877	65%	160,964	109,449	68%
R 5	30,462	25,892	85%	142,828	97,146	68%	173,290	123,038	71%
R 6	11,701	9,945	85%	123,943	76,502	62%	135,644	86,447	64%

○ 銃による捕獲を担う猟友会会員等の高齢化の状況（平成 29 年度～令和 5 年度）

イノシシ等の大型獣の被害対策は銃による捕獲が必要であるが高齢化により担い手不足。



○ 令和 6 年 7 月豪雨に伴う山腹崩落により射撃場に土砂が流入

300m の長距離射撃ができる射撃場であり捕獲技術向上のために早急に復旧が必要。



山形県担当部署：農林水産部

環境エネルギー部

農村計画課

みどり自然課

TEL:023-630-2218

TEL:023-630-3042

地方財政基盤の確立

【総務省 自治財政局 財政課、交付税課】

【提案事項】 予算拡充

地方の安定的な財政運営には、各団体が必要とする一般財源が確保されることが不可欠であることから、

- (1) 当面する物価・人件費の高騰への対応に加え、人口減少局面におけるこども・子育て施策等の強化や、地域の持続的発展に不可欠な「産業の稼ぐ力の向上」といった**財政需要を地方財政計画に的確に反映**すること
- (2) 地方交付税の算定にあたっては、人口減少が著しい地方が**地域社会の持続可能性を確保するために必要な財政需要をなお一層考慮**すること
- (3) 地方交付税の法定率の引上げ等、適切な財源対策による臨時財政対策債の発行に依存しない持続可能な地方交付税制度を確立すること

【提案の背景・現状】

- 物価・人件費の高騰が進む中であっても、人口減少に歯止めをかけるためのこども・子育て施策の強化や若者・女性の県内定着・回帰の促進、地域経済の好循環を創出するための産業の稼ぐ力の向上といった、行政ニーズに対するきめ細やかな施策展開が必要であり、**引き続き安定した一般財源の確保が重要**となるが、本県の一般財源の規模は、物価の上昇率に追いついていない状況にある。
- 令和7年度地方財政計画では、交付団体ベースの一般財源総額が前年度比1.1兆円の増となったものの、本県の令和7年度予算編成においては180億円の調整基金の取崩しを余儀なくされるなど、多額の財源不足額が生じている。また、本県の中期的な財政収支の推計では、**毎年度150～200億円程度の財源不足に対応していかなければならない**など、引き続き厳しい財政状況が想定されている。

【山形県の取組み】

- このような状況を踏まえ、本県では「山形県行財政改革推進プラン2025」（令和7年3月策定）に基づき、持続可能な財政運営の確保に向けて、更なる行財政改革に取り組んでいく。

【解決すべき課題】

- 地方財政計画において、的確に歳入を見積もるとともに、歳出面では今後も物価・人件費の高騰や、人口減少対策等といった財政需要を的確に捉え、引き続き一般財源総額を確保していく必要がある。
- 普通交付税の多くの費目は人口が基礎とされるところ、多様化する行政ニーズに対応するため、本県の一般財源規模を十分に確保する必要があるが、基準財政需要額の伸びが全国より小さくなっており、人口減少地域の財政状況に一層考慮した算定方法となるよう見直しが必要である。
- 臨時財政対策債を引き続き抑制するとともに、法定率の引上げ等、持続可能な地方交付税制度の確立が必要である。

【参考資料】

1. 山形県の一般財源規模と消費者物価指数（令和2年＝100）の推移

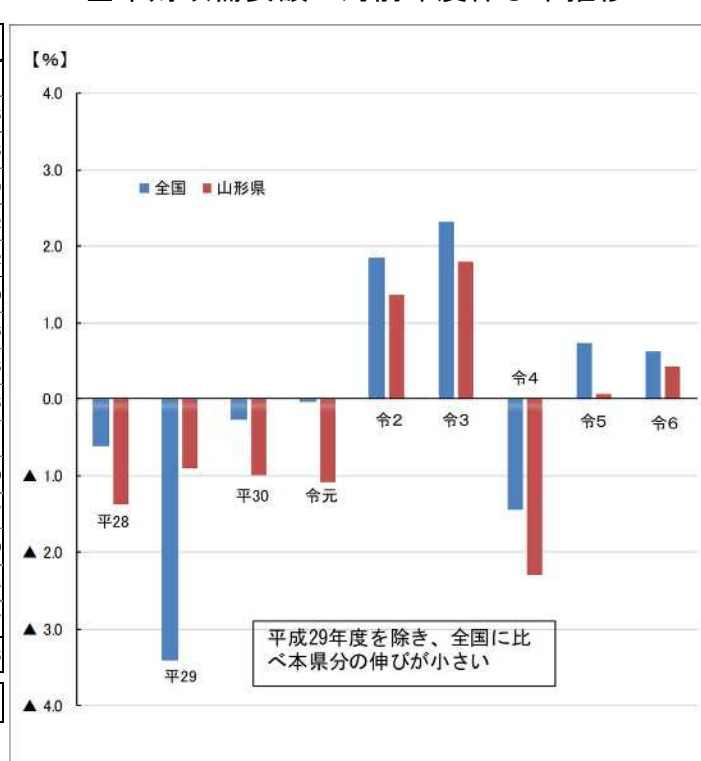


2. 今後の財政収支の見通し

		(単位：億円)				
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
歳入	県 税	1,150	1,182	1,199	1,210	1,221
	地 方 交 付 税	2,131	2,221	2,255	2,311	2,355
	国 庫 支 出 金	827	717	719	725	725
	県 債	525	441	418	440	479
	そ の 他	1,941	1,824	1,782	1,749	1,712
	計 (A)	6,574	6,385	6,373	6,435	6,492
歳出	人 件 費	1,478	1,578	1,493	1,581	1,510
	社 会 保 障 関 係 経 費	716	716	716	716	716
	公 債 費	888	912	957	980	1,005
	一 般 行 政 費	2,590	2,507	2,499	2,441	2,485
	投 資 的 経 費	1,082	868	854	869	921
	公 共 事 業 費	381	380	381	378	380
	単 独 事 業 費	312	280	252	292	327
	国 直 轄 事 業 負 担 金	134	131	128	120	120
	そ の 他	255	77	93	79	94
	計 (B)	6,754	6,581	6,519	6,587	6,637
	財 源 不 足 額 (C=A-B)	△180	△196	△146	△152	△145
調 整 基 金 残 高 ・ 財 政 赤 字		158	△38	△184	△336	△481

注1：「地方交付税」には地方譲与税、地方特例交付金を含む。
注2：「一般行政費」には繰出金、予備費を含む。
注3：令和7年度の数字は財源確保対策を講じた後の当初予算の姿である。

3. 基準財政需要額の対前年度伸び率推移



4. 「人口減少対策」及び「産業の稼ぐ力の向上」に係る主な施策

1 中長期を見据えた「人口減少対策」の強化

- 0～2歳児の保育料無償化に向けた段階的な負担軽減 989百万円
- 若者・子育て世帯への移住支援金の拡充をはじめとする様々な県単独支援による移住促進 118百万円
- 女性の賃金向上、正社員化、キャリアアップの促進等により働く女性をサポート 92百万円
- 性別等によるアンコンシャス・バイアスの解消と包摂性・寛容性の高い地域づくりの推進 24百万円

2 時代の変化を推進力とした「産業の稼ぐ力の向上」

- 観光消費拡大に向けた付加価値が高い観光地づくりとインバウンド旅行商品の造成支援 131百万円
- 外国人材のリレー派遣や果樹研修ファーム整備等による農業人材確保と経営継承の促進 75百万円
- 県内企業の脱炭素経営の推進と競争力強化によるGX関連産業参入と取引拡大への支援 33百万円
- 地域課題解決型ビジネス創出の全県的支援体制の構築 15百万円

上下水道事業の基盤強化を促進するための支援の充実

【国土交通省水管理・国土保全局

上下水道企画課、大臣官房参事官（上下水道技術）、水道事業課、下水道事業課】

【提案事項】 予算拡充 制度拡充

国民生活の重要なインフラである上下水道施設の基盤強化が不可欠であることから、

- (1) 老朽化対策の推進に向け、点検・調査を踏まえた修繕・改築・更新に必要な費用の財政支援、また、簡便で効率的な点検・調査・診断・補修の実用化に向けた技術開発を推進すること **新規**
- (2) 耐震化計画の実現に向けた事業規模の確保や補助率の引上げ、さらに、対象施設の拡大および採択基準の緩和を図ること
- (3) 水道事業者の枠を超えた水道事業の広域連携を促進するための交付金事業について、計画策定前段階からの助成、補助率の引上げ、採択基準の緩和を図ること

【提案の背景・現状】

- 今年1月、埼玉県で老朽化した下水道管の破損に伴う道路陥没事故が発生した。本県の下水道管は4割が供用開始25年を超える管であり、主要な幹線等で行った調査では、3割の管が対応必要と判断されている。
- 能登半島地震では、上下水道施設が被災し、住民生活に多大な影響を及ぼした。本県の耐震化率は、上下水道事業が厳しい経営環境にあるため、全国に比べ低い状況にある。
- 水道事業の広域化の合意形成に至るまで相当の時間と経費が必要。また、交付金の採択基準に、事業者数や人口、時限措置等の要件があるが、本県の水道事業者の規模では活用が困難である。

【山形県の取組み】

- 下水道については、「ストックマネジメント計画」に基づき、点検・調査・診断を行い、必要な修繕・改築・更新による老朽化対策を、また、「上下水道耐震化計画」に基づき耐震化を計画的に進めるよう努めている。
- 県内の4圏域すべてにおいて、水道事業の広域化の合意形成に向けた検討を行っている。そのうち庄内圏域においては「水道基盤強化計画」を策定済み。

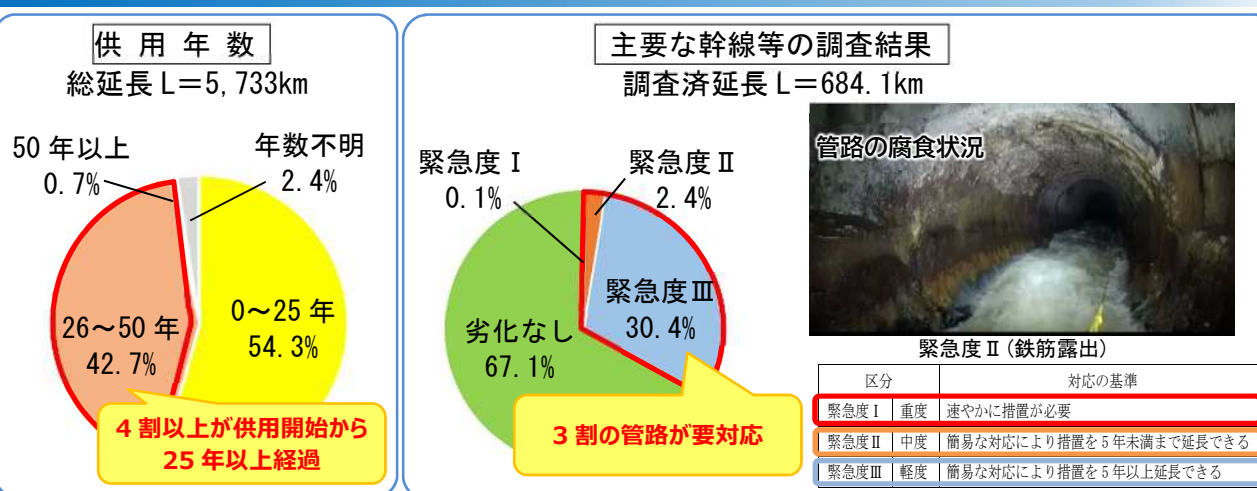
【解決すべき課題】

- 上下水道事業の安定的な継続には、今後増大が懸念される施設の老朽化に対応していくことが必要なため、更なる財政支援が必要である。
- 広域的に埋設された管路の点検～補修までの一連のサイクルには、多くの期間と費用を要しており、より効率的な維持管理に向けた技術支援が必要である。
- 「上下水道耐震化計画」に基づき、施設の耐震化を進めるためには、十分な事業規模の確保と補助率の引上げが必要である。
- 水道施設の耐震化については、重要施設に接続しない管路も交付対象とするなど対象施設の拡大や事業採択基準の緩和が必要である。
- 広域連携を促進するため、水道事業者が広域化の合意に至る前からの助成や広域化に係る事業への交付率の引上げおよび採択基準の緩和が必要である。

❖ 上下水道施設（管路）の老朽化対策・耐震化、広域連携の主な支援制度

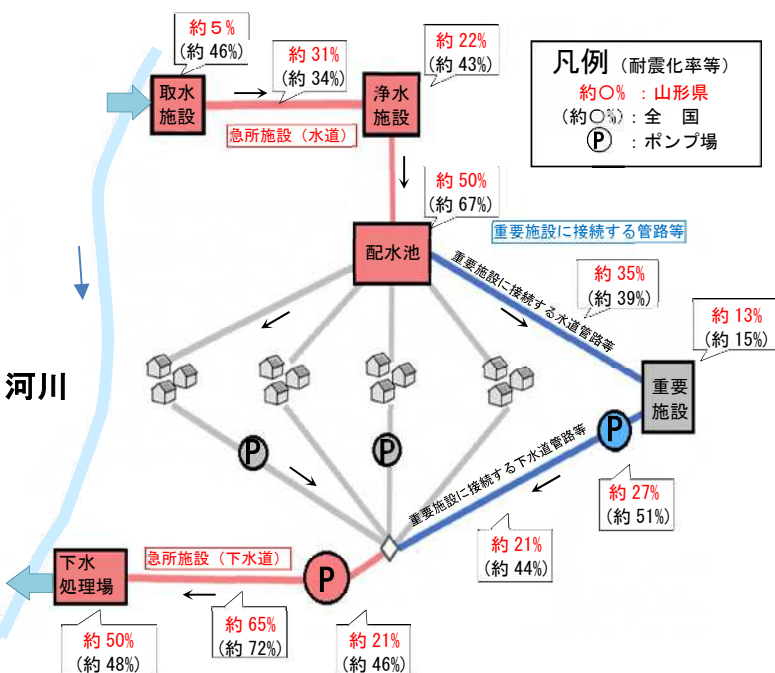
主な事業内容(対象施設)	提案内容 ※下記赤字部分	
	補助率	支援制度
(1) 老朽化対策 (上下水道管路)	引上げ 水道: 1/4 → 1/2 下水道: 1/2 → 2/3	水道: ○塩ビ・ダクトイル・鋼管等管路であって 40 年以上経過し、耐震適合がない基幹管路→配水支管も対象へ ○下記のいずれかを満たすことが条件である ・ 資本単価 90 円/㎡以上の水道事業者または 70 円/㎡以上の用水供給事業者が行う事業 ・ 加速要件(直近5か年の耐震化進捗率)を満たす事業者が行う事業 →資本単価要件の緩和 もしくは 両方の撤廃 下水道: 補助率は主に処理場: 2/3、管路: 1/2 →下水道(処理場と管路)を1つのシステムと捉え、補助率を同率へ
(2) 耐震化 (急所施設および重要施設に接続する管路)	引上げ 水道: 1/3 → 1/2 下水道: 1/2 → 2/3	
(3) 広域連携 (広域連携に向けた施設整備等)	引上げ 水道: 1/3 → 1/2	3事業者以上(かつ人口3万人以上)、令和 16 年度までの時限措置等→採択基準の緩和、期限の延長

❖ 山形県の下水道管の供用年数と管路調査結果 (R6. 3)



❖ 山形県の上下水道施設の耐震化の現状

(出典: 国土交通省上下水道施設の耐震化状況の緊急点検結果より)



❖ 県内水道広域連携の取組

庄内圏域 ◇ 庄内圏域広域化による経営基盤強化の推進



【 庄内圏域の水平統合 】

- R6. 10 基本協定締結 (2 市 1 町)
- R7. 1 水道基盤強化計画 策定・公表 (県)
- 10 企業団 設立 予定 (2 市 1 町)
- R8. 4 事業開始 予定 (2 市 1 町)

山形県担当部署 : 防災くらし安心部 食品安全衛生課
 県土整備部 下水道課
 企業局 水道事業課

TEL : 023-630-3313
 TEL : 023-630-2568
 TEL : 023-630-2344

工業用水道事業への支援の充実

【内閣官房国土強靱化推進室】

【経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課】

【提案事項】 **予算拡充**

工業用水道は、企業が安定して生産活動を行ううえで不可欠かつ重要なインフラである。本県では、昭和 30 年代に整備した施設を中心に老朽化した施設の更新や管路の耐震化等の強靱化を図るため、今後多額の投資が必要となっている。また、近年、河川環境の変化に伴い取水口付近への塩水遡上等が発生し、応急対応の費用も増嵩している。これらへの対応を進めるにあたっては、受水企業への料金単価上昇を抑制し、安定的な供給を継続する必要があることから、

- (1) 施設強靱化を図るための**補助金の予算拡充**及び**補助率の引上げ**を行うこと
- (2) 「**国土強靱化実施中期計画**」においては、「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」を上回る**事業規模を確保**するとともに、**工業用水道の施設強靱化に充当する財源の充実**を図ること
- (3) **塩水遡上対策等、水質保持のための施設整備を補助対象とすること**

【提案の背景・現状】

- 山形県内の工業団地には、半導体やファインケミカル等の企業が集積し、**国内産業の活性化に大きく貢献**している。これらの企業からは、**一定の品質を確保した工業用水の安定的な供給**が求められている。
- このような中、昭和30年代に重厚長大産業を支える目的で建設された酒田工業用水道事業においては、時代の経過とともに**需要の減少**や**老朽化した送水管路の強靱化更新等**の課題を抱えるなど、**厳しい状況**に置かれている。
- 加えて、近年の河川環境の変化を受け、取水口付近まで及ぶ「**塩水遡上**」への**対策**や、令和6年7月の大雨災害のような記録的大雨時の**河川氾濫に備えた浸水対策**が求められている。
- これらに対応するには多額の投資が必要となるため、**供給料金の大幅な値上げ**を余儀なくされ、**受水企業の経営に大きな影響**を与える懸念がある。

【山形県（企業局）の取組み】

- 酒田工業用水道事業において、老朽管の耐震化更新を計画的に実施している。
- また、老朽化した施設の耐震化、浸水対策を含めたリニューアルに向けて、費用対効果の大きいものとなるよう、今後の需要見込みを考慮した施設のダウンサイジング等、効率的なリニューアル手法について検討を進めている。
- 更に、取水口付近では塩水遡上が度々発生し、上流部からの仮設取水で対応しているが、施設リニューアルにあわせた新たな水源確保などの恒久対策が求められている。

【解決すべき課題】

- 工業用水道事業の施設更新を計画し施設強靱化を図るためには、**手厚い国庫補助が必要不可欠**であり、全国の更新事業に応じた**予算総額の増額**が必要である。
- また、現在の補助率は22.5%となっており、大規模改修による事業体の負担が大きく、**料金の大幅な値上げを避けるためには、補助率の引き上げ**が必要である。
- 長期的な視点での施設強靱化の取組みの計画策定、実施のため、**恒久的かつ安定的な財源の確保**が必要である。
- 塩水遡上等の環境変化に伴う**工業用水の水質低下を防ぎ、水質を保持する恒久的な対策を行う施設整備**についても財政支援が必要である。

酒田工業用水道が抱える課題

山形県企業局では3つの工業用水道事業を実施している。このうち、最上川下流域から取水し酒田臨海工業団地等へ給水する酒田工業用水道は、老朽化した施設・送水管路の更新及び耐震化を行うとともに、更に、浄水場等が洪水浸水想定区域にあるため、浸水対策も含めた全体のリニューアルも行う必要がある。また、近年は取水口付近への塩水遡上が頻発し、約800m上流での仮設取水が必要となり、その応急対応費（3千万円）が収益を圧迫している。塩水遡上への抜本的な解決のための恒久対策には、多額の費用が見込まれている。



山形県企業局酒田工業用水道事業

事業名	酒田工業用水道
給水開始	昭和37年9月
水源	最上川表流水
取水口	河口から8.3km
給水先	24社30事業所
基本使用水量	34,320 [m ³ /日]
給水能力	75,000 [m ³ /日]
契約率	45.8%
料金	基本 30 [円/m ³] 超過 60 [円/m ³]

塩水遡上の影響

H27、H30に河川流量の減少に伴い、1週間以上にわたり取水口付近までの塩水遡上が発生した。受水企業では、兩年とも、半導体やケミカル関連企業等の7社で製造ラインの停止や生産縮小を余儀なくされ、地域経済は大きな打撃を受けた。



今後、山形県企業局において計画している工業用水道の更新工事

令和6年度～ 送水管（圧送管）更新工事
令和8年度～ 浄水場リニューアル工事（導入可能性調査含む）

概算総事業費 50億円超

令和7年度 工業用水道事業費補助の概要

補助事業の概要	補助率	予算額
施設強靱化（耐震化、浸水対策、停電対策）	22.5%	21億円
デジタル技術を活用した広域化等や民間活用の導入		

東日本大震災に伴う広域避難者に対する支援の継続

【復興庁】

【提案事項】 予算継続

東日本大震災からの復興については、令和 7 年度で「第 2 期復興・創生期間」が終了するが、避難生活の長期化により広域避難者の抱える課題は個別化・多様化しており、今後も引き続き支援が必要であることから、

- (1) 被災した子どもの就学支援や、避難者の心のケアなど、避難世帯の生活再建を支援する施策を継続すること
- (2) 避難者の見守りや相談活動など、避難先において受入支援に取り組む地方自治体に対する財政措置として、被災者支援総合交付金を継続すること

【提案の背景・現状】

- 国が定めた東日本大震災からの復興の基本方針では、「第 2 期復興・創生期間」を令和 7 年度までと位置付け、原子力災害被災地域については令和 7 年度に復興事業全体の在り方について見直しを行うとしている。
- 本県は、東日本大震災後、福島県をはじめ被災県からピーク時には全国で最も多い約 1 万 4 千名の広域避難者を受け入れ、14 年を経過した今なお約 1,200 名の方々が避難している。
- 避難生活の長期化に伴い、避難者の抱える課題は個別化・多様化しており、中には生活困窮や心身の健康問題など複数の課題を抱えたり、就学支援が必要な高校生がいるなど、特に支援の必要な世帯がある。
- 本県が毎年度実施している避難者アンケートにおいて、心身の不調については約 7 割の方が心身に何らかの不調を抱えており、心身の健康に資する取り組みの継続が必要となっている。

【山形県の取り組み】

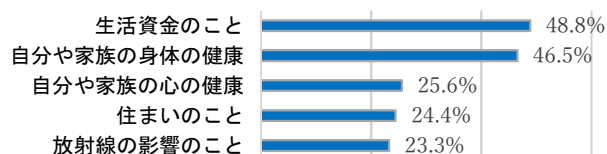
- 本県では、「被災者支援総合交付金」を活用し、避難者が孤立化しないよう、相談会の開催や生活支援相談員等による訪問・相談活動など、官民一体となってきたきめ細かな支援を行っている。

【解決すべき課題】

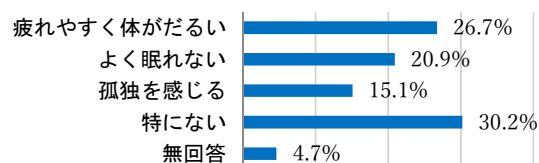
- 令和 8 年度以降においても、被災した子どもの就学支援や避難者に対する心のケアなどの支援の継続が必要な状況にある。
- 今後も避難を継続する意向の方が多いことから、困難な課題を抱えた世帯に対する支援や心身の健康不安に対応する適切な支援を行うことができるような財政措置が引き続き必要である。

令和6年度 山形県東日本大震災避難者アンケート結果から

今の生活で困っていること、不安なこと(複数回答)



心身の不調について(複数回答)



※「特にない」と「無回答」を除いた割合が約7割

本県における避難者支援策実施状況

○「やまがた避難者支援協働ネットワーク」による支援（「交流相談会」の開催）



交流相談会における健康相談



交流相談会における交流

○特に支援の必要な避難者に係る個別支援（「避難者ケースマネジメント」の実施）



個別訪問



ケース会議

○「復興ボランティア支援センターやまがた」運営支援 (避難者向け情報誌・ホームページ等による情報発信、支援者に対する支援の実施)



情報誌うえるかむ



支援者のつどい

○避難者支援センターの運営への助成（2箇所（山形市、米沢市）設置）

○生活支援相談員による訪問・相談活動（7市・12名配置）

○山形・新潟・福島三県による「心のケア」に係る連携事業

（生活支援相談員等のスキルアップ合同研修会・情報交換会等の開催）

山形県担当部署：防災くらし安心部 防災危機管理課 被災者・避難者支援室
TEL：023-630-3164

水産研究所職員の公務中における死亡事故の概要

1 当事者

- (1) 氏名・年齢 五十嵐 大将 (いからし ひろまさ) 31 才
- (2) 所属・職名 水産研究所 浅海増殖部 研究員 (令和 4 年度採用)
- (3) 住 所 鶴岡市

2 事故の経緯

- 4 月 2 日
- 8:30 五十嵐研究員が会計年度任用職員に地上監視を依頼
 - 12:50 五十嵐研究員が温福漁港に設置したイガイ稚貝の採取装置を回収 (会計年度任用職員が補助)
 - 13:58 五十嵐研究員が潜水作業を開始 (1.5～2 時間で上がってこない場合は研究所に連絡するよう会計年度任用職員に指示)
 - 14:05 会計年度任用職員が副所長へ電話し、潜水作業の開始を報告
 - 14:45 会計年度任用職員が五十嵐研究員の姿を確認
 - 15:00 会計年度任用職員が潜水作業近くのテトラポットまで行き、大声で呼びかけるが五十嵐研究員からの返答はなし
 - 15:32 潜水開始から 1.5 時間が経過したことから、会計年度任用職員が副所長に電話。副所長は 2 時間経過したら再度電話するよう指示
 - 15:59 会計年度任用職員が再度副所長に電話
水産研究所職員が地元漁業者 (水難救済会等) に連絡し、協力を要請
 - 16:10 地元漁業者 (水難救済会等) が現場に到着し、搜索を開始
 - 16:41 所長が警察及び酒田海上保安部へ通報
 - 16:50 副所長から県庁水産振興課に事故発生 of 電話
 - 17:00 五十嵐研究員が海底に沈んでいる状態で発見される
 - 17:59 五十嵐研究員の死亡が確認される

【4 月 2 日の作業内容】

五十嵐研究員が沿岸付近の海中で空気ボンベを使用して潜水し、イガイ (ムール貝と近縁な二枚貝) の増養殖試験に使用する稚貝を海中から採集するための器具を設置する作業を実施。

3 潜水作業を一人で行うこととなった理由

「山形県水産試験場職員潜水業務心得」では、潜水作業は潜水者2名1組で行うとされているが、令和6年度は、全21回のうち1名で潜水した回数が8回となっており、その理由は以下のとおり。

- 潜水業務を行う浅海増殖部職員3名のうち、年度後半から潜水業務に従事することが困難な体調の職員が生じた。
- そのため、例えば、海岸近くの浅い場所で海底の写真を撮影するなどの比較的簡易で危険性の低い業務については、地上からの監視員（正職員）を配置して一人で潜水することが増加した。
- また、一人での潜水が事後に確認された場合でも、所長・副所長の適切な指導が行われず担当者任せとなっており、一人作業の増加を助長した。

4 管理体制の問題点

- 水産研究所は、2名1組で潜水作業を行うと定めた「潜水業務心得」を若手の研究員に周知していなかった。
- 潜水作業の際は、「潜水作業従事伺」により事前に所長の決裁が必要であったが、ほとんどが事後申請となっていた。また、所長・副所長は、口頭などでも作業時間や場所、内容などを事前に把握していなかった。
- 所長・副所長は、潜水者1名での作業を認知した際に、直ちに2名1組で作業するよう指導すべきところ、なされていなかった。

5 事故対応の問題点

- 監視員として、潜水知識や救助ノウハウを持たない会計年度任用職員を同行していることを所長は承知しておらず、副所長は見過ごしていた。
- 監視の会計年度任用職員からの電話連絡を受けた副所長は、事故の可能性を疑うべきにもかかわらず、直ちに救助要請の対応を行わなかった。

6 再発防止策について

潜水作業に伴う事故の再発防止に向けて、以下の対策を検討中。

- ①潜水業務に係る規程の点検・見直しと周知徹底
- ②職員の安全確保に向けた研修の実施
- ③潜水作業体制2名1組及び「潜水作業従事伺」の事前承認の徹底
- ④緊急時マニュアルの整備
- ⑤潜水業務の外部委託など、潜水土資格を有する職員が配置困難な場合の対応

なお、農林水産部各課に対し職務遂行上の事故防止に向けて注意喚起を行ったほか、職場における事故防止対策マニュアルの点検及び周知徹底を通知した。

以上